

平成 25 年第 1 回定例会会議録

平成25年 第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期16日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
2月28日	木	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
3月 1日	金	休 会	議案調査
3月 2日	土	休 会	（市の休日）
3月 3日	日	休 会	（市の休日）
3月 4日	月	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
3月 5日	火	本 会 議	一般質問
3月 6日	水	本 会 議	一般質問
3月 7日	木	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
3月 8日	金	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
3月 9日	土	休 会	（市の休日）
3月10日	日	休 会	（市の休日）
3月11日	月	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
3月12日	火	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
3月13日	水	休 会	議事整理
3月14日	木	休 会	議事整理
3月15日	金	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成25年 第1回菊池市議会定例会会議録（目次）

2月28日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号……………	37
2. 本日の会議に付した事件……………	39
3. 出席議員氏名……………	42
4. 欠席議員氏名……………	42
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	43
6. 事務局職員出席者……………	43
7. 開 会……………	44
8. 開 議……………	44
9. 日程第1 会議録署名議員の指名……………	44
10. 日程第2 会期の決定……………	44
11. 日程第3 議案第2号から議案第47号まで一括上程・説明……………	45
12. 日程第4 議案第48号上程・説明・質疑・討論・採決……………	63
13. 日程第5 議案第49号上程・説明・質疑・討論・採決……………	64
14. 日程第6 報告第3号上程・報告・質疑……………	66
15. 日程第7 請願第1号及び請願第2号上程……………	68
16. 日程通告 散会……………	69

3月1日（金曜日） 休 会

3月2日（土曜日） 休 会

3月3日（日曜日） 休 会

3月4日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号……………	73
2. 本日の会議に付した事件……………	73
3. 出席議員氏名……………	73
4. 欠席議員氏名……………	74
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	74
6. 事務局職員出席者……………	74
7. 開 議……………	75
8. 日程第1 質疑……………	75
9. 日程第2 常任委員会付託……………	77

10. 日程第3 一般質問	80
(1) 境 和則君質問	80
「合併の効果について」	81
○市長 福村三男君答弁	82
境 和則君再質問	87
○市長 福村三男君答弁	88
休 憩	89
開 議	90
○市長 福村三男君発言の申し出	90
境 和則君再々質問	90
○市長 福村三男君答弁	91
(1) 怒留湯健蓉さん質問	94
「福村市政の成果と引き継がれるべき課題について」	94
○市長 福村三男君答弁	98
○市民環境部長 下田俊一君答弁	99
○総務企画部長 野口祐成君答弁	100
怒留湯健蓉さん再質問	102
○市長 福村三男君答弁	104
○総務企画部長 野口祐成君答弁	108
怒留湯健蓉さん再々質問	109
○市長 福村三男君答弁	109
昼食休憩	110
開 議	110
(1) 東 裕人君質問	110
「「新」菊池市づくりについて」	110
○市長 福村三男君答弁	111
東 裕人君再質問	112
○市長 福村三男君答弁	113
東 裕人君再々質問	115
○市長 福村三男君答弁	115
(2) 東 裕人君質問	117
「入札問題について」	117
○総務企画部長 野口祐成君答弁	118
東 裕人君再質問	118

○総務企画部長 野口祐成君答弁……………	119
東 裕人君再々質問……………	120
○総務企画部長 野口祐成君答弁……………	121
(3) 東 裕人君質問……………	121
「小学校統廃合問題について」……………	121
○教育部長 原 誠也君答弁……………	121
○総務企画部長 野口祐成君答弁……………	122
東 裕人君再質問……………	122
○総務企画部長 野口祐成君答弁……………	123
休 憩……………	123
開 議……………	123
(1) 城 典臣君質問……………	123
「防災対策について」……………	124
○建設部長 松野浩一君答弁……………	124
城 典臣君再質問……………	125
○建設部長 松野浩一君答弁……………	125
○市民環境部長 下田俊一君答弁……………	125
(2) 城 典臣君質問……………	126
「本市と商工会が一体で行っている事業について」……………	126
○経済部長 平野國臣君答弁……………	126
城 典臣君再質問……………	127
○経済部長 平野國臣君答弁……………	127
(3) 城 典臣君質問……………	128
「大気汚染について」……………	128
○市民環境部長 下田俊一君答弁……………	129
城 典臣君再質問……………	130
○市民環境部長 下田俊一君答弁……………	130
(4) 城 典臣君質問……………	131
「在宅介護２４時間巡回サービスについて」……………	131
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁……………	131
城 典臣君再質問……………	131
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁……………	132
(5) 城 典臣君質問……………	133
「体罰について」……………	133

○教育部長 原 誠也君答弁……………	133
城 典臣君再質問……………	133
○教育部長 原 誠也君答弁……………	134
城 典臣君再々質問……………	134
○教育長 倉原久義君答弁……………	135
○市長 福村三男君答弁……………	135
(6) 城 典臣君質問……………	136
「旧市営牧場跡地について」……………	136
○経済部長 平野國臣君答弁……………	136
城 典臣君再質問……………	137
○経済部長 平野國臣君答弁……………	137
○市長 福村三男君答弁……………	138
休 憩……………	138
開 議……………	138
(1) 泉田栄一郎君質問……………	139
「地域における総合的な安全確保について」……………	139
○総務企画部長 野口祐成君答弁……………	139
泉田栄一郎君再質問……………	140
○建設部長 松野浩一君答弁……………	140
(2) 泉田栄一郎君質問……………	141
「いじめ対策の推進について」……………	141
○教育部長 原 誠也君答弁……………	142
泉田栄一郎君再質問……………	143
○教育部長 原 誠也君答弁……………	143
(3) 泉田栄一郎君質問……………	144
「花房給水塔の取り扱いについて」……………	144
○教育部長 原 誠也君答弁……………	145
泉田栄一郎君再質問……………	146
○教育部長 原 誠也君答弁……………	146
泉田栄一郎君再々質問……………	147
○教育部長 原 誠也君答弁……………	147
○市長 福村三男君答弁……………	148
11. 日程通告 散会……………	148

3月5日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	151
2. 本日の会議に付した事件	151
3. 出席議員氏名	151
4. 欠席議員氏名	152
5. 説明のため出席した者の職氏名	152
6. 事務局職員出席者	152
7. 開 議	153
10. 日程第1 一般質問	153
(1) 大賀慶一君質問	153
「災害復旧の進捗状況について」	153
○経済部長 平野國臣君答弁	154
○建設部長 松野浩一君答弁	155
○水道局長 原 和徳君答弁	155
○教育部長 原 誠也君答弁	156
大賀慶一君再質問	157
○経済部長 平野國臣君答弁	158
○建設部長 松野浩一君答弁	158
○教育部長 原 誠也君答弁	159
大賀慶一君再々質問	159
○市民環境部長 下田俊一君答弁	161
○経済部長 平野國臣君答弁	161
(2) 大賀慶一君質問	162
「旭志幼稚園の廃園について」	162
○教育部長 原 誠也君答弁	163
大賀慶一君再質問	164
○教育部長 原 誠也君答弁	164
大賀慶一君再々質問	166
○教育長 倉原久義君答弁	167
○市長 福村三男君答弁	168
休 憩	168
開 議	168
(1) 中原 繁君質問	169
「市長の政治姿勢について」	169

○市長 福村三男君答弁	171
昼食休憩	173
開 議	173
(1) 隈部忠宗君質問	173
「市政について」	174
○市長 福村三男君答弁	174
隈部忠宗君再質問	178
○市長 福村三男君答弁	178
隈部忠宗君再々質問	179
○市長 福村三男君答弁	179
(2) 隈部忠宗君質問	180
「本市の図書館について」	180
○教育部長 原 誠也君答弁	180
隈部忠宗君再質問	181
○教育部長 原 誠也君答弁	181
隈部忠宗君再々質問	182
○教育部長 原 誠也君答弁	182
(3) 隈部忠宗君質問	183
「「域学連携」きくち地域づくり人育成塾について」	183
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	183
隈部忠宗君再質問	184
○総務企画部長 野口祐成君答弁	184
隈部忠宗君再々質問	184
○市長 福村三男君答弁	185
休 憩	185
開 議	185
(1) 工藤圭一郎君質問	186
「新市建設計画について」	186
○総務企画部長 野口祐成君答弁	186
工藤圭一郎君再質問	187
○総務企画部長 野口祐成君答弁	187
(2) 工藤圭一郎君質問	188
「行政運営について」	188
○市長 福村三男君答弁	188

工藤圭一郎君再質問	194
○市長 福村三男君答弁	196
休 憩	198
開 議	198
(1) 樋口正博君質問	198
「各種イベントスケジュール管理について」	198
○総務企画部長 野口祐成君答弁	198
樋口正博君再質問	199
○総務企画部長 野口祐成君答弁	200
(2) 樋口正博君質問	200
「学校問題について」	201
○教育部長 原 誠也君答弁	201
樋口正博君再質問	202
○教育部長 原 誠也君答弁	204
11. 日程通告 散会	205

3月6日(水曜日) 本会議

	頁
1. 議事日程第4号	209
2. 本日の会議に付した事件	209
3. 出席議員氏名	209
4. 欠席議員氏名	210
5. 説明のため出席した者の職氏名	210
6. 事務局職員出席者	210
7. 開 議	212
8. 日程第1 一般質問	212
(1) 東 英俊君質問	212
「下水道事業について」	213
○建設部長 松野浩一君答弁	214
東 英俊君再質問	216
○建設部長 松野浩一君答弁	217
東 英俊君再々質問	217
○市長 福村三男君答弁	219
(1) 坂本昭信君質問	220
「廃校予定の施設について」	220

○総務企画部長 野口祐成君答弁……………	220
坂本昭信君再質問……………	221
○総務企画部長 野口祐成君答弁……………	222
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁……………	222
(2) 坂本昭信君質問……………	222
「矢護川の災害復旧について」……………	222
○建設部長 松野浩一君答弁……………	223
(3) 坂本昭信君質問……………	223
「行政運営について」……………	223
○市長 福村三男君答弁……………	225
休 憩……………	228
開 議……………	228
(1) 坂井正次君質問……………	228
「人口増施策について」……………	229
○総務企画部長 野口祐成君答弁……………	230
坂井正次君再質問……………	231
○総務企画部長 野口祐成君答弁……………	233
(2) 坂井正次君質問……………	233
「主要道路の整備について」……………	233
○建設部長 松野浩一君答弁……………	234
坂井正次君再質問……………	235
○建設部長 松野浩一君答弁……………	236
(3) 坂井正次君質問……………	236
「市政運営について」……………	236
○市長 福村三男君答弁……………	237
昼食休憩……………	240
開 議……………	241
○坂井正次君発言の申し出について……………	241
(1) 木下雄二君質問……………	241
「道路整備について」……………	241
○建設部長 松野浩一君答弁……………	242
(2) 木下雄二君質問……………	242
「たばこ税について」……………	243
○市民環境部長 下田俊一君答弁……………	243

木下雄二君再質問	243
○市民環境部長 下田俊一君答弁	244
(3) 木下雄二君質問	244
「老人福祉センターについて」	244
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	244
木下雄二君再質問	245
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	246
(4) 木下雄二君質問	246
「地域づくり人育成塾について」	246
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	247
(5) 木下雄二君質問	248
「環境問題について」	249
○市民環境部長 下田俊一君答弁	249
○経済部長 平野國臣君答弁	249
木下雄二君再質問	250
○市長 福村三男君答弁	251
(6) 木下雄二君質問	251
「ポケットパーク足湯について」	251
○建設部長 松野浩一君答弁	252
木下雄二君再質問	253
○市長 福村三男君答弁	253
9. 日程第2 議案第50号及び議案第51号上程・説明・質疑・委員会付託	255
10. 日程通告 散会	259

3月 7日(木曜日)	常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
3月 8日(金曜日)	常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
3月 9日(土曜日)	休 会
3月10日(日曜日)	休 会
3月11日(月曜日)	常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
3月12日(火曜日)	常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
3月13日(水曜日)	休 会
3月14日(木曜日)	休 会

3月15日(金曜日) 本会議

頁

1. 議事日程第5号	263
2. 本日の会議に付した事件	263
3. 出席議員氏名	263
4. 欠席議員氏名	264
5. 説明のため出席した者の職氏名	264
6. 事務局職員出席者	264
7. 開 議	265
8. 日程第1 各常任委員長報告	265
・総務文教常任委員長報告	265
・福祉厚生常任委員長報告	272
・経済建設常任委員長報告	276
委員長報告に対する質疑	282
討 論	289
(1) 東 裕人君討論	289
(2) 怒留湯健蓉さん討論	290
(3) 森 隆博君討論	291
(4) 工藤圭一郎君討論	292
(5) 樋口正博君討論	293
休 憩	293
開 議	293
(6) 工藤圭一郎君討論	295
(7) 木下雄二君討論	295
(8) 坂井正次君討論	296
(9) 城 典臣君討論	296
(10) 境 和則君討論	297
(11) 隈部忠宗君討論	297
(12) 中原 繁君討論	298
(13) 東 裕人君討論	298
採 決	299
9. 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	299
10. 追加議事日程（第5号の追加1）	300
日程第1 意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	300
11. 閉 会	301

第 1 号

2 月 28 日

平成25年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成25年2月28日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 2号 菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 3号 菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第 4号 菊池市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第 5号 単県基幹水利施設応急対策事業分担金徴収条例の制定について

議案第 6号 菊池市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

議案第 7号 菊池市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について

議案第 8号 菊池市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 菊池市議会等に出席した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 菊池市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 菊池市水迫里山の家条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 17 号 菊池市単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 菊池市水道事業の設置等に関する条例及び菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 菊池市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 20 号 菊池市市民交通災害共済条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 21 号 平成 24 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 22 号 平成 24 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 23 号 平成 24 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 24 号 平成 24 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 25 号 平成 24 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 26 号 平成 24 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 27 号 平成 24 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 28 号 平成 24 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 29 号 平成 24 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 30 号 平成 24 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 31 号 平成 24 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 32 号 平成 25 年度菊池市一般会計予算
- 議案第 33 号 平成 25 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 25 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 25 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 25 年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 25 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 25 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 25 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 25 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 25 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 25 年度菊池市水道事業会計予算

議案第 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市菊池老人福祉センター）

議案第 4 4 号 市道路線の廃止について

議案第 4 5 号 市道路線の認定について

議案第 4 6 号 市道路線の認定について

議案第 4 7 号 菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について

まで一括上程・説明

第 4 議案第 4 8 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

第 5 議案第 4 9 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第 6 報告第 3 号 平成 2 4 年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告について

上程・報告・質疑

第 7 請願第 1 号 新図書館建設への市民参加に関する請願

請願第 2 号 菊池温泉を含む市民広場一帯の活性化に関する請願

上程



本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 2 号 菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 3 号 菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第 4 号 菊池市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第 5 号 単県基幹水利施設応急対策事業分担金徴収条例の制定について

議案第 6 号 菊池市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

- 議案第 7 号 菊池市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準を定める
条例の制定について
- 議案第 8 号 菊池市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関
する基準を定める条例の制定について
- 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 菊池市議会等に出席した選挙人等に対する実費弁償条例の一
部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 菊池市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第 12 号 菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 議案第 13 号 菊池市水迫里山の家条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 14 号 菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 15 号 菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 菊池市単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 18 号 菊池市水道事業の設置等に関する条例及び菊池市簡易水道給
水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 菊池市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例の制定に
ついて
- 議案第 20 号 菊池市市民交通災害共済条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 21 号 平成 24 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 22 号 平成 24 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第
2 号）
- 議案第 23 号 平成 24 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 24 号 平成 24 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4
号）
- 議案第 25 号 平成 24 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第 4
号）

- 議案第 26 号 平成 24 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 27 号 平成 24 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 28 号 平成 24 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 29 号 平成 24 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 30 号 平成 24 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 31 号 平成 24 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 32 号 平成 25 年度菊池市一般会計予算
- 議案第 33 号 平成 25 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 25 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 25 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 25 年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 25 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 25 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 25 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 25 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 25 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 25 年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第 43 号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市菊池老人福祉センター）
- 議案第 44 号 市道路線の廃止について
- 議案第 45 号 市道路線の認定について
- 議案第 46 号 市道路線の認定について
- 議案第 47 号 菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について

まで一括上程・説明

- 日程第 4 議案第 48 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第49号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 報告第3号 平成24年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告
について

上程・報告・質疑

日程第7 請願第1号 新図書館建設への市民参加に関する請願
請願第2号 菊池温泉を含む市民広場一帯の活性化に関する請願
上程

出席議員（21名）

1番	工藤圭一郎	君
2番	城典臣	君
3番	大賀慶一	君
4番	岡崎俊裕	君
5番	水上彰澄	君
6番	東英俊	君
7番	東裕人	君
8番	泉田栄一朗	君
9番	森清孝	君
10番	中原繁	君
11番	樋口正博	君
12番	中山繁雄	君
13番	怒留湯健蓉	さん
14番	坂本昭信	君
15番	隈部忠宗	君
16番	葛原勇次郎	君
17番	木下雄二	君
18番	坂井正次	君
19番	森隆博	君
20番	山瀬義也	君
21番	境和則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	今 坂 康 雄 君
教 育 課 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議事課課長補佐	徳 永 裕 治 君

午前 10 時 00 分 開会

○

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は 21 名です。定足数に達していますので、ただいまから平成 25 年第 1 回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（山瀬義也君） ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

1 月 31 日に九州市議会議長会第 4 回理事会に出席をいたしました。平成 24 年度事務報告また平成 25 年度全国市議会議長会定期総会への提出議案等について審議しました。また、2 月 8 日には広域行政圏市議会協議会第 44 回総会に出席をしました。

次に、監査委員から平成 25 年 1 月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告があっておりますので、ご報告いたします。なお、詳細につきましては、それぞれ事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前 10 時 01 分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山瀬義也君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 81 条の規定により、大賀慶一君及び岡崎俊裕君を指名します。

○

日程第 2 会期の決定

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る 2 月 21 日の議会運営委員会におきまして、本日から 3 月 15 日までの 16 日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月１５日までの１６日間と決定しました。

○

日程第３ 議案第２号から議案第４７号まで一括上程・説明

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第３、議案第２号から議案第４７号までを一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。本日平成２５年第１回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から３月１５日までの１６日間の日程でご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

梅の花は満開の時期を迎えまして、花桃のつぼみも次第に膨らみ、明日はもういよいよ３月でございます。春の風物詩の一つでもあります初市も開催される予定であります。

また、ご案内のとおり、西日本宝くじの図柄として菊池溪谷の黎明の滝が決まりまして、今月１３日から販売をされておりましたが、本日午後、菊池市文化会館において抽選会が行われます。黎明の滝のイメージする飛散する水しぶきに朝の光が輝き放つ、夜明けを思わせるような景観のごとく、本市が目指すまちづくりの理念であります豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちの実現を願ってやみません。

さて、現在の日本はバブル経済の崩壊以降、デフレ不況からの脱却が進まない中、世界的な経済危機や不安定な為替相場などの影響を受けまして、依然として大変先行き不透明な状況が続いております。国におきましては、昨年暮れに衆議院の解散総選挙が行われまして、３年３カ月ぶりに政権交代となりました。新しい政権は、経済再生、震災復興、危機管理に全力を挙げながら取り組み、緊急経済対策において東日本の大震災からの復興を最優先課題としまして、大胆な金融政策、また機動的な財政政策、民間投資を喚起するような成長戦略の、いわゆる三本の矢で経済再生を示し、押し進めていくアベノミクスの方針が示されたところであります。

このような中におきまして、平成２０年におきましては、菊池市への新規工業団地の建設計画が決定をされまして、昨年１月から造成工事が着工されておりました菊池テクノパーク整備事業におきまして、本年９月には完成予定でございます。今後この企業誘致に大いに期待するものでございます。

それでは、平成25年度の予算編成の方針及び上程をいただきました議案の概要につきまして述べさせていただきますと思います。

国が示します地方財政対策の概要といたしましては、地方が安定的に運営を行うことができるよう一般財源総額を平成24年度と同様の水準を確保することといたしております。その内訳としましては、住民税の年少扶養控除の廃止等による追加増収が見込まれておりまして、地方交付税についてはマイナス2.2%となり、臨時財政対策債はプラス1.3%となっているところでございます。景気の動向といたしましては、円安、株価の上昇が進んだことや、また新政権の政策への期待感というものが引き続き見られることなどからいたしまして、回復傾向が見て取れるところであると思います。欧州や中国と対外経済関係をめぐる不確実性もありまして、先行きはまだまだ不透明な感がぬぐえない状況でもございます。

次に、本市の財政状況を見ますと、平成23年度の一般会計の決算状況からは、財政構造のいわゆる弾力性を判断する指標であります経済収支比率は前年度から3.1ポイント悪化して89.8%となっており、財政構造は依然として硬直化が進んでいるという状況でございます。また、交付税の一本算定への移行や社会保障関連経費の増大、人口の減少など、本市を取り巻く環境は厳しさを増すものと思われるので、徹底的な経費の削減や行政改革並びに事業評価に基づきますところの効率的な行政運営を目指す必要がございます。

このような中、来る4月に市長選挙が行われますことに伴いまして、政策的経費を極力抑えて、義務的な経費を中心にした、いわゆる骨格予算として編成をさせていただいたところでございます。平成25年度の当初予算における歳入を見ますと、法人税においてわずかではありますが景気が回復傾向であるため、平成24年度の決算見込みと同額程度の収入を予定しているところでございます。また、軽自動車への買い換えや設備投資による償却資産等の増加などによりまして、税収全体として前年比1.7%の増を見込んでおります。

一方、地方交付税については対前年費1.3%の1億円を減額した79億円として、臨時財政対策債は1.1%、990万円増の9億990万円としているところでございます。国庫支出金及び県支出金並びに地方債につきましては、骨格予算のために大幅な減額と、このようになっております。

次に、歳出面につきましては、新規事業並びに政策的経費及び投資的な事業につきましては計上をしないことを原則としておりますが、ご案内の国の経済対策事業や緊急性が高いもの、特に生活に密着した事業並びに当初から予算しなければ市民生活に影響を及ぼすと思われるようなものにつきましては、当初予算として計上しております。

このような基本的な考えに沿って編成した平成25年度の予算規模は、一般会計29億9,700万円の減、12.6%ほどになりますが208億1,200万円、特別会計は152億2,579万7,000円、企業会計5億6,398万5,000円、合計で366億178万2,000円と、このようになっております。

続きまして、上程いただきました議案の概要につきまして述べさせていただきます。

議案第2号から議案第20号までは、条例の制定と一部改正及び廃止する条例案であります。主なものは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、指定地域密着型サービス事業者の設備運営に関する基準を定める条例ほか市道の構造の技術的基準、重要河川に係る河川管理施設等の構造の基準、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準、都市公園の設置基準、市営住宅の整備基準及び収入基準を定める条例などであります。また、新型インフルエンザ等災害発生時における災害対策本部を設置するための条例、上位法の改正に伴い引用をする本市の条例を整備するもの、また専門員として市が提供するサービスに係る苦情等に対応するため、苦情処理専門員、防災組織体制の確立等のため防災等危機管理に関する有識者としての危機管理専門員を新たに設置することから、その報酬等を条例に定めるもの。そのほか、花房簡易水道事業及び木柑子地区簡易水道を菊池市水道事業が譲り受けるための条例の整備などがございます。最後に、廃止する条例が2本で、以上、条例の制定、改廃合わせまして19議案でございます。

次に、議案第21号から議案第31号までの平成24年度各会計の補正予算は、いずれも事業確定による減額補正分が主なもので11件ございます。また、別冊となっております議案第32号、平成25年度菊池市一般会計予算から議案第42号、平成25年度菊池市水道事業会計予算までの11議案につきましては、平成25年度の各会計予算でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、これは骨格予算となっております。

続きまして、議案その3、議案第47号の公の施設の指定管理者の指定については、菊池市菊池老人福祉センターの指定管理者を指定するための議決をお願いするものでございます。

次に、議案第44号、45号、市道路線の廃止・認定については、市道路線の再編をするため、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第46号、市道路線の認定については、国道325号線の拡幅工事及び県道旭志鹿本線の改良工事に伴い、引き続き道路を市道路線として認定するため、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第４７号、菊池市公共下水道、菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結については、工事内容等の変更によりまして、同協定の一部を変更する協定の締結のため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、上程されました議案につきましてご説明を申し上げました。内容の詳細につきましては、総務企画部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重にご審議上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。

それでは、議案第２号から議案第４７号まで、一括してご説明をさせていただきます。議案書その１の１ページをお開きください。

議案第２号、菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

開けていただきまして、２ページから８１ページが制定する条例案でございます。内容といたしましては、第１章総則、第２章定期巡回、随時対応型訪問介護・看護、第３章夜間対応型訪問介護、第４章で認知症対応型通所介護、第５章小規模多機能型居宅介護、第６章認知症対応型共同生活介護、第７章地域密着型特定施設入居者生活介護、第８章地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第９章複合型サービスにつきまして、それぞれ基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準等を定めております。

７９ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は平成２５年４月１日から施行することとしております。

以上、議案第２号の説明とさせていただきます。

次に、８３ページをお開きください。議案第３号、菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤

強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、介護保険法の一部が改正され、従来国が奨励で定めることとされていた指定地域密着型予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

開けていただきまして、８４ページから１１７ページが制定する条例案でございます。内容といたしましては、第１章総則で、趣旨、定義、事業の一般原則、第２章で介護予防認知症、対応型通所介護、第３章介護予防、小規模多機能型居宅介護、第４章介護予防認知症対応型共同生活介護で、基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、支援の方法に関する基準等を定めております。

１１７ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は、平成２５年４月１日から施行することとしております。

以上、議案第３号の説明とさせていただきます。

次に、１１９ページをお開きください。議案第４号、菊池市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございます。提案理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、当該災害発生時における災害対策本部の設置に関し条例を制定するものでございます。

開けていただきまして、１２０ページが制定する条例案でございます。内容といたしましては、第１条で目的、第２条で組織、第３条で対策本部会議の招集等について定めております。

附則といたしまして、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日からすることとしております。

以上、議案第４号の説明とさせていただきます。

次に、１２１ページをお開きください。議案第５号、単県基幹水利施設応急対策事業分担金徴収条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、県土地改良事業団体連合会が実施する県営事業で造成された基幹水利施設の応急対策事業に要する経費に充てるため、地方自治法第２２４条の規定に基づき、受益者から分担金を徴収するため条例を制定するものでございます。

開けていただきまして１２２ページが制定する条例案でございます。内容につきましては、第１条で趣旨、第２条で定義、第３条で農業水利施設の所有者である土地改良区から分担金を徴収する、第４条で分担金の額を事業に要する経費の１００分の５０と定めております。

附則といたしまして、この条例は平成２５年４月１日から施行することとしております。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

次に、123ページをお願いいたします。議案第6号、菊池市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、道路を新設し、または改築する場合における道路の構造を定める必要があるため条例を制定するものでございます。

開けていただきまして、124ページから125ページが制定する条例案でございます。内容といたしましては、第1条で趣旨、第2条で市道の構造の技術的基準、第3条で市道に設ける道路標識の寸法、第4条で立体交差とすることを要しない場合、第5条で移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準等を定めております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

次に、127ページをお願いいたします。議案第7号、菊池市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による河川法の一部改正に伴い、準用河川に係る河川管理施設等の基準を定めるため条例を制定するものでございます。

開けていただきまして、128ページが制定する条例案でございます。内容につきましては、第1条で趣旨、第2条で準用河川の河川管理施設等の構造の基準を定めております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。

次に、129ページをお願いいたします。議案第8号、菊池市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、これまで国が一律に定めていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を条例で定めることとされたことの伴い、移動等円滑化のための必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるため条例を制定するものでございます。

開けていただきまして、１３０ページから１３５ページが制定する条例案でございます。内容につきましては、第１条で趣旨、第２条で定義、第４条の遠路及び広場から第１３条の掲示板及び標識まで、高齢者・障がい者等の移動等の円滑化促進のため必要な特定公園施設の設置に関する基準等を定めております。

附則といたしまして、この条例は平成２５年４月１日から施行することとしております。

以上、議案第８号の説明とさせていただきます。

次に、１３７ページをお願いいたします。議案第９号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地方自治法第１７４条第１項に規定する専門員として、市が提供するサービスに係る苦情等に対応するため、苦情処理専門員を、また防災組織体制の確立等のため、防災等危機管理に関する有識者として危機管理専門員を新たに設置することから条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして、１３８ページが制定する条例案でございます。

それでは、別冊の新旧対照表の１ページをお開きください。右が改正案でございます。改正部分としましては、下線部分でございますが、別表その他の特別職の部、住宅確保就労支援員の項の次に「苦情処理専門員」と「危機管理専門員」を加えるものでございます。

議案書の１３８ページに戻っていただきまして、附則にありますとおり、条例の施行日は平成２５年４月１日から施行することとしております。

以上、議案第９号の説明とさせていただきます。

次に、１３９ページをお願いいたします。議案第１０号、菊池市議会等に出席した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、議会が調査を行うための選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができる場合など、適切な権限の行使を確保するため条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして１４０ページが制定する条例案でございます。

それでは、新旧対照表の２ページをお願いいたします。改正部分としましては、下線部分でございますが、第２条第１号中、第１００条第１項を第１００条第１項後段及び１１５条の２第２項に改め、同条第２号中法第１０９条第６項、第１０９条の２第５項及び第１１０条第５項を法第１１５号条の２第２項、（法第１０９条第５項において準用する場合も含む）に改め、同条第４号中、法第１０９条第５項、第１０９条の２第５項及び第１１０条第５項を法第１１５条の２第１項（法第１０

9条第5項において準用する場合も含む)に改めるものでございます。

議案書の140ページに戻っていただきまして、附則にありますとおり、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

次に、141ページをお願いいたします。議案第11号、菊池市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に題名の改正がなされたため、法律名を引用する本条例の整備をするため条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして、142ページが制定する条例案でございます。

それでは、新旧対照表の3ページをお願いいたします。改正部分としましては、下線部分でございますが、第3条第2項第5項中、障害者自立支援法施行令を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に、第1条を第1条の2に改めるものでございます。

議案書の142ページに戻っていただきまして、附則のとおり、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

次に、143ページをお願いいたします。議案第12号、菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由としましては、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法の一部改正がなされたため、引用する法律の題名の改正のほか、条項の整備をするため条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして、144ページが制定する条例案でございます。

それでは、新旧対照表の4ページから5ページをお願いいたします。改正部分といたしましては、下線部分でございますが、主な改正点としては、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合支援するための法律に、障害児施設医療を障害児入所医療及び第21条の5の28の規定による肢体不自由児通所医療に改めるものでございます。

議案書の144ページに戻っていただきまして、附則のとおり、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

次に、１４５ページをお開きください。議案第１３号、菊池市水迫里山の家条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、菊池市水迫里山の家条例別表に、洗濯室等の使用料を加えるため条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして、１４６ページが制定する条例案でございます。

それでは、新旧対照表の６ページをお願いいたします。下線部分が改正部分でございますが、洗濯室等の使用料を加えるとともに、備考で営利を目的として利用する場合の使用料と冷暖房使用料等について明記しております。

議案書の１４６ページに戻っていただき、附則のとおり、この条例は平成２５年４月１日から施行することとしております。

以上、議案第１３号の説明とさせていただきます。

次に、１４７ページをお開きください。議案第１４号、菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、道路法施行令及び道路整備特別措置法の施行令の一部を改正する政令の施行により、太陽光発電設備、風力発電設備、津波避難施設等を占用許可対象物件に追加し、その占用料額を定めるため条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして、１４８ページから１５０ページが制定する条例案でございます。

新旧対照表の７ページから９ページをお願いいたします。下線部分が改正部分でございますが、道路法施行令第７条第２号から第１１号までの号の繰り下がるずれへの対応と工作物施設の道路占用料等の追加が主な改正内容でございます。

戻っていただきまして、議案書の１５０ページをお願いいたします。附則のとおり、この条例は平成２５年４月１日から施行することとしております。

以上、議案第１４号の説明とさせていただきます。

次に、１５１ページをお開きください。議案第１５号、菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律より都市公園法の一部が改正され、これまで国が一律に定めていた都市公園の設置基準を条例で定めることとされたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして、１５２ページから１５４ページが制定する条例案でございます。

それでは、新旧対照表の１０ページから１４ページをお願いいたします。下線部分が改正部分でございますが、第１条の２都市公園の設置基準から第１条の７公園

施設の設置基準の特別の場合まで、国の基準に沿って現在の菊池市の状況に応じた規模・条件に沿うように定め、さらに新規に整備した公園と使用料等の追加が主な改正内容でございます。

戻っていただきまして、議案書の154ページをお願いいたします。附則のとおり、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

次に、155ページをお願いいたします。議案第16号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、これまで国の基準で一律に定められていた公営住宅の整備基準、入居者資格の一部について条例を定めることとされ、市営住宅における入居者資格のうち入居者の収入基準及び整備基準の要件を規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして、156ページから158ページが制定する条例案でございます。

それでは、新旧対照表の15ページから19ページをお願いいたします。下線部分が改正部分でございますが、まず現行の菊池市営住宅管理条例を菊池市営住宅条例に改め、第1章総則、第1条で趣旨、第1章の2で市営住宅等の整備基準、18ページ（入居者の資格）、第5条第2号アを次のように改める。ア入居者が身体障害者である場合その他の例第6条第4項各号に掲げる場合、同条第5項第1号に規定する金額をア特に居住の安定を図る必要がある場合として規則に規定する場合21万4,000円に、第5条第2号イ中、激甚^{じん}災害を激甚災害に、それと、令第6条第5項第2号に規定する金額を21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は15万8,000円）に改め、同号ウ中、令第6条第5項第3号に規定する金額を15万8,000円に改めるが主な改正内容でございます。

お戻りいただきまして、議案書の158ページをお願いいたします。附則のとおり、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

次に、159ページをお開きください。議案第17号、菊池市単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、菊池市単独住宅の入居資格等の一部見直しを行うことで、住宅困窮者に対し公平・的確に住宅を供給するため条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして、160ページが制定する条例案でございます。

それでは、新旧対照表の20ページをお願いいたします。下線部分が改正部分で

ございますが、（入居資格）第2条、単独住宅の入居資格については、菊池市営住宅条例（平成17年条例第183号）以下条例というを第5条の規定を準用する。第3条を削り、第4条を第3条とする。第5条中、菊池市営住宅管理条例（平成17年菊池市条例第183号）を条例に改め、同条第4条とすることが主な改正内容でございます。

お戻りいただきまして、議案書の160ページをお願いいたします。附則のとおり、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

次に、161ページをお開きください。議案第18号、菊池市水道事業の設置等に関する条例及び菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、菊池市水道事業が花房簡易水道事業及び木柑子地区簡易水道を譲り受けることに伴い条例を改正するものでございます。

開けていただきまして、162ページが制定する条例案でございます。

それでは、新旧対照表の21ページをお願いいたします。下線部分が改正部分でございますが、第2条第2項の表中、木庭の一部の次に、木柑子の一部、広瀬の一部、出田の一部を加え、同条第3項中、3万8,000人を3万8,890人に改め、同条第4項中、2万1,800立法メートルを2万2,073立方メートルに改め、22ページの第3条の表中、花房簡易水道の項を削るものでございます。

お戻りいただきまして、議案書の162ページをお願いいたします。附則のとおり、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。

次に、163ページをお開きください。議案第19号、菊池市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、平成17年3月、合併と同時に熊本県市町村総合事務組合に加入し、同組合による市町村職員退職手当条例により職員の退職手当の支給を行っているため、旧菊池市において制定されていた本条例を廃止するものでございます。

開けていただきまして、164ページが廃止する条例案でございます。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行することとしております。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。

次に、165ページをお願いいたします。議案第20号、菊池市市民交通災害共済条例を廃止する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、菊池市民の交通事故による災害に対する共済金を給付する制度で広く市民に利用されてきたが、一民間団体の共済業務を市が窓口となっていくのは行政として不適当と判断したため、本条例を廃止するものでございます。

開けていただきまして、１６６ページが廃止する条例案でございます。

附則といたしまして、この条例は平成２５年４月１日から施行することといたしております。

以上、議案第２０号の説明とさせていただきます。

次に、議案その２をお願いいたします。１ページをお願いいたします。議案第２１号、平成２４年度菊池市一般会計補正予算（第９号）でございます。

開けていただきまして２ページでございますが、今回の補正は、予算の総額から９億４,８７６万３,０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２５３億９,８８９万６,０００円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事業の確定並びに実績見込みに伴う減額補正が主なものでございますが、それ以外の主なものについて事項別明細書で内容を説明させていただきます。

１２ページをお願いいたします。歳入でございます。款１０地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税２,２９０万２,０００円の増は、国の補正予算１号に伴う財政措置による調整部分でございます。

１６ページをお願いいたします。款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目２総務費国庫補助金６,０２７万７,０００円は、日本経済再生に向けた国の緊急経済対策において交付される地域の元気臨時交付金でございます。

次に、歳出予算の主なものを説明いたします。５８ページをお願いいたします。款５農林水産業費、項１農業費、目８農地費９,０９６万円の増は、主に日本経済再生に向けた緊急経済対策において実施する農業水利施設保全合理化事業等によりもので、地域の元気臨時交付金を活用しております。

次に、７ページにお戻りください。第２表、繰越明許費の補正でございます。事業名、農業基盤整備促進事業、定率助成から単独災害復旧事業、災害の８事業につきましては、関係機関との調整等不測の日数を要するため、年度内に事業を完了することが困難であるため繰り越すものでございます。

次に、８ページをお願いいたします。第３表地方債補正でございますが、起債の目的の公共事業等から辺地対策事業までそれぞれ変更し、地方債発行限度額を総額３３億３,１９１万円とするものでございます。

以上、議案第２１号の説明とさせていただきます。

次に、８７ページをお願いいたします。これから説明いたします特別会計等補正予算関係の１０議案につきましては、補正内容のほとんどが各事業の確定あるいは執行見込みに伴います減額及び増額補正でございますので、歳入歳出予算の事項別明細書による説明は省略させていただきます。

では、議案第２２号、平成２４年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

開けていただきまして、今回の補正は予算の総額から９，０３８万８，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ７０億１，９０４万７，０００円とするものでございます。

次に、１０３ページをお願いいたします。議案第２３号、平成２４年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

開けていただきまして、今回の補正は予算の総額に３６０万６，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ５億１，１１５万６，０００円とするものでございます。

次に、１１７ページをお願いいたします。議案第２４号、平成２４年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）でございます。

開けていただきまして、今回の補正は予算の総額から８，６７４万２，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ５０億７，９３６万３，０００円とするものでございます。

次に、１３７ページをお願いいたします。議案第２５号、平成２４年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第４号）でございます。

開けていただきまして、今回の補正は予算の総額から６，７９３万９，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ３億８，６５２万４，０００円とするものでございます。

次に、１４２ページをお願いいたします。第２表地方債補正でございますが、今回の補正により限度額を３，３２０万円減額し、総額を１億７，５９０万円に変更するものでございます。

次に、１５３ページをお願いいたします。議案第２６号、平成２４年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）でございます。

開けていただきまして、今回の補正は予算の総額から２，９２９万４，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ８億３，６６５万６，０００円とするものでございます。

次に、１５８ページをお願いします。第２表地方債補正でございますが、今回の補正により限度額を１，０９０万円減額し、総額を１億９，７３０万円に変更するものでございます。

次に、１７１ページをお開きください。議案第２７号、平成２４年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）でございます。

開けていただきまして、今回の補正は予算の総額から１３万６，０００円を減額

し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,494万6,000円とするものでございます。

次に、176ページをお開きください。第2表地方債補正でございますが、今回の補正により限度額を90万円増額し、総額を2億5,010万円に変更するものでございます。

続きまして、189ページをお願いいたします。議案第28号、平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

開けていただきまして、今回の補正は予算の総額から1,832万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億864万5,000円とするものでございます。

次に、194ページをお願いいたします。第2表の地方債補正でございますが、今回の補正により限度額を2,290万円減額し、総額を2,440万円に変更するものでございます。

次に、207ページをご覧ください。議案第29号、平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

開けていただきまして、今回の補正は予算の総額から1,212万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,075万1,000円とするものでございます。

次に、219ページをお願いいたします。議案第30号、平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）でございます。

開けていただきまして、今回の補正は予算の総額から2,175万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,072万9,000円とするものでございます。

次に、235ページをお願いいたします。議案第31号、平成24年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

開けていただきまして、今回の補正予算は、第2条の収益的収支において水道事業収益4億6,149万1,000円を921万円増額し、総額4億7,070万1,000円とし、水道事業費を4億480万円を559万6,000円増額し、総額を4億1,039万6,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的支出におきまして、資本的収入5,735万3,000円を1,235万円減額し、総額を4,500万3,000円に、また資本的支出3億1,505万5,000円を1,508万6,000円減額し、総額を2億9,996万9,000円とするものでございます。またこれらの補正に合わせまして、起債の限度額などを補正するものでございます。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。

それでは、次に議案第32号から議案第42号まで、別冊になっております平成25年度一般会計、各特別会計、水道事業会計の当初予算につきまして説明をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。予算に関する説明資料のほうでご説明いたしますので、こちらのほうをご準備いただきたいと思います。

今回の平成25年度当初予算につきましては、先ほど市長が説明申し上げましたとおり、4月に市長選挙が行われるということで、政策的予算や投資的経費等につきまして市長選後に編成することといたしておりますので、骨格予算とさせていただいているところでございます。

まず、この骨格予算につきましての基本的な考え方を申し上げたいと思います。

まずは、義務的経費として人件費、扶助費、公債費につきましては、年間の所要見込額を計上いたしております。また、既に継続費、あるいは施設の維持管理に伴います指定管理委託等の債務負担行為あるいは長期継続契約などの後年度の負担を成約しているものにつきましても、継続的事業の推進を図る必要がありますので、これも年間の所要見込額を計上いたしております。

それから、次の2点につきまして、特殊事情というのがございます。

まず1点目でございますが、市民の皆様の安全・安心といった観点からの各種健診や予防接種などの医療福祉関係の予算につきましては、通年予算として計上いたしております。

2点目は、最近の社会情勢の悪化による景気の動向に加え、経済対策につきまして政策的予算でございまして緊急な予算対応を行う必要があるものや年度当初から事業を行わなければならないものにつきましては、予算の裏付けが必要となりますので、事業執行に支障をきたさないなどの配慮をして今回の骨格予算として組ませていただいているところでございます。昨今の大変厳しい環境であることから、骨格予算といえども事業については第2次菊池市行政改革大綱や多様化する行政需要に的確に対応するために、義務的経費を含めた事務事業全般の見直しを進め、予算編成に取り組んできたところでございます。なお、新規事業や投資的事業につきましては、今後十分な検討を行い、市長選後の肉付け予算に計上することになります。つまり今回の骨格予算と市長選後の肉付け予算と合わせたものが例年当初予算と同じということになります。

それでは、別冊として配付いたしております平成25年度予算に関する資料説明を開けていただきたいと思います。

3ページをお願いいたします。平成25年度菊池市の財政規模であります、一般会計につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、政策的経費及び普通建

設事業等の投資的経費を除いた骨格予算のみ編成いたしている関係で、対前年比と比較しまして29億9,700万円、12.6%減の208億1,200万円となっております。

次の、特別会計につきまして、主な増減理由について説明させていただきます。国民健康保険事業特別会計につきましては、予算総額70億534万8,000円で、対前年比0.2%の減となっております。主な要因は、保険財政共同安定化事業拠出金の減でございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計につきましては、予算総額5億2,749万6,000円で、対前年比3.9%の伸びとなっております。主な要因は、後期高齢者医療広域連合への保険料負担金増でございます。

次に、介護保険事業特別会計につきましては、予算総額50億3,850万5,000円で、対前年比1.8%の伸びとなっております。主な要因は、介護サービス給付負担金が増となったものでございます。

次に、簡易水道事業等特別会計につきましては、予算総額3億5,416万3,000円で、対前年比18.1%の減となっております。主な要因は、旭志北部統合簡易水道事業における工事請負費の減によるものでございます。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、予算総額5億4,660万円で、対前年比38.8%の減となっております。主な要因は、浄水センター改築更新事業が平成24年度において完了するために事業費が減少するものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道特別会計につきましては、予算総額が5億7,341万6,000円で、対前年比2%の減でございます。主な要因は、泗水町桜山地区、吉富地区内の污水管渠整備の事業費の減によるものでございます。

次に、地域生活排水処理事業特別会計につきましては予算総額1億2,523万6,000円で、対前年比0.4%の増となっております。ほぼ前年度並みの事業費となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計につきましては、予算総額3億7,578万円で、対前年比9.9%の減となっております。主な要因は、富の原東及び西処理場の用途廃止に伴い、国庫資金繰上償還分及び処理施設管理業務委託が減少したものでございます。

次に、特別養護老人ホーム特別会計につきましては、予算総額6億7,925万3,000円で、対前年比0.2%の増となっております。主な要因は、施設運営における光熱費の増でございます。

最後に、水道事業特別会計につきましては、予算総額5億6,398万5,000円で、21.2%の減でございます。要因としましては、収益的収支では花房簡易

水道と木柑子簡易水道組合の移行により、計画給水事項が増加し収入増となっており、支出では電気料金の値上げが増額の主なものとなっております。資本的収支につきましては、本年度骨格予算に企業債の収入と建設改良費において、水道整備費と繰上償還により企業債償還金の支出が減額となっております。

以上が平成25年度各会計の概要についての説明とさせていただきます。

次に、開けていただきまして4ページをお願いいたします。平成25年度目的別歳入予算の状況についてでございます。表中の主なものを説明させていただきます。

一番上の市税につきましては、年間総予算を計上しておりますが、法人市民税については、わずかでありましたが景気が回復傾向にあるため6,371万1,000円を増額し、固定資産税につきましては設備投資による償却資産等の増加により1,300万円の増としております。また、市たばこ税は、税率の改正により近年増加しておりますが、喫煙者の減少を勘案して昨年並みで算定いたしております。次に、地方譲与税から地方交付税までにつきましては、国の地方財政計画と本市の実績等を十分精査した上で計上いたしております。地方交付税につきましては、地方公務員の給与削減分を地域の元気づくり事業に組み込むことや防災・減災事業、地域活性化等への緊急課題への対応、社会保障費への自然増への対応などが見込まれていますが、住民税の年少扶養控除等による追加増収分や税収の伸び等を見込み、普通交付税は1億円減の75億円、特別交付税は前年度同額の4億円を見込んでおります。

次に、国庫支出金、繰入金、市債につきましては、今回が骨格予算ということで建設事業費等の投資的経費は除いております関係上、大幅な減額となっております。

次に、右のページ、5ページになりますが、平成25年度目的別歳出予算の状況を説明いたしております。今回が骨格予算となっておりますために、各目的別経費においても政策的経費、投資的経費の予算計上をしておりませんので減額となっておりますが、上から3番目の民生費におきましては、障がい者福祉費、保育園等の児童福祉費及び生活保護費などの社会保障費において対象者の増加やサービス受給者の増加等により増額となっております。

次の6ページから10ページにかけまして、それぞれ歳入歳出の目的別及び歳出別予算分析表とグラフを記載しております。

以上が、平成25年度各会計予算の概要でございます。

続きまして、議案その3の1ページをお願いしたいと思います。議案第43号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市菊池老人福祉センターでございます。指定しようとする団体は、

社会福祉法人菊池市社会福祉協議会でございます。指定の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

以上、議案第43号の説明とさせていただきます。

次に、3ページをお願いいたします。議案第44号、市道路線の廃止についてでございます。提案理由といたしまして、市道路線の再編により、全路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

開けていただきまして4ページから58ページが廃止をお願いいたします市道路線でございます。内訳を申し上げますと、旧菊池管内が413路線、七城管内が220路線、旭志管内が126路線、泗水管内が327路線の計の1,088路線でございます。廃止の理由は、現在道路台帳の管理において合併前の旧市町村ごとに管理されており、台帳及び図面等においてもペーパーによるアナログ管理であり、管理する上で、その膨大な資料の集計及び解析は非常に困難な状況であり、再編により一括したデジタル管理に移行し、事務の効率化と適切で高度な台帳管理システムを構築するためのものでございます。

以上、議案第44号の説明とさせていただきます。

次に、59ページをお開きください。議案第45号、市道路線の認定についてでございます。提案理由といたしましては、市道路線の再編により、全路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

開けていただきまして、60ページから139ページをご覧ください。認定をお願いいたします市道路線でございます。内訳につきましては、旧菊池が715路線、七城が271路線、旭志139路線、泗水365路線の1,586路線でございます。認定の理由は、議案第44号の市道路線の廃止と同じく、再編による一括したデジタル管理に移行し、事務の効率化と適切で高度な台帳管理システムを構築するものでございます。

以上、議案第45号の説明とさせていただきます。

次に、141ページをお願いいたします。議案第46号、市道路線の認定についてでございます。提案理由といたしましては、国道325号線の拡張工事及び県道旭志鹿本線の改良工事に伴い、引き継ぎ道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次の142ページをお開きください。認定をお願いいたします市道路線は、表中の4路線でございます。認定の理由は、右端の欄に記載のとおりでございます。

次の143ページから144ページに位置図を掲載しております。

以上、議案第46号の説明とさせていただきます。

次に、145ページをお願いいたします。議案第47号、菊池市公共下水道菊池

市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてでございます。地方自治法第96条の第1項第5項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。協定の目的は、菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定でございます。協定の金額は、変更前が24億9,890万円、変更後が14億4,421万2,000円、変更減額が10億5,468万8,000円となっております。協定の相手方は記載のとおりでございます。協定の期間につきましては、協定締結の日から平成25年3月31日まででございます。

以上、議案第2号から議案第47号まで一括して説明をさせていただきました。

○議長（山瀬義也君）　ここで、暫時休憩します。

○

休憩　午前11時12分

開議　午前11時20分

○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第4　議案第48号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（山瀬義也君）　次に、日程第4、議案第48号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君）　議案第48号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、熊本県市町村総合事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、総務企画部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、議案につきまして慎重ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君）　総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君）　議案書のその3をお願いいたします。147ページをお開きください。議案第48号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでございます。地方自治法第286条第

1 項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものでございます。

変更の内容といたしましては、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である益城町及び御船町中小学校組合及び川辺川総合土地改良事業組合が平成 25 年 3 月 31 日をもって解散し、当組合から脱退するため削除するものでございます。

提案理由といたしましては、熊本県市町村総合事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、この議案は、熊本県市町村総合事務組合を組織する関係市町村と同文議決を行うものでございます。

以上、議案第 48 号の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 48 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決します。

お諮りします。議案第 48 号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第 48 号については、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第 5 議案第 49 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第 5、議案第 49 号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第49号、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案その3、149ページでございます。現在、本市の区域におきましては、14名の委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事をされております。その中のお一人、菊池地区の星野彰子委員が本年6月30日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長から依頼がありました。推薦にあたりまして、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるものとされております。十分検討いたしました結果、大場ヒロ子さんを推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。大場さんの経歴につきましては、議案の裏面のとおりでございます。経歴のとおり、長年にわたりまして菊池市役所に奉職され、長年にわたって行政経験の中で人権問題に関しての理解と認識が豊富であります。今後とも積極的に人権擁護活動に取り組んでいただけるものと確信をしまして推薦するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第49号については、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第49号は、適任とすることに決定しました。



日程第6 報告第3号 平成24年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第6、報告第3号を議題とします。

提出者の報告を求めます。

教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 議案その3の151ページをお願いいたします。

報告第3号、平成24年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定によりご報告を申し上げます。

教育委員会事務事業の外部評価につきましては、平成23年度事業を対象に昨年の12月21日第1回目、そしてまた今年に入りまして1月18日に第2回目の評価委員会を開催いたしました。2回の会議を通じ、評価委員としての取りまとめを行っていただきましたところでございます。それを受けまして、去る1月25日開催の教育委員会に諮り承認をいただきましたので、今回その内容等につきまして報告をさせていただくものでございます。

155ページをお願いいたします。教育委員会の事務事業の点検評価の趣旨、目的につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、平成20年4月から教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果を議会に報告するとともに公表することにより、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たそうというものでございます。点検評価にあたりましては、客観性を確保するため法律の規定に基づき本市の教育行政に関し、学識経験を有する5名の方をお願いいたしました。委員名簿につきましては、155ページに記載のとおりでございます。

なお、本年度の点検評価の対象は156ページに掲載の平成23年度に教育委員会が実施しました主要な16事業でございます。点検評価の方法としましては、菊池市で実施しております行政評価で作成しました評価シートを基に、161ページ

をお願いいたします、161ページに添付しております評価基準により、必要性、有効性、目的達成度、効率性の4つの観点から評価付けをお願いしたいところでございます。評点は5段階とし、改善を要するものを1点、検討を要するものを2点、妥当と思われるものを3点、良好と思われるものを4点、的確と思われるものを5点とし、その合計点数によりA、B、C、Dの4区分による総合評価をしていただきました。総合評価基準としましては、A区分は合計点数が16点以上のもので、計画どおりに事業を進めることが適当なものです。B区分は、合計点数が11点から15点までのもので、事業の進め方の改善の検討を要するもの、C区分につきましては合計点数が6点から10点のものです、事業規模、内容、または実施主体の見直しが必要なもの、D区分につきましては、合計点数が5点以下のものです、事業の抜本的見直し、休止、廃止の検討を要するものとそれぞれ位置付け総合評価することといたしております。

そういう基準を基に16の事業を評価していただきました結果、157ページから159ページへ戻っていただきまして、157ページから159ページに一覧表として掲載しておりますように、総合評価では事業番号の13の生涯学習推進事業だけがB評価、残りの15事業につきましてはA評価という結果となっております。各事業ごとに評価委員としての集約されたコメントを同じ157ページから159ページの右側の備考欄にいただいておりますが、その中でA評価ではありませんけれども、委員会時にご提案・ご意見をいただいた事業と改善の方向性が示されましたB評価の事業につきましてご紹介をさせていただきます。

まず、157ページの事業番号2ですけれども、小・中学校の図書整備事業ですけれども、児童生徒の読書離れ、活字離れが進む傾向にあり、読書活動の推進のためにも学校図書室の充実を図ってほしい。学力や感性の基礎のために読書活動は必要不可欠であり、生きる力を育む上で大切なことである。今後、市を上げての読書イベント等を考えたかどうか。前年に比べ1人当たりの図書貸出冊数や読書冊数が多少増加したことは評価できるとの意見でございました。市を上げての読書イベント等ということにつきましては、具体的には読書感想文や読み聞かせ等の話もございましたが、今後図書館との連携を図るとともに、学校図書司書部会でさらに検討をするとお答えをしたところでございます。

それから、事業番号の5の奨学資金貸付事業につきましては、経済不況の中で上級学校への進学困難な生徒も数多く見受けられるところでありますけれども、他市町村に比べ多額の奨学資金を98名に対応されたことは大変好ましい事である。今後も有効に利用していただきたいというご意見とともに、公平性の観点から、滞納者への対応に努めてほしいとのご指摘もいただいたところでございます。

158ページ、事業番号10の補助教員配置事業につきましては、基礎学力面でも着実に成果が上がっているようであり、学習指導補助や介助等、その児童生徒にあった細やかな対応は、補助教員の支援が絶対必要で、子どもや保護者も安心して学校に通うことができる、ますます成果が上がるよう今後も継続してほしいというご意見をいただいたところでございます。

続きまして、159ページ、事業番号13の生涯学習推進事業につきましては、今回唯一のB評価の改善事業となりますけれども、集約された意見としまして、各事業のPRについても広報やホームページ等を利用して努められているが、参加者が多少減少していることは今後の課題である。生涯学習推進の観点から十分な予算確保をし、参加者が多くなるよう検討をお願いしたいというご指摘をいただいております。

最後に、事業番号6の全日本ジュニア選手権大会事業につきましては、全国規模の大会や県大会などが竜門ダムで開催されることは、菊池市のPRや経済効果が期待でき、今後も継続して事業を進めてほしい。大会自体のPRやダムのPRも工夫を加え全国に発信してほしいというコメントとともに、経済や人的交流等の波及効果も高く評価されたところであります。

以上、A評価の中でもご意見いただいたものと、B評価事業につきまして説明を申し上げましたけれども、報告を申し上げましたけれども、今回の点検評価にあたりまして、委員の皆さんからご指摘やご意見をいただきました事項につきましては、今後の計画や事業執行にあたり、さらなる事業効果につながるよう検討・改善してまいりたいと考えております。

以上、平成24年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で報告を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第7 請願第1号及び請願第2号一括上程

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第7、請願第1号及び請願第2号を一括議題とします。請願第1号及び請願第2号は、今定例会までに提出されました請願であります。その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を3月4日午前10時から開き、質疑・委員会付託及び一

般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備え付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、３月１日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

—————○—————

散会 午前１１時３８分

第 2 号

3 月 4 日

平成25年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成25年3月4日（月曜日）午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 委員会付託
- 日程第3 一般質問

出席議員（21名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	中山繁雄君
13番	怒留湯健蓉さん
14番	坂本昭信君
15番	隈部忠宗君
16番	葛原勇次郎君
17番	木下雄二君
18番	坂井正次君

19番	森	隆博	君
20番	山瀬	義也	君
21番	境	和則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男	君
副市長	永田明紘	君
総務企画部長	野口祐成	君
市民環境部長	下田俊一	君
健康福祉部長	宮本誠一	君
経済部長	平野國臣	君
建設部長	松野浩一	君
総務企画部統括審議員	西浦一義	君
七城総合支所長	岩下利昭	君
旭志総合支所長	水上菊也	君
泗水総合支所長	松岡千利	君
財政課長	小川秀臣	君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広	君
市長公室長	今坂康雄	君
教育長	倉原久義	君
教育部長	原誠也	君
農業委員会事務局長	中村鉄男	君
水道局長	原和徳	君
監査事務局長	大塚茂幸	君

事務局職員出席者

事務局長	城主一	君
議事課長	宮川啓子	さん
議事課係長	松原憲一	君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ここで、日程に先立ちまして、発言の申し出があつておりますので、これを許します。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） どうも皆さん、おはようございます。発言の許可をいただきましたが、実は3月1日付けでおきまして七城の総合支所長に異動がございましたので、自己紹介をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

[登壇]

○七城総合支所長（岩下利昭君） おはようございます。このたび七城総合支所長を拝命いたしました岩下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

—————○—————

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

—————○—————

日程第1 質疑

○議長（山瀬義也君） それでは日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

ここで申し合わせ事項についてを申し上げます。質疑は一括質疑として3回までとなっております。質疑は提出議案に対して疑義を正すものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告があつておりますので質疑を許します。

東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。議案第32号、平成25年度菊池市一般会計予算について質疑を行います。

当初予算の基本的な考え方について、骨格予算のあり方、決算審査等から伺いたいと思います。

今回の当初予算については、市長選があるので骨格予算と説明がありました。政

策的予算や投資的経費等は市長選後、そして人件費、扶助費、公債費は年間見込額、後年度負担分も年間見込み、医療・福祉は通年予算などなどの説明がありました。結局、必要最小限の経費を計上した予算編成ということであります。この予算について、議員からも職員からも、今回は骨格予算だから、後は市長選後という声も聞こえてきます。安易にそういう議論が先行すると、今回4日間予定されている予算審議が形骸化する恐れも出てきます。それではいけないので、改めて骨格予算について整理をして説明していただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。東議員の質疑にお答えいたします。

骨格予算につきましては、今議会冒頭でもご説明しましたとおり、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や施設の維持管理に伴う債務負担行為など、後年度支出を約束されたもののほか、特殊事情としまして2点ほど説明させていただきました。内容としましては、市民の皆様の安全・安心といった観点から、必要な経費や経済対策的な経費であっても、年度当初からの取り組みが必要なものや予算の裏付けが必要なものも含めまして計上しているところでございます。したがって、市長の意向が強く反映されるもの、特に投資的経費については、必要最小限の経費となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） それでは、今の答弁も受けて、2点挙げて確認したいと思います。

1点目は、政策的予算や投資的経費等を除いたのが骨格であるということですから、今回の当初予算というのは、いわば誰が市長になっても必要となる経費が計上されているということだろうと思います。また、2点目は必要最小限のこの予算が前年当初予算費で87.4%ということは、予算総額が昨年並みとすれば、財政の余裕が12.6%ということになるわけで、そうすると決算審議でこれまで指摘されてきた財政の硬直化の進行が予算の上でも見ることができるといふうに受け止めていますが、この2点を踏まえて、これからの予算審議に私臨もうと考えていますが、その考え方として妥当かどうか、確認したいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 先ほどご説明いたしましたとおり、義務的経費を中心に編成しているところでありますが、特殊事情として、年度当初からの取り組みが必要なものや予算の裏付けが必要なものにつきましては、骨格に含めて計上しているところでございます。

また、歳出の性質別分析におきましての扶助費が約4億4,000万円、9.1%の増となっております。内容としましては、障がい者自立支援給付費約2億2,000万円、保育園等の運営経費約1億円、生活保護費約1億円が主なものでございます。義務的経費の増加により財政の硬直化が進んでいるものと認識いたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） では最後に、昨年の決算特別委員会での決算審査では様々な指摘も行われています。また、討論では私も指摘をしています。では、今回の当初予算は必要最小限の骨格予算とはいえ、そうした決算審査の指摘も踏まえたものになっているのかどうか、お尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 予算編成にあたりましては、それぞれの部署において決算特別委員会はもちろんのこと、議会・監査等からの指摘事項についても十分検討をし、早急な改善を図るように指導しているところでございます。したがって、今回の骨格予算につきましても、同様の考えの下での予算編成となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） これで、質疑を終わります。

○

日程第2 委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。議案第2号から議案第47号まで及び請願第1号、請願第2号については、お手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託をします。各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成 2 5 年 第 1 回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第 1 0 号	菊池市議会等に出席した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 1 9 号	菊池市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例の制定について
	議案第 2 1 号	平成 2 4 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）
	議案第 3 2 号	平成 2 5 年度菊池市一般会計予算
	請願第 1 号	新図書館建設への市民参加に関する請願
	請願第 2 号	菊池温泉を含む市民広場一帯の活性化に関する請願
福祉厚生 常任委員会	議案第 2 号	菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
	議案第 3 号	菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
	議案第 4 号	菊池市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
	議案第 9 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 1 1 号	菊池市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 1 2 号	菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 2 0 号	菊池市市民交通災害共済条例を廃止する条例の制定について
	議案第 2 1 号	平成 2 4 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）
	議案第 2 2 号	平成 2 4 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第 2 3 号	平成 2 4 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 2 4 号	平成 2 4 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

付託委員会	議案番号	件名
福祉厚生 常任委員会	議案第30号	平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）
	議案第32号	平成25年度菊池市一般会計予算
	議案第33号	平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第34号	平成25年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
	議案第35号	平成25年度菊池市介護保険事業特別会計予算
	議案第41号	平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
	議案第43号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市菊池老人福祉センター）
経済建設 常任委員会	議案第5号	単県基幹水利施設応急対策事業分担金徴収条例の制定について
	議案第6号	菊池市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
	議案第7号	菊池市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について
	議案第8号	菊池市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
	議案第13号	菊池市水迫里山の家条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第14号	菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第15号	菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第16号	菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第17号	菊池市単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第18号	菊池市水道事業の設置等に関する条例及び菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第21号	平成24年度菊池市一般会計補正予算（第9号）
	議案第25号	平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）

付託委員会	議案番号	件名
経済建設 常任委員会	議案第26号	平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算 (第5号)
	議案第27号	平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会 計補正予算(第5号)
	議案第28号	平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正 予算(第4号)
	議案第29号	平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第5号)
	議案第31号	平成24年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)
	議案第32号	平成25年度菊池市一般会計予算
	議案第36号	平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
	議案第37号	平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
	議案第38号	平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会 計予算
	議案第39号	平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
	議案第40号	平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
	議案第42号	平成25年度菊池市水道事業会計予算
	議案第44号	市道路線の廃止について
	議案第45号	市道路線の認定について
	議案第46号	市道路線の認定について
	議案第47号	菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に 関する基本協定の一部を変更する協定の締結について



日程第3 一般質問

○議長(山瀬義也君) 次に、日程第3、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせ事項について申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は、答弁も含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式で、質問事項に対して3回までとなっています。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、境和則君。

[登壇]

○21番(境和則君) おはようございます。3月定例会の冒頭に一般質問ができる

ことを大変光栄に思っておりますし、初めていたしますので少し緊張をいたしております。また、一番ということで同僚議員さんのご配慮を心からうれしく思っております。

さて、この国では昨年、一昨年、東日本の大災害、またデフレ社会という状況の中で、衆議院選挙があり、政権交代によりアベノミクスとしますか、経済再生を目指した自由民主党・公明党の政権が誕生をいたしました。それから、すぐに大型補正予算が実行され、元気で活力のある自立・独立を目標とした強い国づくりを指針に挙げ、我々も大変期待を持っているところであります。私ども菊池市も、九州北部豪雨災害ということで、今まで経験したことがないような大きな被害を被り、執行部をはじめ最善の策を取り、早急な解決に向かって頑張っておられることと思います。また、一昨日から学校閉鎖式を現実的なものとして拝見、また参加して思ったわけではありますが、やはり閉校ということに関しましては、それぞれの意見があったと思いますが、現地で閉校式を見れば、その地域で養われた諸先輩たちや地域の方々との思いを痛切に感じたところでありますけれども、やはり時代の流れ、少子化においては、将来を見据えた中で、やっぱりやむを得ないかなと思いつつ、その地域においてはそれぞれの歴史文化をそのまま引き続けていかなければならないと、このような感じをいたしているところでございます。

さて、通告に入りますけれども、合併の効果と課題ということについてお伺いをいたします。振り返りますと8年前に1市2町1村で合併が合意されました。それぞれの市町村の思い、考えはそれぞれだったと思います。私の出身の七城町においては、最も民主的な住民投票ということを実施いたし、合併をした町であります。私自体は、積極的に推進をしてまいりました。大変不安な気持ちと、またその反面、新しい夢と希望を持った一人でありまして、大変な責任を感じているところでもあります。そういう中で、特例期間の1年2カ月をはじめ、初代の新生菊池市を誰が担うのか、3人の立候補の中で、大変な激戦の中で、市民の皆様は現福村市長にお任せをされ、賛同を得られた。そして、その間から大変困難な政治運営が、行政運営がなされてきたと思います。当然だろうと考えるところもあります。議会議員も当初は59名、大人数であります。それぞれの菊池市議会と言いながらも、地元の出身でありますし、それぞれのお互いの利害関係が絡み合い、大変なことが今さらのように思い出されます。その中で、新市建設計画も合併当時と比べ、当時の小泉内閣の国の改革の一環として三位一体の改革により、大変な、いい、悪い言葉で言えばアメのほうに削減をされ、それを現実的に受け止めながら、福村市長は大変な市民または議会の反発を受けながらも菊池市にあった財政事情事業推進におかれて、私が知り得ている限りでは、約400億円近くの新市建設計画を計画された

と思っております。政治というのは、やはりそのとき、その時代、その流れによっていろんな不平不満、思いが違って、それを着実に受入ながら、現実に沿った運営、または将来の我々の子孫、または孫、その方々たちにご迷惑を掛けないような政治を継続が続く政治を続けていかなければならないということで、私自体も市民の皆さんも市民の皆さんのお怒りに申し上げたつもりであります。

そういう中で、福村市長は数を上げれば限りありませんが、つい最近のお話では、情報開示については熊本県について第2番目だとか。また財政についても熊本県下の中で14市ありますけれども、私が知り得ている限りでは、ここ何年間かは5位を下がったことがなく、非常にある反面、議会から、また市民の方から不満やいろんな問題がありながらも着実に進められてこられたと、そのように思っております。そういう中で、誰しもが引き続き3期目を目指し、4月の選挙に出動されると思っておりました。市民の多くの方々も、やはり安定した運営の中で福村市長、やはり最後の仕上げとして出るべきだというような声が大変たくさんあっただろうと私はきいております。しかしながら、12月の定例会におきまして、不出馬ということで大変な驚きと落胆をいたしましたのは、私一人ではないのではないだろうかと思えます。

そこで、福村市長の8年、特例まで入れて9年間の中で、合併の意義、効果、目標がどれだけ達成されたのかをお伺いしたいと思えます。

第1点目にたくさんありますが、その中で掻い摘んで申し上げますと、財政の効率化、第1次、第2次行政改革等、国際交流等の評価、補助教員配置事業、中山間地の直接払い、菊池テクノパーク整備促進事業、またはいち早く議員さんの質問に答えられた光ブロードバンド整備事業、九州産廃との協定書の締結、まちづくり社会資本整備事業の取り組み、または子どもの医療費助成事業等々に対することについての目的をお尋ねしたいと思えます。

1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 皆さん、おはようございます。ただいま境和則議員のほうから、他面にわたりお尋ねがございました。市政の8年間を振り返りながら、どういうことをやってきたんだということのお尋ねでございます。思えば庁舎の整備の問題、あるいは行政改革の問題、お触れいただきましたけれども、さらには国際交流、そして教育環境の整備、また生活基盤の整備などなど、挙げれば数限りなくたくさんの事業をさせていただきました。就任当時におきましては、この地方分権の推進や、また少子高齢化への対応が叫ばれている中でありまして、菊池市を構成し

ております合併後の、いわゆる旧菊池市、それから七城、旭志、泗水町においても、日常生活圏の拡大によりまして、産業とか、あるいは道路交通、教育、福祉、財政面におきまして、大変多くの課題をそれぞれの旧町が抱えておったところであらうかと思います。

このような背景を基といたしまして、平成１７年の３月２２日にご承知のとおりお互いが心をつにして合併をいたしました。そして、その第１回、初代の市長選挙におきまして、私のほうに席を与えて就任をさせていただいたところでございます。平成１８年度、翌年になりまして、新しい菊池市の将来像というものを描くために、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちと、このことを理念といたします平成２１年度までの菊池市の総合計画基本構想、そして前期基本計画を策定させていただきました。そして、平成２２年度には、前期の基本計画の成果につきまして、市民の皆様方にアンケートやワークショップを取り入れながら検証させていただきまして、後期の基本計画を策定いたしましたところでございます。この計画では、３つのまちづくりを市が目標といたしまして、９つの柱を基にして主要な施策を定めて、具体的な施策を推進してまいりました。それがこれまでの８年間の市政ということでございまして、そのことにつきましていくつか説明をさせていただきたいと存じます。

まず、合併以来の重要な課題でありました庁舎等の整備につきましては、議員の皆様をはじめといたしまして、市民の皆様の間にも、本当に様々なご意見がおりになりまして、時間を掛けながら取り組んでまいったところであります。合併協議で確認されました内容が、当時におきまして、現在もそうありますが、畑地帯総合整備事業の予定地に係ることでございまして、その用地取得が事業の遅れによって取得が遅れてしまうということで、そのことでこの財政見通し等も含めまして不透明であったために、一時凍結をして、一つは行政改革をはじめとする行財政基盤の強化に努めてまいりたいと思ったところであります。また、庁舎を建設するために、そのためには、やっぱりどのような状況になるのかわかりませんので、基金の必要性というのを十分に認識しまして、基金の造成を合わせて行わせていただきました。庁舎整備に対しましては、国からの支援は通常ありませんけれども、ご承知のとおり、合併ということを含めまして、この合併特例債を充てることが可能であり、またその制度が変更されまして大変財政的には有利な条件に整えられたということでございます。庁舎整備については、議会をはじめ市民の皆様方のご理解を得まして、合併特例債の発行期限内に整備の見通しを立てることができました。これにつきましては、とにかくこの有利な特例債を使ってやるべきであると。そのことが財政・財源に大きなプラスになるということで議会の申し入れもありました。今

後も厳しいと予測されております財政状況に対応していくために、1日でも早くこの庁舎につきましては本庁方式に移行することが必要であろうというふうに考えております。

次に、第1次、第2次行革におきましては、行政の無駄を省きながら、市民視点のサービスを提供するために、行政改革大綱に基づきまして進めてまいったところでありますが、具体的には合併によりますところの重複した事務とか、あるいは事業や組織を見直しまして、本当に身を切るような思いをしながらも取り組んだ結果といたしまして、613名の職員の方々が合併当時はおられましたが、それがこの3月1日現在におきましては499名ということになっております。また、保育園や幼稚園、養護老人ホームの民営化や文化会館、さらには図書館など、公共施設の運営ということにつきましても、直営方式から指定管理制度に移行を進めることでサービスの向上、そして経費の削減を実施いたしました。第1次におきましては約10億3,000万円の歳出の抑制や歳入の増加に成果としてつながったということができたところであります。第2次におきましては、目標に市民視点の行政サービスの充実を加えまして進めてまいりました。その結果、2つの養護老人ホーム、つまごめ荘にこすもす荘、この2つにつきまして民間委譲が実現いたしました。それに3つの保育園が民間委譲ができたことはご案内のとおりであります。委譲後の検証をやっておりますが、運営での問題点とか、あるいはまた保護者の皆様方からの不満等は特にございませんで、それぞれの施設で特色のある運営や設備の改修等が進められておるということで、安心して働き、そして暮らせる環境づくりに努力をしていただいております。

次に、国際交流について触れられましたが、2002年の韓国人のビザ恒久免除を提唱して以来、あらゆる機会を捉えまして、いわゆる一方的な、日本人はビザなしで行けるけれども韓国人はビザなしでは日本に来ることができないという、そういう一方向制であったために、このことを考えまして積極的にノービザ運動を提唱してまいりました。これによりまして、韓国と日本の交流促進が結果的には一つのノービザということの制度が取り組まれたことでありまして、菊池市がそういうことを積極的に取り組んできたということにつきまして、韓国政府、そのときはノ・ムヒョン大統領でございましたが、修交勲章崇禮章ということで勲章をいただいたところであります。現在におきましては、釜山の国際観光展への出店ということでございますし、また議長にもご同行いただきましたが、この国際観光展に毎年ご案内をいただきまして、釜山観光との非常に結節が重要になってまいりまして、観光連絡事務所の設置ということで昨年に事務所の設置がなされております。外国人、特に韓国からの観光客誘致を促進いたしますとともに、今後菊池国際映画祭や

菊池国際交流協会など、関係組織とさらに連携を深めまして、他文化共生の理念に基づく国際理解のこの推進に取り組んでいかなければならないと考えています。

さらに、中国の泗水県、韓国の金堤市、そして清原郡のこの海外３つの友好都市との交流は、卓球やマラソン、さらにはホームステイ、お祭りへの参加など、青少年をはじめといたします市民の総合訪問などを行いまして、友好都市としての交流をさらに深めているところであります。

教育分野におきましては、まさに安心・安全を先取りする形で、菊池市の小・中学校につきましては、いち早く全校の耐震化に取り組ませていただきまして、前回の４年前の選挙の私の公約でございました庁舎の約束ごとを果たさなければならぬけれども、まずは子どもたちの安全のためにということを公約に掲げておりましたが実現することができました。

また述べておられましたように、補助教員の配置事業を市単独で実施しております。児童生徒の着実な基礎学力の定着、向上及び良好な教育環境を確保するために、複式学級、特別支援学級や通常学級において、補助教員が２８人、それから特別支援教育支援員が２０人配置いたしております、充実した学校教育の実現に向けて取り組んでおりますが、またさらにこの充実を図っていかなければならないと考えております。

産業の振興の分野においては、耕作放棄地の増加等が大変懸念されておりました、菊池地域につきましては、特に中山間地域をたくさん抱えております。そういったことで、中山間地域等の直接支払い制度事業を実施しておるところであります。傾斜度の高い一段の農用地を対象といたしまして、集落協定による農業生産の維持活動に対する交付金を支払うことによりまして、農地の荒廃の防止や農業の持つ多面的機能が発揮されまして、集落単位の自立的かつ継続的な農業生産活動の体制整備を推進しております。

次に、企業誘致に関しましては、平成１８年、合併翌年ではありますが、これから平成２３年度までに新設の誘致が９件、増設が１１件、合計いたしまして２０件の立地協定書を締結させていただきまして、予定雇用者数は６８２人、それから投資額は１７２億円となっております。これにご案内の化血研の投資がございまして、これがおおよそ２４０億円ということを知っておりますので、合わせれば４１０億円程度になるということになります。県内全体では、平成１８年度から平成２３年度まで菊池市の分は県内において１６６件、県内におきまして立地協定書が締結されておりますので、さっき申し上げますように、２０件の立地協定があつて、全体からすれば県内で１２％を菊池市が占めているということで、県内でも上位に位置しているということでございます。

また、菊池市テクノパーク整備事業におきましては、工業団地の完成後、優良企業を誘致して地域の活性化と雇用の場を増加させることによって、若者の定住促進を図って人口減少に歯止めを掛けなければならないと思っております。3月の工期ということで進められておりましたが、いろんな諸事情によりまして6月まで工事が伸びるということでございます。

そのほかに、情報基盤の整備では、平成21年度から23年度に掛けまして、通信事業者に対し設備投資に代わる費用について一定の負担金を交付することによりまして、九州でははじめてとなります民設民営運用での光ブロードバンドサービスが利用できる環境の整備を行いました。泗水の企業連の皆様方の熱心な申し入れにお答えすることが直ちにできたということで大変うれしく思っております。

また、九州産廃との協定書の締結がこれまで懸案でありました協定書の一部変更協定の白紙撤回の取り下げと白紙撤回の原因となりました13項目の解決条件の一部未達成に関します疑義というものについては今後問わないということになりました。産廃問題の解決には大きく前進したものだ、このように受け止めております。

生活基盤の整備については、限府中央線をはじめといたしまして、限府中央地区の安心安全に歩ける道路等及び足湯や公衆トイレを設けたポケットパークを新たに整備をさせていただきました。また、公園の事業といたしましては、菊池公園の充実と、それから菊池ふれあい清流公園を新たに整備をいたしましたが、これも公約の一つでございました。富の原地区に憩いの森公園、それからさらには桜山地区には桜山公園を新規に整備する計画で進めさせていただいております。

次に、健康医療の福祉の充実の分野におきましては、子ども医療費の助成事業としまして、子どもの疾病の早期治療を促しまして、健全な育成、子育ての支援、そしてまた少子化の対策の一環として医療費の助成を行っております。助成対象者を拡大することによりまして、子育ての支援、保護者の経済的負担の軽減に貢献しております。

また、老人福祉施設などにつきましても整備にも取り組んでまいったところであります。

最後に、合併の効果につきましては様々なご意見、また見方があろうかと思いますが、合併してからの10年間というものは、基盤づくりであると思っております。今まで申し上げました事業以外にも多数の施策、成果はございますが、合併特例債などを活用することで、効率的かつ効果のある住民サービスが提供できるようになったのではないかとこのように考えております。今後、市民の皆様に、より市政、新市の政策が評価されることになるとは思いますが、

今はっきり申し上げることができますのは、道路等の、いわゆる整備をはじめといったしまして、多くの事業に合併特例債を充当しております。合併市町村でなければ国からの支援があるこの合併特例債というのを活用した整備ができないわけでありまして、市長に就任して以来、激変する社会情勢に対応すべく努力をしてみましたが、今日まで市民の皆様に変えられ、支援、支えられまして、菊池市長としての職務を今終えようといったしております。この執行にご尽力、またご協力、ご指導いただきました議会をはじめ市民の皆様方に心から感謝をいたしまして、意を尽くしてないかもしれませんが、答弁に代えさせていただきたいと思います。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 境和則君。

[登壇]

○21番（境 和則君） 再質問をさせていただきたいと思います。

よく議会議員は、立候補のときに執行部に対しても、市民の皆さんに対しても、是は是、非は非として毅然とした態度で向かうということを公約にうたいます。私も申し上げております。そういう面で、情報発信というのが非常に偏った限りで、今、市長が述べられたようなお話が市民の間になかなか浸透していないのは、行政、執行部の職員の皆さんの努力も足りないのかもわからないけれども、我々が市民の代表としている議会議員が熟知してなくて情報の発信がないのかなと反省をいたしているところでもありますけれども。例えば、合併をして何もよいことはないというようなお話を私だけではなくて皆さん、大変聞かれたと思います。逆論を申し上げれば、それならば合併をしなかった場合については関係市、市町村がどのような状態になったのかという検証も必要ではないのでしょうか。私は、七城町出身ですが、合併をしなかった場合について考えますと、七城町はその当時、過疎債指定でございました。非常に過疎債を有効に利用し、いろんな整備をし、情報の発信としていち早く高齢者、老人向けの温泉センター建設、農産物の販売、対面販売のメロンドーム、その他、相当仕事をやってきました。しかしながら、人口は6,000人弱だったと思います。今、合併をしないとすれば、多分5,000人台に減少し、そして子どもは少なくなり、高齢者率は30%をとうに超えるだろうと見込まれます。そうしますと、結果的に合併をしなかった場合については、ご案内のとおり、整備をしましたならば、維持管理費が発生をいたしてきます。そういう中で、私どもが反省をしなければならないのは、やはりそういう状況を推測しながらも、新しい合併をして1市2町1村がそれぞれの不満があっても、新しい菊池市に向かって邁進をしていかなければならないし、議論は大いに結構ですが、決定した事項については着実に進んでいかなければならないかと、そのよう

に考えております。また、私どものまちは農業が基幹産業の中心であります。しかしながら、残念ながらこういう状況の中で行政も非常に頑張っておりますけれども、後継者不足、高齢化の農家ということを先行き考えれば、大変不安に、この先どうなるのかなというような感じがいたしております。

また、あるまちでは工業団地を作成され、これは基金ではなく農協から一括借り上げということで大変な事業をやられて、結局は金利の負担だけでも年間数千万円という金利を払わなきゃならない、こういう状態のときに、もし合併をしなかった場合にも、そのまちでやっていかれるのか。または、交流広場に建設の施設を維持管理していかなければなりません。これは大変な維持費、私も覚えておりますが、当然中国から直接建設をされて、なかなか図面もないような状況の中で、果たしてこういうのが合併ができなかった場合、起債は何に使われるのかと。または、先ほど市長がおっしゃったように、苗畑事業跡に富の原の人口増のときに、住民の人たちが幸せになる公園ができたのだろうか、団地の建て替えができたのだろうか、また民間が開発した桜山のときに、三宅養鶏場に公園ができたのだろうか。または、医療費が私が分離独立のときに調べましたが、泗水町だけで大体一般財源で6,800万円の支出をされておられるそうです。学校が4校あるそうですけれども、そこに補助員が4名、または支援学級が2名配置されている等々、いろんな問題がある。そういうことを私たちは素直に認め、そして合併をした新市菊池市の中で考えていかなければならないと思いますし、またあるところでは民間の、大変申し訳ないんですが、旭志の四季の里については三セクでやられて民間委譲をされた。大変勇気のする話で、少し言いづらいんですが、3,000万円の2年間増資をしたというようなことも、一生懸命頑張りましたけれども、結果的には指定管理者制度をまた民間に委譲をされた。また、その地域においては畜産は大変盛んな地域でありますけれども、今大変苦しい状況であります。その中で、果たしてそういういろんな諸問題、例えば固定資産税の免税だとか、いろんな問題が出たんだろうかと。また、旧菊池市内においては、皆さんご案内のとおり、合併する前からの事業計画でありましたまちづくりの交付金の道路で合併特例債が、合併をしなければ今までのように道路整備ができたのだろうか、いろいろ考えがありますけれども、そういう点について、市長のほうにお考えがあるならば再質問でお願いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君）

.
.

○議長（山瀬義也君） 暫時休憩します。

— 89 —



○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 先ほど境議員の再質問に対しまして、お答えの趣旨が違った答弁をしておりましたので、全文を取り消させていただきます、改めて答弁をさせていただきますと思いますのでお許してください。

合併後、今後の課題の問題でございますが、今後の課題の一つ目といたしまして、平成 27 年度からは合併の特例措置であります普通交付税の合併算定替えが一本算定になるということでございます。本市への影響は大変大きなものになると、多大なものになるということが予想されます。交付税の一本算定への移行は、平成 27 年度から始まりまして 5 年間をかけて段階的に削減をされて、平成 32 年では完全な一本算定になるということでございます。ちなみに、平成 24 年度におきますところの一本算定と合併算定替えを比較しますと、約 19 億円の大きな開きがあります。

このように、本市の歳入の約 36% を占める交付税に大きな減少が見込まれますために、その対応については今まで以上の行財政改革の推進が必要であろうと、このように考えております。これまでの取り組みといたしましては、本当に身を削るような思いをしながら、大変なこの職員の皆様方にもご負担を掛けてきたところがあるかと思いますが、人件費の削減や各種施設の統廃合や民営化、第 3 セクターの整理などを行ってまいりました。今後につきましては、高度成長時代に整備をされました施設や道路等のインフラ整備の更新時期が近づいてきておりますし、迎えておりますために、大変多大なこの維持経費が見込まれる、改修経費が見込まれますので、市民の方々の意向も踏まえながら、施設の存廃も含めたところで整理合理化を図っていく必要があると、このように受け止めております。

○議長（山瀬義也君） 境和則君。

[登壇]

○21 番（境 和則君） 再々質問をさせていただきます。

福村市長におかれましては、最後の定例会だろうと思っております。また、議員生活からお話をお伺いしますと、数十年の経験・体験として、経験されておられる福村市長であります。今後の菊池市民の皆さんをはじめ新しい市長、また新しい市会議員に対する心得と申しますか、体験を基にご教授をお話いただき、また政治活動の感想でもよろしいんですが、お話を聞かせていただきたいと思います。

例えば、議長のお叱りを受けるかも知れませんが、昨年突然、突発的に泗水町の独立分町の問題についても、住民運動とは言いながらも、現職議会議員が積極的に推進をして、またその議決たるにもかかわらず賛同し、そして関わり合いを持って、その中で1月21日には泗水町ホールで執行部、住民運動の代表の人たちのお話がされ、一方的なお話だったと私は受けておりますけれども、引き続きやると言明をされ、市長はねばり強い話し合いの基に理解をいただくように努力をいたしますということをおっしゃったのを思い出しております。

また、それから4月の市長選に元市議が立候補されておりますが、そのためか何か分かりませんが、これもまた一方的に終息して解決は終わったというような新聞報道がありましたが、それだったら、署名活動をした6,000有数人の署名の人たちの、市民の人たちの心情はいかなものかと、本当に不思議でなりません。この約1年間、それぞれの市民の人たちは、議会も、執行部、市長をはじめ職員さんも振り回され、一体何だったんでしょうかと思っておるのは、私一人ではないと思います。市長がお答えられないかも知れませんが、もしその件に関してお話があればお伺いをしたいと思います。

また、これまで市長の菊池市運営に対しまして、微力ながらご協力をしたことを非常に誇りと思い、また政治家としても人間形成においても大変感謝をいたしておると申し上げておきます。また、福村市長の益々のご健康をお祈りいたしまして、そしてまた職員の皆さんの努力に経緯を表したいと思います。

再質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 境議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

合併して9年目を迎えるわけでありますが、菊池市の合併というのはどういった効果を生みだしてきたのか、あるいはまた今後の課題について、これはもういろいろ見方等によって違うと思います。ただ、現実問題としては、泗水をよくする会という会が立ち上げられて、そして住民の意思ということを背景にしながら運動の展開をされていて、今、述べられたとおりだと思いますが、これまでの経過を今一度振り返ってみたいと思いますが、泗水地区におけます分離独立運動について振り返りますときに、昨年の1月19日の新聞で泗水をよくする会というのが分離独立運動を始めたということが記載されていることを初めて知りました。当時の新聞におきましては、合併時に確認した新庁舎につきまして変更したということで反発して一緒にやっていくような自信がないと、また信頼関係がなくなったということでありました。市といたしましては、関係する関係区長さんの役員会、あるいは区長会

等にいろいろとこれまでの状況についての説明をしたいということで申し入れしましたけれどもお断りを受けたところであります。方針の変更といった経緯につきましては、去る1月25日に昨年、よくする会の会長宅につきまして、これは首長が一人でやったわけでもなんでもない、議会の承認を得てやってきていますということを述べたかったもので、議長にも同行いただきまして申し入れしましたけれども、泗水町の独立を要望するのであって、今さら庁舎の問題というものを聞く必要性もありませんということでお断りをいただきました。そして、昨年の1月29日に泗水のホールで決起集会がありまして、首長独自の判断で一方的に庁舎を現在地のほうに移行したと、行政への不信感は募るばかりだということで言われました。私といたしましては、泗水をよくする会の運動に対しまして、市民の混乱を招かないように、区長協議会、役員会と、これまで経緯を再度説明させていただきまして意見を伺ったところであります。しかし、大方の方々も、やっぱり市民への説明をもっと十分にしてみたらどうかといったご指摘をいただきまして、さらに文章平易にいたしまして広報きくち3月号、あるいはホームページ等を通じて説明をいたしまして、それぞれの合併前の4地区の皆さん方、特に区長の皆様方には説明会を開催して経過を説明いたしました。昨年4月の区長会全体にもまた説明を改めて区長の交代によりましてさせていただいたところであります。泗水をよくする会が決起集会を開催された後におきましては、地区の説明ということで、これは地区の説明会を開かれて署名を集められているというお話を聞いておりましたが、3分の2以上を集めるということでございました。間違った情報をいろいろと聞かされておられるんじゃないかなということで私は思ったところありますが、一方では、泗水在住の方からこの離脱して独立したまちを築くのではなくて、現在の市の状況で菊池市民と、より親しくなることから、これから汗を流して当然のことながらいいまち菊池市の実現に邁進しようと思っている人もたくさんいますよということで、分離独立反対の陳情書が市議会で、6月定例会採択された。こういった意味を含めまして、これが果たして全体の民意とは受け止められないということで、法的手続きに基づくものでもありません。任意の署名であるということでございまして、泗水の分町の議案を12月の議会に提案しなさいということだったんですが、既にそのときは9月の議会の会期中であったので、当然会期中に出すなら出さなければならなかったんですが、議会のほうにも要望されておったということで、議会が12月議会で提案をされまして、そして不採択になったという経緯は、皆様方ご承知のとおりであります。

そういうことで、泗水町の分町問題というものについては、なんとかしなきゃならないということで、内部的な組織をつくりまして、副市長をトップといたしまし

た内部組織において、この検討を始めておりました。そしたらこの会が解散するということになったので、どうしてだろうと、つい先日までは休息して、6月までぐらいは休息するというようなことでも言われておりましたし、引き続きこの運動を展開していくということでも言われておりましたが、それが休眠状態になったのか、廃止になったのかということですが、一面においては、これはこれで解散すると。そして、泗水から新たに出馬予定されている方が市長選挙に出られるために、これに不利益になるようなことにならないために、支持を拡大するために旭志・七城の皆様方が再度これを再結成するのでは、選挙が終わったらなるんじゃないかというように対しまして解散したほうが、より支持を拡大できるというように、まさに選挙運動の一端としてこのよくする会があったんじゃないかなと私は本当に憤りを感じたところでございます。ぜひ今一度冷静に考えていただきまして、どなたが首長になろうが、なるまいが、また現職の私がいなくなったから旗を降ろすんじゃなくて、行政、その自分たちの目的とするところの分町独立というものがやっぱり納得できて、融和政策をいくということであっていただければいいのですが、単なる選挙目前にしてということであれば、決して解決の方向には進んでないというふうに思わざるを得ないと思っておるところであります。ぜひひとつ、改めてまた考えをしていただきたいなとこのように思っております。

境議員、いろいろ述べられましたけれども、この新聞報道しか私たちが直接会ってお話を聞く機会が閉ざされている状況でありますものですから、なかなか状況がわかりません。そして、文章を出してあるものが手に入ったときに、その文章を見て判断しますから、それが正当であるかどうかといったものもよくする会のほうにお尋ねしなきゃならないということで、確認のための会合をしたいという思いを伝えたところであります。

また、一方においては、地元区長会に充てられた文書等においては、まず一つには泗水町から市長を出して市政を改革するほうの実現性が高い、これが何を実現をしようとしておられての実現性が高いと述べられているのかがわかりません。また合併当事者の福村市長が退任するということを2つ目に書いてありますが、これが今申し上げますように、私が当事者といいますけれども、行政体というのが当事者ですから、市長が誰になるから、かれになるからということではないんじゃないかなと思ったところであります。3つ目には、運動で市政の課題を浮き彫りにできたと解散の理由が記載されておりますけれども、さらにまた市長選挙が終わるまでは運動は休止と、このようなことで区長会に出された文書には書いてあります。泗水地区の新人が市長選挙に出馬を表明した後、旧七城町や旧旭志村で、当選後に再び独立を訴えるのではということであるために、会が残ったままではこの新人

市長、泗水地区からの新人候補の支持が広げにくいということで、11日に解散したと、このようにありました。また、泗水をよくする会の会長さんからのメッセージは、再び独立を掲げることはないとのコメントもあります。そういった報道を受けまして、数日後、よくする会の真意を確かめようとして、こちらのほうから連絡を取ってお会いしたいということをしたんですが、何も話すことはない、新聞報道のとおりですということでありましたので、新聞報道からいけばそういうことで、選挙がらみのことになってしまっただけに本当に残念だなと思わざるを得ないということでもあります。本当に何とか解決してほしいなど。そういった負の遺産をそのまま次の新市政に託したくないなという思いでございますが、今、行き止まった状態になっているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○13番（怒留湯健蓉さん） これより一般質問をいたします。私は、福村市政の成果と今後引き継がれるべき課題について、2、3点伺いたいと思います。

福村市長は、去る12月議会において、今時の改選には不出馬であることを表明されました。したがって、市長としてのお務めは今議会が最後ということになります。ここに改めてこの間のご功績に対して経緯を申し上げ、同時にそのご労苦に対して衷心よりご慰労を申し上げます。誠にご苦労様でございました。

私は、2001年の9月議会から市長にお手合わせをお願いしてきたと記憶しておりますが、この10年余り、市長に対して絶えず苦言を呈してきましたし、それはお互いの仕事が未来の評価に、歴史に審判に耐えうるものであるようにとの願いを込めていたからにはほかなりません。それにしても、よくも議会ごとに毎回反対をしたり、異議を唱えたりしてきたものだ振り返りながら、さぞかしご不快な点もあったろうと存じますが、ここでは今議会限りでお引きになる市長に対して、これまで私も及ばずながら支持してきた市長の主要施策の中から、リニューアル増設庁舎、それから産廃問題、国際交流、女性行政の4項目を取りだして、その成果を評価し、それらを今後につないでいくことに力点を置きたいと存じます。そしてご答弁は、私に対する答弁とともに、議会と市民へのメッセージとしてお聞かせください。もちろん、ここにお出ししている4項目のほかにも、先ほど境議員が膨大な中に触れられましたが、多くあるんですけれども、1時間という制約を考慮して、あとは外したということをお申し上げます。

最初に、耐震とリニューアル増設庁舎については、私は旧菊池市のときから合併に関わってたびたび取り上げてきました。議員の端くれたる私にとっても、この課題は最も重く、かつ辛い問題であり続け、ある意味で、先ほど来答弁にも触れてお

られますように、現在進行形でもありますので、私ごときに比べれば市長のご心労は推し量って余るものがございます。２００２年３月議会、これは福村市政本格予算での初めての議会でした。ときはあたかも合併をどうするか、どうなるかという時期であつたろうと思います。当時の熊日の記事を見てみますと、郡市一本化が困難な状況となり、そうであるならば、それぞれの市町村がどこと一緒になるか、あるいはならないかが熱い議論の中心になっていることがわかります。この時期に、私は当初より合併そのものに疑義を呈し、特に国や県の考え方やその推進の手法に問題ありとして合併を急ぐべきではないと主張してきました。合併に体制がなびいているときに、この主張は、まるで戦中の非国民のような非難も受けましたが、それはそれとして、合併は果たされ、爾来新庁舎をどうするかという命題を我々は背負うことになりました。当然、様々な角度から模索され、審議・論議され、よりよい案が追求されていたところですが、そんな中、リーマンショックを発端とする世界同時不況に見舞われ、その影響下に起こった夕張市の破綻は、我が国の象徴的な出来事として記憶されています。本市においても、その余波は有形・無形に表れ、座視できない状況に置かれることになりました。どの自治体も夕張市の破綻をよそごととして傍観できない状況に追い込まれていって、国や県の政策動向も関わってくる中で、本市においても否応なくそれまでの計画政策の見直しを余儀なくされることになりました。とりわけ庁舎の問題は、その中心的課題となり、議員それぞれが苦悩する中、改めて真剣な論議が展開されることとなりました。そして、長い長い、先ほど来触れられましたが、紆余曲折を経て、全員参加の特別委員会を設置する運びとなり、そこでの審議議決を経た後、一昨年１１月２４日の第５回臨時議会の議決へ到達したものでございました。誠に苦難満ちた道のりではありましたが、それでも、あるいはそうであつたからこそ、一昨年１１月２４日の第５回臨時議会の議決は、現在の菊池市民及び将来の菊池市民の最大公約数の方にご理解いただけるものと私は確信しますが、いかがご認識でしょうか。

それから、２番目に産廃問題、これもまた１０年余の福村市政の中で私は最も多く取り上げてきた課題の一つでした。そもそも私は２０年近い、当時で言う２０年ですね、２０年近い市民運動の中核にいて、二度に渡る裁判の原告としての経験や、またその問題を地元の皆さんと最も共有する一人として議席をいただいたということでもありましたので、当然といえば当然の成り行きであつたとも言えます。２００１年９月議会、福村市政の初めての議会で、私は既にこのとき１回目の産廃問題を取り上げています。この時期は、焼却炉差し止め訴訟中でなかなか解決への展望が切り開けず、焦燥感の漂った不安な時期でした。こういう状況を背景に、産廃反対運動が長い間行政と対立していることが問われることになり、今後は協働の

理念、共に働くという理念を機軸に、原告団、市民、行政が一致した体系を創り出さなければならないという機運がやっと芽生え、そしてタイムリーで高度な政治判断と地道な住民運動の連携が、今こそ必要だとの意見が聞かれるようになりました。そういう折り、福村市長は就任と同時に今日の解決への道筋を付けることになった、つまり一部見直し協定の調印に至ることになった、いわゆる福村案を提示されました。これを受けた地元の皆さんは、協議に協議を重ねられた結果、この福村案で解決を図ることしか、もはや道はないという結論に至られ、私は望まれて地元の皆さんと共にこの福村案を市民同盟におつなぎしたことを思い出します。当時は、市長はもとより、地元の皆さんの悲願を真摯に受け止めていた心あるもの、私どもは合併前に何としても解決したいと必死でした。この話をするときに、忘れてならないのは、この福村案しかないとして、この案をもって地元をおとりまとめた、今は亡き勇敢な方がいらっしゃった。その方の存在です。この方は、産廃問題の現実的解決策としては、もはやこれしかないという強い信念の下に、自分自身の利害を超えて地元の方々を1軒1軒訪ね、この期を逃したら産廃は永遠に居続けることになることを冷静に説明をして回られたといえます。産廃問題が政争紛争の渦中にあるとき、我が身を省みず、身の危険を省みず、まさに身を挺して問題解決のために奮闘されたこの方のご熱意があったればこそ、今日への道筋をつけることができたことは、産廃問題に、その本質に迫り、真摯な、純粋な汗を流してきたものならば誰しもが実感するところです。この方の死を無駄にしてはならない。私もそうでしたが、恐らく市長もその思いが一つの支えではなかったかと思われますが、いかがですか。私はある時点での会報で、菊池市と九州産廃は協定に約束された、元の協定ですね、平成30年までの埋立処分場を平成26年をもって閉鎖することで合意しましたと。4年の短縮分と閉鎖保障等、総額約12億円が必要となりますが、その半額は熊本県が拠出します。市が支払う約6億円については、県からの交付金及び準備をしてきた環境整備基金等々を充当し、一般財源からの持ち出しは限りなくゼロに近いものになりますと、これは議会で承認されていることを述べながら、この時点で25年余、時には政争に翻弄された産廃問題でしたが、高度な政策と県の超法規的な措置により、ここにたどり着くことができましたと報告をしています。ところが、あろうことか、解決への道のりはその後困難を極め、地元の皆さんの悲願をよそに、この案は何度も何度も危機にさらされてきました。私の何度目かの質問に対して、どういう状況になってもいささかもひるまず、地元の悲願に沿う形で解決を図っていくという力強い答弁がございましたが、今日での到達点をお聞かせください。

それから、次に国際交流についてです。これについても、市長の先見の明といい

でしょうか、大変優れた施策であったと私は思っています。２００２年４月でしたか、先ほどもお触れになりましたけれども、福村市長が当時の熊本県１１市長会で九州ノービザ構想を提唱されたことは、まさに一服の清涼剤の印象を受けたものです。構想は、ワールドカップを期に日韓交流をさらに深め、韓国人観光客の誘致にもつなげて、ひいては民間外交によって、人・物・金の交流を起し、この地域の経済の発展と、さらには国際平和の進展に寄与すること等々が考えられていたと私は理解していますが、いかがですか。

福村市長のノービザ構想は、小泉内閣の構造改革特区が念頭に置かれていたと私は思っていますが、これは熊本県１１市長会での提案に続き、その翌月の５月、九州地区７県９５市長会でも提案され、採択されていますね。私はそういう情報をキャッチする中で、菊池という九州の熊本のその一地方都市である菊池から国際交流のこのような具体的な提言が行われたことに一つの夢を見いだす思いでした。政治はロマンという先人の明言をこれに重ねて見守りつつ、国のほうもきっと地方時代の日本として、大歓迎のうちに構造改革特区に指定するだろうと期待しておりました。ところが、あにはからんや、この国の外務省は、歓迎するどころか、時期尚早であると待ったを掛けてしまいました。この国の石頭に失望したのは私ばかりではなかったでしょう。しかし、一時期は頓挫したから見えたこの福村提言も、時代の要請、国民世論に抗しきれず、徐々に復活、日の目を見ることになりました。最初に提言されてから約１０年、今日では九州ノービザ構想はどのような状況か、またこれによる本市における成果・効果についてお聞かせください。

それから、女性行政についてです。２００２年の６月議会で、これは第１回目を取り上げています。それは、２００１年１０月に施行されたＤＶ防止法を基にしたものですが、ＤＶの問題は、男女共同参画施策については言うに及ばず、基本的人権と全ての人に関わる社会問題であるとの見方に立った質問でした。私に取り上げたのは、２００２年の６月でしたが、市長がＤＶ相談員を近隣に先駆けて本市に設置されたのは、その前々月の４月でした。この相談事業は、その後、県や警察とも連動しつつ大きな役割を果たしながら今日に至っています。その後、旧菊池市では、これも熊本県、八代市に続く３番目として、男女共同参画推進条例が制定されました。今でこそ、これまた反対しにくい、認知された条例にはなりつつありますが、当時は大変でしたよね。付託委員会を大勢の女性たちが傍聴し、続く採決の本会議もいろんな分野の女性たちが議会を取り囲んで傍聴する中で、何とか通過し、やっとの思いで制定の運びとなりました。ところが、この難産の果ての条例が、合併協議会の引き継ぎ事項から外されそうだという危機に瀕したことがございました。その合併協議会に出席しておられた市長と当時の総務部長の機転と勇気によっ

て、何とか危ういところを免れ、今日に引き継がれることになりました。福村市長は、危機的状況のときに、国の男女共同参画推進法の方針をご自分の政治信条として、本市でも女性行政を進めていく時代であるとの強い思いから、合併協議の引き継ぎ事項に、まさに瀬戸際で盛り込んでいただきました。その政治的な判断と声が無かったら、今日の新市の条例も、行動計画も、そしてそれを推進する男女共同参画課の設置もなかったでしょう。ご多分に漏れず、この分野にも様々な紆余曲折があり、また今なお、保守勢力からのバッシングも続いています。本市における今日での到達点と成果についてお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） まず、私のほうは庁舎整備につきましてお答えをさせていただきます。

庁舎整備につきましては、新市でも最も大きい課題でありました。経緯等につきましては、これまで数回にわたりましてご説明申し上げておりますので触れませんが、合併当時、議員の皆様をはじめとして、市民の皆様の間にも様々なこの問題についてはご意見があり、なかなか難しい問題・課題であった状況であります。私といたしましては、合併協議で確認された事項というものについては、4市町村の議会で廃置分合を議決する、そのための基になるものでありますので、最大限これは尊重していかなければならないものであると、このように考えておりました。そのために、庁舎の位置につきましては、合併協議で確認をされた花房台ということで、合併してから17年から23年8月まで、一貫してこのことは言い続けてまいったところでございます。その後、市民の皆様のご代表であります議員の皆様から、この凍結していることにつきまして、凍結を解除して庁舎整備について検討するよう申し入れがありました。それは、結果的にはこの合併特例債が変更になったということで、大変有利な状況になってきているということをご踏まえて、議会がいち早く反応していただいたものだと思っております。合併協議で確認された事項についても、その後のいわゆるその社会的な状況の変化、また住民ニーズの変更とか、さらには制度の改正などがある場合がありますので、ただその場合、市民の理解を得る努力が必要であるために、市議会をはじめといたしまして、合併協議で地域の意見を聞くために設置をされた地域審議会、さらには行政区のご代表であります区長さんへ段階を踏まえながら丁寧に説明に努めてまいったと思います。また、市民の皆様には広報きくちやまたホームページ等を通じましてお知らせしてまいりました。こういった思いと考え方について、多くの方々から庁舎等の整備方針について賛同をいただいたものであります。議員ご質問の平成23年の11月24日の議

会の臨時議会におきまして、多くの議員の皆様がこのことについて賛成をされまして、基本構想と基本計画の委託をする時期になっておりましたが、この委託料の予算につきまして可決できましたことは、本当に一步前進をすることができたということを考えますときに、新市の初代市長として、この責任の一部を果たせたのではないのかなと、このように思っております。大変お世話になりまして、ありがとうございました。その他、また関係部長のほうからもお答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 私のほうからは、産廃問題の経過と今後の課題について答弁させていただきます。

怒留湯議員、よくご存じだと思いますけれども、あえて今までの経過をご報告させていただきます。

産廃問題は、昭和56年に本市の柏区に九州産廃が産業廃棄物の最終処分業を開始して以来、処分場の増設拡張や大型の熔融キルン式焼却施設の建設計画などに対し、産業廃棄物処理場の増設拡張に反対する菊池市民同盟が結成されたところがございます。このように大規模な住民による反対運動が起こっております。そこで、市は紛争予防と産廃問題の解決を目的に、平成10年11月に熊本県を立会人として会社と環境保全協定書を締結しました。しかし、この後も熔融キルン式焼却施設の操業差し止め訴訟が起こるなど、引き続き紛争状態で行ってまいりましたが、市と会社の意見は平行線のままでございました。そこで、平成23年3月に環境保全協定書及び環境保全協定の一部変更協定書の法的有効性の確認のため調停を裁判所に申し立てましたが、調停協議は不調となりました。市は、調停が不調となったので、一部変更協定書の法的有効の確認を行うため訴訟を提起することとし、訴訟提起の準備をしながらも、会社と今までどおり誠意を持ってねばり強く協議を続けてきました。この協議を進める中で、昨年、平成24年9月に会社から会社の将来計画等を踏み込んだ基本合意書の提案がございました。提案があり、市が合意することを前提に環境保全協定の

一部変更協定書の白紙撤回を取り下げるとの通知がございました。このことで、環境保全協定の一部変更協定書の遵守と白紙撤回の取り下げ及び13項目の解決条件の不問が確認されたところでございます。課題といたしましては、現在、溶融キルン式焼却施設の問題がまだ残っております。そこで、環境保全協定書及び基本合意書に基づき最終処分場の水処理や溶融キルン式焼却処理施設等の諸問題の解決に向けて現在協議を重ねているところでございます。市としましては、これまで長い年月を掛けて産廃問題の解決に取り組んでまいりました。今後、二度と白紙撤回等の問題が生じないよう、環境保全協定書や基本合意書をお互いに遵守し、地域の環境保全のためしっかり協議をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） それでは、私のほうから国際交流と女性行政の到達点についてお答えいたします。

国際交流は、福村市長就任以来の施策の一つとして推進してまいりました。市長は、合併前の2002年5月、九州市長会において九州地域における韓国人のビザ恒久免除を提案して以来、あらゆる機会を捉えて、いわゆるノービザ運動を提唱してまいりました。その後、2006年3月から韓国人観光客の短期ノービザが実施されることになりましたが、このように市長が早くから提唱し、連日の抗議メールにも屈せず、各機関に働きかけたことも、少なからずその実現に寄与したものと考えております。翌2007年2月には、韓国政府が日韓親善に貢献した外国人に送る修交勲章崇禮章が当時のノ・ムヒョン大統領より福村市長に送られました。現職の首長としては初めてのことであり、単に一つの自治体の首長としてではなく、このような日本と韓国との交流促進に対する功績として国際的な評価がなされたものであります。

次に、これまでも国際交流の成果として、それを費用対効果で図ることを求められることが多々ありましたが、国内外ともに交流という分野に費用対効果は馴染まないのではないかと考えております。しかしながら、あえて申し上げるならば、外国人宿泊客の推移が上げられます。ノービザ運動提唱前の2001年の外国人宿泊客数は300人ほどでしたが、合併の年2005年には3,200人、ノービザが実現した2006年には9,400人と急激な増加をみせ、翌2007年には1万300人とピークを迎えました。いずれの年もそのほぼ9割が韓国人観光客でございます。その後は、竹島問題、新型インフルエンザ、口蹄疫、世界的不況と円高ウォン安、さらには東日本大震災など、政治経済及び社会的な諸要因により低迷傾

向にありましたが、ほかの自治体の落ち込みに比べるとまだよいほうでした。それは、これまで困難な中でも地道に国際交流を続ける中で韓国の釜山観光展に毎年出店し、本市をアピールするとともに釜山に観光連絡所を設けるなど、本市のPRに努めた成果だと言えます。特に近年は温泉やゴルフツアーだけではなく、剣道などのスポーツ交流を目的とした団体の宿泊も着実に増えております。

このようなことから、2011年では震災後に激減した外国人観光客も、その後回復基調となり、特に韓国人観光客につきましては、年末の月間宿泊者数が2,007年のピーク時並みに増加をし、2012年においてもこの増加傾向は続いております。友好都市との交流につきましては、2005年度から行っております中学生のホームステイ派遣事業がまず上げられます。先に申し上げました口蹄疫や新型インフルエンザ等の理由により一時中断した時期もございましたが、2011年から再開いたしました。この事業は、より多くの中学生を海外へ派遣し、外国の生活・文化に触れ、多様な価値観と世界的視野を身につける機会となるよう本市の友好都市である韓国の金堤市、清原郡と相互にホームステイを実施するものでございます。このほか中学生だけでなく、市民交流団をそれぞれの友好都市が開催する祭りに派遣したり、逆に先方からの訪問団を本市の桜マラソン、コスモスマラソンに招待するなど、毎年相互交流を深めているところでございます。

このような青少年を含めた市民相互の交流が国家間の政治的要因に左右されない友好都市としての絆を深める心の交流として将来につながることを期待しております。

以上、お答えいたします。

続きまして、女性行政の到達点でございます。本市では、これまで男女が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の構築を目指して男女共同参画の推進を図ってまいりました。その成果についてお答えさせていただきます。本市は、合併による新市誕生時から男女共同参画条例や男女共同参画を進めるための担当組織を有し、またDV等の問題に関する女性相談員を設置するなど、県内でも先進的な体制を有しておりました。さらに、合併後ただちに市民意識調査を行いまして、これに基づき平成18年に男女共同参画計画を策定いたしました。また、平成21年の同計画の見直しにおいては、より計画を具体化するための管理指標の設定や市民の意識の醸成を目標として盛り込み、同改正計画に基づき、平成22年に男女共同参画宣言都市を宣言いたしましたところでございます。この期間、行政における審議会等における女性の登用状況は、平成17年次に16.5%であった数値が平成24年度におきましては29.5%と向上いたしております。また、市民の皆様の男女共同参画についての意識も

高まりつつあり、少しずつではございますが個人や団体での地域活動への参加や行政との協働が見られるようになってきたと考えております。男女共同参画社会の構築は、人間一人一人の人権が尊重される社会の基本であり、またこれからの社会的なニーズでもあると考え、さらに様々な分野におきまして課題抽出を行いながら女性行政の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○13番（怒留湯健蓉さん） 質問の設定がよかったせいか、答弁もなかなかいい答弁であったと思います。

最初、リニューアル庁舎については、市長も昨年、一昨年11月24日の第5回臨時議会の議決を是とするというご認識をお示しになって、私どもはそこからいささかも引かないようにしっかりこう進めていかなければならないということを改めて思ったところです。

それに関わって、先日の議会審議会で菊池市庁舎等整備基本構想基本計画案に対するパブリックコメントの集約の説明がありましたので、それに引っかけながら、少し細かいことを聞いてまいりますね。市民の皆さんから寄せられたパブリックコメント及び意見については、私は大変理に適ったいい意見が多く出されていたと思います。今後は、それをどういう形態をもって反映させていかれますか。今までのようにですね、言っても無駄という印象を与えてはとてつまずきませんので、例えばワークショップの形態等にも配慮が必要だと思われそうですけれどもいかがですか。

それから、耐震を施したリニューアル増設庁舎は、人権と福利厚生に配慮の行き届いた市民の共通の家でなければなりませんよね。その要件は様々に考えられますが、人権に配慮した命と生活の相談室の確保、それからワンストップサービスの確立、これはもうかねがね言っておられますけれども。それから、やさしいところでは空間とか色合いや曲線といった、いわゆる癒しのデザインをどう取り入れるか。それから、12月議会がずっともう既に取り組んでいらっしゃいますが、してくださっていますが、完全UD化の追究等々考えられていますか。

それから、この際ですね、労働安全衛生法の観点から、職員の労働環境を考慮すべきだと思われそうです。男性・女性それぞれ、職員ですね、更衣室、会議室、休憩室等々、いろんな施設があると思うんですけれども、当事者たちの意見を聴取して反映させていくお考えはありますか。

それから、産廃問題については、本当に長い間、法理・道理に基づいて市長の指示を受けて副市長をトップとして随分よく取り組んでいただいて、踏ん張っていた

だいただと思います。これもこの到達点からいささかも引いてはならないと、前進させていかなければならないと、これも改めて感じたところです。思いますと、九州産廃を丸ごと撤退させるなどということが現実不可能な状況において、当時の潮谷知事とこちらの県議と福村市政の連係における前倒しの閉鎖及びそれに伴う各保障を一般財源を持ち出すことなく可能にしたという高度なその政治的判断・戦略は、我々に大きな示唆をもたらしました。福村市政の功績としては、ほかに数々あると思いますけれども、私としては産廃問題の解決もその最も大きな評価に値するものではないかと思います。福村市長の手でほぼ解決すると思われませんが、どれぐらいの事務処理が残っていますか。引き継ぐべき課題等をお示してください。

それから、国際交流、これも非常にいい成果が出されて、私はさっき、人・物・金と申しましたが、ほかの分野でね、特にスポーツとか文化の交流が盛んに行われるようになったことをともに喜びたいと思います。先月の25日、韓国では初の女性大統領のパク・クネ氏の就任式が行われましたね。その際、本市の元国際交流コーディネーターと呼んでいましたか、そのT氏が民間ではただ一人招かれたと聞きました。これは、ご当人にとっても言うまでもないことですが、本市にとっても誠に誉れなことだと思います。これなどは、ノービザ構想による象徴的な成果の一つではないかと思っていますが、いかがですか。

それから、中学生の交流にもお触れいただきました。中学生の交流とホームステイは、ボーダーレスになっていく未来世界に生きる若者たちにとって何よりも意味ある贈り物になっていると私は確信します。一時期英語圏でなければという批判もあったようですが、既に小学校から英語の授業は導入されていますし、また本市では英語の森の取り組みもありますよね。さらには、中学生が訪れるソウル市などでは、市街地へ地下鉄などを移動するときには英語力が問われます。韓国に行くだけで英語力が鍛えられるという現実もありますので、したがって、特に欧米の英語圏という価値観に固執することなく、むしろ我々の次の世代には近い国が真実近い国となり、平和な国際社会を構築する一助となることを遠望して、この事業の継続が望まれますが、ご所見をお聞かせください。

それから、国際交流で見落とせないのがグリーンツーリズムの進展が考えられます。先般、水源交流館ときらり水源村が地域づくり総務大臣賞、それと食の架け橋賞という国の賞をダブル受賞されました。グリーンツーリズム、農村交流を地道に推進してきたものとして、心から私もうれしく思います。水源交流館を拠点施設として、本市のグリーンツーリズムを本格化させられたのは、市長就任後間もない2003年5月ではなかったでしょうか。今でこそグリーンツーリズムは、誰しもが口にするようになりましたが、当時はその呼称さえ馴染みがなくて、なかなか理解

が得られませんでしたよね。立ち上げもすんなりいかず、共に苦勞したことを思い出します。それでも、本庁の市長の国際交流の施策と連動することによって、あの水源の地に世界各国からワーキングホリデーなどの若者たちがたびたびたくさんやってきました。そして、あの水源の地の一般の家庭に彼らがホームステイをするという、前代未聞の自体が展開されたのです。私はそのときの地域の方々と子どもたちの生き生きとした誇りに満ちた姿を忘れることができません。今日では、あの木庭坂を上って、あるいは別のルートからきらり水源村へ通う人が多くなりましたが、今昔の感がいたしますが、実に喜ばしいことだと思います。私はたびたび質問でも取り上げてきたとおり、今日でもグリーンツーリズム、国際交流は、本市の未来に係る重要な施策だと確信しています。したがって、施策の継続が望まれますが、思いと課題等を含めてご所見をお聞かせください。

それから、女性行政についてもですね、先進的な取り組みがあつて、まだまだ課題はあるけれども一定の成果を上げているということは、私も同様に存じます。課題の中で2、3点をお聞きしたいと思います。

1つは、審議会等への女性の参画率はご答弁のように向上してきたようですが、ただし、例えば教育委員の女性登用には今後格段の努力が求められるように思われますが、いかがですか。

次に、女性の地位の向上を語るときに、エンパワーメントの機会にも恵まれない女性たち、いわゆるその底辺をどう底上げするのかということ。また、民間の範たる職場である市役所において、女性の管理職をどうつくっていくのか、このことについては、たびたび取り上げてきた経緯もありますけれども、その時々のご答弁の中に出てきたフレーズに、当の女性たちが尻込みをするというのがありました。私はそれを受けて、ずっと追跡調査をしてきたんですけれども、どうもそれは必ずしも事実ではないようです。それは、採用とか配置・任用・登用等に起因することが考えられます。この点についてご所見を伺います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 怒留湯議員の再質問にお答えしたいと思いますが、案件があまりにも多かったために、ちょっと聞き漏らしが随分あるんじゃないかなと思いますが、また漏れた部分がありましたときにはご指摘をいただきたいと思います。

庁舎問題ですが、庁舎等の基本構想・基本計画の案についてのパブリックコメントについては、先日市民の皆様の意見に対する市の考え方を報告させていただいております。特にユニバーサルデザインに配慮したやさしい庁舎づくりや図書館の構造や配置、運営等について関心が高いように感じております。出されました多くの

意見は、次の段階、いわゆる基本設計のときに検討されることになりますので、今後ともいろんな意味でご助言をお願いしたいと思います。特に先日は障がい者の方々のほうから、この障がい者のためのトイレ等をつくるにしても、こういった今トイレがありますよといったことで、その方向とか設置の高さだとか、部屋の間取りだとか、そんなことをご指摘いただきましたが、そういった意見を十分出していただきまして、利用される方々が利用しやすいような、そういう部屋の間取りなり配置なりしていかなければならないと思います。そういった意味では、完全と言えるようなUD化というのができるかどうかといったことでは、やっぱり市民の皆様方、関係利用者の皆さん方の声をどう反映するかと、あるいは聞き止められるかということではないのかなと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

今後への引き継ぎといたしまして、大変重要な点ではないかなということだと思います。庁舎等の整備にあたりましては、いずれにいたしましても多くの意見を聞かせていただいて、今後は利便性とか、あるいはまた一面においては経済性も見捨てられませんが、利便性というものと合わせましてワンストップサービスの形態、ユニバーサルデザインへの配慮、デザインを言われましたように効率的に、しかも執務空間がまさしく癒し的な意味合いを持っているような、そういうものがなければなりませんし、職員の方々もこの働く場としていろんな空間がほしいということだろうと思います。そして、やはり更衣室だとか食事をする場所等々についても、何らかやっぱり対策を考えていくべきではないのかなというふうに思っております。

また、相談室のほうも指摘されましたけれども、これについてもやっぱり今のプライバシーというものを十分確保できるような、そして気軽に相談が立ち寄れるような、そういった雰囲気をつくる必要があるのではないのかなと。そういう意味で、ワークショップの充実を図っていくべきであろうというふうに考えるところでございます。

それから、産廃問題でございますが、経緯につきましては先ほど下田市民環境部長のほうからご答弁いたしましたとおりでございます。大変なご努力をされて、そして今、千の風にのってさまよっておられるであろうという、そういったお話が私の胸にもずんときまして、本当に大変な方が亡くなられてしまったなど、大変なご功績であったなど改めて感じてご冥福をお祈りしたいと、このように思っております。私が市長に就任しました平成13年の7月ごろにおきましては、市民同盟によりまして溶融キルン式焼却施設の操業差し止めの訴訟が行われていた時期でありました。このことについては、全面撤去というようなことをうたい文句にして掲げておられることを記憶しておりまして、私ももうその反対運動に参加をさせていただいたところであります。その中で、本当にこの全面撤去というのができるのかなと

いう思いだったんですが、裁判がだんだん近づくに連れて、その方向性でいくだろうと思っていましたところ、この業者の方との合意といいましょうか、和解ができたということで訴訟が取り下げられたところであります。

そういったことで、菊池市長に就任しました後、私はその溶融キルンの問題は民意がそこにあったということで、この最終処分場のボリュームを小さくすると、そして期間の限定をするということで、1年でも1カ月でも早く、そして確定的に閉ざされることが、それが皆さん方の思いであろうという思いで、市長になりましてからはそのことに取り組んでまいりました。それが会社からの処分場の嵩上げが増設で約120万立米という、大変大規模な拡張増設計画が表明をされましたので、市といたしましては拡張増設計画を縮小して産廃の埋立期間を短縮するということではいけば、一部拡張はやむを得ないだろうと。また、これについてはやむを得ない背景には、農振の問題の等々がありまして、農政のほうでこれは阻止できるような問題ではないというような出口が見えない状況も背景にあったこともあっただろうというふうに思っております。環境保全協定書に基づく施設の閉鎖に係る協議を行いまして、平成19年3月に最終処分場の期間を4年間短縮するということで環境保全協定書の一部変更協定書の締結を行うことができました。このことで、最終処分場の早期終了が確認されまして、産廃問題の解決に向けて大きく前進したところになったところでございます。

しかし、この平成21年1月に会社のほうから一部変更協定書については白紙撤回だということが提出をされたことによりまして、産廃問題が、また不安が再発してしまったところであります。この白紙撤回問題につきましては、長い歳月を必要としましたが、司法の場を利用しながらねばり強い協議を行って、提訴するところまで議会の議決もいただいたところではありますが、昨年の10月、基本合意書を締結することができたことはご報告申し上げたとおりであります。この基本合意書締結によりまして、産廃問題の解決の基本でありますところの環境保全協定書の遵守に立ち返って産廃問題が解決するものと考えております。

また、将来のこの本市の一般廃棄物の処理においても、これは広域処理ができるように菊池環境保全組合で協議をお願いしていますが、基本合意書の締結によって、これまで菊池環境保全組合でも、この産廃と菊池市の関わり合いというものについて大変問題視されておりました産廃問題、これは解決したものですということで報告をさせていただいて、関係者の皆様にただいまご理解を求めているところでございます。森隆博議長の下において審議をされておりますが、どうぞ一つよろしくこの場を借りてお願いしたいと思います。

長い年月を経てきましたけれども、産廃問題を解決するためには、今後も環境保

全協定書及びこの基本合意書の内容に対して誠意を持って対応することが大変重要でございます。特に最終処分場や溶融キルンの閉鎖に向けた協議が控えておりまして、地元の住民の皆様の疑問点やまた不安の要素について県と市とそして会社と、三者での協議をさらに重ねながら、また議会や住民の皆様にもその時々において報告をしてご理解をいただきながら問題解決に向けて取り組まなければならないと考えております。そして、新しい市長となられる方についても、この思いを引き継いでいただきますようお願いをしておきたいとこのように思うところであります。

それから、国際交流の到達点ということで、今後の課題ということでございますが、私は市政において国際交流にはここまでやったらこの到達するというようなところはないんじゃないかと。やればやるだけ広がりになるし、そしてまた深くなってくることで、いいことであります。しかしながら、先ほど総務企画部長の答弁でもありましたので繰り返しますが、任期中はこれだけはやったといった、そういう思いもでございます。ただいまお隣の国、韓国、先月の25日でしたか、パク・クネ大統領が女性として初めてこの就任をされました。また、親子二代にわたるこの大統領就任ということで、大変世界的にもクローズアップされております。我が菊池市といたしましても、祝意を示すためにメッセージを送り、花を贈らせていただいております。大統領の耳に、目に達したかどうか分かりませんが、気持ちの表れとして菊池市民の祝意をお示ししているというところでございます。国際交流は、本市の観光業をはじめとします経済的側面だけではなくて、中学生のホームステイに代表されますように、青少年の交流を通じた教育的な側面、それがこの合併の翌年、民間によります国際交流を推進するための菊池国際交流協会を設立しましたが、このような市民レベルによりますところの友好や国際理解といった側面、さらには国際平和など、様々なこの交流というものには効果があると思っております。現在だけではなくて、将来の菊池市、そしてそれを担う青少年を含めました未来への投資的観点から、私はこの国際交流、とりわけ東アジアとの交流というものを就任した直後から考え、そして取り組んでまいりました。今後の課題についてということでありますが、部長の答弁にもありましたけれども、3年おきに教科書問題が出てきたり、あるいはまた竹島、韓国でいいます独島の問題が出てきてみたりとかですね、新型インフルエンザがあったり、経済的な側面としては、為替レートの変化でウォン安になってみたりとかといったものがたびたび発生をしております。そのたびに私たちは揺り動かされて右に左にと、左右にこの問題が生じて、揺り動かされる事態が発生しております。こういう実態に際しましても、菊池市としては一族が重んじてまいりました真義に熱く、そして礼節を重んじるということで、将来を見据えた国際交流の推進というのが必要ではないのかなと。ただ単なる

一過性で、何かがあればもうやめた、またはいい時が来たら、それじゃやろうというものではなくて、地道でありましてこの国際交流の根を止めてはならないというふうに強く思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） それでは、私のほうから先ほどお話がございました国際交流の流れでグリーンツーリズムの延長のその部分のお話をお答えさせていただきますと思います。

設立の際には、怒留湯議員のほうにも大変ご尽力いただきました菊池ふるさと水源交流館が先ほどご紹介のとおり、地域づくり総務大臣賞並びに日本農業賞、食の架け橋賞審査委員特別賞を受賞いたしましたところで、本市といたしましても非常に喜ばしいことであり、今後ともまた本市のグリーンツーリズムの拠点といたしまして整備をしながら進めてまいりたいと思います。

その中でも、世界中から青年たちのワーキングホリデーやインターシップ制の受入先と、いわゆる交流拠点としても大いに機能しておりますので、その部分にも国際交流を通して力を入れてまいりたいと思います。

それから、女性行政の到達点の部分の再質問でございますけれども、まず市職員における女性管理職の登用につきましては、管理職としてふさわしい資質や能力、責任感などを評価しながら、男女関係なく登用を行っているところでございます。管理職に占める女性管理職員の割合が平成22年度9.6%、平成23年度12.5%、平成24年度が13.0%、年々上昇はしております。

次に、職員の配置や採用における男女平等の取り組みについてでございますが、部署ごとの男女配置の平均化につきましては、職員の男女比が概ね3対2であることや、介護士や調理師、保育士などについては女性の割合が高く、現状における完全な平準化は厳しい状況であります。それ以外の部署につきましては、人事評価制度や自己申告書を参考にしながら、男女の割合について平準化に努めてまいりたいと考えております。

また、新規採用職員につきましては、男女関係なく採用を行っており、平成18年度以降52名中27名の女性を採用しております。いずれにいたしましても、今後適材適所の人員配置を基本に、優秀な人材であれば男女の区別なく積極的に採用や管理職の登用を行ってまいりたいと思います。

職員について今申し上げましたけれども、それ以外につきましては、本市におきましても高齢化や人口の減少といった社会状況の変化により女性の社会進出が一層

求められる状況となっておりますが、しかし地域の現状に目を向けますと、男女間の肯定的な役割分担といった古い意識の面から、まだ女性の社会進出は限定されていると感じております。これからの本市の女性行政の課題につきましては、先ほど教育委員のお話がありましたけれども、現在1名でございますけれども、それを含めまして、単に固定的な性別・役割分担といった理念的な面からではなく、具体的な社会のニーズに応じていくためにも、男女共同参画の視点における社会構築が必要不可欠となっております。今後もさらに市民意識調査により現状の課題の抽出を行いながら、男女共同参画の視点から、相談、情報提供、学習、交流、専門家による支援、仲間づくりなど、多様な手法を用いながら解決に総合的に支援する仕組みを充実していかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○13番（怒留湯健蓉さん） 大変誠実にお答えいただきました。もう時間もありませんし、今回は足りないところを指摘したり、追究したりするというふうな質問にはなっておりませんので、2、3確認をするにとどめますけれども、最初庁舎については、私が細々申し上げたことについては、その方向で進めていって引き継いでいくというふうに理解してよろしゅうございましょうか。

それから、産廃問題については、もう解決前夜ということのようですが、残念ながらある時期から一般ごみとのリンクということが起こって、それが環境保全組合等々に関わって任期が残される、私どもの課題というふうに認識するとよろしゅうございますか。

この2点について、ご確認をさせていただいて、私、終わりたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 基本的にはおっしゃるとおりでございます。これまでも何度もいろんな意味で怒留湯議員のほうで女性の社会的地位、あるいはまたこの進出といひましようか、そういったことでいろんなご意見をいただいております。自らを含めて、これまで女性の社会的地位の向上にお努めをいただいたと思っております。それも、いわばこのバッジを付けておられてこういった場で発言ができるという機会に恵まれておられるということでもあります。そういう意味からすれば、やはり今後もいろんな組織団体の長に、あるいはメンバーに、女性の方々が進出されるようなことをぜひ目指していただきたいと思います。政策や方針の決定、過程、どういうふうにして参入していくかということだと思います。泥臭い話であります

けれども、目の前に市長選挙がありますが、女性の名前は出ておりません。もしかしたら怒留湯議員がという密かな期待はもっておりますが、まだ時間はあります。それから、議員さんも現職がお二人辞職をされまして2議席が空いておりますが、これもまた女性の声がなかなか遅々として聞こえてまいりません。女性の方があってもいいではないか。行政のほうは、女性のいろんな審議会等を含めて社会進出に30%、102030という潮谷知事の寝言みたいに言われつつのが耳について離れませんが、約29.何%に近づいておりますが、まもなく30%になると思いますが、それをまたさらに上回っていかなければなりません、そのことを誰よりも知っておられる方が怒留湯議員であります。ぜひひとつ、これまでの活動の延長線上で女性の社会進出は行政のみならず、行政のほうが取り組みやすいように発言をしていただき、または協調する、共鳴を受ける仲間が増えられますことを願っております。

答弁になりませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君）　ここで、昼食のため暫時休憩します。

○
休憩　午後零時15分

開議　午後1時27分
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東裕人君。

[登壇]

○7番（東　裕人君）　こんにちは。日本共産党の東裕人です。一般質問を行います。

まず初めに、新菊池市づくりについてです。3月22日に菊池市は合併して9年目を迎えます。今回は、新菊池市づくりについて、合併そのものを振り返りながら質問したいと思います。

平成の大合併により、市町村の数は全国で平成11年3月31日の3,232から1,719へと減少しました。この流れの中で、平成17年3月、菊池、七城、旭志、泗水の4市町村が合併をし、新しい菊池市が誕生しました。そして、合併自治体がどこでもそうであるように、新市の一体感の醸成、これが努力目標として掲げられたわけであります。ところが、合併8年目を迎えようとする昨年、平成24年1月、旧泗水町から、だまされた、信頼関係はもうないと分離独立を求める運動が起きました。その後1年以上続いた運動は、今年2月に終息をし、運動団体も解散したと報道されていますが、この運動が引き起こした住民対立、地域間対立は、今、市政に深刻な影響を及ぼしています。合併協議項目の1つの政策、庁舎移

転、新庁舎建設を巡って起こった対立が、自治体の崩壊まで招こうとしたこの出来事で、我々に問われていたのは自治体解体か、合併自治体としての再生か、どちらの道を進むのかの選択でした。いくら運動団体が解散をし、選挙闘争にシフトしたとしても、そしてそのことにより自治体解体が表面上回避されたとしても、対立関係が解消されたわけではありません。それどころか、選挙戦も重なって対立が激化しているのが現状であります。自体は混沌としたまま、菊池市は3月22日、合併9年目を迎えるのであります。

そこでまず伺いますが、果たしてこの対立を乗り越えることができるのか、今後一つの自治体としてどのような地域づくりを進めるべきなのか、今、冷静な合併検証とこれからの地域づくりの議論は急いで求められていると私は考えていますが、市長、執行部はどう考えていますか。

私はこれまで繰り返し合併検証の問題で認識を問うてきました。答弁は、行政が考える、いわゆる合併効果の説明であり、施策の成果が主でありました。そうではなくて、根本のところの問題、合併自治体として地域間対立も体験した上で、今、合併検証の必要性についてどう考えているのかという点でお答えいただきたいと思っています。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 合併の検証の必要性についてどのように考えているかというお尋ねでございますが、これまでも申し上げてまいりましたが、昨年の1月に泗水地区で起こりました、ご指摘の住民運動については、独立を求める要望書が提出をされることに伴いまして、議会でも時間を掛けてご審議をいただいております。また、マスコミの報道によりまして、市民の関心も大変高かったことから、市といたしましてはこの運動に対しまして真摯に対応してまいりました。全国的にも合併した後におけるこういった運動は珍しい運動でありまして、この一つの貴重な経験を今後の行政の運営に生かしていかなければならないのではないかと考えております。

次に、検証にあたりましては、総合計画の政策評価を実施していくことによりまして、合併の効果が見えてくるのではないかと考えております。旧菊池市、七城町、旭志村、泗水町が合併に合意をいたしまして、新しい菊池市のまちづくりを進めていくことにあたりましては、市民へのアンケートを実施いたしまして、新菊池市に期待するものを調査して、いくつかの項目に分けてこれの分析を行いました。これらのデータを基といたしまして、水と緑、光あふれる田園文化のまちを基本理念とした菊池市の総合計画を策定し、まちづくりに取り組んできたところであります。

す。それぞれの施策の実績につきましては、これまでお答えしてきたとおりでございますが、検証という点では、平成21年度に総合計画の前期基本計画期間を終えまして、その後期基本計画を策定するにあたりましては、暮らしの状況や施策の満足度、あるいはまた市民参加の状況などについて、合併時と同様に市民の皆様へのアンケートを実施いたしました。これらの結果を基といたしまして、市民参加型のワークショップを行いまして、市民の代表である策定委員の皆様と創り上げてまいりました。現在、この後期基本計画に基づきましての各施策に取り組みを行っているところでございます。この後期基本計画では、それぞれの施策に平成26年度を目標といたしまして新しく関係課が選定した成果指標を設けまして、施策の成果が市民の皆様によりわかりやすいものとなるように心掛けております。後期基本計画の終了時期となります平成26年度、来年度でございますが、平成26年度をもって合併10周年となりますが、それまでの成果を踏まえ、新しい計画の策定にも取り組んでいかなければなりません。そのためには、10年間の施策を十分に検証する必要がありますので、後期の基本計画の検証も兼ねてこれまでの施策への市民の皆様の方の満足度など必要な項目を設定した市民アンケートを行いまして、その結果や後期基本計画に掲げるそれぞれの施策の成果指標の結果を市民参加型のワークショップなどを通じまして検証し、それぞれの施策の評価、ひいては合併の検証につなげていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 次に、この合併に至った平成13年、平成14年ごろ、まず簡単に振り返ってみたいと思います。このころ、旭志村は大津町方面との合併に進もうとしていましたが、既に大津町との合併を模索していた西原村が難色を示す。その後、住民発議などの動きが起こっていましたが、相手である大津町では南部4町合併を望む声が大きく、結果として旭志村は北部4市町村での合併を目指すことになりました。泗水町では、合併相手として合志町、西合志町を希望したが、菊陽、合志・西合志での任意協議会への参加を断られる。また、南部4町との法定協議会を求める住民発議もあったが実らず。その後、平成15年7月に南部4町での法定協設置の動きが具体化をして、任意協参加を断念、断られている泗水町が南部との合併を断念。北部4市町村での合併協議へと方針転換をしています。七城町では、先ほど境和則議員も言われていましたが、全有権者対象の意向調査では僅差で合併反対となったが、その後の住民投票において合併賛成が76.5%となり、当時の七城町長は合併推進を明言することになると。こうした経過を歩んでいます。こうして、平成17年3月31日の合併特例法の締め切りに間に合わせるように、相手

を捜して、当初の希望と違う相手同士が、それこそ価値観・思考・行動傾向・歴史などが違う相手同士が合併したわけです。極めて短期間にその選択をしたのは、当時の4市町村の首長・議会・執行部であります。

こういう経緯を経ての合併であるわけですから、当然、統一した自治体、一体になるのは相当な努力が必要であったと思います。市長は、一体化に向けてどのような努力をしてきたのか、お聞きします。

また、そもそも国が強力に押し進めたこの合併は、当時の三位一体改革で加速され、財源保障としての地方交付税が削減される、将来の国からの財政支援も期待できない、住民にとってはナショナルミニマム水準の行政さえ保障されない、こういう将来不安と危機感が小規模自治体の合併を全国的に後押しをしました。

そういう中で、本市も極めて厳しい財政状況を理由に、住民サービスを維持するには合併しかない、サービスは高いほうに、負担は低いほうに、こういつて合併をしました。少なくない住民は、この説明に、暮らしレベルの変化を期待していました。行政が行った合併前の住民アンケートでは、合併に期待する項目の1位は、福祉・医療サービスの向上が図られるであり、合併についての懸念・要望の1位は、税率や使用料、水道料金など公共料金が高くならないようにしてほしいというものでありました。では、この住民の期待や懸念にこの8年間応えてきたのか。短期的・中長期的視点からこの問題を検証していることについて述べていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 東議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

平成13年から14年ごろに掛けまして、この国が進めます市町村の合併ということで大揺れに揺れた時代を今彷彿として思い浮かべております。私は平成13年に旧菊池市の市長に就任をいたしました。直下において合併の動きが受け取れたわけでありまして、当時におきまして、私は一貫して申し上げてきたのは、やはりこの菊池地域の、8市町村になりますその広域行政圏として8市町村が合併することが望ましいのではないか、それぞれの首長に対します意見聴取の場合においては、常にこのことを申し上げて、菊陽町さんと菊池市だけは8市町村合併ということを上申してきたということを記憶いたしております。しかし、今、ご指摘のとおりそれぞれの立場におきまして、行動が、また考え方が違うということもあって、合併は非常に難しい局面を迎えておりました。

そういった中で、菊池市といたしましては、少なくとも8市町村ができなければ、県北地域の、菊池北部地域の4市町村でやるべきだろうということで、いわゆ

る大きな町が小さな町や村と合併するというような意味合いを捨てて、よりよきパートナーとして合併をしたいということで、対等の合併を申し出ておったわけであります。そういったことを今思いだしたところであります。合併前の旧市町村の一体化に向けたどのような努力をしてきたかということでございますが、そもそも合併しました背景の一つといたしましては、広域的な一つの行政ニーズの増大がございました。それが広域行政としての事務組合、一部事務組合等であったと思います。住民の通勤であったり、通学であったり、あるいは買い物などの日常の生活圏域がどんどんと拡大しておりまして、それに応じた市町村の規模というものが求められてきておりました。そこで、合併によりまして市町村道の整備が、あるいは市町村の村域を超えて一体的に実施できるようになりました。地域間の交流や農産物の物流の促進を図ることもできました。また、効率的な交通体系を構築する必要もありましたので、旧菊池市で取り組んでいたあいりのりタクシーが合併後拡大いたしました。運行を合併市町村域に拡大していったわけであります。地域の日常生活に必要な公共交通も確保してきております。

また、次にこの新市の一体的な発展を図るためには、合併合意事項に基づきますところの新市建設計画を進めなければなりません。旧市町村ごとに設置をされておりますところの地域審議会にも説明を行いながら現在進めさせていただいているところでございます。

また、各種団体、特に消防団や商工会、あるいは任意の団体でありますところの文化協会とか、あるいは体育協会、さらには女性の会やPTAなど、こういったもののなどの一本化にも取り組みまして、それぞれの団体でも時間が随分かかったところもありましたが、新市の一体化の中でそれぞれの組織が、市民団体が一本化してきたということであります。そして、昨年起こりました泗水の分離独立運動への対応につきましては、本日の午前中の質問でも既にお答えいたしましたとおり、新市の初代の市長という立場におきまして、全市的な視点から、またこの住民代表である議会の皆さん方の考えを十分に尊重しながら、議員ご質問の一体化という趣旨で判断をしてきたものでございます。

次に、住民の期待や懸念への対応については、合併前の住民アンケートでは、合併に期待する項目の第1位は、まずは福祉、そして医療サービスの向上でございました。これらにつきましては、端的な例といたしまして、合併前は旧市町村内の医療機関でなければ予防接種ができなかったわけでございますが、合併に伴いまして、委託医療機関を拡大いたしましたことによりまして、住民の予防接種の機会が拡充されてきたということであります。さらに、福祉や医療分野では、子育ての支援、あるいは高齢への支援、健康推進の3課を内部に設置いたしまして、専門職員

を配置するなどすることによりまして、組織体制の充実を図りまして、合併前には積極的な対応が難しかった住民のニーズに応えることができるようになったと考えております。また、住民アンケートの懸念の中で、心配することの第1位でありました税金、公共料金が高くなるのではないかとといったことにつきましては、可能な限り住民の負担、すなわち税金と使用料、あるいは公共料金等が重くならないように配慮いたしまして、行政運営に努めています。

まもなく合併後の大きな節目であります10年を迎えるわけですが、菊池市総合計画もいよいよ終期を迎えるということでございます。これまでの10年間に十分に検証した上で、さらに中期・長期の視点を持って、一体となった菊池市のあり方というものを十分に市民の声を聞きながら反映していかなければならない、そういった検討の時期にかかっているということをお答えしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 次に伺いますが、単独では財政的にやっていけなくなる、住民サービスを維持できない、こう住民に説明し、合併した自治体が、合併後、どのような財政運営を行ったのか、住民生活に何をもたらしたのか、今後必ず迎える一本算定による交付税大幅減、これにどう対応しようとしているのか、お聞きしたいと思います。午前中にもありましたが、合併後10年間は特例で交付税は保障されますが、その後5年間掛けて段階的に削減され、平成32年に一本算定となります。当初は交付税は15億円減少すると言われていました。平成24年の見込みでは19億円と。この交付税削減に備えるため、そのためのコスト削減優先で住民サービスの低下、切り捨てと呼ばれるものがあつたのではないかとという点でお聞きします。

それから、今後の財政見通し、交付税大幅減という財政を考えたときに、これから市民の暮らしレベルの合併効果をどう保障していくのか、考えていることについてお答えいただきたいと思います。

併せて最後に、今回合併に向かう当初から振り返ってみましたが、合併後2期8年を全うされる福村市長の8年間の思いについて、午前中たくさんありましたが、何か思いがあれば自由にお答えいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 交付税の算定替えにおきますところの現時点での減少がどの位見込んでいるかとのご質問でございますが、今も議員の口からありましたように、平成24年度におきます一本算定と合併算定替えを比較いたしますと、約19億円

の差となっております。

次に、住民サービスの低下あるいはまた切り捨てと呼ばれるものがあつたのではないかといった質問ですが、市といたしましては行財政基盤の強化のためには、行政改革の推進というものは避けて通れないものであるということで、スケールメリット考えて改革をしていかなきゃならんという立場を貫いてまいりました。例えば、年々増加している社会保障など、市民の方にとっては欠かせない一つの経費や、あるいはまた菊池市を活性化させる新たな施策の展開に要する経費などを捻出するためには、やっぱり集中と選択と言われますように、こういった考えをもって財源を確保する必要も出てまいります。そのことによりまして、住民のサービス低下や、あるいは切り捨てとして捉えられる面もあるかと思いますが、市民と市職員及び民間業者が共同で長期的な一つの視点にたつて市民サービスを低下させることなく、しかも後世への負担を残さないような財政運営に努める必要があると思っております。近年におきましては、社会経済情勢が大変複雑化して、またしかもグローバル化しております。こういったことからいたしまして、加速度的に変化しておりますので、これらの変化に柔軟に対応できるような、必要な住民サービスを提供するためには安定した財政基盤の構築が欠かせないことだと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、今後の財政の見通しということでございますけれども、これを考えましたとき、市民の暮らしレベルの合併効果をどう保障していくかということの質問であります。限りある財源の中で最大の効果を上げていかなければならないというのが地方自治体の骨子でありますので、市民の皆様方の声を謙虚に聞きながら、いろんな意味で市民の皆様方のお考え、そしてまた最小経費で最大の効果が上がるべくご提言というのを求めながら、今後におきましては、組織機構というものをこれまでも見直しを重ねながら、最小の人で物が解決できるようにといった思いでございましたけれども、やはりそれにも限度が出てまいります。しかしながら、時代の要請に応え得るような人の配置、あるいは機構の改革などなどを進めながらも、スピードアップして行政サービスを上げていきたい。そして、しかも経費を削減することというのは、常に原価コスト意識というものを忘れてはならないと思っております。市長の思いはということでございますが、これまで旧菊池市、平成13年に市長に就任いたしました以来、通算3期12年お務めをさせていただきました、いよいよ来月23日をもって退任ということになりますが、思いは清々しい今日の晴れの空と同じように、PM2.5がないようにですね、ぜひ一つ晴れ晴れした気持ちで旅立っていききたい、巣立っていききたいなと思っておりますが、この背景には、これまで温かい思いでいろんな叱咤激励をいただきました議員さん方の力添えであ

り、また市民の皆さん方のご理解とご指導、支えがあったからだと思っております。特にまた職員の皆様方には大変ご無理なことを申し上げつつ今日を迎えておりますが、きっと曇る日もあれば晴れる日も来ると思って、しっかり市政を頑張って支えていただきたいなど、このように思っております。残された期間、わずかでありまうけれども、精いっぱい、あと締めくくりをしながら、あとの人にバトンを託したいと、このように思っておりますので、大変お世話になりました。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 市長に対しては、様々な評価や功罪はもちろん、当然あると思いますが、合併自治体の長として8年間、本当にご苦勞様でした。政治的立場の違いはわきに置いて、敬意を表して次の質問に移ります。

次に、入札問題についてお聞きします。入札改革についての議論は、これまでも数多くありますが、今回は入札問題のうち談合問題について、これは具体的な事案を上げての質問ではなく、執行部がどのように考えているのか、認識をお伺いしてみたいと思います。これは今後様々な場面で問われる問題であり、行政も我々も整理しておく必要があると考えています。談合問題については、これまでも問題になるたびに入札談合イコール必要悪という声も聞こえてきます。地元産業育成のためにはやむなしとの声が未だに聞こえるのは、主な収入を公共事業に頼らざるを得ない中小業者が多い地方だけ限ったものではないと思います。

行政側は、一端、談合情報が寄せられると、文字通り右往左往するわけです。内部的には談合対応マニュアルに沿って処理をされて、議会に対しては議案採択に向けた説明が行われる。そして、最終的な意思決定機関である議会の判断に委ねられるのであります。幾たびかそういうのも体験をしてきました。行政側も議会側も、一端可決されてしまえば一件落着となって、談合情報の根拠として示された問題、高い落札率や様々な問題について、後に検証されることもほとんどありません。この繰り返しです。これでは、入札制度をいくら改革しても談合はなくならないと思います。合併自治体である菊池市は、今後も合併特例債事業をはじめ公共事業、建設事業が多く計画をされています。また、昨年12月の総選挙での自民党の圧勝、安倍内閣の公共事業拡大路線の下、建設ラッシュも容易に想定されるわけです。あってはならないことではありますが、これから談合問題に触れる機会が増える恐れもあるわけです。

そこではじめに、執行部がこの入札問題でどのような認識を持っているのか、いくつかお聞きしたいと思います。1つ目、入札談合とは何か。2つ目、入札談合を

禁止する主な法令とその概要について。3つ目、入札談合に対する行政の対応。4つ目、以上3点を踏まえ、入札談合に対する行政への姿勢として考えていること。まず、以上4点について簡潔にお答えいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） まず、談合とは何かということでございますが、一般的に談合とは、国や地方自治体の公共事業などの入札において、競争するはずの業者同士が事前に話し合って落札させたい業者を決め、高い価格での落札や持ち回りで落札で入札内容を調整し、利益を不正に分け合うことであると考えています。

次に、談合を禁止する主な法令とその概要ということでございますが、まず司法上は民法第90条において、公序良俗違反として無効であり、刑法上は談合罪で2年以下の懲役または250万円以下の罰金に処せられます。また、発注元の公務員などが関与するものを官製談合といい、入札談合と関与行為の排除及び防止に関する法律、いわゆる官製談合防止法により、公正取引委員会は所属機関に改善措置や5年以下の懲役または250万円以下の罰金を処することができます。

次に、談合に対する市の対応ということでございますが、市では菊池市競争契約入札心得の第6条で、入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならないとしてホームページに記載し周知を図っており、市が発注する建設工事との入札の適正を図るため、菊池市公正入札調査委員会を設置しています。調査委員会では、入札談合等の情報があつた場合、その情報の内容、信憑性を勘案、審議し、談合情報対応要領により、談合情報の内容次第では業者への聞き取り調査等を行い、談合情報が事実と認められれば入札の無効、契約の解除等を行います。また、菊池市工事等請負委託契約に係る指名停止等の措置要領により、2カ月以上12カ月以内の指名停止期間とする措置基準を設けております。

次に、入札談合に対する市の姿勢ということでございますが、談合は公正な価格競争を阻害し、発注元の支出を増やすこととなり、最小の経費で最大限の効果を目指す行政の目標とは相反するものであると認識をいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 今の答弁で、少なくとも、いわゆる必要悪とか、談合やむなしとか、その手の議論が行政内部に入り込むことはないということのはっきりしました。これは当然のことです。今後様々な場面で、今答弁された認識から後退

することがあってはならないというふうに思うので、肝に銘じておいていただきたいと思います。

次に、二つお聞きします。一つ目は、落札率の問題です。菊池市の落札率の状況は、工事関係の平均落札率の推移を見ると、平成20年度は93.8%、平成21年度96.4%、平成22年度95.7%、平成23年度96.7%となっています。平均落札率の推移です。この落札率の高さを執行部はどう考えていますか。

2点目です。これまでの執行部の議会での答弁の中に、次のようなものがあります。一般競争入札で市外業者が参入すると競争力が高まって落札率は下がりますとか、落札率が高くて地元が落札したことは幸いですとか、こういった答弁がこれまでされたことがあります。これらの答弁は聞いていると素通りしがちであります。しかし、よく考えると疑問が生じます。入札は競争政策ではないのか。落札率の高止まりを容認するのは、発注者側の行為者としての行政の責任からしてどうか、こういったことが疑問として湧くわけです。そこで、地元企業育成と競争政策は矛盾すると考えているのかどうか、考えについて述べていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

合併の年度から昨年度までの建設工事における落札率は、平成19年度93.2%が一番低く、昨年、平成23年度が96.7%という水準でございます。この落札率をどう考えているかというご質問だと思います。適正な落札率が何%であるという設定は難しい問題だと考えていますが、先ほど申し上げましたように、行政が目指す最小の経費で最大の効果をもたらすことが目標であるということであれば、当然、工事予定価格の70%、最低制限価格が目標ということになると思いますが、また逆に、当然企業も利潤を上げ会社を守っていくという現状を考えれば、予定価格の限度内で実施設計金額を見ながら入札価格を決めることになります。そういう状況の中で、これが適正価格であると落札率を決定することは難しい問題だと考えています。

次に、地元企業育成と一般競争入札の関連性でございますが、平成23年度の落札率を見ますと、市内業者の落札率は205件で97.3%、市外業者の落札率は15件で85.4%、合計220件で96.7%となっており、そのうち一般競争入札では5件で落札率89.9%となっています。統計的に市外業者の関連する入札においては落札率が低いという結果が出ていることから、市外業者が参加しやすい一般競争入札においては落札率が下がる傾向にあると考えられます。

このように、価格だけを考えると、一般競争入札を広く導入すれば落札率を抑えることができるかと考えますが、菊池市中小企業基本条例第4条第2項により、市の発注する工事等においては、予算の適正な執行、公正な競争の確保に留意し、菊池市の中小企業者の受注機会の増大に努めることとしております。現在、市の発注工事においては、市内業者のできる工事は市内で受注しているのが現状であることから、着目点を価格に置くか、市内業者育成振興に置くかで見解が分かれるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 今の落札率に関わる答弁は、これまで、例えば落札率の問題で問われて、落札率の高さをもって談合とは言えないという答弁もいくつかありましたが、それと全く同じで、私は不十分な答弁であると思います。この落札率の分析は、談合推認に一つの方法であって、今既にこの落札率の高止まりのメカニズムについては、公正取引委員会をはじめ、各いろんなところで研究も行われているので、行政も簡単にそこら辺を判断しないで今後研究していただきたいと思います。

それから、談合推認のもう一つの方法であるコスト構造、工事費の分析については、以前議場でも何年か前にやりましたが、この2つの分析方法で、一回、今答弁もありましたけど、行政自身も分析されてみたらいいと思います。実際やってみてどうだったのか、そこら辺も踏まえた上でいろいろ研究しないと、それが冒頭で質問で正した入札談合に対する行政の姿勢につながっていくんじゃないかなと思うので、そこら辺は十分検討・検証もしていただいて、しっかり研究していただきたいと思うわけです。

それから、地元企業育成と競争政策についてですけど、これは矛盾しないのは当然です。適切な競争政策が展開されなくて談合がなくならなければ、イノベーションなど大きなマイナスになって、かえって地元企業も育成されなくなるのではないかというふうに、今の答弁を聞いて思ったところであります。今回、入札談合問題での執行部の認識をお聞きしましたが、最後に、この制度改革について伺いたいと思います。中小企業振興基本条例をはじめとする本市の地域産業政策と実効性のある入札制度改革について行政として今検討をされていることをお答えいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再々質問にお答えいたします。

今後の入札制度につきましては、今年度3月より一部導入予定の電子入札制度により、公共工事の価格と品質を考え、広く公共調達ができるシステムが構築されることとなります。その上で、今後の入札制度改革においては、一般競争方式の拡大により公共調達に関する課題がすべて解決するものではないことを認識しつつ、入札契約の競争性・透明性を高め、談合等の不正行為を排除しながら、エンドユーザー、末端の消費者である市民に対し価格と品質が総合的に優れた公共調達を提供することができるよう実施していきたいと考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 発注者である行政の責任もあるわけですから、しっかり考えていただきたいと思います。

次に、小学校統廃合問題についてお尋ねをします。昨年6月議会では、これからの人口減少時代に行政がどういう地域政策を用い、地域づくりを進めるのか、しっかり考えて将来像を示すべきであるとの思いから、中山間地域の地域づくりについて、小学校統廃合地域の問題を中心に質問をしました。その際、小学校が閉校・廃校となり、Iターン、Uターンなど、子育て世代の定住の条件の一つが事実上なくなった下で、中山間地域の維持、地域づくりをどうするのか、これは廃校の利活用はもちろん、当該地域を中心に急いで議論を起こすべき問題であるということを指摘しました。

それから半年以上経ち、河原、迫水、水源、龍門の4つの小学校が統廃合となって、迫水小が2月24日、龍門小3月2日、水源小3月3日、それぞれ閉校となりました。河原小学校は、3月10日となっています。そこではじめに、この小学校統廃合後の課題について、どう考えているのか伺いたしたいと思います。一部に、廃校の利活用だけに目を向けた議論が聞こえてきますが、もちろんそれも大事であります。それは本質ではないはずです。この問題・課題をどう考えているのか、お答えください。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 教育委員会のほうからお答えいたします。

これまで学校統合の実施にあたりましては、子どもたちのよりよい教育環境の整備を最優先に考えてまいったところでございます。また、一方で関係者へのアンケート調査、それから説明会、意見交換会、本市ホームページによりますパブリック

コメント等の実施等を通じまして、地域の思いや願いを併せてお伺いをしてきたところでございます。教育委員会としまして、地域の皆様方のご協力のもとにこのような地域の思い、そして願いに応え、地域の活性化や地域コミュニティにつながる学校跡地の利用を市長部局と一緒に、各校区ごと結成されております学校跡地等活用校区検討委員会でご意見を伺いながら進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 企画振興のほうからの立場でお答えさせていただきます。

昨年ご質問いただいた際、地域の皆様の思いを重く受け止め、中山間地域対策の一環として、地域の歴史や伝統を守り伝えることの重要性と同時に、社会情勢に即した情報環境の整備や交通手段の確保、また農業基盤の整備を積極的に推進していることとお答えさせていただきました。小学校廃校に伴う課題につきましては、地域コミュニティの柱の一つであった学校と地域との関わりが薄れることにより、中山間地における子育て、高齢化、定住、就業、交通手段などの多岐に渡る課題が顕在化し、これらが中山間地のさらなる活力低下につながる恐れがあると捉えております。現在、地域の代表者で構成します学校跡地等活用検討会におきまして、跡地活用の検討を中心に話し合いを始めております。この検討会の委員の皆様からは、自分の地域の思いを吸い上げて学校跡地活用に生かしていかなければならないとのご意見もあっております。現在、把握できていない地域コミュニティの課題につきましても、今後検討会の委員の皆様と意見を交わしていく中で、次第に見えてくるものと思っております。これらの課題につきましては、その解決策も含め、地域の皆様とじっくりと協議していくことで、学校跡地の活用と併せて地域づくりも進めることができるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） この問題で今問われているのは、地域政策であります。地域的意義を持つ学校をなくしたわけだから、小学校がなくなったこれらの地域で今後どのような地域づくりを進めていくのか。そしてその具体的な政策としての跡地利用、廃校の利活用という位置づけで議論すべきだというふうに思います。

次に、具体的な議論は、廃校後、4月以降であるということですが、その具体的な問題としての跡地利用について、行政自身はどのように考えているのか、お答え

ください。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 学校跡地を4月以降といいますか、誰が運営するかにつきましては、大きく分けまして、市が直接活用する場合、次に地域が活用する場合、そして企業などが活用することが考えられます。この跡地活用策を創り上げていくにあたっては、市の所有物となりますので、最初に市が、次に関わりの深い地域が、そして売却等により企業に譲るという検討の進め方になろうかと思います。しかしながら、これまでの答弁でお答えしてまいりましたとおり、学校が地域のコミュニティ拠点として大きな役割を担ってきたことを考慮しますと、いずれの場合でも地域の皆様の思いを最大限汲み取って活用につなげていくということが重要であると考えます。現在、市でも直接活用することができないかといった視点で検討を行っておりますし、同時に企業からの問い合わせなどもあっておりますので、それらの情報も整理し、地域の代表者で構成する学校跡地等活用検討会にて協議を進めることとしております。

また、学校跡地等活用検討会を始めたばかりでございますので、地域の皆様と一緒にあって跡地の活用と地域づくりの課題に対処してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 跡地利用についてはいろいろ述べられましたが、あくまで結論を押しつけるのではなくて、やはり将来像を示されないまま縮小していく地域社会に対する住民の思いに応える形で今後進めていっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、休憩します。

○
休憩 午後2時19分

開議 午後2時28分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） こんにちは。通告に従い、一般質問させていただきます。

まず、防災対策について伺いたいします。早いもので東日本大震災が発生いたしました。3月11日で丸2年になります。改めまして、ご冥福とお見舞いを申し上げます。そして、まだまだ遅れている復興が1日でも早く進み、元の生活に戻れますようお祈り申し上げたいと思います。

さて、私は昨年9月議会におきまして、防災・減災対策が大切で、公明党が衆議院で自民党とともに大勝利したら国会を通り実現する政策だから、本市もそのときに備えて点検などを怠らずしておくべきと質問いたしました。これが現実となり、総額10兆3,000億円の緊急経済対策、補正予算が2月に成立いたしました。今度の補正予算は、様々な分野に幅広く分配されたものになっております。そこで、防災関連には防災や暮らしの安全に直結する事業を目的とした交付金で対象となる事業は地方自治体を実施する国民の命と暮らしを守るインフラの再構築、生活空間の安全性確保及び質の向上につながる事業で、ハード・ソフト両面から支援を行う、総額5,498億円の事業の概要となっております。

そこで、前回お願いしておりましたが、危険箇所及び生活空間の安全確保のため点検はされましたか。また、県との連携で問題点、改善点はありませんでしたか。これを壇上から1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

市道の安全点検につきましては、定期的に点検を実施しており、補修や修繕で対応できる箇所と舗装打ち換えが必要な箇所と分け計画的に維持管理に取り組んでいるところでございます。

次に、道路の安全確保において重要なものに橋梁の管理・点検がございします。橋梁の点検につきましても、平成21年度から25年度を事業期間として560橋の長寿命化修繕計画に取り組んでおり、本年度も180橋の詳細点検を実施しているところでございます。

また、県道の道路改良や橋梁、土砂災害等の危険箇所につきましても、補正により取り組んでいただくよう県に要望している状況でございします。

次に、国庫補助事務に関しましては、県を通じての事務手続きとなります。県からは、細やかな情報提供をいただいております、スムーズに事務処理がなされております。問題点はございしません。

今後も市道の整備や舗装の補修、橋梁の修繕補強につきましては、国庫補助事業のメニューを活用し、県と密に連絡を取り、計画的に取り組んでいく方針でございします。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 再質問をさせていただきます。

今度の緊急経済対策補正予算は、市の持ち出しは2割ほどとなっており、この補正予算を使わない手はないと思います。公共事業等に使う5.4兆円は13年度に繰り越して使えるようにしてあるようでございます。景気対策のためにも、続行制が期待できる事業をやっていただきたいと思います。

そこで、今考えている事業があれば、お答えください。また、13年度本予算では市の単独事業も考えていただきたいと思います。とにかく景気対策を考えないといけないので、執行部には頑張っていただきたいと思います。そこで、新年度の事業を考えておられたらお答えください。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 建設部関係のほうの国の補正予算の対応につきましては、昨年11月の国の予備費補正予算の成立におきまして、2橋の橋梁修繕補修工事費の要望を行っておりまして、内示を得ているところでございます。また、今回の大型経済対策補正予算につきましても、市道6路線の舗装・補修工事費の要望を行う、2月26日付けで内示を得ているところでございます。

今後もこれまで同様、国の経済対策と補正予算につきましては、積極的に要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 次に、防災交通の面からご答弁させていただきます。

平成24年度の国の大型補正による防災対策関連の事業につきましては、ICT関連、いわゆる情報通信技術への補助事業がございます。本市としましては、今後大規模災害に備えた防災減災対策事業として、国からJアラートへ避難勧告等の情報を自動的に民間業者が配信するエリアメール及び菊池市安全安心メールにより市民の皆様へ配信できるようなシステムを導入するよう考えているところでございます。また、本年度に防災行政無線のデジタル化整備事業の調査設計事業を取り組んでおります。平成25年度から本格実施の予定でございます。これにつきましては、現在該当する国の補助事業はございませんので、合併特例事業債を財源として計画しているところでございます。

今後につきましては、国の情報インフラ整備の強化や災害時即応能力向上を目指した補助事業についても模索してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） よろしく願いしておきます。

次に行きます。本市と商工会が一体となって行っている事業についてお尋ねしたいと思います。一つが、菊池市内共通商品券発行支援事業でございます。事業の趣旨は、菊池市商工会が行う菊池市内共通商品券の発行を支援し、市外に流出する消費活動を菊池市内へ囲い込むとともに、潜在事業の呼び起こしや地産地消を促進させることのほか、市内の商工業者と地域経済の活性化を目的として補助金を交付するものとあります。2つ目に、菊池市地域経済活力創出事業があります。事業の趣旨は、住宅及びリフォームまたは新築工事を行うものに対し、この経費により算定した額を菊池市商工会の発行する菊池市内共通商品券にて交付し、豊かな環境整備に努め、建築関連事業の呼び起こしや消費活動の菊池市内への囲い込みを行うことにより、市内における新たな経済活力を創出し、市内の商工業者等の所得向上と地域経済の活力を推進することを目的とするとあります。それぞれの事業の現在までの状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 城議員の質問にお答えします。

本市と市商工会とは、商工業の振興を中心に問題の共有化を図りながら地域課題の解決に向けた取り組みを現在行っております。その一つが菊池市内共通商品券ということで、平成23年度から商工観光課と商工会が一体となって優良事例の視察や事例研究を重ね、事業化を検討し、昨年の9月の第3回定例会において補正予算の承認をいただき、菊池市内共通商品券支援事業ということで事業化したものでございます。この事業は、菊池市内で使用できる商品券を流通させることで、市外へ流出する消費活動を市内に囲い込み、潜在需要の喚起や地産地消を促進させ、商工業者の所得の向上と地域経済の活性化を推進しようというものでございます。昨年12月3日に販売を開始し、1,000万円分は商工会が独自に5%のプレミアを付けて割引販売を行い、本年1月31日には完売をいたしております。定価販売は1月末現在で16件、約180万円分が売れております。この定価販売分には市の補助金を市内共通商品券で交付するものが含まれておりますので、今年度最終的な定価販売額は600万円程度になるものと見込んでおります。プレミア分を合わせ

ると昨年１２月から本年３月末までの４カ月で市内共通商品券の発行総額は１，６００万円程度になるものと見込んでおります。

もう一つは菊池市地域経済活力創出事業でございます。住宅及び店舗のリフォーム、または新築工事を実施された方に対して、菊池市内共通商品券を補助金として交付する事業でございます。この事業も昨年９月の第３回定例会でご承認をいただいたものでございます。昨年の１１月１日から受け付けを開始し、今年の１月末現在で申請件数は２０件、補助対象工事費は１億８，０００万円となっております。補助決定額は３４６万４，０００円で、そのうち８件９０万８，０００円につきましては、本年の１月末に共通商品券で交付をいたしております。経済効果につきましては、１件当たり平均１７万４，０００円の共通商品券の補助で８９７万３，０００円の工事をされたということになりますので、５１．６倍の波及効果があったものと考えております。また、この補助の対象にならない工事や備品等もあることから、５１．６倍以上の新たな経済活力を創出しているものと考えております。

住宅や店舗の増改築で本事業を利用された方からの声としましては、この事業を知ってリフォームを決めたと言われる方が多かったと聞いておりますので、今後とも本事業の周知の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○２番（城 典臣君） 効果は出ているということでございますので、しっかりやっていただきたいと思います。

また再質問をしますが、今度の補正予算では、商工関係にも経済対策で予算が組み込まれております。該当する事業があれば取り組んでいただきたいと思います。

また商工業の発展のために取り組んでいただきたいと思いますが、そこで何か事業を、これに対する事業を考えておられましたら、答えられる範囲でようございしますのでお答え願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

平成２４年度補正で打ち出されました経済対策のうち、商工業が対象となります事業につきましては、成長による富の創出として、中小企業小規模事業者等への支援がございました。内容は、中小企業、小規模事業者の活力を引き出すための事業と経営改善事業再生を図る事業の二つに分かれております。

まず、活力を引き出すための事業としましては、新たなビジネスへのチャレンジ支援や商店街の活性化、物づくりへの支援などがございます。具体的な内容としましては、新たな産業分野へ進出される企業や個人への補助、物づくりのための設備投資への補助、また商店街等が行う活性化対策へ基金を活用した助成などが設定されております。

次に、経営改善事業再生を図る事業としましては、経営改善や事業再生支援、資金繰りへの支援がございます。具体的な内容としましては、事業再生を図る中小企業、小規模事業者等に対しまして専門家を派遣して経営改善をはじめ事業再生への支援を行う制度、また一時的に業績が悪化している中小企業、小規模事業者にセーフネット貸付などの融資を行うことで資金繰りへの円滑化及び経営改善を支援するというものでございます。いずれの対策にしましても商店街や中小企業者自らが計画を立てて取り組むことが条件となっております。そのため、菊池市商工会を通じて事業の周知を図るとともに、商工観光課といたしましてあらゆる機会を利用し事業の紹介を現在しているところでございます。現在のところ、商工業者の方の具体的な動きは見えておりませんが、事業に取り組みたいという声がありましたら万全の体制で支援していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 事業の周知徹底をお願いして、次に行きたいと思います。

大気汚染についてお伺いしたいと思います。今、日本は、特に九州が外国から飛んでくる汚染物質に犯されております。今日もちっとガスっておりますけれども、何が飛んでいるかちっとわかりませんが。報道によると、中国から飛んできているようです。PM2.5という大気中に漂う浮遊粒子で、工場煤煙や車の排気ガスなどに含まれるとても細かい粒径2.5マイクロメートル以下の微少な粒子状物質の総称だそうです。髪の毛の30分の1の小ささで、目にも見えないため、健康被害が心配されております。中国大陸から黄砂が飛来する3月、5月には、今よりも増加する可能性があります。また、花粉の被害の時期とも重なり、その花粉とPM2.5がくっつくと花粉の核が割れてもっと小さくなってPM1.0マイクロメートル以下の微少な粒子状になり、なお危険な物質になると報道で流されておりました。そこで、本市におきましてはこの濃度の測定などは行われているのでしょうか。また、注意喚起の指針なるものが存在するのか。以上2点をお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） それでは、城議員のご質問にお答えいたします。

PM2.5は、先ほど城議員のほうからおっしゃいましたように、粒の直径が2.5マイクロメートル、1マイクロメートルが1,000分の1ミリ以下ということでございます。この2.5マイクロメートル以下の大気中に浮遊する粒子状の物質で微少粒子状物質とも言われております。発生源は砂塵や火山の噴火などからの自然由来のものや化石燃料の燃焼から生じたもの、あるいは自動車の排ガスなどの大気汚染物質が化学反応により生じた人工発生源由来のものがございます。平成21年9月に国が定めた環境基準は、1年の平均値が1立方メートル当たり15マイクログラム、1マイクログラムは100万分の1グラムでございます。この15マイクログラム以下であり、かつ1日平均が1立方メートル当たり35マイクログラム以下であることとなっております。PM2.5の観測態勢は、熊本県が平成22年度から調査を開始しており、現在県内16測定局に増やし監視をしている状況でございます。なお、菊池地域では本市・本庁の駐車場に測定局が設けられておりますので、市独自の測定は行っておりません。測定結果の状況は、その日の時間値、過去10日間の測定結果など熊本県のホームページで公表されております。本市のホームページにもPM2.5の説明ページを設け、県の測定状況へアクセスができるようにしております。本年1月の県内の観測結果では、測定局によって1日平均の観測データが環境基準値を超えた日が9日ほどあります。本市に設置の測定局でも2日ほどございました。最近、マスコミ等で報道されておりますが、この物質は非常に小さいため肺の奥まで入りやすいことから、健康への影響が懸念されているところでございます。専門家の意見として、PM2.5の濃度が国内で一番高くなっている地点が出ていることについて、大気汚染物質が健康に及ぼす影響に詳しい国立環境研究所の環境研究センター長によれば、基準値を多少超えたからといって、すぐに重大な健康被害が出るとは考えられないということでございます。ただ、ぜんそくなど呼吸器や循環器系に持病がある人は、数値が高い日はなるべく外出を控えるなど予防策をとるのもひとつの方法であると話されております。PM2.5につきましては、国や県においてもデータの蓄積が十分でなく未解明な部分が多くあることから詳しい情報がないのが現状でございます。現在、人への影響や許容量などを含め検証が進められている状況でございます。本市独自の方針策もまだ現在つくっていない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 再質問をいたします。

この問題はですね、市民の皆さんからよく聞かれますから質問しましたが、それだけ得体が知れないものだけに不安がられております。特に子どもさんを抱えたお母さん方、ぜんそくなど持病を持っている方、高齢者の方々が心配されています。環境省発表で、1月31日に全国の各測地の31%が基準値を超えていた中、熊本が最悪だったと報道されておりました。後で知らされてもどうしようもないと思います。環境省は、測定局を、現時点で556局に留まっている観測地を1,300局に整備する計画を立てているようです。きめ細やかな観測ができるものと思われると思います。そして、素早く市民の皆様にお知らせをすぐできるようにしていただきたいと思います。

また国の指針も示されたようですから、そこで本市は基準を超えたとき、国の指針を基に市民の皆様にとどのようにお知らせするのか、またどう対処すればいいとお考えか、お答えください。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 再質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたように、PM2.5についてはデータが不十分で未解明な部分が多い状況の中で検証が進められているのが現状でございます。現行の環境基準では、健康を守るために維持が望ましい水準として定められておりますが、基準値を超えた場合の環境への影響に関する知見が十分ではありません。このような中でありますが、環境省では2月にPM2.5への対策を検討する専門家会合が開かれ、注意喚起の基準として現状での細心の知見を踏まえて検討が行われました。その結果、大気中の濃度が環境基準値の2倍にあたる1日平均1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予測される場合に外出自粛などの注意喚起を行う暫定指針がまとめられたところでございます。ただし、注意喚起はあくまで法的な警報や注意報に当たらない暫定的なものとの位置付けとなっており、必要に応じ見直すこととされております。今回まとめられました注意喚起については、各都道府県が実施することとなるため、環境省が県との連絡会を開き指針運用への協力を求めているところでございます。

本市としましては、今後詳しく示された注意喚起の指針により県と連携しながら対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） ことは健康に対することでございますので、ちょっとしっかり考えていただきたいと思います。今の時勢を今日の読売の時事川柳の中でありまして、ちょっと紹介したいと思います。PM2.5、防ぐマスクもチャイナ製ということでありまして、困ったものでございます。よろしくお願いいたしますと思います。

次にいきます。在宅介護24時間巡回サービスについて伺います。昨年3月、定例会におきましてこの問題について質問しております。介護保険を運営している約1,580の市区町村や広域連合などのうち、要介護、高齢者の在宅での生活を支援するため昨年4月に始まった24時間地域巡回型サービスを実施しているのは昨年末で5.3%の83自治体に留まることが厚生労働省の調査でわかったと新聞報道で明らかになりました。そこで、熊本はどうなったのか調べましたら、熊本は山鹿市だけが実施されていると書いてありました。

そこでお聞きします。菊池市で手を挙げた、また検討した事業者はおられなかったのか。また、なぜこの事業は実施されないのか、問題点はどこにあるのか、また検討してみましたか、お答え願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、ヘルパーや看護師が利用者宅を1日数回定期訪問し、緊急時には24時間随時駆けつけ対応することにより、要介護者が安心して在宅生活を送れるよう平成24年4月の介護保険制度改正により始まった新しい事業です。質問にもありましたように、この事業に取り組んでいる自治体は、厚生労働省の調査では介護保険を運営している全国の自治体などの中で、昨年末時点で5.3%、83の自治体となっており、県内の状況といたしましては、平成24年度より山鹿市においてのみ事業の導入が始まっております。国や県から事業者へこの事業の内容等について説明がなされておりますが、早朝や深夜を問わず対応できる職員の確保が難しい状況のため、事業への参入を見合わせる事業者が多くなっているものと思われます。本市におきましては、この事業が制度化される段階において、市民の方や事業者から問い合わせ等が寄せられていなかったこともあり、現在の第5期介護保険事業計画には上げておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 県下では唯一山鹿の特定非営利活動法人がこのサービスをされております。話をお聞きいたしました。現在、一人の方を見ているとのことでした。

た。テレビ電話を使ってやりとりをされているという話でございました。この事業に対して、知らない人が多くおられ、広がっていないのが実情のようです。また、ケアマネジャーの方も知らない人が多いみたいですとのことでした。また、採算面も考えたらできないですねと話しておられました。何とかしなければならない問題でありますから、知恵を絞り、本市にあった制度で在宅で見ておられる方の支援を考えてあげることが大切ではないでしょうか。市の考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護者の方々ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日中、夜間を通じて定期巡回訪問と随時の対応を行う事業であるため、サービス提供を行う事業所は訪問介護職員をはじめ、看護職員及び電話による利用者の状況等を判断し、適切な対応を取れる専門の保健師や看護師を常駐させるなど、職員体制の充実が必要となります。このため、人材の確保が難しく、事業への参入が進まないものと思われまます。厚生労働省が実施しました事業者への調査によりますと、夜間・深夜の対応が就寝のサービスと回答した事業者が全体の68.6%、さらに24時間対応を行う人員体制の構築が障壁となるとの回答が71.4%となっており、事業者側の負担が大きいものと認識されます。要介護者の方々が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるようにするには、この定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅での生活を支援するためには大変重要な事業であり、介護する家族の方々の負担軽減につながるものと認識しております。県内では、山鹿市のみが事業を行っておりますが、この事業が始まる前に夜間の定期的な巡回訪問や通報により、居宅で要介護者が訪問介護による入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話などを受ける夜間対応型の訪問介護を行っており、この事業の実施事業者の公募において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の取り組みへの移行を応募条件として指定を行った結果、県内の自治体の中で唯一事業の導入ができていたものと聞いております。本市におきましては、平成25年度に予定しております住民意識調査の中で、事業に対する住民のニーズ調査を行い、第6期介護保険事業計画において検討してまいりたいと考えております。

さらに、事業者に対してもこの事業の内容等について理解を深めてもらうため周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 第6期の介護保険事業計画で検討してまいりたいというお答えでございますので、よろしくお願いしておきたいと思います。

次にいきます。体罰についてお聞きしたいと思います。体罰について様々な議論が交わされております。大阪で体罰を受けた男子生徒が自殺をし、また女子柔道選手15人が監督の指導法が暴力行為に当たるので告発したり、体罰については、今、議場におられる皆様も身に覚えがある問題ではないでしょうか。ですから、様々な意見が出て議論になっているのではないかと思います。学校教育法で禁止されている体罰について、文部科学省は2007年、各都道府県教委に指針を出した中に、殴る、蹴るといった身体に対する侵害や正座、直立を長時間続けさせる肉体的苦痛を体罰と明記しております。指導と体罰の線引きは難しいところではありますが、市はこの問題をどう捉えておきますか、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 体罰は、学校教育法第11条において、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできないと定めてあり、文部科学省では平成19年2月に問題行動を起こす児童生徒に対する指導についてを通知により周知して、問題行動を起こした児童生徒に対する懲戒と体罰の違いを明確にしているところであります。ただいま、城議員のほうから紹介がございましたように、これによりますと教職員とは児童生徒への指導にあたり、いかなる場合においても身体に対する侵害、殴る・蹴るなど、肉体的苦痛を与える懲戒・正座、それから直立等、特定の姿勢を長時間させることであるその体罰を行ってはいけないと定めているところでございます。

そのようなことから、体罰行為は教職員の不祥事案件と位置付けし、県の懲戒処分の対象としているところであります。本市におきましても、体罰は絶対に起きてはいけない行為と認識しており、これまでも市内校長会議や校内研修において厳しく不祥事防止の綱紀粛正を行っているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） これだけ騒がれている問題でございますので、本市の今の状況、または実態はどのようなになっているのか、お聞きしたいと思います。今、体罰についての指導はされているようにお聞きしましたが、指導はどのような指導なの

か、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 本市の体罰の実態把握についてでありますけれども、体罰を含めた不祥事案件につきましては、いじめ、不登校などを含めて毎月定期報告として発生状況を把握しているところでございます。また、大阪市で発生しました体罰が原因と考えられる自殺案件を文部科学省は大変深刻な事態と受け止めておりまして、平成25年1月23日付けで体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について、各小・中学校等を対象とした調査を依頼しているところであります。今後、学校と保護者の懲戒と体罰への認識の違いも考慮して、市内小・中学校のすべての児童生徒と保護者を対象に実態調査も実施するところであります。

教育委員会としましても、今後とりまとめられる調査結果を踏まえて、さらなる体罰等の不祥事防止に努めてまいる所存でございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 再々質問します。

教育再生会議なるもの、いじめ第三者組織、体罰指針制定を国に提言ということで国に提言してあります。ちょっと読んでみますと、提言はいじめの芽をつみ取り、一人でも多くの子どもを救うことが教育再生に向けて避けて通れないと宣言、いじめの未然防止と発生後の対応をまとめた防止策では、心と体の調和の取れた人間の共生に社会全体で取り組むとし、小・中学校で指導されている道徳を教科化し、国と教育委員会に対し教育の指導力向上や日本の文化や日本の伝統と文化に根ざした題材を教材に取り上げるよう求めたと。また、発生後の対応は、学校に対し警察との連携や加害生徒の出席停止など、毅然とした対応が必要とした。学校が解決できない場合は、いじめの通報を受けて第三者的な組織が相談を受け解決することとした。また、体罰については、指導と区別し、体罰禁止を徹底させるため、国が部活動指導の詳細なガイドラインを制定することを求めたとあります。この提言で、5月以降に議論を受け、来年の法改正を目指すと書いてある。その体罰の詳細なガイドラインを制定する、その制定してそれで解決するものだろうかと思っておりますけれども、最後にですね、教育長と市長のこういう提言が出ているようでございますので、これについてのお考えをお聞きできればと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） ただいま原部長も答弁いたしましたけれども、体罰と、これは学校教育法第11条で禁止されている事項でありまして、決して許されない行為であるというふうに思っております。法律によって禁じてある体罰、なぜこれが起きるか。そこには、体罰がこれまで愛のムチという美しい名の下に社会の中で一部容認されている現実があるのではないかなというふうに思っております。この現実を直視した上で、教職員だけでなく社会全体としていかなる体罰も絶対行っちゃいけない、こういった認識、ルールを共有することが重要だと考えております。熊本県教育委員会といたしましては、これまで体罰等を含めた教職員の不祥事根絶を目指して平成21年に熊本県教職員不祥事防止対策プロジェクトチームを設置しております。このことを受けまして、本市でも平成23年7月には全校プロジェクトとして、全ての小・中学校に対策委員会を設置し、不祥事根絶に向けた取り組みを行っているところでございます。教育委員会としましても、さらなる教職員等の綱紀粛正に努めてまいり所存であります。

また、ただいま城議員のほうから教育再生実行会議についてのご提言がございました。熊本県知事の蒲島知事も、その教育再生実行会議の一員として、これまで3回会議が行われております。その中にいじめの問題、あるいは体罰、さらにはこうしたいじめ・体罰等を防ぐために道德の教科化というのがひとつのテーマにもなっております。これは、私たちも非常に注目しているところなんです。これからそうした道德を通して子どもたちの心の育成を図っていくというようなこと、今後その会議の中でどういうふうにこれが発展していくのか、私たちも注目をしながら考え取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 昨年末、大阪市の高等学校におきまして生徒が自らの尊い命を絶つといった大変悲しい事案が発生いたしており、報道によりますれば部活動顧問の先生から受けた体罰が原因とのことであります。このことは、先生が部活動の指導にあたりまして、いわゆる勝利主義と、勝つこと一つということで、勝利至上主義に陥り、偏って体罰を厳しい指導として正当化したことによりまして発生した体罰行為ではないのかなと考えるところであります。ただいま倉原教育長のほうが申し上げましたとおり、体罰は法律で禁止されている、決して許されない行為であるということを教育委員会、そして学校現場におきまして、再度認識を深めていただき、今後体罰をはじめとする教職員の不祥事の根絶に努めていただきたいと思う所存でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 体罰といじめはですね、根はつながっているという思いで、先ほどの教育再生会議のところをちょっと紹介させていただきました。よろしくお願いいたします。

続きまして、最後に旧市営牧場跡地についてお伺いしたいと思います。一昨年12月定例会で、市に取得していただき、1年3カ月余りが経過しております。菊池市が所有者なので誰も手を出せないで安心ではございますが、全国的にはまだ海外資本が水だけではなく、山林、木、材木ですね、まで狙い、山を買い付けている報道がございました。そのたぐいの報道を聞くたび、安堵しております。もうそろそろ跡地の利用について方向性を示していただき、有効活用をすることを考えていただきたいと思います。現在の状況はどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えします。

旧市営牧場跡地の取得の経緯につきましては、平成23年3月に水迫地区区長会のほか2者の連名で旧市営牧場跡地の買い取りを求める陳情が提出され、同年8月には市区長協議会と水迫地区区長会の連名で菊池市原の旧市営牧場跡地の買い取りを求める請願が提出され、同年9月開催されました平成23年3月の定例会において採択をされているところでございます。このような経緯を踏まえ、まずは当該土地を確保することが急務であるとの判断の下、相手との交渉を行い、平成23年12月8日に土地売買等に関する仮契約書を締結したところであります。その後、平成23年第4回定例会で、土地開発基金より先行取得を行う土地の取得についての議決をいただき、所有権移転登記により現在は菊池市が所有者となっております。当該土地は、市環境基本条例に則り、地域環境に配慮した利活用を検討するという基本的な考え方に基づき、現地調査を含め、昨年の5月と8月に関係部署による庁内検討委員会を開催し、様々な角度から意見を出し合うとともに、具体的な問題点や課題等を提起し、今後の土地の具体的な利活用について協議を重ねてきたところでございます。また、企業からも大規模太陽光発電所、メガソーラーの建設や農業関係団体からも高原野菜やそば、菜種等の作付け、牛の放牧など、農地としての活用など問い合わせ等もあっておりましたが、道路のアクセスの問題や営農するには環境が整わないなどの理由から、具体的な進展までには至っていない状況にあります。

す。現在庁内におきまして検討はいたしておりますが、利活用計画の策定までには至っていないというのが現状であります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 今、まだ検討はしているが利活用計画までは至っていないとお答えですが、法的な問題とかクリアしなければならないことも多くあるとは思いますが、市としては何か考えはありますか。また、私は地元水迫地区にもいい考えがあれば出していただくようお話ししておりますので、地元の話もしっかり聞いていただいてですね、よりよい活用を考えていただければと思います。市も何かあればですね、よろしくお願ひしたいと思いますが、何もないですかね。どうぞ。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えします。

旧市営牧場跡地の利活用につきましては、農地としての再利用や農地以外の開発による利用など、幅広い視野を持って今後も庁内検討委員会等で協議を重ねながら方向性を模索していきたいと考えております。しかし、旧市営牧場跡地は現在、菊池農業振興地域整備計画において農用地区域の採草放牧地として用途が指定されております。昭和43年には、第1次農業構造改善事業による草地造成が施行されているため、農地法上は原則第1種農地と区分されております。従いまして、農地以外の用途として利活用する場合には、新農用地区域の除外及び農地転用など、農地法に基づく許可基準を満たす必要がありますので、これらのことも含め検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、土地の利活用計画の策定に関しましては、法的な手続きと照らし合わせながら、区長会や水迫地区、地元の皆様のご意見を十分聞いた上で環境に配慮した地域にとっても有益になるような方向性をもって策定に取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） それでは、最後に市長にお聞きしたいと思います。今、全体、私6項目お聞きしましたが、個別に緊急対策関連のことをお聞きしましたが、この補正予算に対する執行は福村市長でございますので、この補正に対する総合的なお考えと決意のほどをお聞きさせていただきたいと思います。

また、市長として3年ほどのおつきあいでしたが、その間、福祉関係、また市の活性化など様々な質問に対し実現していただきました。また充実を図っていただき、本当にありがとうございました。感謝申し上げたいと思います。今後の市長のますますのご活躍を心よりお祈り申し上げます。

そこで、合併して8年間を振り返り、本市に対する後世に残る思いなどあれば、先ほど東議員のところでお話されておりましたが、まだ話足りない分がございましたら話していただければと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 地元の問題につきまして、熱心にこれまで城議員のほうはいろんな質問を出されておまして、ただいまも市営育成牧場の跡地50haにつきまして、買い取りのときにおきましては地元の住民の方々と一緒に行動をされておりました。環境の維持保全というのは、絶対的なものでありまして、PM2.5ではありませんが、特に日本の中でも九州はそういった環境に優れたところでありますし、私たちのまちが環境に生きていかなければならないと思っております、そういった意味でこの市営牧場跡地につきましては、環境を十分考えた一つの利用方法というのを検討していかなければならないと思います。

また、城議員も最後の質問に私はなるわけですが、3年間おつきあいをさせていただきました。命と暮らしを守る公明党、そしてまた国民の中に生き、国民とともに暮らすという、これは国民とともに国民の中で死すというような、大変大きな政治的なイメージを持ちながら、チーム3000という全国にまたがる公明党の皆さん方と一緒に活動をされておりますことを、本当に慧眼の至りでございます。

また、先ほど紹介があつておりましたけれども、10年間で100兆円というような数字が出されておりますこの防災・減災・ニューディール、いよいよ政権を執られたわけですから、ぜひ菊池市の中でその利用ができますようによろしくお願いしたいと思います。

そういうことで、今後とものご活躍をお祈りいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午後3時27分

開議 午後3時34分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先ほど防災対策について城議員が質問されましたけれども、私は角度を変えてまして地域における総合的な安全確保についてと題しまして質問をさせていただきます。

皆さんも記憶に新しいと思いますが、昨年12月2日、山梨県大月市の中央道笹子トンネルの天井板落下事故がありました。通行中の9名の方が死亡、2名の負傷者ということで大惨事の事故でありました。原因は、老朽化による天井を支えるつり金具が脱落したものとされております。昭和52年開通以来1年に一度の定期点検、5年に一度の詳細点検をしていたということですが、異常ありの報告はなく、見過ごされていたようでございます。実際、天井板を固定するボルトや金具の交換補修は一度も行われていなかったということでもあります。この事故があってから、全国で同じ型のトンネルの緊急点検が行われましたが、60カ所中16カ所の不具合が発見されたということでございます。何か事故が起こらないと点検しないということ自体に問題がありますが、不具合が発見されたということは、事故を未然に防いだということにつながると思います。

さて、菊池市の施設の耐震化・老朽化対策についてですが、現在どこまで行っているか、現状を質問します。

また24年度国の補正予算が決定し、学校耐震化、老朽化対策と地方自治体のインフラ総点検と修繕、更新を前倒しして実施する防災安全交付金が創設され、さらに充実拡大されるようになりました。学校のほうは現在耐震化等が終わっているという報告が前回ありましたが、市の公共施設で庁舎をはじめ市営住宅、公民館、文化会館等、いわゆる箱物の総合的な事前防災、減災対策のための総点検を積極的に、また迅速に行うべきだと思いますが、改めて耐震化、老朽化対策をどのように考えているか、質問をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 現在、インフラ整備の更新及び柱や張りなどの構造体、天井や窓などの被構造体の耐震化に関する情報収集を行っております。公共施設の建設は、昭和40年代から50年代の経済成長時代に集中し、対応年数からいえますと多くの施設で更新時期を迎えつつあり、老朽化対策が急務であると認識

をいたしております。今後は、各公共施設の安全性の検査と更新について、各施設管理担当課と連携をしながら、必要性や利用状況等を精査しながら施設の存廃を含め、優先順位を設定し、計画的な老朽化対策に取り組んでまいりたいと思います。

なお、平成21年度に実施いたしました耐震診断の結果、昭和55年建設の文化会館につきましては、耐震性について適正であると評価されました。しかしながら、建設より33年が経過し老朽化が進んでおりますので、今後大規模改修等により対応してまいりたいと考えております。

また、昭和48年建設の中央公民館につきましては、耐震診断の結果、不適格と診断されておりますが、現在構想中の新市建設計画の中で生涯学習センター（仮称）として平成26年度に建設を計画しているところでございます。

一方公営住宅につきましては、その構造上、耐震性能は確保されており、公営住宅ストック総合改善事業により、順次設備更新を進め、平成23年度に策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき各団地の建て替え及びリフォームを進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 今、優先順位を設定して計画的に老朽化に取り組んでいくという答弁をいただきました。この議場も昨年は地震の後に天井が落ちたという例も覚えております。ただ、ここの議場も今年はリフォームという形になっていくのだと思っておりますけれども、今後はぜひその点検をしっかりとやっていただきたいと思っております。

本市には560基の橋があるということですが、通学路を含め生活道路の本市における総合的な老朽化対策を徹底的に行うべきだと思いますが、市の取り組みを質問します。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 先ほどの城議員の答弁と重なる部分がございますかもしれませんが、ご了承のほうをお願いいたします。

道路橋梁等の老朽化対策につきましては、現地踏査や状況の聞き取り等による通常点検を実施しており、道路補修、修繕等による安全確保に努めているところでございます。さらに、交通量が多く舗装面の傷みが激しい道路につきましては、道路舗装の打ち換え工事などにより計画的に取り組んでおります。橋梁の老朽化対策といたしまして、平成22年度から菊池市が管理いたします市道に架かる全橋560

橋の点検を実施しており、平成25年度には橋梁長寿命化修繕計画の策定を完了する予定でございます。現在、進めております橋梁の長寿命化対策による修繕補強等の工事につきましては、点検を終えた橋梁から橋年齢、橋梁の傷み、緊急性、交通量、地域性などを総合的に判断し計画に取り組んでいるところでございます。また、先ほど国の補助事業と補正等でございますが、これに関しましては昨年11月の国の予備費補正予算にて橋梁修繕工事2カ所並びに今年大型経済対策補正予算で道路舗装補修工事6カ所の内示を得ているところでございます。

今後も市道等の老朽化対策につきましては、道路の安全性・信頼性を維持していく上で通常点検の徹底を図りまして、道路の舗装、橋梁の修繕補強等につきましては、社会資本整備総合交付金事業などを活用しながら計画的に取り組んでいく方向でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） よろしく申し上げます。

それでは、いじめ対策の推進についてに移りたいと思います。全国の警察が昨年1年間に摘発、補導した少年事件のうち、いじめが原因のものは260件で、前年の113件から約2.3倍に増えたことが警視庁の集計でわかりました。今や世界的な問題となっているいじめ問題でございます。これだけ社会問題になり、教育者、専門家や関係者、多くの人々が対策を講じている中で、なぜ増え続けているのか、物質面の豊かさ、便利さに反比例するかのように心がすさんでいるような気がするのは私ばかりではないと思います。昨年、9月議会でこのいじめ問題を質問しました。そのときの回答では、平成22年度の菊池市でのいじめ調査の結果は、1,000人当たり86.9人で、全国でもトップクラスというびっくりするような結果でした。しかし、これは認知件数ということで、決して菊池市がいじめ多いということではないと。それだけ教師や子どもたちの意識が高いということ、それだけ人権教育をしてきた結果であると評価されていました。私も日ごろ学校の先生方が真剣に取り組んでいる姿を知っています。大変敬意を表したいと思います。私の尊敬する教育者の言葉に「青年を信じることは未来を信じることである」とあります。今後も現場の先生方には未来の宝の育成に情熱を持って取り組んでいてもらいたいとお願ひいたします。

しかし、いじめの根は簡単にはなくなるわけではありません。今後ともに益々人権教育の推進をお願いしたいと思います。国の24年度補正予算で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの設置で教育相談体制を充実するようになり

ました。いじめられている本人にとっては、1日1日、1分、1秒が辛い思いであることを思うと、早急に手を打たないと尊い命が失われるかもしれないという危機感に立ってほしいと思います。カウンセラー常時設置の実現を急ぎ、相談できる環境づくりが必要だと思っています。菊池市での取り組み、現在の状況を質問したいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 泉田議員のご質問にお答えいたします。

昨今、いじめが背景事情として認められる生徒の痛ましい自殺事案が発生しております。あつてはならない事案であり、教育委員会でも大変深刻に受け止めているところであります。泉田議員のご指摘のとおり、いじめ問題等に対応するため、国の24年度補正予算で全公立中学校への配置について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充など、教育相談体制の整備充実を図るとともに、幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取り組みを行ったり、いじめ問題への的確な対応に資する教員研修の充実に取り組んだりすることが示されております。

また、いじめ問題の対応など、学校運営の改善充実のために400人の人員増を予算のポイントとして提示してあります。本県でもいじめ根絶につきまして、「つながる“わ”心の絆を深めよう」というテーマの下、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、地域や学校の実態に応じた取り組みを進めているところであり、本市においても6月をいじめ根絶月間として重点的に取り組んでおります。

各学校では、児童会や生徒会が主体となって心の絆を深めることなどに関するテーマで話し合い活動や集会活動を行ったり、道徳や学級活動での授業に取り組んだりしていただきました。

また、毎月いじめアンケート調査を実施し、実態の把握に努めているところであります。本年度のいじめアンケートでは、1月末までに222件がいじめとして報告をされております。各学校では、アンケートの結果や日ごろの相談業務から、さらに詳しい聞き取りや関係者への指導を丁寧に行っていただいております。いじめアンケートでの全ての事案に対して解消をしている報告を受けております。

さらに、本市における教育相談体制の充実にも取り組んでおります。小学校に子どもと親の相談員を2名、中学校に心の教室相談員を5名、計7名の相談員を配置しております。また、適応指導教室指導員も4名を配置し、教育委員会内に家庭教育相談員も配置をしております。家庭教育相談員につきましては、来年度は学校統合等に関する相談も増えることを予測して、1名加配し、2名体制の対応を予定

し、いじめや友だちの人間関係に関する悩み等のスムーズな相談、システムを構築していきたいと考えております。

これらの市独自の取り組みとともに、熊本県菊池事務所の3名のスクールソーシャルワーカーやいじめ不登校アドバイザーと連携しつつ、熊本県スクールカウンセラー活用事業も有効に活用しながら、いじめや悩みに対する教育相談業務の充実を図り、いじめ根絶に向けた取り組みを進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 改めて菊池市の独自性を持った取り組みがされているということがわかりました。他市に比べて非常に菊池市は頑張っておられるということも見てきますけれども、教育相談で最も大切なことは、傾聴、耳を傾けるということだと思っております。これは、言い換えれば器になるということです。誰でも自分で抱えきれなくなったものがあふれ出すと、問題が起こります。そこで大きな器になり、あふれた事柄を受け止めてあげるだけで相談者は徐々に心を開いていくものだと思います。問題を抱える子どもたちにとって、自分のことを知ってくれている人の存在が一番の安心につながります。それがその人の中にある治癒力、問題解決能力を高めていくものだと思っております。子どもにとって最大の教育環境は教師自身であるとの思いで、教師自身の成長が欠かせません。しかし、子どもたちの幸せを願い、真の意味でいじめのない学校をつくっていくためには、教育者だけでなく保護者、そして市民が一つになっていじめ根絶をしていかなければなりません。

ここで参考までに滋賀県可児市のいじめ防止条例を紹介します。大津市の中2男子自殺などを受け、平成24年10月、可児市子どものいじめの防止に関する条例を施行しました。いじめ防止は、社会全体で取り組む重要課題であることを宣言しています。市と学校が共にいじめ防止に必要な施策を講じるというものですが、弁護士や臨床心理士など、専門家が委員となり通報及び相談のあった事業について、調査、助言、支援などを行うことも盛り込み、画期的な例だと思います。いじめ問題は学校教育者だけでなく、地域、行政が一体となって取り組むべきものだと考えております。そういう意味で条例をつくるのも一つの手立てではないかと思いたしますが、見解をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 泉田議員の再質問にお答えいたします。

可児市子どものいじめの防止に関する条例によりますと、いじめ防止に関する基本理念として、市や学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等の責務を自覚し、主体的かつ総合連携していじめ防止に取り組まれています。また、いじめは子どもの権利を侵害するものとされ、いじめ防止専門委員会を設置されておられます。教育委員会としましては、菊池市教育目標重点努力事項に廉恥礼節教育の推進を掲げ、その中にいじめ・不登校の解消を位置付けております。具体的には、各学校において校内いじめ等対策委員会の活性化、保護者との信頼関係の構築、愛の1・2・3運動に取り組んでいただくようお願いしているところでございます。これら3つの取り組みに加え、人権尊重の視点からも、自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度づくりを進め、いじめ防止につなげているところでございます。各小・中学校では、すべての教科の中で人権尊重の視点に立った授業づくり、学級・学校づくりに全力を挙げていただいているところでございます。

さらに、重大な事案に対応すべく、菊池市スクールサポートチーム設置要項を定め、顧問弁護士やスクールカウンセラー、警察OBなど、専門的な立場からも対応していただけるサポートチームを設置しております。サポートチームは、学校や保護者からの相談に応じ、問題解決・方策等について協議し、関係者への指導・助言及び支援にあたります。必要に応じて学校へのサポートチームの委員を派遣し、保護者等との面談など問題解決に向けて対話を行っております。

以上のようなことから、教育委員会としましては、いじめに対する教育相談業務の充実と体制整備を図り、いじめ根絶に向けた取り組みを学校、保護者、教育行政とか一体となり取り組んでいるところでございますので、今のところご紹介がありましたような条例制定についての考えはありませんけれども、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 今、ご答弁ありまして、積極的な菊池市の取り組みを紹介していただきましたので、それに期待をしていきたいと思っております。

それでは、花房給水塔の取り扱いについてということで質問をさせていただきます。菊池市泗水町の富の原は、元陸軍菊池飛行場があったところでございます。花房隈府飛行場の別称を持ち、陸軍飛行学校菊池分校や航空通信学校、菊池陸軍病院、菊池気象観測所なども設置され、敗戦まで特攻隊の中継基地で使用されるなど、県内最大の陸軍飛行場でした。その飛行場のシンボルとも言うべき花房給水塔は、鉄筋コンクリート3段構成の中量構造で、高さ13.57m、横幅8.5mあります。戦後、入植した開拓団の生活用水として供給され、平成19年まで使われて

いました。鹿児島県の知覧給水塔と同規模で、水槽外側の壁には68年前の空襲のときの弾痕が約40カ所残されております。本給水塔は、平成22年9月、戦後復興の象徴として熊本県内初の太平洋戦争期の戦争遺産として、菊池市指定文化財に指定されております。地域にとって近代の歴史を語る貴重な遺跡文化財であります。ただ、築70年が経過し、外壁モルタル部の剥離が著しく、鉄筋の腐食も進行し、本体の強度もどれだけのものかが懸念されております。また、隣接家屋との接近状況、また人口増加による交通量の増加等により、コンクリート片の落下による事故発生も憂慮されます。実際、一昨年、突風により隣接する家の庭に止めていた車にモルタルが飛び散ったということがありました。今後の花房給水塔保存のあり方をどのように考えているか、質問します。

また、現在建設中の富の原公園ですが、数回行われたワークショップの中で私もそこに同席させていただきましたけれども、公園整備の理念に地域の歴史資源の紹介を盛り込んだ公園にしてほしいという多くの意見がありました。給水塔を富の原公園に移設できるならば、公園のシンボルタワーとして非常に意味のある公園になるのではないかと考えます。公園の台地に歴史の生き証人である給水塔がどんとそこにそびえる姿を想像してみてください。今までの例として、熊本大学医学部山崎記念館の曳家移設工事が例にあります。また、解体移設も考えられますが、移設についてどのような考えがあるか、質問をします。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 花房飛行場跡給水塔は、昭和16年に使用が開始された菊池飛行場の給水施設として併設されました。幸いに終戦後も使用に頼る状態になったために、その後に入植された方々により構成された菊池開拓農業組合や富の原水道管理組合により生活水の供給拠点として、今、泉田議員のほうからご紹介いただきましたように、平成19年度上水道が整備されるまでの長きに渡り地域復興に大きく関わってきた施設でございます。この花房飛行場跡給水塔は、単なる戦争遺産ということではなく、地域復興に大きく貢献したということで、本市の歴史を語る上でも重要なものであるとして、平成22年の9月に菊池市指定文化財となりました。給水塔は、今、議員もおっしゃいましたように、既に70年以上経過しておりまして、老朽化が進み、表面コンクリートの剥離や金属物の腐食など修理の必要がございます。この給水塔の指定にあたりましては、老朽化が著しいことから、管理保全に多額の費用が想定され、所有管理者が安全面に配慮し必要な対策を講じるよう指導を行ってまいりました。保存修理につきましては、所有管理者が行うことが

原則でございます。所有管理者が本市ではございませんので、今後どのようなやり方ができるかを所有者と協議しながら検討をしてみたいと考えております。

また、富の原公園への移転につきましては、その工法にもよりますけれども、大変大きな建造物でありまして、老朽化もしており、給水塔を運んでいくことは構造上破壊する恐れもあり、大変難しいのではないかと考えております。

また、史跡といたしましても、その場所にあることに存在価値があると思いますし、当時の様子を残していることも大事なことでないかと考えているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 移転は大変厳しいと、そういうご意見だったと思います。まだあきらめたわけではありませんけれども、花房飛行場跡地には高架水槽をはじめ、門柱、弾薬庫、格納庫、風呂場等が富の原一帯に点在しております。弾薬庫は、開拓団の住居に使われていたそうです。弾薬庫基礎は、現在富の原工業団地の民間企業の敷地の両端に残っていることから、恐らくこの敷地を覆う大きさのボールと屋根がかかっていたと思われます。この戦争遺跡を残す意味として、それは日本の平和のみならず、世界平和を願い戦争の悲惨さ、むなしさ、愚かさを学び知る上でも歴史的価値が非常に高いものと思われ、後世の人たちのためにも必要であると思っております。先ほども述べましたように、県内最大級の飛行場跡の歴史遺産である富の原公園を起点として、散策しながら学べる公園、いわゆるフィールドミュージアムとして平和教育の一環にしたらどうかと提案しますが、その点について質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 再質問にお答えいたします。

旧花房飛行場には、この給水塔以外にも弾薬庫跡、あるいは油倉庫ほか多くの遺産がございますので、議員のご提案のように富の原公園を中心としたフィールドミュージアム的な構想を検討していくこともよいと考えております。

ちなみに、このフィールドミュージアムとは、その土地の歴史、風土、文化そのものを博物館または美術館に見立て、住んでいる人と訪れた人が互いに価値を発見していく仕組みです。いわれる箱物と言われる従来型の博物館に対して、地域全体を博物館に見立てた住民主体型の博物館活動であることが特徴でございます。住民と行政が一体となって創造していくことで地域の力が育成されていくのではないかと

と、またそのような取り組みを行いながら平和教育を行っていけるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 再々質問させていただきます。

指定文化財になっているので、2分の1の最高200万円の補助の制度がありますが、200万円を給水塔の組合員の方々もご高齢になり、負担するのが非常に困難でございます。今、熊本城は一口城主基金があります。また、昨年リニューアルオープンした山鹿の桜湯も基金を募っております。それにならって、この高架水槽を保存するための一口給水塔基金の創設を提案したいと思います。部長答弁いただきますけれども、私も福村市長在籍中の最後の質問になるかと思うので、できればこのことについてご見解を市長のほうにもお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 再々質問にお答えいたします。

菊池市文化財保存整備費補助金交付規則により、保存修理等の経費の2分の1の補助、これおっしゃいましたように上限が200万円でございますけれども、それを補助することができますけれども、それ以外については所有者の負担となります。山鹿市の桜湯は、現在も記憶に残る桜湯を再生したいとの市民の思いに応え、山鹿市が桜湯再生事業に取り組み、平成24年10月に完成をした施設でございます。地域の方々のそういった思いが行政を動かすことになったのだと思います。桜湯再生一口湯主運動や募金箱の設置により、寄せられた寄附金を山鹿市桜湯再生基金として積み立てて、建設費の一部に充てられています。また、熊本市では、言われましたように平成10年4月に熊本城復元基金を創設し、12億円を超える寄付を集め、一口城主となられた方は約2万7,000人と聞いております。文化財としての給水塔は、地域住民の平和復興のシンボルとして啓発を行いながら守り続け、後世に残していくことが大切でございます。また、基金を創設するということは、多くの方にご支援をお願いすることですから、本市にとっても地域にとっても、そして住民の皆様にとってもかけがいのないものであるという思いと、その存在価値をPRしていかなければならないと思います。議員ご提案の保存、活用のための基金を募るのも一つの方法ではございます。所有者のあり方等も含め、皆様方と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 戦争遺跡としての給水塔を残したいという強い思いを泉田議員の質問の中に感じました。要は、その地域の皆さん方、住民の方々が同じような思いでおありになるかどうかということではないのかなと思います。そういった思いが強ければ、本当に一口基金といっても大変多くの方々の賛意を得られるのではないのかなと思っております。また、行政として考えますときには、私は菊池市は本当に歴史の深いまちで、いろんな歴史、そしてまた歴史遺産を内蔵いたしております。そういうことからいたしまして、この古代の山城であった鞠智城というものの再建を今図っておりますが、これもやっぱり国の指定を取らなきゃいけないということで、県を上げてしっかり頑張っております。名前が鞠智城でありますから、地籍は小さくても菊池にもっとも縁が深いところであるというふうに思いますし、また菊池一族に何々とする24代の遺跡が各地にあるということで、これがやっぱり古代、そして中世、そして現世におきましては、近世におきましては戦争遺跡というようなことで、菊池に来ればすべてを知ることができる。それが一つの平和というものにつながっていくし、また国際的な交流につながっていくということで、すそ野は広いんじゃないかなと思っております。時間が足りません。限られたあと1カ月少々のことです。どうぞ一つ熱い思いを煮えたぎらせながら、それこそチーム3000の力を得ながら、そして国交大臣をまさに公明党は握っておりますので、観光振興といったいろんな意味での支援が上げられるのではないかなと思って、こちらこそ泉田議員、城議員のほうにも大きな期待を抱いております。そして、議会の皆様方の後押しがあれば、必ずや達成できるのではないかなと思っております。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○
散会 午後4時12分

第 3 号

3 月 5 日

平成25年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成25年3月5日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（21名）

1番	工藤圭一郎君
2番	城典臣君
3番	大賀慶一君
4番	岡崎俊裕君
5番	水上彰澄君
6番	東英俊君
7番	東裕人君
8番	泉田栄一朗君
9番	森清孝君
10番	中原繁君
11番	樋口正博君
12番	中山繁雄君
13番	怒留湯健蓉さん
14番	坂本昭信君
15番	隈部忠宗君
16番	葛原勇次郎君
17番	木下雄二君
18番	坂井正次君
19番	森隆博君
20番	山瀬義也君
21番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	岩 下 利 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤 本 辰 広 君
市 長 公 室 長	今 坂 康 雄 君
教 育 部 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	原 誠 也 君
農業委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
議事課課長補佐	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

はじめに、大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 皆さん、おはようございます。本日の1番バッターで質問をさせていただきます。通告に従いまして質問をいたしたいと思います。

まず最初に、福村市長におかれましては、先の12月議会の最終日に、次回の選挙には出馬しないと明言をいたされました。新菊池市になっての9年間にわたり、本市の舵取り役として着実に成果を上げてこれられました。4市町村の合併当初ということで、たいへん難しい時期の市政運営のご苦労はいかばかりだったかと拝察いたします。特に、庁舎問題、行財政の改革、独立問題、教育改革等々、重要な、しかも困難な問題に真摯に取り組まれてこられましたことに心から敬意を表わしたいと思います。まだまだ体力的にも気力的にも余力を残されてのご勇退であると思いますが、ご勇退の後には一市民の立場からでも、本市の進むべき道へのご助言をいただきたいと思います。今後、健康に留意されて、いつまでもお元気で頑張ってくださいと思います。本当にお疲れさまでございました。

それでは、質問をさせていただきます。最初に、昨年7月の九州北部豪雨災害の復旧の進捗状況についてお尋ねをいたします。昨年の豪雨災害は、皆さま記憶に新しいところでございます。言うまでもなく、本市におきましても、甚大な被害が発生いたしました。現在も国、県、市を上げて、懸命に復旧に取り組まれておりますことは、市民の皆さまも十分にご承知のとおりでございます。

しかし、本年もあと3カ月もいたしますと、またあの忌まわしい災害を引き起した梅雨や台風の季節を迎えます。災害復旧につきましては、昨年来の議会で各方面から質問があつておりますが、私としましても、梅雨や台風の季節が間近に迫り、復旧が間に合うのか非常に心配でもございます。復旧が100%完了しないところ

も現実的に残っておりますので、今年の雨の降り方次第では、昨年のような大きな災害も考えられます。市民の皆様方も非常に不安に思われているのではないのでしょうか。

そこで、本市における道路、河川、農地、山林、ライフライン等の各方面全般にわたる災害の復旧状況は現時点でどのような進捗状況になっておりますでしょうか。市工事、県工事の全般的な復旧の進捗状況と、今年の梅雨、台風シーズンまでに復旧できるのか、完成の目安はいつ頃になるのかについて、関係各方面にお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） おはようございます。大賀議員の質問にお答えさせていただきます。

農地及び農業用施設災害復旧工事につきましては、国庫災害復旧事業、市単独の小災害復旧事業、原材料支給等により復旧工事に取り組んでいるところでございます。

国庫災害復旧事業につきましては、農地が39件、農業用施設が頭首工を含め38件の申請があり、昨年11月に国の災害査定を受け、本年2月に入札を行ったところでございます。そのうちで、頭首工2件と、揚水機1件につきましては、応急本工事で取り組み、既に復旧工事を完了いたしております。その他の74件につきましては、繰越明許費の承認をいただき、梅雨時期前の本年5月の竣工を目指し、工事に着手しているところであります。なお、工事請負総額は3億6,000万円となっております。

また、国庫災害に該当しない小災害復旧工事につきましては、市単独の補助事業として、菊池市農地及び農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱に基づきまして、本年2月末現在の申請件数、農地163件、農業用施設172件のうち、農地115件、農業用施設120件については、既に工事を完了しております。残り農地、農業用施設を合わせて100件につきましても、本年3月末までにはすべての復旧工事が完了するということで進めているところでございます。なお、申請工事費に対します補助金総額は2,390万円となっております。

また、市道高柳・四季の里線に埋設されておりました国営管及び県営管の災害復旧工事につきましては、現在、国営管の埋設工事が行われている途中であり、今後引き続き県に対しまして、早期完了へ向けた対応をお願いしてまいりたいと考えております。

林道災害復旧工事につきましては、菊池・人吉線の2カ所、鞍岳線の1カ所の被

災箇所の復旧工事は国庫災害復旧工事として、本年３月末までに完了する予定となっております。また、維持工事として、林道新山１号線の舗装復旧工事のほか２カ所につきましても、復旧工事が完了し、その他軽微な災害箇所につきましても、重機借上げ等で復旧工事を行ってきたところでございます。

治山事業につきましては、県事業により復旧工事が進められているところであります。伊萩地区山の上の土砂災害箇所につきましては、一部の緑化工事を除き、本年３月末までには完了する予定となっております。

また、鞍岳山頂付近の山腹崩壊箇所につきましては、災害規模が広範囲ということもあり、完了を本年６月末と予定されているほか、伊萩地区萩山の山腹崩壊箇所及び林道新山１号線沿いの山腹崩壊箇所、２カ所につきましては、平成２６年３月末、矢護川、狐塚川源流付近の山腹崩壊につきましては、平成２８年３月末完了見込みということで県に確認をいたしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） おはようございます。

続きまして、建設部所管の災害復旧の進捗状況につきましてお答え申し上げます。

まず、国庫補助事業で対応いたします道路１６件、河川４件、公園２件、下水道２件がございます。その中で２４件の現在工事を進めているところでございます。現在、復旧工事が終わった箇所が１７件と、本年度中に竣工予定の箇所が３件、それぞれ関係機関との協議により、繰越工事となっております箇所が４件の状況でございます。また、補助事業以外の単独事業につきましても、３月末をもって竣工の予定でございます。

次に、県管轄の合志川、矢護川の復旧工事につきましては、規模も大きく、改良事業を加えた災害関連事業として取り組まれておりますため、平成２５年度以降も復旧工事が継続するということで伺っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水道局長、原 和徳君。

[登壇]

○水道局長（原 和徳君） おはようございます。大賀議員のご質問にお答えいたします。

水道施設の災害復旧工事は、旭志の伊坂橋に添架してあります配水管の復旧と、西部第１配水池の法面復旧の２件でございます。既に工事発注しておりますので、３月１５日の工期までには完了する予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） おはようございます。

教育委員会部局の進捗状況につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、学校教育課所管でございますけれども、こちらのほうは泗水東小学校と泗水中学校におきまして、被害が発生しましたので、その復旧を行ったところでございます。

泗水東小学校は、グラウンドが1メートル以上冠水いたしましたので、グラウンドの敷き砂や側溝の土砂排出等の復旧工事と、体育倉庫に保管してありました備品等の買い替えを、昨年の8月末までに完了しているところであります。

また、泗水中学校におきましては、グラウンドの冠水と、管理棟が床上浸水しましたので、グラウンドの敷き砂や側溝の土砂排出等の復旧工事、管理棟の床張替工事、ブロック塀の復旧工事等を、これも昨年の8月までに完了し、管理棟や体育倉庫等に保管していた備品や消耗品等の買い替えについても完了しまして、学校の関係につきましては、すべて復旧したところでございます。

それから、生涯学習課所管でございますけれども、こちらのほうは泗水図書館の館内が床上浸水いたしまして、図書資料約1万冊でございますけれども、図書資料、それから木製書架、フロアカーペット、電気、電話回線、電算システム等に被害を受けましたけれども、こちらについても昨年の10月2日に復旧し、開館をいたしております。

泗水ホールも同様に床上浸水をいたしまして、電気設備、高圧受電設備、空調機械設備、それから座席シート、音響設備機器取替え、備品等に被害を受けましたけれども、これについては今年の1月4日より開館をいたしております。

最後に、社会体育課所管でありますけれども、こちらのほうは大きく2つの災害復旧を行っております。1つは七城総合運動公園です。これは鴨川公園に通じる鴨川の増水により、七城総合グラウンドが冠水し、テニスコートの人工芝が浮いたために、改修工事を行いました。ちょうど9月の15日から16日にかけて、「第67回の熊本県民体育祭菊池大会」のソフトテニス競技の会場でもあったために、昨年の9月上旬までに改修工事を終えたところであります。

もう1つは、旭志の体育館でございますけれども、こちらのほうは体育館横の杉山が崩壊しまして、U字溝をふさいだために雨水が溢れて、換気口から床下に浸水し、床板が水分を含み膨張・乾燥し、床が波型に反ったものであります。このようなことから、1日も早くご利用がいただけるようにと、今年の1月7日に工事を着

工いたしまして、本年３月２５日までには完了する予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○３番（大賀慶一君） それぞれの方面にあたりましては、おおむね復旧が完了しているようでございますので、少しは安心をいたしました。河川関係がまだ残されているということで、ちょっと心配な点がございます。経済部長の答弁の中でも、農業施設あるいは農地につきましては、ほぼ完成しているようでございますので、今年の田植えとか作付けにつきましては、直ちにできるのではないかと考えております。

しかし、鞍岳山の山腹崩壊の箇所や、矢護川、狐塚の源流近くの山腹崩壊につきましては、復旧が２８年末までにずれ込むということでありましたが、昨年の災害は山腹崩壊により、多くの木材が流出して橋脚に引っかかり、川をせき止めたことが、泗水や旭志の大きな災害の原因でもありました。特に旭志地区につきましては、一昨年の震度５強の地震や、昨年の豪雨によりまして、地盤が非常にゆるんでいることが考えられます。今年の冬や台風による雨の降り方次第では、再度の大きな災害が発生することも十分考えられると考えております。今後できるだけ早い復旧や対策を国や県に強く働きかけていただきたいと思います。

昨年１２月議会の水上議員の質問で、建設部長は既設の砂防ダムは現在、土砂が満杯であるが、土砂を取り除くことはせず、対策として新山橋付近と南桜ヶ水にそれぞれ１基ずつ砂防ダムを設置し、治山工事については平成２５年から２７年にかけて、県のほうで治山ダムの計画がなされ、国への申請を計画中というような答弁でございましたが、その後、現在までの計画がどのように進捗しておりますでしょうか。

また、矢護川におきましては、旭志の尾足橋から上流の大津町にかけまして、２５年から３カ年計画で河川の改修が行われると伺っておりますが、詳しい計画がどのようになっていますか、お答えいただきたいと思います。

さらに、伊坂橋、合志川橋につきましては、先日、私ども県のほうに陳情いたしました。その後の進捗状況について進展がありましたらご答弁をお願いしたいと思います。

また、１２月の経済部長の答弁で、高柳・四季の里線の国・県の管工事が２月末で終了する見込みであるということでございましたが、先ほどの部長答弁で現在も埋設工事が完了していないということでございました。そこで、管工事は今後、いつ頃完了するのでしょうか。それに伴い、道路の復旧も当初の予定より遅れるので

はないでしょうか。先ほども伺いましたが、昨年の災害で山林の崩壊で非常に流木が多かった矢護川上流の治山事業の具体的な計画についても、分かっておりましたらお答えをいただきたいと思います。

また、今年の梅雨期までに復旧事業や対策事業が完全に復旧していない災害箇所につきましては、本復旧を補う応急復旧の施工はどのように考えられておりますでしょうか。

以上の点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再質問にお答えさせていただきます。

市道高柳・四季の里線に埋設されておりました国営管、県営管の災害復旧工事につきましては、県営工事として平成24年1月15日から平成25年3月29日までを工期として、復旧工事が実施されているところでございます。

工事の進捗状況につきましては、国営管の埋設工事を本年の2月末までには完了するというところで実施されておりましたが、ダグタイル鋳鉄管が受注生産ということで、製品の搬入が当初予定より1カ月程度遅れております。そういったことで、国営管の埋設工事が本年3月中旬にずれ込むということでございます。今後、県が工期を4月末に繰越延長をされることにより、通水時期も4月末になる見込みと、現在聞いているところでございます。

なお、治山事業につきましては、先ほど答弁しましたとおり、県事業として復旧工事が進んでいるところでございます。その中の矢護川源流の矢護山地区・花見ヶ峰地区、狐塚川源流の赤崩地区につきましては、現在、測量設計が行われているところでございますが、災害箇所が広範囲で、さらに点在しているため、平成28年3月末が完了見込みということで聞いているところでございます。

国営管、県営管の災害復旧につきましては、農家の方にとって大事な農業用水であるとともに、治山事業につきましても水源かん養はもとより、生活環境の保全・形成に重要な事業でございますので、今後とも県と連携を図りながら、復旧に努めていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 続きまして、県事業につきましてお答えいたします。

県のほうに問い合わせをいたしましたところ、矢護川河川の災害関連事業の復旧状況につきましては、河川の拡幅のために用地が必要な部分については、用地交渉

中ということでございます。その中で、早急に復旧が必要な家屋に隣接いたします箇所につきましては、梅雨までを目処に復旧し、梅雨までに施工できない箇所につきましては、応急的な対策により、市民生活に影響が出ないような対応をするということで聞いておるところでございます。

狐塚川の源流に設置いたします砂防ダムにつきましては、現在2カ所計画されております。北桜ヶ水上流の箇所については、現在、砂防堰堤部分の用地取得が完了しており、基礎の工法を検討中ということでございます。

また、南桜ヶ水上流の箇所につきましては、砂防堰堤部分の用地交渉中であると聞いているところでございます。いずれも来年の3月を目処に完成をさせたいということでお聞きしているところでございます。

次に、伊坂橋の状況につきましてでございますが、合志川橋とともに地元の要望を受けまして、県知事及び菊池地域振興局長へ、橋梁改築の要請を行ったところでございます。県では国の補助事業で取り組みができるよう予算要求を行っているところと聞いているところでございます。市といたしましても、引き続き県へ強く要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 教育委員会のほうから、旭志の体育館について申し上げます。現在改修しております旭志体育館につきましては、被害の主な原因が、先ほどお答えしましたとおり、床下換気口からの雨水の浸水と思われます。このことを踏まえまして、今回、工法的には浸水を防ぐために床下換気口の内側に高さ40センチ、幅10センチのコンクリート立上げを新設しまして、梅雨時期あるいは昨年のような大雨にも対処できるよう計画をしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） それでは、再々質問をいたしたいと思います。

今までに、災害復旧のハード面についてお尋ねをしてまいりましたが、現実には本年度の梅雨時期までに完全に復旧できない場所もあるようでございますので、一抹の不安を感じております。より迅速な復旧をお願いしまして、次に災害のソフト面での復旧についてお尋ねをいたしたいと思います。

昨年の九州北部豪雨災害を受けて、庁内で検証が行われたと思いますが、どのようなことが検証されたのでしょうか。

また、私は以前より警察、自衛隊、消防等の専門家による危機管理室の設置の必要性を要望してまいりました。その後、昨年12月に優秀な自衛隊OBの方の危機管理官としての任用がなされておりますことは、本市の危機管理のあり方に少し安堵をいたしております。また、平成25年度予算案の中にも、自衛隊OBの危機管理専門官と警察OBの苦情処理専門官の任用をいただく方向であると伺っております。私は、本市の危機管理室の設置に向けて、本市が一步近づいたかなという思いでございます。

次に、先日の新聞報道で、熊本県は災害復旧のために期限付き技術職員を30名ほど募集したという報道がっております。本市におきましても、災害箇所も多く、職員の皆さんも相当苦勞されたのではないかと思います。災害復旧の臨時的な職員の採用の必要性はなかったのでしょうか。

また、災害時において、県や他自治体との職員の派遣や、受け入れの連携はあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、昨年の災害後の観光面の復旧状況についてお尋ねをいたします。昨年の災害で、本市の最も代表的な観光地であります菊池溪谷も大きな災害を受けておりました。今年の夏の観光シーズンに向けて、どの程度の復旧がなされたのでしょうか。

また、四季の里旭志も、夏場に多くのお客さまが来られますが、市道高柳・四季の里線の不通で、昨年の災害以降はたいへん苦戦をされております。四季の里の観光地としての復旧の状況はどのようになっていますでしょうか。

次に、旭志地区は、旧旭志村の時代から今日まで、日本一のホタルの里として全国的にも知られておりました。季節になりますと、県内外から多くの方々が訪れます。本市にとりましても、代表的な観光の一つでございます。しかし、昨年の九州北部豪雨災害により、二鹿来川等は河床が完全に流出しており、関係者の方々はホタルの発生を非常に危惧されております。今日までに地元の方々の献身的な努力により守られてきたホタルの発生が、今年は非常に心配でございます。これはあくまでも予想でありますので、心配だけで終わればよいと思っておりますが、今年の河川の状況は今までの災害とは比較にならないような悪い状況でございます。そのような状況を見ますと、今年の状況次第では本市もバード面・ソフト面からの支援を考えていただきたいと思います。今まで30年近い間、地元の方々の努力でホタルが守られてきました。本市の観光の大きな役割も果たしてきております。これからシーズンを迎えるわけでございますが、本市といたしましても、今年の状況次第ですが、地元の方々と協議されて、何らかの対策についても十分検討してほしいと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 大賀議員のご質問にお答えいたします。

本市では、昨年7月の九州北部豪雨の反省も踏まえ、防災体制の組織強化はもとより、職員をはじめ、市民の防災意識の高揚を図るため努めているところでございます。具体的には、職員の危機管理能力、災害発生時への対応力向上、市民の皆さまの防災意識の高揚及び地域防災力の向上を図るため、職員による災害対策本部の図上訓練や、消防署、消防団などによる被災者の救出、救助する菊池市総合防災訓練を、合併後初めて実施したところでございます。今後も防災訓練につきましては、避難訓練や救出、救護訓練等を含め、計画的に実施してまいりたいと考えております。

昨年12月からは、議員ご存じのとおり、危機管理専門員を任用しております。菊池市地域防災計画や職員の災害対策マニュアル等の見直しを行っており、より実動しやすい体制づくりの強化に努めているところでございます。

また、市民の皆さまが的確に判断し、避難行動などにつながる情報を分かりやすく提供できるハザードマップの再整備、市民一人ひとりが常に防災に関心をもち、自らの防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、自主防災組織の設立とあわせて普及啓発に努めているところでございます。

最後に、災害対応に対する臨時的な職員等についてでございますけれども、本市では現在、県内の市町村及び隣接します大分県の日田市と、災害時における応援協定を結んでおります。必要に応じてこの制度を活用してまいりたいと考えております。今後におきましても、大規模災害に関しましては、周辺自治体及び関係機関と連携し、相互的に応援協力を行い、また災害時の業務分析と役割分担等をさらに明確化し、被災後の応急対策及び復旧対策についても円滑に進める体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 再々質問にお答えさせていただきます。

菊池溪谷におきましても甚大な被害を受けましたので、現在、復旧工事が行われているところでございます。「きくち溪谷館」の浸水や水道施設の被害につきましては、昨年11月にすべての復旧工事が完了いたしております。

また、溪谷右岸の遊歩道につきましては、菊池溪谷を美しくする保護管理協議会で復旧工事に取り組まれ、現在、30分散策コースと広河原までの右岸側の折り返

しがでるようになっております。

また、広河原橋につきましても、昨年の12月に森林管理署におきまして工事発注をされ、本年の3月末までには復旧工事が完了するということで進められております。

なお、溪谷左岸の広河原までの九州自然歩道につきましては、土石崩壊箇所がありますので、森林管理署におきまして、平成25年度の治山事業ということで取り組まれていく予定となっており、予算確保ができれば、平成25年度中には復旧工事が完了する見込みということで聞いておるところでございます。

現状としましては、今シーズン前にすべての復旧工事の完了は見込めない状況にあります。今後とも森林管理署に対しまして、早期の復旧完了をお願いしてまいりたいと考えております。

また、四季の里旭志の災害復旧状況につきましては、温泉館の雨漏りやふれあい広場のフェンス倒壊などの被害を受けておりましたので、その被害につきましては、昨年の12月までにすべての修繕を完了いたしております。

現在、市道高柳四季の里線が災害復旧工事中ということで通れませんので、施設利用者の方につきましては、迂回路としてグリーンロードから林道菊池・人吉線を通るコースをご利用いただいているところでございます。

昨年7月の豪雨以降の施設利用者の推移を見ますと、減少いたしておりますし、今の現場が長く続けば、利用者離れも懸念されますので、1日でも早い復旧に努めてまいりたいと考えております。

次に、豪雨災害によりますホタルの発生の影響につきましては、ホタルを育てる会のほうに問い合わせましたところ、3月の下旬から4月の中旬にかけて、ホタルの幼虫が水中から陸上に光を発しながら移動するのを観察しなければ予想できないということでした。過去の例を見ますと、豪雨災害を受けた次の年はホタルが激減しておりますが、数年後にはもとの頭数に戻っているようでございます。現在、旭志村ホタルフェスタ実行委員会がホタル育成活動費という形で支援しておりますので、今後ともホタルを育てる会と連携をしまして、ホタルの環境保全や育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、旭志幼稚園の廃園についてお伺いをいたします。先日の新聞報道によりますと、「2月18日、政府は3歳から5歳児の幼児教育無償化に向け、政府与党に

よる協議会を設置する方針を決めた。子育て世帯の負担軽減のために、幼稚園、保育所のほか、幼稚園と保育所の機能を併せもつ認定こども園の自己負担を無料にし、少子化対策につなげたい考えである」と報じられておりました。国も少子化に向けた本格的な対策に乗り出すようでございます。

少子化対策は、国はもとより、県や市町村も思い切った対策がなければ、地方の疲弊は目に見えております。そのような中で、昨年の１２月に菊池市における公立幼稚園の民営化についての答申が、幼稚園民営化検討委員から我々に答申が提出されました。私たち旭志住民や保護者の皆さまにおかれまして、まったく意に沿わない答申であったと思います。保護者の方々もたいへん困惑をされております。

そこで、教育委員会とされましては、今後どのように対応されていくのかご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 議員ご承知のとおり、菊池市幼稚園民営化検討委員会の答申につきましては、昨年１２月の２６日に教育委員会に提出をされたところであり、このことは新聞報道や市の広報誌にも掲載をされております。保護者の代表や学識者で構成されます民営化検討委員会につきましては、平成２４年１月２７日に菊池市幼稚園の民営化に関することとして諮問いたしまして、計７回、約１年をかけまして、幼稚園での現地調査や保護者等の公聴会も開催され、行政的観点や教育的観点を中心に、２園とも公営で存続する、あるいは２園とも民営化、統合して民営化、総合子ども園化、そういうことが考えられる経営形態ごとにメリット、デメリットについて慎重にご審議をいただいたところであり、結果的には、将来の子どもたちの就学前教育のあり方を考えた上で、幼稚園の保護者代表の皆さま方には、苦渋の判断をしていただきまして、民営化検討委員会の総意として、旭志幼稚園を泗水幼稚園に統合した上で、泗水幼稚園を民営化する案が最も適切であるとの答申をいただきました。

これまでの審議の経過等につきましては、全文記録を市ホームページに掲載するとともに、概要版を速報として各保護者に示しながら、説明責任を果たしてきたところでございます。

教育委員会の今後の対応についてでありますけれども、今回の答申内容を真摯に受け止めまして、検討委員会の意見を尊重しながら、現在、教育委員会において検討を重ねているところでございます。答申結果につきましては、これまでの審議内容や結論にいたった経緯などを含め、各幼稚園に答申書の保護者報告会を開催したところであります。また、答申結果を受けて、旭志幼稚園と泗水幼稚園の皆さま

方から、それぞれに「旭志幼稚園の廃園に対する要望書」と、「泗水幼稚園民営化に関する要望書」を提出していただきました。市長を本部長とします行政改革推進本部会にも、答申内容や保護者要望について報告をいたし、行政改革としての意見をいただいたところでございます。

今後、このようなさまざまな意見や要望、答申の内容、議員ご指摘のような国の動向等も考慮しながら、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会において慎重審議し、統合を含めた幼稚園民営化についての方針を決定してまいりたいと考えております。

その後、諮問時に保護者等にも提示しております「菊池市公立幼稚園民営化実施計画（案）」の見直しを行いまして、保護者への説明責任を果たした上で、計画に対する市民の皆さんのご意見を広く聞くため、パブリックコメントを実施した結果を含めまして、議会等へもご説明を申し上げながら、計画的に進めていく所存でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） それでは、再質問をいたします。

今回の答申の中で、附帯意見として、審議過程の中での意見・要望として、次の6項目が提出されております。1つ、平成25年度旭志幼稚園児の卒園保証。2つ目に旭志幼稚園の統合に伴うスクールバス等の通園手段の確保及び負担軽減施策の検討。3番目に旭志幼稚園の統合に伴う泗水幼稚園の環境整備。4番目に民営化移行時における保護者説明会の開催。5番目に教育・保育方針の尊重と継続性の保証。6番目に旭志幼稚園の跡地の子育て支援拠点としての活用。これらの意見・要望は、検討委員会の審議過程の中で出されたということでございますが、保護者や地域の意見や要望が十分反映されていると、教育委員会では受け止めておられますでしょうか。また、この6項目について、どのように取り組まれていくお考えなのか、詳しくご説明をいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 今回の民営化検討委員会からの答申及び6項目からなります附帯意見は、委員の総意として報告をされたものであります。当然ながら、学識者や私立幼稚園の代表者だけの意見ではなく、直接的な関係者である各公立幼稚園の保護者代表の方の意見も尊重してご審議をいただいたものであります。保護者代表の方は、それぞれの保護者の皆さま方と幾度となく話し合いをなされ、現在の子

どもたちだけではなく、将来の子どもたちのことも含めた議論をされた上で、苦渋の決断をされたものであります。

今回諮問いたしました計画（案）は、行財政改革によるコスト削減等も当然ながら大切でありますけれども、教育委員会としましては、少子化もさることながら、保護者の就労に伴う保育ニーズが高まるのと相反して、幼稚園に対するニーズが低下し、年々園児が減少している現状を、就学前教育のあり方ということで、各関係保護者や学識者の皆様のご意見を伺ったところであります。

旭志幼稚園は、来年度、3歳児が3名の入園の予定です。また、4歳児が2名入園しまして、4歳児の合計としましては6名。それから、5歳児が9名という現状であります。幼稚園は集団で行う教育の場ではありますが、学年齢に応じた集団的教育を行にくい点や、運動会や発表会などの園行事にも制約が生じやすいとのことであり、学識者であります教授によりますと、集団的教育は学年齢ごとに8名の小集団が3つ構成され、1学年が24名程度あることが理想とされることなどから、現状は子どもたちにとって適正な就学前教育がなされていくことは考えにくいというような結論にいたったところであります。

また、保護者の意見や要望としましては、答申に合わせて12月の17日に「旭志幼稚園の廃園に対する要望書」、2月12日に「泗水幼稚園民営化に関する要望書」をいただいたところであります。泗水幼稚園からは、サービスの充実や保護者負担の軽減、園舎等の環境整備が要望され、旭志幼稚園からは附帯意見である平成25年度入園児の卒園保証から、答申どおり、平成27年度末で廃園される場合についても、今後の国や県の動向や園児数などを考慮して、廃園が適切でないと判断できる場合には、再度見直しをし、検討いただきたい旨と、園が存続します平成26年度と27年度についても、廃園を前提に園児募集していただきたいこと、廃園後の通園手段の確保と、統合に伴う制服等の負担軽減、保育サービスの充実、また跡地利用については子育て支援センターや放課後児童クラブなど、旭志地域の子育て環境整備につながる施設の利用を要望されたところであります。

このことは、2月7日と14日に、泗水幼稚園と旭志幼稚園を訪問させていただき、答申内容と今までの経過説明を併せて、各幼稚園からの要望内容もそれぞれお伝えしたところでございます。その答申内容の報告の際に、特に統合を控える旭志幼稚園の保護者の方より、答申内容は社会的な情勢や子どもの数が減っていること、経営的にも厳しいことなど勘案して、結果的には仕方がないと思っている。今回の要望書は、保護者が集まって、みんなで話し合いながら、子どもたちに一番よい方法は何かということで要望書を提出したとのご意見をいただいたところであります。

特に、先ほど申し上げました廃園までの入園児の募集については、相当話し合った上での要望であり、年子の子どもが同じ幼稚園に入園できないことも考えられ、また幼稚園が開かれている以上、なるべく多くの園児がいたほうがよいとの思いがあって、廃園を了解された上で平成27年度まで入園させてほしいとの意見をいただいたところでもあります。

このような保護者の方から直接ご意見をいただきますと、今回の答申内容や附帯意見の6項目につきましては、検討委員会の議論の中で現地確認や公聴会にて、保護者の皆さま方や地域の皆さまのご意見を伺い、さらに保護者代表の方が各保護者の代弁者として幾度となく話し合いをされた上で、さまざまなご意見を交わされた結果でありますので、教育委員会としましては地域や保護者等の意見は十分に反映された内容になっているものと受け止めているところであります。

しかしながら、現在の状況としましては、検討委員会からの答申としてご意見をいただいたところでありますので、答申内容や附帯意見の6項目、さらには保護者要望書など、さまざまなご意見についても真摯に受け止めた上で、今後、教育委員会において慎重に審議してまいる所存でありますので、どのように実現するかなど、具体的な方策等は現在のところ控えさせていただきたいと思うところであります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 再々質問をさせていただきたいと思います。

保護者等の対応は十分図られたということでございますが、私は冒頭に申し上げましたように、今後、国も3歳児から5歳児の幼児教育無償化に向けて、本格的に動き出す方向でもあるようでございますので、本市の幼稚園改革の一つの理由でありました行財政改革にはさほど影響を及ぼすような状況にはならない可能性もあるのではないのでしょうか。

答申の中に、昨今の子どもたちを取りまく社会環境の変化、国の幼児教育、保育政策の動向、菊池市の幼稚園の実態等、現地調査を含めて考察し、公立幼稚園のあるべき将来像について実証的な資料に基づき議論を重ねてきたとの報告があっておりますが、先日、私は小学校の閉校式に参加をいたしました。その中で先生方や地域の方々に見守られながら、式典に参加している子どもたちの立派な態度に、非常に感銘を受けました。そして、小規模校、少人数学級の素晴しさだけが感じられませんでした。そう感じたのは私だけだったのでしょうか。そのことは幼児教育の現場においてもまったく当てはまることであると、私は感じております。そのよ

うなことから、幼児教育のあり方が国の施策としても変化することも十分考えられると思っております。

政権が代わり、社会環境が今まさに変化しつつあります。旭志の住民にしましても、保護者の方々の思いにしましても、その思いはあると思います。私は、未だに廃園ありきというのは納得いたしておりませんが、今後、しばらくの間、考察期間が必要ではないでしょうか。今後も、保護者の方や関係者の方々と納得いくまで対話を継続していただきたいと思いますと思っております。

最後に、市長、教育長は、このことについてどのようなお考えでしょうか。お考えを伺いまして、最後の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 確かに、大賀議員のご指摘のとおり、国の動向を考えますと、子育て方策が変化することも十分考えられます。今回の民営化検討委員会への諮問につきましても、当時の国の動向を見極めるため、検討委員会設置条例は平成22年3月議会において承認いただいたところであります。当初、計画では平成22年度に諮問し、答申を得て進めるところでありましたが、ご承知のとおり、民主党政権時に「総合子ども園構想」があり、幼保一体化と幼保一元化を含めた新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステム構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」が国において設置され、「総合子ども園構想」が議論されたところです。幼稚園民営化の検討には、そのような国の動向を見極める必要があるため、2年間ほど諮問を見送ったところでございます。

そのような中、「総合子ども園構想」から「認定こども園の拡充」として、与野党間の合意が形成され、「子ども子育て・支援システム」に関する基本方針を策定したことから、公立幼稚園のあり方について検討する必要があるとして、これまで見送っていた諮問を行ったところでございます。その後、平成24年8月に、「子ども・子育て関連三法」が公布されたところでありますが、議員ご指摘のとおり、この法令も消費税率の引き上げに伴う改正であり、現在検討されています保育料の無償化もその一つであります。

そのような国の動向を含めましても、旭志幼稚園の廃園は、先ほど部長が申し上げました保護者の意見にもありまして、今日の社会情勢や少子化傾向を含めた、幼稚園に対するニーズ等を勘案しますと、子どもたちを中心に考えて、やはり旭志幼稚園の存続は難しいのではないかと思います。しかしながら、議員ご指摘のような国の動向に伴う計画見直しや、保護者や地域等の意見などを考えますと、来年度、「子ども・子育て支援法」に基づき、市長部局のほうで「市町村子ども・子

育て支援事業計画」を策定するため、「地方版子ども・子育て会議」を開催する予定であるとのことですので、そのような意見等もいただきながら、保育園、幼稚園、認定子ども園等も含めた菊池市全体の「子ども・子育て方策」の議論も必要だと思っております。

旭志地域の保護者の皆さまをはじめ、これまで旭志幼稚園に携わっていただきました地域の皆さまのことを思いますと、今回、保護者代表の方が参加した民営化検討委員会の答申結果は、非常な厳しい苦渋の判断をしていただいたと思っております。今後、このような地域の思い等を受け止め、しっかりと教育委員会議にて議論してまいる所存でありますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいまの大賀議員の質問、教育委員会からの答弁がございました。また、報告におきましては、要望書の内容や保護者代表の方のお話からも、当初はこの計画につきまして、強く反対の意思を表明されておったわけですが、民営化検討委員会でこの代表の方が委員として参画をされながら、検討を重ねていく中におきまして、保護者の皆さま方が諸手を挙げて賛成といったことではなかったと聞いておりますが、将来の子どもたちのこと、また就学前教育を進める上におきまして、集団的な教育など、教育上の問題等を考慮された上で、各幼稚園の保護者の皆さまも含めて、答申書に示す方法が最も適切であると、そういった判断をされました。たいへんな苦渋の決断をされたと、このように伺っております。委員会といたしましても、1年間にわたりまして、7回ほどの委員会を開催していただきまして、6項目という附帯意見を付けてのこの要望を出されたところであります。このような地域や保護者の皆さまの思いや、また要望を真摯に受け止めまして、ぜひ一つ希望に沿った形で、この6項目について達成していければと思います。

今後、教員委員会におきまして、さらに慎重な審議を重ねていただきまして、来年度策定を予定しております「市町村子ども・子育て支援事業計画」に沿いまして、支援方策や、またこの幼稚園のあり方等を含めた、就学前教育に対する方針を決めていただきます。そして、幼稚園の民営化計画（案）に反映をさせていただきたいと、このように願うところでございます。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午前10時57分

開議 午前11時06分

○
○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） おはようございます。

昨日、城議員が、汚染物質のことでいろいろお話がありました。そのことが早速、今日はその汚染物質PM2.5なるものが襲来しております。どうか皆さん、その物質を吸い込まないように、息を止めるなどして用心していただきたいというふうに思います。

まず、山瀬議長に一言申し上げます。去る3月1日、あなたのお母様、千代様が90歳という一期をもってご逝去なされました。故人に対し、心より哀悼の意を表するとともに、ご家族、ご遺族皆さま方のご心痛いかばかりかと、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、これまで残されたお母様の足跡をどうぞ汚さぬよう、中立公平・公正をもって議会運営を円滑に進めていただきますようお願いを申し上げ、私の追悼の言葉といたします。

それでは、早速、本題に入ります。いよいよ今期限りををもってご勇退されます福村市長におかれましては、本当に長い間、ご苦労さまでした。あなたが昨年12月定例会最終日、次期市長選には出馬しない旨、表明されました。それからというもの、私のところに多くの市民の方々から、まだまだそんな年でもないのに、何とかもう1期頑張ってもらえないだろうかという、あなたを惜しむ声であります。当然、私もあなたの卓越した政治力、政治家としての揺るぎのない強い信念を兼ね備えた優れた政治家を失うことはたいへん残念でなりません。寂しい限りであります。政治家として、これまで歩んでこられたあなたの足跡を振り返るとき、昭和59年8月、菊池市議会議員補欠選挙、その翌年、60年3月、これはわずか7カ月の間でございますが、一般選挙がありました。さらに61年、その翌年8月は、熊本県議会議員補欠選挙、さらに4月、もう1年越しでございますが、県議会議員2期目の当選を果たされ、平成3年3月、3期目を当選されました。その後、文教治安委員長、地域開発特別委員等を歴任しながら、平成5年6月、前荒木市長の辞任に伴い、市長選の出馬のために県議会議員を辞任されました。そうして、平成13年7月、前市長との闘いに見事勝利し、第14代菊池市長に就任されました。平成17年4月は、旧七城町町長、緒方氏、牧氏、三つ巴の闘いでした。今もその光景が目に残ってまいります。たいへん厳しい闘いでしたが、現職市議の半分以上が緒方支持にまわりました。このような厳しい闘いを、あなたは見事勝利をおさめ、新菊池市の初代市長に就任をされました。以来、今日まで、さまざまな政策を実現

され、特に就任後一番目に取り組まれたのがべんりカー、のりあいタクシーであります。これは国交省のさまざまな規制、あるいは国の法律の厚い壁にはばまれるなど、大変な苦労もあったと思います。見事実現されました。今や菊池市民の貴重な足として、多くの方々が利用されております。このことは全国でも初めてのケースであり、国土交通大臣表彰を受賞するなど、菊池市にとってたいへん名誉なことであります。このことはたちまち全国に広まり、全国各地から視察研修に頻繁に来られておる状況にあります。

そこで一つ忘れてならないのが、担当課職員の苦労と努力があったればこそと確信します。改めて担当職員の皆さまに敬意を表したいと存じます。泗水独立運動に端を発した庁舎問題、いろいろ問題もありましたが、最後は良識ある議会の判断により、全会一致で決議をし、現在完成へ向け着々と工事が進められております。一日も早い完成が望めます。そのとき、あなたがおられないのがちょっと寂しい。さらには、環境整備、行財政改革、産廃問題、これは菊池市にとって長年の懸案事項でありました。前牧市長でもなし得なかった問題でもありましたが、あなたは熱意と情熱によって、見事解決をされました。

さらに、老人福祉センター、これも紆余曲折ありましたが、無事完成し、今や連日、多くの人々が利用されております。特にお年寄りの方、たいへん喜んでおられます。ただ、浴槽が少し狭いという声も聞くところですが、このことの改修等については、次の市長にお任せください。

そこで、市長、たいへん申し訳ございません。私が初めてあなたと合ったときは、笑いもしなはらん、話もしなはらん、一体この人は何を考えとんなはっとだろうか、率直に思いました。それが何と何と、あなたのどこにこのような優れた数々の能力が備わっているのだろうか、ただ々感動と同時に、人は見かけだけで判断するのはたいへん危険なことだと痛感いたしております。「吹けば飛ぶような将棋の駒にかけて命を笑わば笑え」、これは皆さんご承知のあの村田英雄の大ヒット曲「王将」であります。私たちもこの王将の精神に近づきたいものだと思います。市長、王将の精神こそがあなたそのものでございます。それに引き替え、私は見かけだけなら、あなたよりうんとよか男かもしれません。しかし、私にはあなたほど優れた能力はありません。嫁御は逃げちはってくし、後入りは来手もない、ざまにやあ男です。まさに見かけ倒しでございます。このような私が長年にわたり、あなたのような優れた市長のもとで議席を汚させていただいたこと、たいへん光栄に思います。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

そこで、市長、お尋ねですが、これまでの経験を踏まえて、本市の将来に向け、最重要課題と併せて、次の市長に何を望まれますか、お答えください。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 歌まで飛び出してまいりまして、私も1曲歌わなきゃならんのかなと思いました。王将が大將であるならば、この兵卒であります歩があって初めて王将があるわけでもありまして、私のほうは歩が大好きであります。いつかと金にならなければなりませんし、そしてまた王将を守っていく、すなわち市民を守っていくという、そういう繊細な心遣いが必要ではないのかなと思います。これまでの平成13年以降の旧菊池市、そして新菊池市を含めまして、3期12年間、本当に皆さま方には、議会の皆さん方、たいへんお世話になりました。そしてまた、現在499名と減少しておりますけれども、職員の皆さま方のたいへん暖かい思いを込めてのご支援によりまして、また行動によりまして、これまで私を支えていただきましたこと、この場を借りて厚く感謝とお礼を申し上げたいと思います。

今、中原議員のほうから、いろんなお言葉が出ましたけれども、何が最もこの菊池市に重要なのかということですが、これはこの地方の自治体というのは、すべてに相通じる問題として、課題としてあるのは、やっぱりこの改革という言葉の二文字ではないのかなと。行政は常に改革を進めていかなければなりません。しかし、改革の裏には、やっぱり切って捨てられるという、そういった部分がないとはいえないということでもありまして、そこにこの住民の皆さん方の意思というものを一つにまとめながら、そして行政があるべき姿、そして税の負担が軽減できるように、そういう思いで行政の改革を進めていくことが最重要ではないのかなと思っております。

いろいろと私がやってきましたことの一つ一つを挙げられました。これはやはり例えばべんりカーの一つを取りましても、やっぱり選挙を通じて市民の皆さん方のご意見を聞く、おばあちゃんが道辺に座っていて、街に行きたいけれども家族がないのでバスで行けないとか、あるいはまた送っていただいたにしても、買い物を回る、病院を回る、そしてまたたいへんこの街中での交通がないためにタクシーを使う、それだけのお金は持たないといった、そんなことを言われておりました。ぜひ一つ、選挙を通じて、皆さん方から聞いた声を一つでも反映したいと、それが便利が悪いという言葉に相反した言葉として、本当に皆さん方が「便利か、便利か」と言っていただけるような、そういう意味でのべんりカーと名付けをさせていただいたところでもあります。それはやはり市民、有権者の皆さん方の意見の一つを実現できたという思いで、たいへん嬉しく、私は感じております。

そういったことで、市民の皆さま方の目線と同じ目線にもって、価値観を見出し

ていくということが最も大事ではないのかなと思っております。これから行政の運営というのは、今の形から大きく変わっていくことがあるのではないかと、行政の中におきましてサービスを落とさないで、住民の皆さま方の信頼を裏切ることなく、そして行政が軽々しいものになっていかなければならない、身を削っていかなきゃならんということは、今からさらに続いてくるんじゃないのかなと思います。新しい市政がこの4月の14日に誕生いたしますが、どなたが当選されるか分かりません。しかしながら、考え方としては恐らくそういった行政のスリム化ということを進めながら、住民サービスの維持・存続、そういったものを継続していくということに心がけられるのではないのかなと思っております。

また、泗水の問題にもお触れいただきましたけれども、お互いが好き合って、恋愛で結婚したのではなくて、お見合いみたいな形で一緒になったのではないかなという、実感としては思います。しかしながら、やはり今よく婚活がっておりますけれども、出会いというのが一番大事でもありまして、この出会いができたという、そのことからいたしまして、このことを大事にしていかなければならないということで、今後の大きな課題としてありますが、この後、またご質問もあるようになっておりますが、やはり皆さん方、泗水の皆さん方の気持ちというものを十分把握すべきものなの把握できないということの中で、対応をどうしていくべきかということとはよく分かっておりません。しかし、少なくとも、行政の形としては、住民の皆さん方の声を丁重にまた聞く機会を設けていくような努力は最大限やっていくべきではないのかなという思いをもっております。

また、産廃問題につきましては、一応の目途というのはついておりますので、あとは県と、その業者の、会社のほうと三者会談というものを続けながら、三者としての協議の育成として、住民の皆さま方のご理解を得るような解決方法というのを、今の基本協定に基づきまして進めていくということでもあります。幾分、時間的な足りない部分もありましょうけれども、そこが協議、話し合いということではないのかなと思っております。

たいへん長くお世話になりました。また中原議員におかれましては、さっき申し上げられたように、平成の元年だったですかね、第1期目の当選をされまして、2期8年間されて、そして4年間は休憩の時を設けられたようでもありますけれども、私も8年間休み時間をいただきましたが、しかし一時とも政治のことを考えないときはなくて、結果的にはこのスタートいたしまして29年間という政治の暮らしをさせていただいたと言ってもいいのではないかなと思います。一つの括りとして、時代が変わってきております。若い発想のもとに、若い力で、前進していくべき、菊池市があるべき姿というものを思い描く、そういった人がまたリーダーシップを

とっていただければ有難いなど、このように思っているところでございます。たいへん長きにわたりましてお世話になりまして、ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） ありがとうございました。

市長、これからはゆっくり身体を休め、これまであなたをしっかりと支えてこられた奥様をはじめ、ご家族皆さまと仲良く、幸せに暮らしてください。ご多幸を祈ります。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時23分

開議 午後 零時57分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○15番（隈部忠宗君） 15番、隈部でございます。お昼からも一般質問でございますが、よろしくお願いをいたします。

福村市長におかれましては、12月の議会最終日に、次回の市長選には出馬しないと明言をされました。新しい菊池市になりましての8年間、本市の舵取り役として確実に成果を挙げられました。4市町村の合併当初ということで、たいへん難しい時期の市政運営で、ご苦労いかばかりであったかと拝察を申し上げます。重要な課題に真摯に取り組まれましたことに対しまして、心から敬意を表したいと思えます。

ご功績につきましては、中原議員のほうから質問がありまして、思わずもらい泣きをいたしました。私たち、総務文教委員は、今年度で閉校になります迫水小学校、龍門小学校、水源小学校の閉校式に出席をいたしました。10日には河原小学校に出席するわけでございますが、迫水小学校が22年間、龍門小が138年間、水源小学校が137年の幕を今年度で終わるわけでございます。まさに学校が地域をつくり、地域が学校をつくったという感ひとしおの閉校式でございました。

しかし、子どもたちは、先ほど大賀議員の一般質問の中でありましたように、いきいきとしておりました。それぞれの地域の良さを菊池北小学校や菊池北中学校へ発揮したいと決意を披露してくれました。校歌に地域の歴史が刻まれ、学校は閉校しても、地域の精神は記念碑に残るわけで、地域の方々、卒業生、そして先生方に

感謝の念でいっぱいでした。

振り返りますと、私たちの七城でも砦小学校、清泉小学校、鴨川小学校が統合したわけで、閉校跡地には砦保育園と、百数十名の地元雇用をしておりますハクゾウメディカルテクノ株式会社の熊本工場が立地しております。全国に15カ所の営業所をもつ大きな工場に発展しております。清泉小学校跡には、温泉ドームが出来まして、それぞれ地域の核となっております。自然に恵まれた4つの学校も、地元の方々を中心に、地域の核となる事業ができますことを願ってやみません。

それでは、通告をいたしました1番目に市政について、2番目に本市の図書館について、3番目に「域学連携」きくち地域づくり人育成塾について質問をいたします。

市政の検証につきましては、昨日、境和則議員、東裕人議員、怒留湯議員、また本日は中原議員も、あらゆる角度からの質問がありましたので、重複をするところがあると思いますが、よろしくお願いします。

平成17年3月22日、振り返りますと、1市2町1村が合併をいたしました。平成17年の施政方針の中で、市長は新市の基本理念である「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」を市民の皆さまとともに目指し、菊池市に住みたい、住んでよかったと思う市政を推進することを命題に、6つの公約を掲げられました。1つ目に農林漁業の活性化、2つ目にきめ細かな福祉、3つ目に教育・文化の里づくり、4つ目に商工業の活性化、観光産業の振興、5つ目に生活基盤の整備、6つ目に各種大会や祭りを通して、市民の融和・協調を挙げられました。その後、菊池市総合計画の中で、9つの柱、27の主要施策、71の施策を掲げて、平成17年から平成21年度、前期基本計画、平成22年から平成26年度、後期基本計画が進められています。

福村市長の8年間を振り返っての検証と、今後の菊池市の課題について、まず伺いをいたします。第1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 限部議員のご質問にお答えいたします。

平成17年の3月22日に新菊池市が誕生いたしまして、今日まで長期にわたり市政の重責を担わせていただきました。このことにつきましては、議員の皆さま方に改めて、この場を借りて感謝とお礼を申し上げたいと存じます。

まずは、それでは過去8年間の市政についてということでございますのでお答えさせていただきます。新市となりまして、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」このことを理念とする菊池市の総合計画の基本構想、基本計画に基づきまし

て、平成１７年度から、述べられましたように、平成２１年度までは前期の基本計画の７１の施策に基づきまして、それぞれの事業に取り組んでまいったところであります。後期の基本計画では、アンケートやワークショップを再度実施し、市民の皆さまのご意見や感想をもとに、過去５年間の施策の検証を行い、２５にわたります主要の施策、そして５０の施策として再編成をし、さらに要望の多いものや、施策の充実が求められるものについては、特に重点施策として取り組みまして、３年を経過したところでございます。

８年間の検証ということでございますが、総合計画に沿って主なものを説明させていただきますと、３つのまちづくりの目標の１つ目となります「水と緑に育まれた心のふるさとづくり」におきましては、まず市民の総参加のまちづくりの推進として、男女共同参画都市の宣言を行わせていただきました。

次に、連携交流の推進におきましては、国際交流面で韓国からのノービザの実現、また平成２１年度より菊池遺産の認定事業を実施しておりますが、地域で大切に受け継がれています文化や伝統芸能のほか、名所旧跡や古木、老木などが最もなお数多く残っている状況を踏まえまして、その価値について再認識し、市民が後世に残ししていきたいと、このように誇るべき宝物を菊池遺産として認定をしております。また、菊池市と鹿児島県龍郷町におきまして、お互いが西郷隆盛に縁の深い地域であることから、平成１８年度以来、市民の相互交流を行っておりまして、今後とも観光や教育、産業など、幅広い分野での交流を深めまして、両市町の繁栄に貢献することを目的に、平成２４年、昨年１０月、友好都市の締結を行わせていただきました。今後の課題といたしましては、これまで奄美の物産展の開催や、歴史を基調といたしました人的交流が主であった交流でございますが、これをさらに教育とか、あるいはスポーツ、観光、経済等の交流の枠を拡げていくために、より市民レベルでの交流となりますように促進していく必要があると、このように考えております。

さらに、文化資源総合調査研究事業につきましては、本市にはご承知のとおり、歴史や文化などの地域固有の文化資源を数多く有していますものの、その多くがまちづくりへ活用されていなかったことに注目しまして、文化資源の掘り起こしを行って、歴史的価値を顕著化させ、市民によるまちづくり活動につなげるため、平成２３年度から３カ年の計画で、九州大学大学院に調査研究業務を委託をいたしまして、ワークショップや講演会、シンポジウムを開催し、市内に眠っている文化資源の活用方法について調査研究をこれまで進めてまいったところでございます。活動成果としましては、平成２４年の６月に、ご案内のとおり、国の登録有形文化財への登録申請を行いまして、昨年１２月１４日に国の文化審議会によりますところの

登録するように答申が出されております。

生涯学習の推進といたしましては、韓国におきますところの英語の村という政策が国民挙げてなされております。これを参考にいたしまして、英語の森きくちということで事業を始めております。そしてまた、小惑星探査機「はやぶさ」の特別展示などを実施してまいったところでもあります。平成23年度より本格実施をされました小学校の英語活動に先駆けて、平成22年度より児童生徒の英語力、語学力の向上と国際理解を図るために、市内の小中学校生徒60人を対象に、3泊4日の日程で体験型の英会話合宿、英語の森きくち事業を実施しまして、平成23年度から都市間交流も目的に加えて、姉妹都市でありますところの宮崎県の西米良村より5名程度の中学生も参加をしておるところであります。4日間という、たいへん短い期間ではありますが、英語環境で生活することによりまして、海外ホームステイや留学と同等に近い成果が得られ、参加者に対しますアンケート調査を実施いたしましたところ、ほぼ全員が参加して楽しかったという、こういう回答も多く見られておりまして、翌年度以降のリピート率もたいへん高くて、参加者にはたいへん好評の事業と、このようになっております。

まちづくりの目標の2つ目であります「水と緑を活かしたいいきいきふるさとづくり」では、産業の振興、都市基盤の整備、自然環境の保全と活用の3つの柱としておるところであります。産業の振興では、菊池ブランド推進事業、菊池テクノパーク整備促進事業、農林業の後継者対策推進事業などに取り組んでまいりました。特に家畜導入事業につきましては、農業経営の安定化を図り、畜産頭数の維持、それから増頭、及び畜産農家の廃業対策として繁殖用の育成牛、成牛及び乳用牛等の優良な家畜導入に要しますところの経費に対しまして補助をいたしております。

また、平成22年度に宮崎で発生しました、そして約3カ月間で28万8,643頭というこれだけの数字にのぼりますところの牛、豚などの家畜が殺処分される事態となった口蹄疫問題におきましては、菊池市でも非常事態レベル3の防疫体制をとりまして、私が本部長としまして対策本部を設置し、迅速な対応に心がけたところでございます。当時は、口蹄疫の感染を防ぐために、議会のほうからも強い要請もございまして、臨時に1億円の補正予算を組みまして、市場の閉鎖に伴います農家負担の補助、市内の防疫の活動、資金の利子補給などを行いまして、事態の収拾に努めてまいったところでございます。

次に、効率的な農業経営の確立や担い手農家の育成につなげるための圃場整備や、またその他農業関連基盤整備につきましては、合併前から取り組まれておりました福本・富地区が平成21年度に、花房北部地区が平成22年度に、菊池東部地区が同じく平成22年度に完了いたしました。また、合併後に着手しました南田島・佐

野地区が平成26年度、菊池東部Ⅱ期地区が平成27年度、また花房中部Ⅱ期地区が平成28年度のそれぞれ完了目標を目指しまして整備を今進めているところでございます。

都市基盤の整備につきましては、利便性の高い都市機能を市民の皆さま方が快適に利用できるようなまちを目指しまして、情報基盤の整備や国・県・市道の整備、また公共交通機関の確保にも努めてまいりました。

次に、自然環境の保全と活用につきましては、日本一の環境都市の実現に向けた取り組みとして、市民のクリーンエネルギー利用を推進するために、住宅用の太陽光発電システム設置費補助を積極的に実施することで、県内でもトップクラスの普及となっております。

まちづくりの目標の3つ目であります「水と緑につつまれた爽快ふるさとづくり」につきましては、生活環境の基盤整備、また健康医療と福祉の充実の2つを柱としておりまして、生活環境の整備につきましては、公営住宅や公園の整備。ポケットパーク、ごみ処理の統一化、交通安全対策、昨年的大雨によりますところの大災害を踏まえた防災対策の強化などを行ってまいりました。

健康医療と福祉の充実につきましては、認知症サポーターの育成事業として、地域や職場で認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターをつくる事業として、全国で4,000万人のサポーターを目標に、全国のそれぞれの自治体や法人で推進されておりまして、平成25年の1月末現在におきまして、今年1月末現在におきまして、本市ではサポーター数が小学生から高齢者まで含めまして、7,815人となる取り組みを進めてまいったところであります。認知症の方やそのご家族が、住み慣れた地域で安心して、しかも継続した生活ができるように見守り、支援できる地域づくりにつながっているものではないかと、このように考えております。

次に、児童育成クラブ事業につきましては、小学校低学年を対象として、昼間、保護者がいない家庭の児童の健全育成、指導に資するため、児童の保護及び健全育成を図っております。放課後児童の保育と健全育成の両立支援を実施することによりまして、子育ての負担の緩和を図り、保護者が安心して仕事ができる環境づくりにつながるものと考えて、順次、施設やそういった環境の整備に努めていかなければならないと考えます。

8年間の検証ということで、これ以外にも多数の事業がございますが、各施策に基づき取り組んでおります事業につきましては、今後施策ごとの評価へとつなげまして、顕在化した課題については、解決に向けた取り組みを進めていくことで、市の将来像でありますところの「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくり」につながっていくものであらうと、このように考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

失礼いたしました。認知症サポーターの数でございますが、全国で4,000万と言ったそうでございますが、400万人ということでございます。菊池市においては7,815名ということで間違いございません。その中の1人が私でございます。訂正します。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○15番（隈部忠宗君） 市長におかれましては、4市町村の合併当初ということで、たいへん難しい時期の市政運営で、たいへんご苦勞であったかと思います。

再質問で質問をいたします。本市の基幹産業は農業であります。菊池の農畜産物の販路拡大のため、九州の最大消費地であります福岡に、以前も一般質問で申しましたけれども、アンテナショップを出店してはと思います。これは菊池の観光のPRと、観光客誘致にもつながります。また、歴史的にも深い博多との交流、自然の宝庫である菊池と博多の心と心を結ぶ架け橋にもなると 생각합니다。メロンドームの社長として携わってこられました立場からも、ぜひご助言をいただきたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 福岡方面におきますアンテナショップにつきましては、合併の前にメロンドームによりまして、福岡の西新や中洲川端に設けられて2店舗がございました。年間を通して安定的な野菜や果物の提供が、オープン直後から厳しい状況になってまいりまして、採算性が合わないということと、それから一つには、いわば七城の地元の農家の生産される野菜類等を中心といたしまして、出荷が非常に安定してないということもございまして、そのことによって店の経営が非常に厳しくなってくるということから、いわば市場からの仕入れを幾分せざるを得なくなつて、その比率がたいへん高まってきたということで、本来の菊池の産物のアンテナショップの役割を果たしていないというようなことが判断の中にありまして、代表取締役として役員会に諮りまして、いかがいたしましょうかということの中で、やっぱりこれはやむを得ない、撤退をしようということになった経緯がございします。安定的なものが提供ができないという困難さと、採算性が合わないということ、市場仕入れがその割合を高めてきたといったことが主なる原因でございします。

現在のアンテナショップとしましては、メロンドームとしては久留米店というのを出示しておりまして、そのほかにはスーパーサニーの福岡市にあります月限店、マルキョウの水城店、この中においてインショップされておりまして、野菜や米、

それから花など、本市の農産物を販売されておりますが、非常に運送費、それから人件費に喰われているということで、採算性は非常に厳しいということでもあります。ただ、やっぱり出荷をされている農家の方々は、確実に出荷されて、代金を受け取っておられますから、それはそれなりのこととして、今まだ判断をどうしようということにはなっておりませんで、維持、継続をしていくべきだろうと思っております。福岡方面は、たいへんな大都市圏でございまして、アンテナショップの出店というものは、隈部議員がおっしゃいましたように、前も述べられておりまして、農畜産物の販路拡大、あるいはまた観光的なPR、菊池のイメージアップ等々を考えますときに、非常にこの情報発信ができるという大都市独特の市場性がありますから、それをどう評価していくかということではないかなと思います。この出店にあたりましては、とにかく第三セクターとしては非常に厳しいこの収益の中で出していくわけですから、採算性というのを度外視してはできないということからいたしまして、今後、建設費をどうそれではするのかとか、あるいは維持管理費については、全部三セクで負担しなきゃならんのかといったことで、いろんな関係団体部署におきまして十分連携を図りながら、その方向性というものをみんなで協議していくべきではないのかなと。安易に出すべきでもないし、またこの大市場を見過ごすわけにもいかないということで、たいへん第三セクターとしても、ご案内のとおり、限られた年限だけの今の第三セクターとしての指定業者になっておりまして、もう間もなく民間、いろんな各種団体の皆さん方が手を挙げられると思いますが、そこでの競合というものがありますので、継続して事業運営が、会社経営ができるかどうかというものもあるということを含めての協議が必要ではないのかなと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○15番（隈部忠宗君） 再質問の中でもう1点忘れておりましたので、再々質問いたします。

教育についてでございますが、故小川水宝さんの貴重な寄付金であります「小川基金」につきまして、今後どのように活用されるのか。小川さんの娘さんにも数回面会されております市長から、ご意見を伺いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 「小川基金」につきましては、現在、「菊池市振興小川基金」として、平成23年度末で9億1,748万2,982円と、このような残高となっております。ご存じのとおり、小川氏のご遺族の意向として、いわゆる箱物建設へ

の活用というものは望んでおられませず、子どもたちの教育に活用してほしい旨の強い要望がこれまで示されております。そのような点から、今後はご遺族のこの意向というものを考慮しながら、菊池市の将来を担う子どもたちの育成、または子どもたちの夢の実現を応援するような、そういった資金として活用していかなければならないと思っております。私も限られた後の残りの任期の中で、ぜひまた小川様のご遺族についてはお会いをして、そしてこの意向というのをまた伝えて、後のバトンにタッチしていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○15番（隈部忠宗君） ありがとうございます。

2番目の質問に移ります。本市の図書館について、先日、私は全国の公共図書館、大学図書館の関係者のアンケートで、全国トップレベルの評価を受けた佐賀県の伊万里市の図書館を視察する機会を得ました。知識、知の宝庫といわれます図書館は、利用されやすい図書館、利用し甲斐のある図書館、利用してみたい図書館づくりが求められております。

伊万里市の図書館は、多種多様なグループによる自主的な活動と同時に、協力と提言を旗印とする図書館フレンズによる図書館を育てる活動がなされておりました。このことは、それだけ人が図書館に集うということでありまして、まさに図書館が生活の場であり、図書館がまちを変える思いをいたしました。本市において、泗水町の図書館、あるいは旭志、七城公民館の図書室、それから学校図書館との関係等、図書館の考え方、役割、運営について、まず伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 隈部議員のご質問にお答えいたします。

図書館法によりますと、「図書館とは図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」とあります。公共図書館は、収集した資料の中に記録されている情報と人を結び付けることを通して、生涯学習を援助することが求められ、また他の生涯学習施設同様、各種の集会活動や行事を通して、人々に学習機会や学習の場を提供することも行う機能も兼ね備えており、生涯学習時代における公立図書館によせる期待はたいへん大きいものがあります。

従来は、既存の資料をいかに提供するかという面に力点が置かれておりましたけれども、今後は利用者の依頼に応じた調べもの、探しものの支援や、利用者が必要

とする情報源となり得る人、若しくは機関・組織をつなげていくと、サービスの充実と高度化の観点から、情報を自ら生産し、発信していくことも積極的に行うべきであると考えております。

現在、本市の図書館は泗水図書館のみで、本市の中心図書館として位置付け、市民に役立つ施設として資料収集、保存、提供し、資料の貸出、情報の提供を介して地域住民の生涯学習の場、地域の問題解決の場、地域の情報を発信する場として、住民サービスを行っているところであります。

泗水図書館を中心にし、中央、七城、旭志公民館図書室は、各地区の拠点となる図書館分館として位置付けておりまして、泗水図書館と各公民館図書室にも、電算システムを導入し、泗水図書館と統一連携運用を行い、また学校図書館は現在、全校に図書司書を配置するようになり、これに併せて蔵書整備が図られているところでございます。さらに、泗水図書館では、学校図書司書のスキルアップのための研修受入も実施し、学校への団体貸出しなどの相互協力にも取り組んでいます。

図書館は、住民の本棚としてだけではなく、生涯学習の場、地域の人々をつなぐ場でもあります。利用者、読み聞かせボランティア、民間団体、学校図書司書とも連携をして、より良い図書館運営に努めてまいっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○15番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

庁舎等整備基本構想・基本計画の中におきまして、図書館についてのパブリックコメントについて、どのような意見が出され、その意見をどのように活用されるかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 隈部議員の再質問にお答えいたします。

菊池市庁舎等整備基本構想・基本計画（案）について、市民の皆さまからのご意見を募集しましたところ、多くのご意見を寄せていただきました。寄せられたご意見の概要と、これに対する市の考え方につきましては、2月28日開催の議会審議会で報告があったとおりでございます。その中で、図書館に関する貴重なご意見もたくさんいただいております、市民の皆さまの図書館に対する関心の高さが伺えました。出されました主な意見としましては、「小さい子ども連れでも利用しやすいように授乳室などを作してほしい」、「学習スペースを確保してほしい、また市民参加型の図書館づくりをお願いしたい」といったご意見等々でございました。

今後、計画を進める上で、今回出されました意見や市民の方の意見を伺いながら、さらに先進的な施設の視察研修などを踏まえ、本市にとってどういった機能の図書館がふさわしいのかを検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○15番（隈部忠宗君） 先日、審議会の中で、多くのパブリックコメントが出されたということをお聞きをいたしました。非常に図書館に対する市民の方々の関心が高いということで、非常に心強く感じました。今後は、ワークショップ等を重ね、市民の方々、あるいは専門家、それから実際に携わっている司書の方々等の意見を聞きながら、菊池らしい図書館をつくっていただきたいと思います。特に担当の方々は森都心ビルや武雄市の図書館、伊万里市の図書館等をぜひ見学をしていただきたいと思います。

再々質問に移ります。地域に根ざした図書館とはどういう図書館か、先般視察しました伊万里市の図書館は、市民の生活の一部で、運営しても行政と市民の協働で行われておりました。市民図書館設置条例の第1条には、伊万里市はすべての市民の知的自由を確保し、文化的かつ民主的な地方自治の発展を促すため、自由で公平な資料と情報を提供する生涯学習の拠点として、伊万里市民図書館を設置すると規定をしてありました。また、移動図書館も2台ありました。本市における地域に根ざした図書館とはどういう図書館かお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） 隈部議員の再々質問にお答えいたします。

地域に根ざすとは、地域に定着したということです。初めから定着ということはないかもしれませんが、時間をかけ、市民サービスを充実させていけば、自ずと地域に根ざした図書館へと近づくと考えます。

伊万里市の図書館は、平成7年に開設され、18年が経過をしております。その間、市民サービスの向上と図書館機能の充実を図られ、現在に至っていると聞いております。本市の図書館もそのようにありたいと考えているところであります。また、伊万里図書館の森田一雄元館長は、文化行政を船に例えられ、図書館は文化行政という船の帆、市民のボランティア運動はその帆を膨らませる風であり、帆と風の協力関係、市民と行政の協働を基本において、図書館建設にあたられたということでございました。

これからの図書館にはさまざまな役割がありますが、市民を育て、市民に育てら

れて、地域に根ざした図書館へと向かっていかなければならないと思います。今後建設される図書館が文教菊池の中心施設として定着することを願ってやみません。また、建設にあたっては、市民の要望を取り入れながら進めてまいりたいと考えております。これまでも市民の皆さまから多くの要望が寄せられており、また期待されている施設でもございます。地域を支える情報拠点として、暮らしに役立ち、誰もが本と出会う喜びを感じられる居心地の良い図書館の建設に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○15番（隈部忠宗君） 私は、これまで非常に残念に思っていることの一つに、本をあまり読まなかったということでございます。多くの市民の方々に、あるいは子どもたちに本を読める、ぜひ環境をつくっていただきたいと思います。

次に、3番目の質問をいたします。「域学連携」きくち地域づくり人育成塾についてお尋ねをいたします。昨年の11月25日から今年の2月3日まで、8回にわたって行われましたが、どのような成果があったかお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。

このきくち地域づくり人育成塾は、総務省のモデル事業として、菊池市社会福祉協議会が事務局になり、地域活性化の核となるリーダーに必要な専門的な学習を、座学や演習で養ってもらい、地域のリーダーとして活躍してもらうことを目的として、九州看護福祉大学と連携し開催されたものです。この中には、塾生のみならず、大学からも学生が参加し、迫間地区をモデル地区として、フィールドワークやワークショップなどを行いました。その中で塾生25名と学生9名が実際に地域に出向き、住民の方と意見交換を行い、地域の特色や地域おこしにつながるようなアイデアを出し合い、地域内では見過ごされていたものが、実は地域の宝であることを再発見できたものもあります。塾生の中には既に各地域のリーダーとして活躍されている方、地域のために何ができるかのヒントを得るために、この育成塾に参加されている方もおられます。今後、塾生の方が自ら地域づくりの課題にどう取り組まれるか、また地域のリーダーとして人材育成や地域力の向上に向けて活躍していかれることを期待しています。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○15番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

「域学連携」きくち地域人育成塾については、詳しく説明がございましたけれども、塾生は3人の高校生を含む25名と聞いております。今回は、迫間地区のフィールドワークが行われました。地域の住民の方々と交えてのワークショップ、地域づくり実践討論会、地域福祉の取り組み、あるいは総務省、文科省からの講師を迎えての講演等が行われまして、大きな成果があったと思いますけれども、今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

本市の総合計画におきまして、主要施策の一つに、「地域コミュニティによる市民活動の育成・支援」を掲げております。この中では市民主体による自主的で実情に合った地域づくりを行うために、自ら考え、自ら実践する、地域発案型の行政区や地域づくりを目的とする団体などを育成し、その活動に対する支援を行うこととしております。今回の総務省の取り組みでは、地域活性化においてはさまざまな知識・経験をもった人が、その知識・経験とアイデアを活かしながら、それぞれの活動に取り組み、地域でさまざまな活動が展開されている状況こそが重要であるとされております。

今回は、地域福祉の観点から事業が行われておりますが、地域づくりと一口に申しましても、福祉、教育、観光、農業などの面から、地域づくりへのアプローチができ、そこには多種多様な地域活性化への糸口があると思います。また、今日では生活意識や価値観の違いを背景とした連帯感の希薄さが、地域づくりにとって大きな障害となっており、現実の地域づくりの実態を見ると、地域や団体によって抱える課題、それぞれ異なっているところでございます。今回の育成塾を契機に、卒業生の皆さまが課題解決のために、地域においてどのような活動をされるかなどの把握を行い、関係各課と連携し、行政としましてもさまざまな活動の展開ができる環境を整えてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○15番（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

私は、地域の活性化につきまして、職員の方々の地域担当制を何度か質問をしてきましたけれども、地域担当制よりも、この育成塾のほうが地域活性化に役立つの

ではないかと思いました。今回は、迫間地区のフィールドワークでしたけれども、これを全市に広めてほしいと思います。そして、人づくりの核としてするならば、大きく本市の人づくりに貢献するものと思います。地域づくり、人づくりの観点から、今後、市と社協、大学との連携を図ってほしいと思います。

また、今回は総務省、文科省との連携がありましたけれども、この連携も今後も続けてほしいと思いますけれども、所信をお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 地域福祉の視点での事業の成果は、先ほど部長のほうがお答えしておりますが、今回のように、過疎化やたいへん高齢化をはじめとして、さまざまな課題を抱えているのが地域であります。そういった地域に大学生などの若い人たちが入りまして、住民とともに地域のいろんなあらゆる課題や問題、そういったものの解決、そして地域を活性化するという意味を込めての地域おこしの活動を実施されたということは、地域の人材育成に大いに刺激を与えたのではないのかなと、このように思っております。

九州大学におきます文化資源総合調査ということを行っておりますが、こちらのほうでもワークショップの活動、あるいは文化資源講演会などを開催されておまして、「菊池たてもの応援団」などとの協働によりまして、歴史的、文化的価値のある建築物の再発見を行って、学生によるまち歩き調査を通して、地域住民と関わり合いながら、まちづくり団体の育成、そして活動の充実に努めているところであります。その結果として、先の質問の答弁にもありましたように、4件の建築物などを国登録文化財として登録を答申されたことはご報告申し上げたとおりであります。どちらの事業にも共通していることは、やはりおっしゃっていますように、大学との連携、そして地域や、さらにはまたこの社協等との連携をさらに深めることが肝要ではないかなと。そして、持続可能な地域づくりを行うことで、地域のリーダーの育成ということでスキームを有している点がたいへんありますので、引き続きこれは国の力も借りながら、関係省庁などとの連携をして、推進していくことが必要であるということを強く認識をしたところであります。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩 午後1時45分
開議 午後1時53分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 議席番号1番、工藤圭一郎でございます。

昨日より多くの議員さんたちが、市長に対しての感謝や労いの言葉がありますが、私は泗水の皆さんの思いを代弁する者として通告に沿って一般質問に入っていきたいと思います。

新市建設計画の旧市町村の枠配分の事業費につきましてですが、平成22年度までについては12月議会の坂井議員への答弁がありましたので、23年度、そして24年度見込み、さらに以降の計画についてお尋ねします。そして、共通とされている事業部分のあり方と捉え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

新市建設計画の投資的事業の取り扱いにつきましては、旧4市町村の平成13年度から平成15年度までの標準財政規模の平均の割合で配分枠を決定し、合併前に旧市町村で調整がなされております。4市町村の配分率と配分額は、旧菊池市が48.4%、142億7,000万円、七城町が15.1%、44億7,000万円、旭志村が13.4%、39億4,000万円、泗水町が23.1%の68億2,000万円でございます。その合計額に新市の共通事業134億7,000万円を加えた429億7,000万円が総額となっております。合併後につきましては、財政見通しが不透明であったため、平成18年度に新市建設計画の見直しを行っております。今後の地方交付税を推測し、市の規模に合った財政規模を考慮して、普通建設事業の総事業費を約20%削減し、事業費の総額を347億6,000万円としております。その後、制度の廃止や地元の意向で中止となった事業がある一方で、住民ニーズや合併時には予測できなかった新規事業の実施、財政的にも有利である国の経済対策を活用した事業実施等があり、見直し後から事業費が変動しております。そのため、平成17年度から平成26年度までの旧市町村の総事業費に差が生じております。現在、その調整をするため、副市長を委員長として、部長、総合支所長等で組織する庁内検討会で作業を進めておりますので、現時点では数字が確定しないため、ご報告ができないことをご理解願いたいと思います。なお、確定後は、議会・地域審議会等にご説明をさせていただきたいと思います。

次に、共通事業について見直し・仕分けを行うべきではないかというようなお話かと思いますが、共通事業の考え方につきましては、1点目に合併協議において共通事業として位置づけした事業、2点目に合併後においては当初市町村の事

業として取り扱っていた事業でも、市民、子どもたちを含めて児童生徒の生命、身体及び財産の保護を目的とした事業、3つ目に新市の全体にかかる新たな事業については共通事業として取り扱うことで検討を重ねてまいりました。

まず、1点目の合併協議において共通事業として位置づけた事業は、庁舎整備、生涯学習センターや保健・福祉センターの建設、防災無線の整備等でございます。2点目の市民の生命、身体及び財産の保護を目的とした事業には、小中学校の耐震補強工事や改修工事、防火水槽の設置や積載車の整備などの消防・防災事業がございます。3点目の新市の全体にかかる新たな事業につきましては、光ブロードバンド整備や県営川辺工業団地の造成に伴うアクセス道路の整備等がございます。そのほか旧市町村間の執行率についても差が生じております。その理由といたしましては、補助事業等の採択時期により、事業実施が集中したことや、事業費の変更によるものが考えられます。さらに、用地交渉の難航や事業の同意推進が進まず、事業着手にいたっておらず、執行率が低くなった地域や、合併前から継続している補助事業等により、執行率が高くなっている地域もございます。共通事業の見直しとともに、4市町村の事業についても新たに計画された事業やできなくなった事業がございますので、金額や枠配分の見直しを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 合併によるメリットとしてですね、特例債を使つての環境整備、市民の利便性の向上がありますが、その進め方として不平等があつてはならない。そして、不平等があると、旧市町村間での不満が起きてきます。新市として一体化を目指す行政としても大きな問題であります。旧市町村ごとに決めた枠配分のパーセントから達成度を見るものでありますので、その数字というものはより正確なものであるべきであります。そもそも共通部分の投資的事業経費について、共通というならば、花房の圃場整備地内の予定地に建設するはずであつた本庁舎、というならば共通という考え方があると思われませんが、その考え方がいろんな意味で広がったり、解釈のされ方で共通部分が大きくなったと思います。合併して8年が経過する中で、合併検証の意味も含め、共通部分の見直し、現実的な各市町村の事業費をもとに議論をしていきたいと思いますが、執行部の今一度の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしたところでございますが、不平等にならないようにということで、残り２５、２６年度でございますが、そのようにならないために現在調整を行っているところでございます。その形が見えたら、まず議会のほうにお示しをしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○１番（工藤圭一郎君） その言葉でですね、言われるのはまあ行政マンとして理解しますけど、いろんな地域間での問題が発生していく中で、あと残り２年です。もう本当それだと一体化していく、その後にはですね、枠配分なんて言葉もなくなるんじゃないかと思います。そこでやっぱりきっちりと各地域の思い、どうしてもこの枠配分事業費というのがですね、地域の方々から常に言われる話です。あそこばかり良くなって、うちは全然良くならない。そう言われないために、本当にみんなが一体となって菊池市を盛り上げていこうとしてほしいとするならば、それこそきちっとした数字を出して、みんなで議論をして、前に進んでいきたいと、そういうふうに思います。

次の質問にいきます。行政運営についてでは、１月１２日土曜日の泗水ホールでの「泗水をよくする会」の報告会の後に、多くの市民の方からですね、市長はどうとう謝りもせんだったと、自分が悪いことをしたと思っとらんとだろうと、多くの人から聞きました。私もその場において、ちょうど司会者の方から、何度も市長に対して、そういう投げかけのチャンスが出されているように感じました。しかし、最後まで市長からそういった言葉は聞けませんでした。そのときの市長の心境をよければ短くお答えいただきたいなあとと思います。そして、泗水町の独立問題についての検証をですね、されたと思いますが、その検証についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 工藤議員の質問にお答えしたいと思いますが、・・・にということですが、なかなか・・・に言える内容でもございませんのでお許しいただきたいと思います。泗水のこの報告会がありましたときに、私が謝らなかつたということですが、謝るべきものでもない私は思っております。悪いことをしたと思っとらんとだろうということですが、まさにそのとおりでありまして、悪いことをしたとは思っておりません。議会で議決されたものを粛々と進めているというだけでありまして、これを執行しなければ、執行権者として、これこそ議会に陳謝しなければ

ばならないことではないのかなと思います。

検証ということでは、ちょっと長めになりますが、お許しをいただきたいと思います。泗水地区におきます分離・独立運動につきましては、昨年１月の１９日の新聞で「泗水をよくする会」が分離・独立の運動を始めたということで掲載をされておりまして、そのとき初めて私は知ったわけでありました。当時の新聞では、合併時に確認した新庁舎建設方針を市が変更したことなどに反発をして、「一緒にやっていく信頼関係がなくなった」との理由であったということが書いてございました。

市といたしましては、直ちに泗水地区の区長会長に面談をしまして、記事内容の確認と、それから泗水地区区長会へ説明会をぜひさせてほしいということで申し入れをしましたが断られました。話を伺う中で、庁舎建設方針が変更になった経緯と、それから市議会での議決にいたるまでの正確な情報が伝わっていないと、このように考えまして、１月２５日に「泗水をよくする会」の松岡会長の自宅を、山瀬議長ともどもに訪問いたしまして、これまでの経過についての説明会をさせていただきたいということで申し上げましたが、これにつきましては回答は「私どもは泗水町の独立そのものを要望する会であって、今さら庁舎問題について説明を聞くいわれはないと、意義がないということでございます」ということで、お断りがありました。

また、一方、１月２９日が泗水ホールで開催された決起集会では、運動の趣意書で、「首長の独自のいわゆる私の市長の判断で一方的に庁舎を現在地としたことは行政への不信感が募るばかりだ」と、このように報道されておりました。私といたしましては、「泗水をよくする会」の運動に対して、市民の混乱を招かないように区長協議会役員会へこれまでの経緯を再度説明してご意見を伺ったところですが、役員さんより出された意見としては、「市民への説明が十分とはいえないのではないか」とのご指摘をいただきましたので、再度分かりやすいように、説明会をしたいというけれどもできないということでお断りになったので、文書をまた改めて校正をしまして、分かりやすく「広報きくち３月号」と、それからホームページで掲載して、市民の皆さま方にはお知らせをしたところであります。４地区のこのそれぞれの合併前の旧町村ごとの４地区の区長の皆さまにも説明を開催しまして、改めて経過説明を申し上げました。また、昨年４月には、区長の皆さま方が２１１名でございますが、１２４名の方々が新しくなられたので、合併以来初めてということでございますので、この課題であります庁舎問題の経緯と、それから新市建設計画の進捗状況について、改めて新しくなった区長さんを含めたところで、５月の全体区長会へ説明を申し上げて、ご理解をお願いしたところであります。

次に、「泗水をよくする会」が決起集会を開催された後におきましては、地区の

説明会、あるいは署名集めの活動が始められまして、さまざまないろんな噂等々が入ってまいりました。間違った情報等が聞かれたところでもあります。その一方では、泗水在住の方のほうから、「離脱して独立町を築くのではなく、現在の市の状況で菊池市民とより親しくなりながら、これから汗を流して、当然のことながら、より良い菊池市の実現に邁進しようと思っている人も数多くいます」ということで、分離・独立に反対する陳情書が市議会に提出されたことはご記憶のとおりです。6月の議会定例会において、これは全会一致で採択をされました。このような状況の中で9月20日に「泗水をよくする会」会長以下約40名の方々が市のほうに、本庁舎にお見えいただきまして、「泗水町の独立を求める要望書及び署名簿」というのが、ご案内のとおり提出をされました。

また、市議会に対しましても同様の、署名簿は出ませんでしたけど、要望書の提出がなされ、またさらには区長協議会にも要望書を提出するに伴う説明会の依頼があっております。市に提出された要望書の内容は、ご承知のとおり、「価値観・思考・行動傾向、歴史等の基本的な事項において、お互いに受け入れがたい相違点があることが分かった。泗水町の分立の議案を12月の議会に提案していただきますようにということで6,873名の署名簿を添えて要望します」ということでございました。

私といたしましては、合併協議で4市町村間にさまざまな課題や意見の相違がありまして、合併協議の委員の皆さまをはじめ、関係市町村の議会議員の皆さまや、関係者のご努力によりまして、たいへんこの厳しい局面や難しい判断を経まして、51のそれぞれの協議項目について合意をしまして、合併にいたったということでございまして、合併協議に加わったものの一人の首長といたしまして、しかも初代の市長として、市民の皆さまから新市の将来を託されている立場でありますので、この今回のその要望書・署名簿については、全市的な視点から判断する必要があると、このように考えました。その判断にあたっては、「泗水をよくする会」の会長をはじめ、役員の方が市議会の審査特別委員会で述べられた要望の趣旨がどういうものなのか、また泗水町の独立を求める要望書の審査特別委員会の判断がどうなるのか、そして泗水地域以外の方はどう考えておられるのかといった、以上のことを踏まえながら、庁内でも十分協議をしたわけではありますが、その検討結果をもとに、総合的に判断する必要があると、このように考えました。まず、「泗水をよくする会」の要望の趣旨につきましては、市議会の第3回の泗水町の独立を求める要望書の審査特別委員会の場で、松岡会長、それから副会長が、価値観・思考・行動傾向・歴史等について述べられております。言われましたことは、判断しづらい点もありましたが、花房台に新庁舎を建設できないことに起因するものであろうと、こ

のように考えます。

次に、議会の判断につきましては、泗水町の独立を求める要望書の審査特別委員会での4回の審議、11月19日の議会臨時会におきまして、要望どおり慎重に審議されましたが、結果的にはこの要望書は不採択となっております。その結果を重く受け止めました。

次に、泗水地域以外の方はどう考えておられるのかということにつきまして、泗水地域以外の方からは要望に賛同する意見というのは、私のほうには1件もあっておりませんでした。また、昨年6月議会の定例会では、泗水地域住民の中から独立運動に反対する陳情書が提出をされまして、このことにつきましてはご承知のとおり、全会一致で採択されているということでもあります。

以上のようなことから、市全体の民意ということでは、このことについては捉えにくいと考えました。そのほかに庁内におきましても、全庁的な観点から検討を行いました結論としては、大半が「要望にある議会への上程というのは困難である」という意見でありました。また、詳細な意見としましては、どうしてこんな状況になったのか検証すべきと、また市を二分するようなことがあってはならない。これまで庁舎整備については、意見の聴取・議会の議決を得て方向性を示しているのです、そのことを丁寧な説明が必要ではないか。全市的な観点から判断すべき。提出された署名については泗水地域50%前後の署名でもあるが、その反対の方もまた逆にはおられると。これ以上溝を深めないように早く市民が一つになるような政策を進めるべき。などの意見が出されました。また、提出された署名簿が法的な地方自治法に基づくものではありませんので、有効な署名がどれだけあるかというのは正確に分かりませんが、全市・全体から見れば一部の署名であることや、市全体の民意ということでは捉えにくいものがあります。今後提出される類似したような、このようなものが要望とか陳情を考え出されたということを考えますときに、正しい方向性というものを示しておかなければならないと、このようにも考えたところであります。

以上の点を総合的に勘案した結果としまして、「泗水をよくする会」からの要望・署名につきましては、泗水住民の意向の表れとは思いますが、市全体の民意とは言い難いために、12月の議会へは提案は行わないものと判断した経緯であります。あわせて、今後の泗水地区への対応として、話し合いをどのような糸口から入ったがよいのか、協議できるように副市長をトップとした検討会等の組織、名称を「分離・独立の解決に向けた検討会」ということですが、設けて検討することにいたしました。

その後、要望書についての判断に対しまして、「泗水をよくする会」より「泗水

独立」議案不提出の説明会への出席依頼がありまして、去る1月の12日に泗水ホールで、市長としての考え方を述べさせていただきました。そのことがまったく悪かことをしたとは思ってらんとだろうというふうに言われたというようなことだろうと思います。当日は、松岡会長をはじめとしまして2名の副会長及び事務局長より多くの質問がございましたが、最終的に庁舎の位置が変更になったことに起因しているものと考え、説明をいたしましたけれども、納得してはいただけませんでした。合併協議で確認された事項については重く受け止めておりますので、その実現に向けては最大限努力しなければなりません。社会情勢の変化や住民ニーズの変動、さらには制度等の改正によりまして、合併協議で確認された事項が変更になる場合もあることを、司会をそのときにされておりました県立大の桑原教授からも、こういった変化というものがあると、合併協議で確認された事項が変更になる場合もあるということを説明されたところであります。

また、最後のまとめとして、「菊池市が発足して8年が過ぎるが、合併して10年間はまさにこの基盤づくりであると、同時に生みの苦しみの時期でもある。なぜ泗水町がこのようなことが起こったのか検証する必要がある。泗水からは十分な説明が足りないとか、誠意がないとかと言われている印象があります。このような説明会がもっと早くあれば、このような事態にはならなかったのではないかと思います。これから泗水と菊池市の議論が深められ、より良い将来の新菊池市づくりにつながればと思っています。」とまとめられたところでございます。

翌1月の13日の新聞報道によりますと、その説明会が終了した後に、「泗水をよくする会」と住民の意見交換が行われまして、4月の市長選挙に泗水から候補者を出すべきだと、市長選を闘うなら独立の旗は下ろさざるを得ないなどの意見が出され、役員会で協議することになったとの内容であります。

それから、数日後に、よくする会の方針を確認するため、副市長から松岡会長に対し電話をいたしました。役員会をまだ開いていないとの回答でございました。そして、1月の29日の新聞では、役員会では当面の運動を休止するという事で申し合わせと、今後については新しい市長の姿勢などを見極めて決めるしかない、このように掲載をされておりました。報道どおりと言われれば、そんなふうには受け止めざるを得ません。また、2月16日も新聞報道がなされまして、「泗水をよくする会」が解散との記事がありました。その理由として、地元区長会に宛てられた文書では、まず1つは泗水町から市長を出して、そして市政を改革するほうが実現性が高いというふうに述べてあります。また、2つ目には合併当事者の福村市長が退任すると、私が退任するというのが理由に挙げられております。それから、3つ目には運動で市政の課題を浮き彫りにできたと、解散の理由が掲載されておま

して、さらに市長選挙が終わるまで運動は休止としていたことについては、泗水地区の新人が、いわゆる市長選挙に出馬表明した後、旧の七城町や旧旭志村で当選後に再び独立を訴えるのではないかなどの声が出たために、会が残ったままでは、この支持が拡げにくいということで、11日に解散したと、このようにありました。また、「泗水をよくする会」の会長からは、再び独立を掲げることはないとの違ったコメントもあっております。その報道を受けまして、数日後にはよくする会の真意を、これはどちらがどうなってるのか分からないものですから、確認するため、「泗水をよくする会」の会長に対して、副市長との面談を申し込みましたが、これもまた「何も話すことはない、新聞報道のとおり。」ということでお断りがっております。1月12日の説明会の前に、私宛てに泗水町の住民の方からのお手紙が届きました。これまで手紙あるいはメールが届いておりますが。その中の一つとしては、その内容は泗水の離脱などとても考えられませんか、50年後、100年後ということなど、まったく考えないで、何のビジョンも示さず、ただ離脱だ、独立だと、1年以上にわたる動きは迷惑ということで書いてありました。このほかにも同様の趣旨のものがメールや電話等もいただいておりますが、このような意見も多く存在することに加えて、今まで申し上げた経緯・状況から考えますと、説明というものについては果たしていると思っております。

次に、泗水の独立問題についての検証についてということの質問ですが、その検証を行うためには、庁内に泗水の独立問題についての対応を協議する必要があると考えまして、さっき述べますように、副市長をトップとします「分離・独立運動の解決に向けた検討会」を設置をしまして、その対応を協議しているところであります。「泗水をよくする会」が発足して、その原因が何だったのかを当事者間で確認しないことには、この問題の解決の糸口を見出すことはできないと考えておりました。そのような矢先、よくする会は、今申し上げますような理由をもって解散ということで新聞報道があったために、会長に対し、副市長との面談を申し込みましたけれども、お断りになられておいて、話し合おうにも相手が組織がなくなってしまったと、また元会長という立場になりましようけれども、話し合いはしたくないということでございますものですから、対話したくてもできないと、いかんともしがたい状況に現在としては困惑しているのが現況でございます。

以上、考え方を述べさせていただきました。

冒頭に・・・・・・という不穏当な発言があったようでございますので、この文言については取消しをさせていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） よくする会の検証についてはですね、今、市長が言われたとおり、そのよくする会が解散されて、なかなか検証したくてもちょっとできないような状況だったということは理解します。ただ、よくする会以外というか、それ以外の泗水の皆さんの思いをですね、もう少し調査することは可能じゃないかなあというふうに思いましたので、そういう検証ができているのかなあというお尋ねでした。

この平成の大合併、ほとんどの人が初めて経験しましたし、多くの議員の皆さんも言っていますように、検証が必要だと、この検証をしっかりとしないとですね、本来に一本化して、一体化していくということは難しいだろうと思います。議員も当選してすぐは市民の側にいますけど、しばらく経つと、どうしても利害関係が発生してきたりするようになってきたりすると思います。私も自分で実感しているところです。市民の声をですね、やっぱり代弁していくということをずっと肝に命じておかなければ、なかなか実行できないなあというふうに実感しております。市民の思いをですね、諮るために、私もなるべく多くの市民の人たちと話をし、その人たちがどういうことを考えて、どういう思いをもたれるかということですね、懸命に考えているところです。合併する前に市民の人たちがいろんな思いはあったと思います。そして合併して8年、その8年を経過する中で、また大きなことがいろいろ皆さん市民の中で考えが出てきて、こういう動きも運動もあったことじゃないかなと思います。ここをですね、検証を曖昧にしたり、おざなりにしたりすると、後々かなり響いてくるんじゃないかなあというふうに私は危惧しております。

さて、泗水の独立運動は、先ほど市長が言われましたように、発端は庁舎整備方針の変更であります。これは言うまでもありません。もともと花房に本庁舎を1つ、支所が4つという計画でありました。それが変更して、ここを本庁舎とできるようにリフォームすると。ということは、支所はですね、4つだったのが3つになっております。最初の計画どおりの予算でいけば、あとの支所が1つ減った分、その予算を充てていけばですね、十分手立てができるような気がするんですけど、今のところ、ここと泗水の総合支所、総合支所の耐震、エレベータ、そういう状況であります。合併後10年すると交付金がどんどん減っていく中で、七城と旭志の総合支所が維持していくことが果たして可能かなと心配であります。

そんな中、先だっの議会審議会の折に、市民広場の再整備基本構想・基本計画が出され、市営プールの移転等が出されました。これらの計画が無駄とまでは言いませんが、各支所の存続のほうを優先させるべきではないかと、これは市民の皆さんに聞くまでもないことであります。新菊池市として全体を考えて、不平等がないようにバランスを考えていただきたいと思います。

これから先、菊池市を考えると、少子高齢化はますます進む、行政ができる住民サービスは悪くはなっても良くなることは考えにくい、そういうふうに私は思っております。そこで、市民の皆さんにはいろんな意味で自主・自立をお願いしていかなければならなくなりほしくないかなと思っております。だからこそ、市民の皆さんの声をしっかり聞けるように、そういう自治体になってほしいと思っておりますし、それが何より優先されていくべきだろうと思っております。特に、旭志、七城、泗水の皆さんの声を聞いてください。泗水の問題については、自分たちの将来起こりうる問題について責任をもつということの気持ちの表れでありました。住民自治をやっていく、そういうことであります。自分たちの問題については、自分たちで解決していく力をもつべきであり、自分たちの自治体より大きなところに頼っていいこうという考え方がもとより甘かったのであって、そのことに大いに反省すべきであります。ただ、まさか自治体同士が法定協議会を経て決めたことが覆るなどとは、誰も思っていなかったのです。議会での議決で可能とするならば、全会一致を目指し、理解を求めるべきだったし、時間をかけて議論を持つべき事柄であります。そのことを急ぐから、地域間での問題意識の捉え方の違いが表に出てくるのでありますし、相手の立場にたって問題を考える、そうしなければ問題解決には結びつきません。そうしないと、さらに問題は深刻化して、取り返しのつかない事態を生むこととなります。本当の一体化を目指すのならば、問題提起をされた相手の立場にたって、思い、考え方を理解していただきたいと思います。

そこで、再質問とするならば、聞こうと思っておりましたのは、もし分離独立を認めるとするならば、どういう状況、どういう状態を考えられるのか。もし、住民投票、若しくはアンケートなどを実施した場合に、住民の意思がはっきりした場合は、任意の協議会をつくるなど、何か市長の立場で考えられることがあれば、最後に教えていただきたいと思っておりましたが、先ほどのお話によると、まあその前から言われておりましたけど、全市的に考えて少数だという、泗水町の署名に関しては捉えておるといようなお話ですので、その意見が変わらなければ、もうどうしようもないことだと思っておりますが、私は泗水町の意味、それを示すのであれば、泗水町の住民の問題でありますし、まずそれをきちっと、どういう思いがどれだけの重さであるのかということ調べていただきたいなと、何度も言っておりますけど、そう思います。やはり、この問題は私も今、反省しておりますけど、独立というちょっと強烈的な言葉が先行して、泗水の住民の皆さんからも、ちょっと嫌がられるような問題でも確かにありました。ただ、私も1年間そういう運動をしながら、皆さんと話していく中で、もとの泗水町に戻るんですよと、そういうお話をすると、ああそれならと、ああそういうことだったのかと、ちょっと独立という言葉

がですね、強烈すぎて、その言葉が一人歩きしたのかなというところも思っておりますけど、私の思いとしては、合併していけなかったならば、元に戻るという権利もあるはずだ、そういうふうに思っておりますし、自分たちの意思は自分たちで決定したい、それが自分たちの町を取り戻すということにつながるんじゃないかなと思っておりますし、そういう声を多く聞いて、今私はここにおります。

住民がですね、嫌だと、もうこのままでは嫌だと、そういう権利も認めていただきたいと思います。単純なことです。それを認めて、認めることができないならば、理解して、そして前に進めていただきたいと思います。

私からは以上としたいと思いますけど、市長何かあればどうぞ。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 再質問にお答えしたいと思いますが、これはお答えというよりも、考え方で相違するところですから、なかなか希望に沿ったようなお答えにもならないと思いますが、住民の意思を無視しているかのようなお話でございますけれども、署名をされてなかった方々が過半数おられるということで、そういった方々は独立分町反対であるということをおられる。また、そのことについて、議会もそのことは採択をされてるという、それでも先に紹介いたしました手紙の中にも、実は読まなかったんですけれども、結果的には住民の代表であるべく議員さん方が自分たちの意見が反映されないために、それについて反対だどうだと、離脱だと言っていることについては、議会制民主主義を何と心得ておるんだという、そういうところまで書いてございました。だから、そのへんにお互いの感覚の違いというのがあるのかなと思います。

市民に対して住民のほかに方々に対して、よくする会の以外の方に説明をやるべきではなかったかなということではありますが、以外の方々が、例えば署名をされた方々にさえも接触ができない状況でありまして、本来はよくする会の皆様方が区長会に出されるのも結構ですが、この署名をされた方々にはどういうフォローをされたのか、また私たちはこの議会もそうですけれども、署名をされておられる方々が誰なのかまったく分からない。見せてはならないということですから、この見せていいものであれば、オープンにして私たちもこの方々に連絡をして、そして説明会でも開こうとかといってできるんですけれども、それができないということでございます。署名者に対しましても、会に対しましても、行政としては手が出せない状況になってるという状況でございます。

また、余談ですけれども、支所が4カ所が1カ所減ったとかというのは、これはもう合併のときにもって本庁方式でいくと、その本庁と菊池の支所は一体化してい

くということで。当面スタートはそうしたんですけれども、無駄が多いということで、菊池の支所というものを無くして、本庁と一体化したということで、1本庁3支所という形になっているということでご理解いただきたいと思います。

まあ解決方法として、なかなかないから、住民投票だとかといったお話がありましたが、これはもう合併して間もなくから、そんな話があってございましたけれども、私としましては、合併は何のためにやったんだと、全会一致で合併が、この廃置分合が議決をされているということの重さ、それが庁舎一つだけの問題で破綻するようなことであってはいけないと。また、庁舎というのは、場所の問題であって、庁舎を造らない、機能性を集約しないということではなくて、効果的なものはどこに造ろうがやっぱり本庁舎の必要性を収束したということには、私はなるのではないかな。ですから、私はこの旧菊池市の住民であるという意味におきまして、一方的に見られるならば、何か旧菊池市に庁舎を持てきたいがために、延々と延ばしてきたのではないかなというようなお話もないではありませんでしたけれども、決してそうではなくて、昨日の答弁でも申し上げましたとおり、最初からここに決められたとおりということでやってまいりました。そのことが旧菊池市民からすれば、私に対しては石つぶてが飛んできたような状況でありましたけれども、それは当然この広報を見たり、あるいは地域の懇談会等をしまして、合併のお話、それから庁舎の位置の問題等について説明をしてきたわけでありますから、その決定した後になって、とやかく言ってもらったって仕方がない。約束は約束どおりということをお願いしてきたとおりであります。ただし、やっぱり状況の変化等々があって、最初から私がそんなことはできっこないと言ったのが、やる気が最初からなかったかのように言われるときがありますけれども、できないことをやっぱり約束した、じゃあ何で約束したんだと言われても、やっぱりこの一つの合併という歴史的な大事業の中において、努力をしてやむを得なかったときには仕方がないよということで、これは一つの努力目標だということの背景でもって、合併というものにいたってきた。庁舎問題は旧菊池市としてはそうであったということであります。いろいろとそういった時代の中におきまして、数多くの問題がある中で、やっと合併したわけでありますから、一方的に泗水地域の住民の声だけではなくて、広く全市民的な考え方でどうなのかということでもあります。もし、本当にこの何かの決着を付けたいということであれば、残された期間でありまして、もう到底無理な話でありますけれども、やっぱり住民の皆さん方が首長に対するリコールをやる、あるいは議会に対する解職請求をやる、いろんな意味で法律的な手続きに基づいてやらなければ、ただ単なる囃子詞になってしまうんじゃないかなと思っておりまして、また限られた時間ではありますけれども、工藤議員をはじめ、皆さま方によりまして、住民の方々、市

民の方々に対しまして、何か話の糸口がないかということで、糸口を切り開いていただければ有難いなと思っております。禍根を残したくないという気持ちをいっぱい持っておりますけれども、いかんとも今、状況が手出しができないということに、残念の極みでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君）　ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩　午後2時38分

開議　午後2時48分
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君）　それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず1点目、各種イベントスケジュール管理についてということであります。現在、菊池市ではふるさとまつりをはじめ、地元のイベント、また市民向けのフォーラム、そして集客のイベント等、たくさんあるわけですが、これら行政及び各施設、またいろんな民間協会等のイベント開催におけるスケジュール管理をどのように行われているか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君）　総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君）　樋口議員のご質問にお答えいたします。

各種イベントスケジュール管理は、対外的には広報「きくち」の行事予定と、ホームページのイベントカレンダーで、庁内においては年間行事一覧表において管理をしているところでございます。

これらに掲載する案件につきましては、すべて各課や各種団体より提出いただいたイベント情報をもとに作成をしています。

まず、市ホームページへの掲載は、各課各係に1人のホームページ担当者を配置し、ホームページとイベントカレンダーの作成権限を与え、その分野ごとに情報発信することができる方式を採用しております。

一方、庁内におきましては、月に2回、三役、部長等で集まり、全庁的な報告会として庁議を開催し、そこで年間事業一覧表をもとに全庁的に周知をしております。その中でも特に重要なイベントや他部に協力をお願いしたいイベントにつきましては、会議内で特に周知徹底を図っているところでございます。

そして、庁議終了後には、回覧等により職員一人ひとりへの周知も図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 今、庁議またはホームページ上でいろんな管理をやられているということなのですが、なぜこういうことをお伺いするかというと、いろんなコンベンションの誘致、平成24年から市長のご提案でコンベンション誘致の補助金制度もできたんですが、それらを誘致するときに、なかなか先が見えないというか、いろんなイベントがよく庁内の中でも、この日は何かかぶっていたかということがよくあるものですから、そこらへんの整理ができないかということでお伺いをしたわけです。

実は、今、旅館組合の女将さんたちが、ちょっと新しい取り組みをしてて、それは実はタブレット端末を使ったサービスの一環なんですけど、1つは昨日も話が出ましたが、外国人のお客さまが来られたときに、どうしても言葉が障害になるものですから、韓国であればキムさんお出でなんですけど、夜はお出でにならないので、そのタブレット端末の中の翻訳機能、グーグル翻訳であるとか、ドコモのしゃべって翻訳とかいうやつを使って、会話形式でいろんなコミュニケーションをとるというのが1つ、もう1つはそのタブレット上のグーグルカレンダーを使って、みんなそのGメールを取って、タブレットの中でカレンダーの中にグループ設定をして、何をやるかということ、せっかく菊池温泉に来てくれたお客さんを1人でも逃がさないように、空室状況がよく分かるように、今までは一般的に旅館組合とかに電話をして、どこか空いてますかという話をしてたんですが、そのタブレットのカレンダー上にですね、どこの旅館がどのくらい部屋が空いているというのを入れ込むようにしたんです。忙しい時間帯は一緒なので、電話をする時間もないし、ここが空いてますとすぐ伝えられるようなやり方ですよ。私もちょっといろいろ使ってますけど、例えば携帯に自分の予定を入れれば、私のタブレットにも卓上のパソコンにも同時に瞬時にいろんなそういう行動予定が入りますから、外に外出しててもそういうのができると。そういうシステムを庁内の中で築き上げれば、特に庁内だけではなくて、いろんな各種団体もそういうカレンダーを見て、1枚のカレンダーを共有することによって、年間、空いたところにどんどんイベントを入れていったり、仕事の標準化もできるんじゃないかというふうに思うんですが、これには市役所の中は本当に個人情報のるつぼですから、いろんな問題もあるとは思いますが、そういう形で市民、庁内、共有した、そういうスケジュール管理ができないかという

ふうにと思いますが、それに関して問題点等があればお伺いをしたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

議員ご指摘の職員間での情報の共有化や、市内外でスケジュールの閲覧が容易にできるようにならないかとのことご質問かと思えます。菊池市ホームページのイベントカレンダーを使えば、システム的な制約はあるものの、職員間の情報共有や市内外のスケジュールの閲覧は可能でございます。現在は、広報「きくち」の行事予定と同様の情報のみを掲載していますが、今後は各課に配置しているホームページ担当者の研修を行い、より充実したイベントカレンダーになるように努めてまいりたいと思えます。

また、グーグルカレンダーなどを活用した各部署でのイベントスケジュールと民間イベントスケジュールを併せて発信できる体制づくりにつきましては、セキュリティや技術的な部分において、多くの課題がございます。しかし、今後はホームページリニューアル時期などにスケジュールのシステム改修を行い、より良いイベント管理ができるように努めるとともに、ソーシャルネットワーキングシステムなどを利用した新しい情報発信体制も県内でも広がってきていますので、先進自治体を研究して取り組んでまいりたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 庁内のことから、セキュリティ関係は私もそこまでちょっと詳しくないので、たいへん難しい問題はあるかとは思いますが、非公開の情報であれば別ですが、公開できる情報を市民とともに共有をするという意味合いにおいては、例えば有線LANの場合は、それを使って内部審議をされるという恐れがあると思うんですけど、今、議会改革特別委員会でもWi-Fiの環境設定ができないかという話も出てます。職員さんが例えば各課にタブレット端末があつて、そのWi-Fiを使って整理をしながら、外部から来た方もそれを利用ができるという形をとれば一番いいと思えますし、ホームページ上のカレンダーの話なんですけどね、実は来年の5月ぐらいにボートの全日本マスターズの誘致ができないかということで、実は1月にヒアリングを受けてます。3月の末にその返事が来るんですが、もうこれは来年の話なんですよね。また、再来年の話もやっぱりいろいろあると思うんですけど、その月だけではなくて、来年とか、例えば3カ月先とかい

う、そういう先行的なスケジュール管理ができるというところを、ぜひとも利用できればと思いますので、セキュリティが一番ですから、それから先は私と言える部分ではないんですが、ぜひともその点については十分検討していただければというふうに思います。また、それを成すことがある意味では前回の議会でも言いましたが、絶え間なくイベントを入れることによって、交流人口を増やして、それがこの域内の経済に寄与することができるというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に移ります。次は、学校問題についてであります。1点目がこの件につきましては泉田議員さん、城議員さんから昨日も質問が出てましたが、まずいじめ問題について、菊池市の教育委員会としての認識と対処方法をどのように考えているか。2点目が体罰問題に関して、菊池市における現状認識と今後の指導体制、対処方法をどのように考えているか、この2点についてお伺いをしたいと思います。

昨日、お二方の議員さんが質問されておりますので、重複する分は割愛させていただいて結構であります。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） いじめ問題につきましては、泉田議員から質問がなされておりますので、極力重複しないようにお答えをさせていただきたいと思います。

この問題は、政府の教育再生実行会議でも出席停止制度の活用や、道徳の教科化などが提言され、国民的な課題となっております。教育委員会としましても、いじめ問題は命に関わる重大な問題として深刻に受け止めております。また、いじめをなくすこと、そのものの重要性とともに、いじめをなくす取り組みを進めることで、子どもたちに将来の夢を育み、その夢に挑戦する意欲をもたせていくことにつながるものと考えております。各小中学校においては、毎月、本市独自で作成したものを基本に、いじめアンケートの調査を実施し、実態の把握に努めているところでございますし、しかしこのアンケートの情報だけに頼ることなく、登校してくる児童生徒の表情や授業態度、給食の様子、休み時間の様子、保護者や市民からの声など、さまざまな面でアンテナを高くして取り組んでいるところであります。

次に、体罰に関する現状の認識と今後の指導体制、対処方法についてでありますけれども、これにつきましても体罰問題については、城議員のほうにも答弁をいたしておりますので、これについても重複をしないようにお答えさせていただきたいと思います。

体罰と考えられる行為の多くは、問題行動を起こす児童生徒に対する懲戒行為や、部活動中の厳しい指導の中において発生しやすい状況にあると認識をしております。

熊本県教職員不祥事防止対策検討委員会が平成22年3月に取りまとめられた報告書によりますと、体罰発生の背景や原因として、一部の教師に体罰には教育効果がある場合によっては体罰も必要だという誤った考えや、自らが体罰を受けて育ってきたことも影響しているのではないかと。また、一部の保護者の間に教職員の体罰を容認する考えがあり、教職員だけでなく、地域全体にも体罰容認の意識や風土があることが体罰発生につながっていると報告をされているところです。

現在の部活動指導を取りまく環境も、保護者のいわゆる勝利至上主義と受け取られる過熱した部活動において、それに応えるべく厳しい指導をするという行為が、体罰を厳しい指導と正当化するといった誤った考えをもつ原因の一つであると思うところです。

今後の指導体制や対処方法についてでありますけれども、現在、教育委員会では菊池市小中学校部活動基本事項において、部活動の意義や練習計画等の部活動基本事項を定めており、今後この基本事項の中に指導のあり方について明記し、体罰防止と指導力向上を目指すものであります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） いろいろな形で努力をしておられることには、まず感謝を申し上げます。

しかし、それでもいじめはなくなっていない。実は、私も今、2件ほど、中学生ですが、そのいじめについて相談を受けています。1件はクラスの中で先生がいる中では非常に仲がいいクラスに見えるんですが、グループを組んで、ある少人数をいろんな形で悪口を言ってみたり、無視をしたり、そういう形で先生がいるときと、いないときで大きく差があるという事例であります。もう1件は同じく部活動において、そのような形である一定の人間をターゲットにして無視をしたり、悪口を言いふらすということみたいであります。

ただ、私はまだこの事案については、対処のしようがあるというふうには考えています。それは、それをご相談なされた保護者の方がいるわけですから、子どもさんは保護者にそのことを打ち明けて、相談をしているからです。一番怖いのは、その保護者にもその情報が伝わらなくて、小さい子どもさんが一人でその悩みを抱え込んだときに、私は最悪の事例が生まれるのではないかとというふうに感じます。今すぐ、これが一番効果的だということを本来は示さなければならないんですが、私にもそこは正直まだ思いつきません。ただ、一つお願いがあるとすれば、そのようないじめの事案が発生したときに、必ず学校の中でどう対処するかという話し合い

がもたれるんですが、その期間が長すぎて手遅れになることも考えられる。出来得れば、その事案が発生するというか、担任の先生が見たりしたときに、少しでもおかしいと感じたら、必ず保護者の方に連絡をする手立てをとっていただけないかということでもあります。

昨日、泉田議員より、子どもにとって最大の教育環境は教師自身であると、教師自身の成長が欠かせないというふうに言われました。確かにそのことはそうであるというふうに思います。ただ、学校の先生も師であって神様ではない。ならば、やっぱりここをどうやって解決するかというところは、家庭に課せられた使命も大きいというふうに思います。どうか何か変わった事案があれば、必ず保護者の方に連絡をするというふうな方向性をとっていただきたいと思います、それに対してのお考えをお聞きしたいと思います。

2点目の体罰の件であります。部活動に特定していえば、昨日も話がありましたが、私自身、野球をやりながら、高校、大学、社会人と、高校もそうでしたが、大学生では多分私の同級生は1年生のときに何人いたんでしょう。40から50、それも覚えてないぐらいなんです、非常に軍隊みたいところで、最後、卒業したのはたったの12人です。ある時期まで私はその厳しい環境に耐えてきたと、それが自分の自信につながるというふうに勘違いをしていた時期があります。もしかしたら、今も若干あるのかもしれませんが、でも、実際、世の中に出てみると、絶対的な上下関係だけが、その世の中を形成しているかといえ、決してそうではなくて、今ではやっぱりコミュニケーションをとる能力のほうが求められるわけです。そのような中でいえば、やっぱりもうちょっと今の部活からしていえば、その目的が何かというところをやっぱりしっかりさせるべきではないかと思います。先ほど原部長も言われましたが、その部活動というのは、その種目におけるテクニカル部分をカバーしていくことなのか、それとも精神的、身体的な修練を積み重ねるところなのか、それとも勝利主義、結果主義でやる場所なのか、その目的意識がはっきりしなければ、やっぱりやることは自ずと違ってくると思います。

先ほど、僕は大学まで体罰をずっと受けてきたという話をしましたが、実は社会人野球に行くと、体罰は一切ありません。それはなぜかといえ、社会人野球の場合は勝つことが絶対的な目的というふうな設定ができてますから、やる気がない選手は1年でも2年でも、要は辞めてもらえばいいんです。次の人間を補充すれば済むんです。ただ、学校はそういうわけにはいかない。学校は今いる人間でどうやっていくのか、そこで何をやるのか、結果主義に走ってしまうと、そこはどうしても勝たなければならないというところで、いろんなところに力が入って体罰も起こりかねない状況になる。ただ、これも先ほど私が述べさせていただいたとおりに、先

生が例えば肉体的、精神的な修練の場と心得ていても、保護者が試合に勝たなければならないというところを押しつけてしまえば、そこは話が変わってくる。絶対的に必要なのはそこの現場にいる先生と保護者が目的を共有化することが絶対的な条件になるというふうに考えています。そうであれば、今後の体罰におけるいろんな指導体制についても、学校の先生だけではなくて、私はぜひとも保護者の方と一緒にそのようなことを考える機会をつくっていただきたいというふうに思いますが、そのような場をつくる用意があるかどうかをお聞かせいただきたいと思います、

○議長（山瀬義也君） 教育部長、原 誠也君。

[登壇]

○教育部長（原 誠也君） はじめに、いじめ問題に対する対策についてですが、平成25年度の教育相談体制の詳細につきましては、先の泉田議員に答弁させていただきましたので、これにつきましても割愛をさせていただきますけれども、本年度は計13名の相談体制で日頃の児童生徒の実態把握と情報共有、いじめの発生しにくい環境づくりを進めていく予定としております。

また、学校訪問を通して、道徳の授業充実や、すべての教科の中に人権尊重の視点に立った授業づくりの推進を進めて、さらには子育て支援課や福祉課、それから中央児童相談所、菊池福祉事務所、菊池教育事務所との情報共有や連携をもとに、家庭支援体制の充実を図っていかねばならないと考えております。もちろん、重大な案件については、スクールサポートチームを立ち上げて対応していくことも考えております。地域に開かれた学校づくりを推進しながら、学校・保護者・地域や関係機関との連携をしながら、いじめの事案の未然防止をしっかりと進め、いじめをさせない、いじめをしない、そしていじめに負けない土壌づくりを作り上げていきたいと考えております。

また、体罰問題は保護者も含めた対応が必要ではないかとのことでございます。今回、国は大阪市での部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案を深刻に受け止めて、教員や児童生徒と保護者を対象とした実態調査を実施しているところであります。調査方法をちょっと紹介しますと、質問用紙を回収用の封筒とともに配布し、のり付けして、提出をしていただき、校長が責任をもって開封することです。その後、児童生徒及び保護者から体罰と考えられる訴えがあった際には、必要に応じて校長の責任のもと、児童生徒及び保護者、該当する教員等に、それぞれ聞き取り調査を実施するところであります。必要に応じて、状況を確認する場合には、その場にいたほかの児童生徒及び保護者にも聞き取り調査を実施するところであります。

このように、今回の調査は、懲戒とされる行為と、体罰と考えられる行為が、行

う側の教職員だけではなく、受ける側の児童生徒や保護者を対象として調査がされるものでありまして、受け手側との認識の違いも明らかになるのではないかと思います。

今後、このような結果を受けて、法令等を遵守しながら、菊池市における問題行動を起こす児童生徒に対する懲戒指針を作成して、教職員をはじめ、児童生徒、保護者や地域のすべての方が懲戒と体罰の違いについて共通認識をして、体罰容認の意識を変えることが体罰防止につながる早急な課題であると認識をしているところであります。

以上。お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） ぜひとも、悲しい事案がこの菊池市で起こらないように、私も微力ながらお手伝いをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

最後になりましたが、福村市長、旧菊池市から3期12年にわたって、市政発展のためにご尽力をつくされ、ご大役、誠にお疲れさまでした。私も平成13年から議会の一員として、共にいろんな問題に携わらせていただきました。時には若気の至りで、市長に対してたいへん失礼ながら、諫言も呈させていただいたことはございます。ただ、その先の先にある市長の真意を見る度に、本当に政治の奥深さを勉強させられるとともに、私の勉強不足を反省することも多々ありました。これからはどうかが健康にご留意をされまして、大所高所からさらなる菊池市の発展にご助力をいただければと思います。本当にありがとうございました。

終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○
散会 午後3時15分

第 4 号

3 月 6 日

平成25年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成25年3月6日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第50号 平成24年度菊池市一般会計補正予算（第10号）

議案第51号 平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）

上程・説明・質疑・委員会付託



本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第50号 平成24年度菊池市一般会計補正予算（第10号）

議案第51号 平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）

上程・説明・質疑・委員会付託



出席議員（21名）

1番	工藤圭一郎	君
2番	城典臣	君
3番	大賀慶一	君
4番	岡崎俊裕	君
5番	水上彰澄	君
6番	東英俊	君
7番	東裕人	君
8番	泉田栄一朗	君
9番	森清孝	君
10番	中原繁	君
11番	樋口正博	君
12番	中山繁雄	君
13番	怒留湯健蓉	さん
14番	坂本昭信	君

15番	隈部忠宗君
16番	葛原勇次郎君
17番	木下雄二君
18番	坂井正次君
19番	森隆博君
20番	山瀬義也君
21番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務企画部長	野口祐成君
市民環境部長	下田俊一君
健康福祉部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	松野浩一君
総務企画部統括審議員	西浦一義君
七城総合支所長	岩下利昭君
旭志総合支所長	水上菊也君
泗水総合支所長	松岡千利君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	今坂康雄君
教育長	倉原久義君
教育部長	原誠也君
農業委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	原和徳君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
議事課長	宮川啓子さん

議 事 課 係 長

松 原 憲 一 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、引き続き一般質問を行います。

はじめに、東英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） おはようございます。無所属の東英俊です。山瀬議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問に入りますが、その前に、ご勇退される福村市長に一言言わせていただきたいと思います。

福村市長におかれましては、長年にわたる政治活動及び市長として菊池市政の舵取り、誠にお疲れでございました。今定例会を最後に、市長とはお別れになります。改めて心より敬意を表します。思い返せば、私が大学を卒業して北海道が帰ってきた翌年に初めてお会いをしました。当時市長は県議会議員であられ、その後再会したのは、なぜか2年後の石垣島でありました。私がたまたま安愚楽共済牧場の沖縄営業所長として石垣島にいたためでもあり、生まれて間もない長女を交えての会食をホテル日航八重山の最上階でさせていただいたことを私は今でも鮮明に覚えております。

また、議会と執行部として福村市長と歩いた私の4年間は非常に有意義なもので、議会とは、行政とは何かを勉強させられた次第でございます。特に胸に焼き付いている言葉があります。市長が言われた、市民から付託を受けたこの議会こそが民意である。であるからこそ、議会の決定を私は重く受け止めますという言葉であります。まさしくそのとおりであろうかと思われまします。そして、議会は菊池市民の民意の集合体であります。採決で勝っても負けても、議会人である以上はそれに従うべきでありますし、執行部は粛々とそれを押し進める。その結果を歪曲せずに市民にお伝えをしていく。市民のためにも、議会の権威を下げることは避けるべきであろうかと思われまします。福村市長、ご勇退後もご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。一般質問に入りたいと思います。

今回の一般質問は、本市における下水道事業についてお聞きしますが、将来の財政面における硬直化の不安を抱える本市であるがゆえに、今から考えていかなくてはならない重要な案件の一つとして、執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

また、調査することにより、いろいろな面が見えてきました。今回は導入の部分と捉え、今年度中にはまたさらに深く掘り下げて、再度お聞きしていきたいというふうに考えております。

まず、本市における下水道事業の概要は、公共下水道事業において菊池処理区が一番古く30年経過をしております。特定環境保全公共下水道事業では、泗水処理区が13年経過、七城処理区が9年経過、農業集落排水事業では、七城南部処理区が11年の経過、七城北部処理区が10年の経過、住吉処理区が14年、田島処理区が10年、三万田処理区が4年の経過となっており、高度経済成長の時期を迎え、都市化の中で進められたトイレの水洗化、国の進めた下水道事業により、市民の居住、生活環境は衛生的に改善をされ、公衆衛生の向上につながり、かつ水質汚染の解消、いわゆる水質の浄化に大きく貢献してきたものと考えられます。

ここで一度整理をしてみますと、広義的な意味合いでの污水处理施設として代表的な下水道のほかに昭和58年に制定された浄化槽法による合併処理浄化槽があることは、皆さん周知のとおりでございます。本市においても、地域の特性を考慮して、公共下水道、特定環境保全公共下水道や集合処理の浄化槽として農業集落排水、地域生活排水、個別処理の浄化槽としての合併処理浄化槽により污水处理が行われているのが現状であります。そして、現在の状況としては、5人槽や7人槽の合併処理浄化槽が年間に5、60基の割合で、主に中山間地域のエリアに設置され、水洗化が進んでいる状況にあります。それもそのはずで、人のいない無人の田園地帯を無理に高い工事費を掛けて下水道の管渠を走らせるよりも浄水場のミニチュア版である合併処理浄化槽が効率的であることは言うまでもありません。また、本来なら本体価格と工事費合わせて100万円前後する設置費用が5人槽で8万8,000円、7人槽で10万2,000円という比較的安価な個人負担で設置をすることができる部分も非常に大きく起因しているものと思われます。ですが、未だ未設置の割合が多く、高齢化の進む中山間地域をどのようにしていくものか、大きな課題となっているかと思われます。

ここで、まずお聞きをいたします。本市における集合処理区域内と浄化槽区域内における旧市町村ごとの世帯数から見た水洗化率と人口から見た污水处理人口普及率の現状はどうなっているのか。

2点目、水洗化率100%を当然目指しているものと思われますが、それはどうですか。

3点目、それとその接続や設置状況を把握するための管理台帳システムはあるのか、お聞かせください。

また、下水道に関しては、現在、泗水の桜山地区内において事業が進められているのみで、このエリアが終われば全市的に見ても下水道における新設の管渠埋設工事箇所は当分ないのではないかと思いますがいかがですか。

また、この桜山地区内の接続の予定は、当然100%であろうかと思われませんが、現在の見込みはどうなっているのか、お聞かせください。

次に、本市における下水道事業は、特別会計により運営をされております。時代の流れとともに市民の生活環境、公衆衛生の向上、水質保全の面からして大事な下水道事業であります。公共下水、特定環境、地域生活排水及び農業集落排水の4特別会計を見てみますと、今後の財政的な不安要素、起債残、一般会計からの繰入額、管理費の高止まり、毎年の起債額及び長期に渡る固定的な経費となっている起債元利償還費、いわゆる公債費などからして、独立採算など夢のまた夢でございます。

そこでお聞きをします。これまで同様の下水道事業を運営したときの4つの特別会計における下水道債の償還計画、期間、金額、償還のピーク時は一体どうなっているのか。また、現在、特別会計の運営に対し一般会計からの繰り入れなしでは当然無理なことでありますが、今後将来を見据えた場合、このまま一般会計に負担を求めていく特会運営でやっていくおつもりなのか。以上をお尋ねし、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） おはようございます。東議員のご質問にお答えいたします。

本市の集合型と合併浄化槽を合わせました水洗化率でございますが、平成24年3月末で菊池地域が71.5%、七城地域が88.5%、泗水地域が77.9%、旭志地域が38.2%で、全体の平均で申し上げますと72%となっているところでございます。

次に、全市域での水洗化100%を目指しているのかというご質問でございますが、各世帯の事情等もございますので、水洗化されていない世帯が平成24年3月末で率にいたしまして約28%、約5,200世帯となっているところでございます。その中で、合併浄化槽区域内の水洗化率につきましては約40.1%、未水洗化世帯数といたしましては約3,100世帯となっているところでございます。この未水洗化の世帯につきましては、今後も市の広報紙等で積極的なPRを行いまし

て、水洗化率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、管理台帳システムでございますが、GISと申します地図情報システムによります配管等の下水道台帳はございますが、接続や設置状況を把握するまでのシステムには至っておりません。しかし、接続や設置状況を把握するための管理台帳システムといたしまして、住民登録されておられる市民の皆様については、し尿台帳や料金システムで確認することができるところでございます。また、事業者や住所登録をされてない皆さんにつきましては、料金システムや排水設備確認申請書の台帳で確認することとなっているところでございます。

次に、管渠工事箇所につきましては、現在泗水の桜山地区を整備中でございます。この完了後は、永南地区の陽光台を整備予定でございます。また、今後この区域内での本管整備が必要となる未整備箇所でも整備を図ってまいるところでございます。桜山地区内の接続状況につきましては、地区内で浄化槽の設置されているところは一部未加入のところもございますが、現在の接続率は平成23年度末で約30.8%となっています。

最後に、下水道債の償還の状況であります。各特別会計ごとに5年据え置きで25年償還で借入し、平成24年3月末での未償還額が公共下水道事業特別会計約44億2,349万3,000円、特定環境保全公共下水道事業特別会計約40億8,283万1,000円、農業集落排水事業特別会計約31億685万8,000円、地域生活排水処理事業特別会計約3億271万7,000円、合計いたしますと約119億1,590万円となっているところでございます。平成24年度の償還額といたしまして、元金利子を合わせまして公共下水道事業約3億2,562万7,000円、特定環境保全公共下水道事業約3億3,297万6,000円、農業集落排水事業約2億3,839万3,000円、地域生活排水処理事業約1,410万9,000円。合計いたしますと、約9億1,110万8,000円となっているところでございます。この償還のピークにつきましては、現在地方債現在高のピークは過ぎております。現在高とともに償還額は下がっている状況にはございますが、菊池浄水センターが供用開始をいたしまして30年になっており、機械等の交換等が必要なことから、現在、改築更新事業に取り組んでいるところでございます。ほかの処理場につきましても、これから順次改築更新事業が予想されることから、引き続き地方債の借入は継続はしていくものと考えられます。

このような現状でございますので、一般会計から繰入ながらの運営となっていくと考えているところでございます。

以上、お答えいたします

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 今の第1回目の答弁で、部長のほうから水洗化率100%を目指していくと、それとまた水洗化率はまだまだ70%台であるという形であります。まだまだこのご時世におきまして70%というものがいかな数字なのかという理解は執行部のほうにお任せをしますが、本来ならばもう90%台にあってもいいのではないかというふうに感じております。

また、管理台帳システムにおきましてGISはあるが設置に関しては住基あたりで判別できるというところであろうかと思われま。下水道に関しての工事におきましては、洒水の桜山地区の次には永南地区であるというところであろうかと思えます。やはり30年前に始めた公共下水道事業がもう更新の時期に来ており、それにかかった財源そのものがその当時の人口よりは、当然今は人口が減ってきておりますので、それを踏まえれば、この下水道事業そのものをどのような形でやっていくかというのはおのずと見えてくる部分であろうかというふうに思われます。

再質問に移ります。1回目の答弁の公共下水道の接続、未接続で一つ気になる点がありますのでお聞きをしたいと思いますものですが、私は、余談になりますが酪農業を営んでおります。畜産業において家畜排泄物処理法というもので堆肥の野積みであったり、圃場への無駄な投棄が水質汚染を招くとして、頭数規模に見合った堆肥舎の建設を我々は義務づけられておりますし、私も法施行と同時に多額のお金をかけて堆肥舎を建設した次第であります。これを踏まえまして、要するに本来、法的に下水道に接続をしなければいけない医療関係あたりを含めた商工関係、個人事業所で接続していないのは何件ほどあるのか。また、それに対する行政としての対処はどうされているのか、お聞きをします。

2点目、また供用開始から30年経過をした管渠の老朽化による更新の時期もそろそろ始まるのではないかというところではありますが、今後その更新時期においてそれをどのような形で判断をされていくのか、お聞きをします。

3点目、それと特別会計の自立した運営、いわゆる独立採算を本市は目指しているのか、いないのか。先ほどの答弁で部長は一般会計からの繰り入れをもって今後永続的にやっていかなきゃいけないという形で言われましたけれども、本当にそれでいいのか。そこをお聞きします。

4点目、今、現在設定されております下水道の使用料というものは適正とお思いなのか。

以上、4点を再質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

集合型整備地域内での未水洗化の市内事業所の数といたしましては、約 70 事業所でございます。また、個人世帯の未水洗化の数といたしましては約 2,100 世帯でございます。水洗化の推進につきましては、市の広報への掲載並びに個別訪問等で加入促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、管渠施設におきましては、耐用年数が約 50 年でありますことから、早いところでは 20 年後には耐用年数に達し、今後は長寿命化計画に基づきます調査を行いまして更新をしていく必要があると考えているところでございます。

特別会計の運営につきましては、ご存じのとおり、現在の状況から申し上げますと、下水道関連の特別会計 4 会計でございますが、それぞれ下水道使用料や分担金、負担金等の徴収だけでは運営ができていない状況でございます。不足する分を一般会計からの繰入金で補っている状況でございます。その繰入金につきましては、各会計ごとに申し上げますと、平成 23 年度の公共下水道事業特別会計 1 億 299 万 7,000 円、特定環境保全公共下水道事業特別会計 1 億 8,011 万 2,000 円、農業集落排水事業特別会計 2 億 88 万 3,000 円、地域生活排水処理事業特別会計 2,162 万 5,485 円、合計いたしますと 5 億 561 万 7,485 円でございます。

下水道事業は、行政サービスを継続していくためには整備をされておられますも処理場や管渠、改築、更新、修繕の継続を実施していかなければなりません。このような中で特別会計の運営は下水道使用料や分担金・負担金の徴収だけでは厳しい状況でございます。今後もある一定金額を一般会計から繰り入れながら運営していくものと考えているところでございます。

また、低普及地域におけます普及拡大に加えまして、健全な水環境の回復の維持や省資源・省エネルギー対策など、環境に対する役割が大きく下水道に対して期待されると思っているところでございます。少子高齢化や人口減少の問題、あるいは水需要の減少など、社会的変動によります外部情勢の動向からは、下水道経営の観点から極めて厳しい財政状況となっていることから、最小の経費で最大の効果が得られますよう適正な下水道使用料や施設計画の規模の設定、健全な事業経営に向けた事業展開と利用者のサービス水準の維持向上に努めていかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東英俊君。

[登壇]

○6 番（東 英俊君） 今の部長答弁で一つだけ気になった点というのは、今後やっぱ

り財政的な歳入の部分で地方交付税そのものも今後減額されていくというところで、一般会計から５億円ほどの繰り入れを行っていかなければいけない、この金額が永遠に続くものであろうかというところでもあります。そういったところをきちんと踏まえた上で、下水道事業会計というのはやっていなきやいけないんですが、そこを踏まえまして再々質問に移ります。

最後に、数点を執行部のほうに提言をし、市長の答弁を求めたいと思いますが、公共下水道事業の菊池処理区において、答弁にもあったように、供用開始から３０年を経過し、来るべき更新時期のために調査のための予算措置が必要であろうかと思われます。建設段階の財源においては、国庫補助金と起債により対応できておりますが、多額の初期投資となり、起債残高が多年にわたり累積するため、その償還が下水道経営の中で大きなウエイトを占め、一般会計の負担を必要としているわけであろうかと思われます。本来、ここで下水道経営の自立を求めるとするならば、公債費・維持管理費など網羅したところで下水道使用料を賄っていかなければならないというふうに思っておりますが、本市みたいな人口や産業の集積度が低く、地形などの構造的な問題を抱える自治体では到底無理ではなかろうかというふうに思われます。

そこでお聞きをしますが、下水道事業経営を進めていく際、大都市と本市みたいな中規模自治体の構造的な格差を是正するために、早期に国に対して財政支援制度をさらに充実させるよう求めていく必要があるかと思われますがいかがお思いですか。

２点目、また適正な下水道使用料の設定という観点から、公共下水道の利用者が納得できる料金体系の構築が必要であろうかと思われます。これはあくまでも料金を上げていくというふうにした場合でございますが、そのためには経営計画を策定し、公費と私費の区分を明確化するなど、経営改革の一環として企業会計方式の導入をし、経営状況を明確にした上で利用者である住民に公表をしていく必要があるかと思われますがいかがお思いですか。

また、５人槽、７人槽の合併処理浄化槽を設置し、その維持管理費が年間に約７万円ほど今現在かかっているかと思われます。設置をしたときには４人、５人、６人家族であったものが、今現在一人暮らしとなった場合でも、そのような維持管理費を払わせていくつもりなのか、市としてどういった形で対応をしていくおつものなのかをお聞かせください。

以上、３点を再々質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 東英俊議員のご質問にお答えいたしたいと思いますが、振り返って20年ほどぐらい前になるのでしょうか、石垣の地でお会いしました。私が恐らく東家のおじいちゃん、おばあちゃんがまだ自分の孫を抱っこする前に、生まれて間もないお子さんを抱っこさせていただいたことを記憶いたしております。そして、女の子でありまして、仕事が仕事で酪農関係であったために、たしか「まきばちゃん」と言われておったことも記憶いたしております、まもなく成人されているのではないかなと思っております。今日は下水道に対しての質問であります、本当に遠く忍べば石垣の空、大変澄んでいました。そして、また本当に海が綺麗でもありましたし、空も澄んでいて、何か心洗われるような気持ちの土地だなというふうに思っております、そんなところで過ごされた東議員であればあるだけに、水質の汚濁だとか、大気の汚染だとか、環境の問題に特に熱心に取り組んでおられるのではないかなと思って質問を聞かせていただいたところであります。長年にわたりまして私もお世話になりましたことについて、それぞれの観点から評価をしていただきました。また、ご指摘もいただきました。もうこの議会を持ちまして最後ということでございまして退任いたしますけれども、後については、ぜひひとつ東英俊議員をはじめとする若い議員の方々にお任せをして、正しい方向に菊池市を導いていただきたいなと思います。

さて、下水道問題についての財政問題からのご質問であります、財政の支援制度については、先ほど下水道関連の4会計の運営状況を申し上げましたけれども、下水道使用料金や分担金あるいはまた負担金、この徴収だけでは運営ができないために、やむを得ず一般会計からの繰入金で補っているというような状況でございします。国からの財政支援制度がさらに充実されるようであれば、一般会計の負担も軽減できますので、国に対して常にこの全国の市長会、あるいは議長さん方もそうでしょうけれども、地方6団体それぞれにこの国に財政支援制度の充実を呼び掛けていっているところでありますし、また引き続きそれを訴えていかなければならないと考えております。

企業会計方式の導入公表につきましては、現在総務省によりまして地方公営企業法の法適化に向けまして義務化する方向で進んでいます。本市といたしましては、企業会計の移行期間が2年ないし3年程度かかるために、スムーズな移行が行えるように現在調査段階であるということでございます。また、住民の公表については、現在も市の広報紙に特別会計の運営状況をこれまでも公表しているところがありますが、企業会計移行後も当然のことでございます。市の広報紙等で市民に公表していかなければならないと考えております。市町村型の合併処理浄化槽の使用料につきましては、浄化槽の年間経費が大きさによりまして定額でありますために、

少人数の所帯というのはその負担が1人当たり大きくなっておるということでございます。こういったことから、使用料につきましては負担の公平性の観点と、それから財政面での安定化を図る必要性から、菊池市生活排水処理施設運営協議会というものがございまして、こちらのほうにおいてご意見等を伺いながら検討している状況であります。今後、市民サービス、その他の集合処理料金、また浄化槽事業の特別会計の運営状況に対しましても十分検討していきたいと、このように考えておる次第でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、坂本昭信君。

[登壇]

○14番（坂本昭信君） それでは、一般質問させていただきます。

市長におかれましては、長い間、大変ご苦勞様であったと思います。また後でお礼申し上げますけれども、それでは一般質問させていただきます。

4月からいよいよ学校の廃校が始まりますが、今後の施設の維持管理はどうするのか、校舎、体育館、運動場等の維持管理でございますが、これをどのように行うのかお尋ねします。

それと、現時点での利用計画はあるのか、ないのかもお尋ねします。

3番目に利用の方法はどのような考えであるかお尋ねいたします。

これで1回目を終わります。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

まず維持管理につきまして、本年4月からの維持管理につきましては、光熱水費、電話代、警備保障料、浄化槽の管理費、消防点検費など、引き続き学校教育課で予算を計上させていただいているものに加え、PTAが行っておりました奉仕作業に代わって除草の委託費用などを企画振興課で計上して良好な維持管理に努めてまいります。

また、体育館やグラウンドなどの体育施設は、現在も利用されておりますので、閉校後も従来どおり活用できるように社会体育課で対応することとしております。これらの維持管理は、地域の皆様と協議を進める中で次の活用形態が決定するまで市が行っていかなければならないと考えているところでございます。

それと、現時点での利用計画はというようなご質問でございますが、市の活用案についてでございますが、学校施設は市の財産となりますので、最初に市が利活用を考える必要があります。そのため、市の内部組織になりますが、重要な企画等を

審議する企画振興検討委員会の中で検討を進めることとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○14番（坂本昭信君） 学校の施設に対しては、市が管理するというところでございますが、例えばですね、私が思いますに豊かな自然環境の中で子どもたちが心豊かに育つように、自然体験学習教室として利用するのも一つの手ではないかという考えもあるわけでございます。やはり夏の暑い時期、この追加予算見てみますと、学校の空調施設もありますけれども、やはり自然の中でその暑さ、寒さを感じながら子どもたちが成長していくということは大事なことだと思います。これからの社会におきまして、あまり機具に頼った空調ではなくてですね、自然の中でのびのびと子どもたちを育てていきたい、そのような考えもございますので、やはりそこまで各学校が週にどことどこが今日はそこに連れて行くという感じでですね、バスを利用しながらそこに連れて行って、その中で、自然の中で勉強させるということもかなり大事なことでないかなと思うわけでございます。このようなこともございまして、そのような考えもしていただきたいと思うわけでございます。

続きまして、現在老々介護で非常にこの老人介護が施設に入るにしても300人待ち、400人待ちのような状態でございます。このようなことを考えますとですね、やっぱりその介護する側の立場に立ちましてもですね、やはり非常に大変なことでございまして、後先を考えながら共に自殺するというような事件も起きているわけでございますが、このようなことを考えるときですね、やはりその行政がどうせ管理するならば、そういう施設も必要じゃないかなと私は思うわけでございます。やはりこの施設がこれから団塊世代の方々も高齢化になっていかれますし、そのことを考えますときに、非常にこの老人福祉問題に関しては重要な課題じゃないかなと思うわけでございます。そのことによりましてですね、やはりその介護のやり方はいろいろあると思いますけれども、若い者が仕事をする間、老人の預かり場所というような利用の仕方もありましょうし、NPO法人とかを立ち上げて介護する方法もありましょうし、またですね、これはお互いがお互いを見守っていくというような感じで、その老人の方々に寄ってもらって元気の方が炊事をしたり食事の準備をしたりしながら、だんだんと若い人たちにそういうことを、できることを自分たちでやって、自分たちで助け合って生きるという方法もあろうかと思います。このようなことをいろいろ考えながら、多方面にわたって利用方法を考えていただきたいと思うわけでございますが、いかがでございましょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

庁内の各課に利用規模や学校との連携事業について調査をいたしておりますので、まずこれらの結果を踏まえ、活用が可能であるかどうかの検討から進めてまいりたいと思います。またこれらの活用案につきましては、現在各校区において地域の代表者からなる学校跡地等活用校区検討会で活用の方向性を話し合う予定にしておりますので、地域の皆様の思いを最大限に汲み取って、ご意見やご要望を伺いながら活用につなげていかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。

閉校予定地の利活用につきましては、地域の皆様の大きな期待もありますので、その思いを十分に考慮しなければならないものと思っております。そのため、地域の活性化のためにどのような福祉関係の施策が必要であるかも企画振興検討委員会の中で検討してまいりたいと考えております。

また、施設を利活用するために特定非営利活動団体であるNPO法人等の団体が事業者として参画されることも考えられますが、その団体の設立目的や活動内容を検証し、地域社会にとって望ましく、地域の方々の共感と参加が望めるような団体であるかを見極める必要があります。そのため、NPO法人の立ち上げへの関わりは慎重に検討する必要があるものと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○14番（坂本昭信君） もちろん地域の方々の意見も大事でございますけれども、やはり市の財産であり、市の施設でございます。住民の方々の利用、全面的な利用ができるような施設にして育てていただきたいと思いますというわけでございます。

それでは、次の質問に移ります。矢護川の災害復旧についてお尋ねいたします。昨年7月の九州北部豪雨による河川災害は、矢護川をはじめとして矢護川と合志川の合流点から下流に大きな被害をもたらしました。それから8カ月経ちます。もうぼちぼちと復旧も進んでいるようでございますが、ところによっては日々の生活に事欠くような場所もございます。そのことを感じますときにですね、計画はどのようなになっているか。特に玉尾橋周辺の復旧工事は急ぐ必要があると思いますけれども、どのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） ご質問にお答えいたします。

県に矢護川の災害復旧の状況について確認いたしましたところ、災害関連事業で取り組んでいるということでございます。玉尾橋付近の施工区域につきましては、河川に隣接いたします家屋が多いため、再度災害を防止するために優先的に進めているということでございます。現在の進捗状況につきましては、昨年11月末に地元住民の皆さんへの事業説明会及び本年1月中旬に用地関係の説明会、2月に入りまして土地の境界立ち会いを実施しているとのことでございます。今後は、工事に必要な用地につきまして地権者との交渉を行いまして、用地買収後に工事発注となる見込みとのことでございます。工事につきましては、今年の梅雨を念頭に置きながら進めていくと聞いているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○14番（坂本昭信君） 日々の生活にかなり不自由されているところもでございます。

いろいろ地権者による交渉もありましょうし、いろいろあると思いますけれども、一時も早くですね、して見てみるとですね、毎朝毎朝その鍋の底よりも遠くに回って表に出てこにゃいかんというようなところもでございます。それを考えるとですね、やはり早く終わってもらいたいと思う気持ちでございますので、早急に要望いただきまして終わっていただきたいと思うわけでございます。

それでは、最後ですけれども、行政についてお尋ねいたします。市長は今議会で、最後の議会でご勇退されると聞きました。市長の今までやってこられたことに対しまして感謝申し上げますとともに、反省すべき点は反省して議会としてやっばりしていかなければいけないなと思う点もあるわけでございます。今、市長は8年間確実に実績を積み上げてこられました。市長の手腕、実績等につきましてはですね、私の前の質問で6名の議員の方々がお尋ねになってまいりました。それで、私は勇退される市長に対しまして失礼とは思いますが住民の代弁者としてですね、いろいろお尋ねしていきたいと思います。合併後、菊池市の中心市街地の街なみは大変きれいになりました。合併特例債の配分率はわかりますが、旧町村と中山間地の住民の方々のそれに対する想いはどんなだったかと思うとですね、特に住民の意見から聞いてみますと、菊池市ばかりようになっておっどんはどぎゃんだらうかと、このことがいつもいつも繰り返し繰り返し聞いたわけでございます。このようなことを考えたときにですね、やはりそれはもう予算関係もありましょうし、いろいろ

ありましようし、私たちども説明不足の点があったと思います。その点は反省していますけれども、住民がどのように理解されていたのだろうかと思ったときにですね、この住民が行政に対する不満と申しますか、そういうことがですね、やっぱり裏返しになって合併って何だったのだろうかという感じもあっただろうと思います。それに、特例債の期限も近まりつつある中でですね、七城のまちづくりにつきましては、まだ何の音沙汰もないような感じでございます。このようなことを考えますときに、やはりその公正公平、スピード感を持ってやらにゃいかん面もあると思いますけれども、やはりその点も反省すべき点ではなかったかなと思うわけです。

そんな中であってですね、その平成19年3月の竣工となっておりますけれども、亘甲森線の今村橋からの市道の信号までの開通の見通しがまだ全然立っていないわけですね。これは、どんなになっているのかなと思うわけでございまして、この土地交渉ができないからできないことだったと思いますけれども、その竣工する前にですね、その工事に係る前に土地交渉の状況はどんなだったのかなと思うわけでございますが、このような点についてお尋ねします。

それと、今、工事が行われています隈府中央線、その市道の信号から御所通りまででございますけれども、これは先が行き詰まりでですね、この利用価値がどれだけ波及効果が、経済波及効果があるのかなと思う点もあるわけでございまして、そのような、やはり住民は見ているところは見ていますよね。それを考えたときに、どのように住民に説明したらいいのかなと思うわけでもございますので、お尋ねしてみたいと思います。

それと、もう一つの件でございますけれども、ポケットパークでございますけれども、ポケットパークの足湯がですね、非常に産交バスの停留所のところにあるポケットパークはですね、冬になると冷たくぬるくなってですね、もう手を付けてちょっと感じるなぐらいの温度でございまして、夏は日がかんかん照って暑くて入れられないような状況でございます。これを考えたときにですね、いかにその県からの補助事業とはいえですね、この税金の無駄遣いじゃなかったかなと思う点もあるわけでございまして、やはりこの八媛荘の泉源からあの距離を土中をいれてくるならば、やはり温度は下がるのは当たり前で、利用状況を見てみますと、あまり、あまりというか、全然利用がないような感じでございまして、たまに子どもが入ったり、夏場ですね、子どもが入ったりするぐらいで、何回通っても、冬は何回かあそこに手を付けて、どれぐらいのぬくさかなと思って触ってみますけれども、やはり温度は上がらんわけですね。それで、都市計画のほうに行ってみますと、温度上げときましたと言いますから触ってみると、そのままの状態、やはり

そういうことを考えるに、やはりこの前誰かの議員さんが是々非々で決めにやいかんとおっしゃいましたが、私は非でございましたので、もうそれはあれでございますが、やはり議員もある程度責任はあって、いかんことはいかんで通さんと、執行部が提出した議案は全部通そうという考えではだめだと思います。今後、市長もこれで勇退されますけれども、今後の議会においてはですね、やはり是は是、非は非として決めていかなければ、今、市民にこの財政が行き詰まっていく中であって、維持管理もしていかにやいかん、いろいろ考えるときにですね、やはりだんだんと市民にしわ寄せが来るのであって、そのことはやっぱり執行部も議会もそうでございますけれども、そのところを考えてですね、やはり決めることは決めていかにやいかんと思うわけでございますが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

大変お褒めの言葉をずっと羅列されるのかなと思いましたところが、最後の厳しいご質問でございます。また、言われますように、議会、是々非々でいくべきであると私も全く同感であります。ただ、議決をされたときには、それに従っていくのが議会制民主主義であるということを申し上げてきたところであろうかと思えます。

足湯が2カ所ほどありますが、これはご案内のとおり3カ所の計画がなされていたものにつきまして、1カ所を断念しまして2カ所ということになっております。旧菊池市のまちづくり交付金の事業の中で、平成23年度において訪れる人との交流・滞留の場として、また地域住民の憩いの場を目的としましてのポケットパークを整備してまいりました。その施設の一つとして、それぞれ足湯を設置しております。足湯を設置しました経緯につきましては、平成20年度におきまして県が中心市街地のまちづくりを推進するためにまちづくりを担う人材の育成事業、くまもとまち育て塾というものを県内2カ所、県北は菊池市でございましたが実施をされました。現地の見学やワークショップを重ねられまして、最終的な報告会におきましていろいろな提案がありました。その中の一つとして、足湯を利用した健康ウォーキングの提案がございました。このことについては、検討しまして、結果、ポケットパークの設置に併せ整備するということといたしたところでございます。このポケットパークは、県が推進しておりますアートポリス構想に基づきまして事業を実施しております。アートポリス構想というものは、後世に残すべきものは文化的な資産ということでありまして、残るべきものがあれば文化ではないのかといった、当時については細川知事の時代でありましたが、そういったことで、残り得る優れ

た建造物を県内各地につくって、そして都市文化、あるいは建築文化への関心を高めようということで、地域の活性化に資する熊本独自の豊かな生活空間を創造する事業で菊池市では初めて取り組みとなっております。県北のほうでも極めて少ないのではないかと思います、建築の専門家の方々をはじめとして、熱心な方々はこの地を訪れて見学をされているということでもあります。また、シンポジウム等もたしか開催されたことがあったかなと思いますが、観光客や市民の方々が市内を散策して買い物をする場合、そんな場合によく言われていたのが街中にトイレがないというお話でありました。トイレをつくるのに用地の買収、トイレをつくるということについて、そういった支援制度というのがないために、何か財政支援をいただけるようなものはないのかなということでも考えておったところであります。それで、このまちづくり総合交付金事業というものを利用いたしましてポケットパーク、そしてトイレの設置をしたということでもあります。足湯だけを目的としたものではないということもございます。特に祭りや軽トラ朝市などがございまして、イベントの開催時には関係団体から公衆トイレの設置をぜひしてほしいということが強く要望されてまいりました。仮設トイレをいつも付けなければならない、どこにあるかわからないというようなこともあって、ポケットパークにトイレをとということになったところであります。

また、切明地区にありますポケットパークには、この足だけではなくて手を付ける、手を温める、手湯を設置しております。近隣に老人福祉センターやまたは病院、あるいはホテル等が隣接することで、菊池を訪れられます観光客の温泉客の皆様にも車いすでも温泉に親しむ機会を持っていただけるために車いすの方は手湯を利用していただくということで設置をしたところであります。

今後につきましては、これは今述べられましたように、冬場は寒くて囲いがあるわけでも何でもありませんので、私も家の近くでありますのでよく拝見をしておりますが、冬場の寒いときには全く人影がありません。一面、もったいないなという思いがいたしますが、何か湯気が上がってほかほかとした感じだけで、本当にもったいないという思いのほうが勝っているというのが現実でもあります。

そういうことで、今度は夏場になれば夏が暑すぎるというようなお話もありましたが、本当に利用する期間というものについてはいろいろと問題を提起しながら考えていくべきではないのかなというふうに思います。例えば、春の季節になったらバラ湯になってみたりとか、あるいは菊池の特産のゴボウ湯になってみたり、あるいは体にいいかどうかはわかりませんが検証してそういうことでやったり、またそのほかには牛乳が、よく牛乳風呂というのがありますが、牛乳あたりはどうかといった、そういったものもあるのではないかなと思って、いろいろ今後考えていく

べきことではないかなと思います。

隈府中央線でございますが、菊池ばかりがよくなってということでございますが、旧菊池の計画の中で都市計画事業として、このまちの区画整理事業をやろうということが随分進められましたけれども、そのことが巨額の費用を要するために断念をいたしまして、それでアンケート等々を取りました中で、旧菊池市民の意向といたしましては、何とか街中の整備をしてほしいと、段差解消をしてほしいと、そういった意見が出ました。また、いろんなところで転んでケガをするようなおじいちゃん、おばあちゃんも出ているということもありまして、この街中をよくしようということで旧菊池市の計画に基づいて執行してきたということでございます。

また、それぞれの4地区におきましても、必要性のあるところは当然やっていかなければなりませんし、旭志地区においてもその整備はさせていただきました。七城のほうのまちづくりにつきましては、非常に優れてこれまで取り組んでおられますので、やるところがないぐらいになっているという状況ですが、必要なものについてはどんどん手を挙げていただきたいと思いますと思っております。

中央線については、10年間の事業として15年度に事業認可を受けて事業に着手しましたが、24年度までの、今年度までの10年間の事業として実施したんですが、延長は約430mで、一部用地の関係で完了できていない、完成に間に合わなかったということがありまして、今後これについては引き続き用地の交渉をしていかなければならないと思います。10年間の総事業費は約15億5,000万円ということになっております。

また、隈府市街地では住宅が大変密集しておりまして道路が狭いために、一方通行など交通規制が行われるなどしまして不便な状況が続いておりましたが、隈府中央線を整備することによりまして、交通の利便性や中心市街地へのアクセスの向上と火災や震災時の緊急避難路の確保などが図られました。私はこの前々回の選挙の折りにおきまして、このことについての公約と掲げておりまして、防災に強いまち、災害に強いまちということで街なみの整備をするということを申し上げてまいりまして、この8年間でその完成がほとんど見られてきているというところでありましたが、まだ残りが残ります。また、この事業に関連しては、軽トラ朝市などかスタートしておりますので、このイベントではバンドの演奏とか、あるいはフラダンスの会場であるとかとして利用されまして、隣接するポケットパークとともに、この中央線というものについては中心市街地の、いわゆる住環境の整備のほうに一助となったのではないかなと思っております。まちづくり交付金については、平成20年まで、今申し上げましたようで2期目ということでございます。

今村橋は、あれは亘甲森線、今村橋から大琳寺の木庭橋線にあたるまでの間です

ね。市役所のすぐ近くです。市道の亘甲森線の改良につきましては、国道３２５号線、菊池大津間の分でございますが、この市街地へのアクセス道路として整備を進めております。平成１９年度に今橋の架け替えが終了したのですが、その後、市道の隈府中央線まで、すなわち市役所のすぐ前ですけれども、そこまで、この中央線までの取り付け部分の約３８０ｍでございますが、この早期完成を目指して事業の推進を図ってまいりましたが、事業への理解が得られない部分がありまして、現在休止状態と、このようになっております。関係者にこれまで何度も出向きまして交渉はさせていただいておりましたが、先方のほうの意向によってしばらく交渉はとどめておいてほしいということもございまして休止状況になっておりまして、また引き続き交渉に入っていくべき時期が来たというふうに思っております。事業推進に今後また努力をしていかなければなりません。そういうことで、お答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○１４番（坂本昭信君） 市長は、これで勇退されるわけでございますので、大変お疲れでございました。しかしながら、今まで街中で１５億６，０００万円つぎ込まれました中ですね、今後新しい市長に中山間地周辺市町村の発展ですね、これを願っていきたいと思います。やはり農家、菊池は農業市でございまして、農業がとても盛んでございますので、やはり中心市街地の活性化も農業の活性化を図ることによって、そのどれだけかの恩典はあると思います。やはり、その基幹産業である農業がやはり元気づいていかなければどうしようもないような状況にあるのではないかと思いますので、本当に市長に対しましては失礼なことを申し上げまして、最後に後味の悪い思いだったかと思いますけれども、どうぞ体にご自愛いただきましてご活躍いただきますようお祈りいたします。どうもありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前１０時５９分

開議 午前１１時０９分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[登壇]

○１８番（坂井正次君） おはようございます。昼からの質問とばかり思っておりますけれども、午前中になりました。福村市長への最後の一般質問となりました。私

も坂本議員と一緒に、是は是、非は非で今まで言っただけでした。何はともあれ、長きにわたり福村市長におかれましては大変お疲れさまでございました。最後の質問も積極的な質問、そしてまた是々非々の質問で締めたいと思います。

まず、通告に従いまして、人口増の施策について質問をいたします。菊池広域連合の主要統計によりますと、菊池郡市ですね、元の、平成17年には16万5,050人の事項が平成22年には17万4,164人、9,114人増えております。単年度で1,882人です。我が菊池市は、5万1,862人が5万1,944人、1,668人減少しております。単年度で333人ですかね。合志市は3,355人増えて5万5,000人今はいます。単年度で671人増えております。大津町は2,127人、425人増えております。菊陽町は5,300人増えて、単年度で1,060人増えております。このように、菊池市近隣の市町村は熊本でも大変人口が増えている地域でございますけれども、菊池市もその隣でございます。せめて現状維持ぐらいまではしたいものでございます。しかし、このまま手をこまねいていても人口減少に歯止めはなかなかかからないと思います。少子高齢化を防ぐためにも手立てが必要だと私は思います。

そんなとき、熊日新聞に玉東町の定住促進策オレンジタウンの記事が載ってありました。ちょっと読んでみます。玉東町の前田町長さんですね、特に定住促進策に力を注いできた。JR木葉駅近くに14億9,000万円をかけて分譲住宅オレンジタウンを単独開発、民間を活用した町営アパートの運営にも取り組んだ。多額の資金を投入したハード事業を不安視する声もあったが、自信があったし、実際に成功だったと思う。町外からの移住は増え、人口も微減に留まっていると胸を張っておられます。若者の定住増にとって興味ある試みだと思いますが、市でやっている分譲住宅についてどう思われますか。また、県下で他の市町村にはオレンジタウンのような例、分譲宅地はありますか。これが一つの質問です。

続きまして、近年、地域集落の若者がゆめタウン地域や合志市の分譲住宅に新居を構え移り住むことが増えております。本市も熊本市にも近く、また本田技研、ソニー、東京エレクトロン等、大津、菊陽町の工業団地にも近く、本市にも旭志、泗水、七城、菊池市にも工業団地がございます。住むには条件的にはそんなに悪くはないと思いますが、現実には減少していると思います。私は、原因は主に2つあると思います。一つは、部落の行事、役職をたくさんもらわなければならない。また、集落の行事に参加せねばならない。また、消防に入らなければならない。そういうために、そのようなしがらみがないような他の分譲地に移り住んでいっている若者も多々あると思います。もう一つは、家を建てたくても適当な分譲地が地元がないために、さっき言ったゆめタウンや合志市に移り住む若者がいると認識をしております。

ます。集落の行事や消防団に入りたくない若者が多い、家に住んで人糞、消防へ行かなかつたら無身を強制的に徴収される集落もあります。市としても地域の中心的役割を果たしている地域集落、その中に子どもが巣立ち、よそへ出て行って、老人世帯がどんどん増えております。その後に待っているのは、空き家の増加で集落がなかなか維持できなくなっているのも現実でございます。ここは市としてもですが、若い人がその集落に留まっていけるような集落の役職、行事また消防団等の行事ですが、市としても若者にそういった無理がないように考えられないか。どうにかして若者が集落に残りやすい環境を市も一体となって考えねばならないときに来ていると思いますが、いかがですか。これが第2点目の質問です。

第3点、前にも述べましたが、田舎の集落から若者がどんどん街部へ流出し、お年寄りが増え、やがて空き家が増えています。もう我が七城町の集落も、他人事はなくなってきています。そんな折り、日本農業新聞に愛知県豊田市の空き家情報バンク制度の記事が載っておりました。10年間で33戸の空き家に77人が移住したそうでございます。記事にいろいろ書いてありますけれども、市として物件の改修費80%、上限100万円を補助するとかいろんな奨励措置があるそうです。本市にも空き家バンクなるものがあるとのこと。どのようになっているのか、お聞かせください。

以上、3点を1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 坂井議員のご質問にお答えいたします。

本市の住宅政策の柱である菊池市住宅マスタープランでは、菊池市の田園や森林環境を生かした安らぎと優しさを感じる住まいづくり、まちづくりを基本理念に5つの基本目標と12の基本方針、26の具体的施策を掲げ、平成19年度から28年度を期間として進めているところでございます。その中で、新築住宅着工件数が平成7年度の210戸に対し平成17年度では284戸で、約1.4倍の伸びとなっており、民間住宅については建て替え改善を支援する体制の充実を図ることとしております。したがって、現時点では分譲住宅の造成は考えておりません。

また、定住化促進に向けたガイドラインでは、空き家・空き地の情報発信や定住支援への優遇策のPR、住宅開発支援としての民間開発や個人新規取得への優遇措置や助成を行うこととしております。具体的には、情報発信として、空き家・空き地活用制度や住宅開発支援として2戸以上を対象に共有道路部分への下水道敷設や住宅改造、改修への助成給付などを行っております。

次に、県下で分譲住宅を実施している自治体につきましては、八代市、玉名市、

山鹿市、上天草市、氷川町、津奈木町、山江村、球磨村などがございます。区画につきましては20区画前後のものが大半となっており、既に終了に近づいているものもあるようでございます。このほか、住宅を取得した場合に助成するといったことと実施している自治体がいくつか見られるようでございます。

地域の行事や共同作業への参加が若い方の負担になっているのではないかというご質問でございますが、現状を見てみますと、共同作業への参加はどこも50代から70代の皆さんが中心となり精力的に作業をこなしておられます。一方、若い方につきましては、休日には子どもとの関わりが深い学校の部活動などを中心に多くの時間を使われておりますし、夏祭りなど地域の行事については積極的に参加をしておられます。近年では、地域の行事や作業に加え、子育てでも多くの行事への参加が求められるようになりましたが、これらの行事や作業は地域の活力を維持し、存続させていくという面では不可欠なものでございます。そのためには、年輩者と若い世代がコミュニティ活動の意義を理解し、自分たちの地域を愛する気持ちを共有することが何よりも大切であり、またそのことはずっと変わらないものと思っております。

現在、雇用の場の確保や子育ての環境の整備として、優良企業の誘致、就農支援、すくすく子宝祝い金の支給、さらには子ども医療費の助成といった支援を行っております。これらの施策が共同作業や行事への参加に負担を感じている若い方への一助となり、菊池市に住んでよかった、住み続けたいと感じていただくことが重要であると思っております。

次に、空き家バンクにつきましては、定住促進に向けたガイドラインに基づき、空き家・空き地の情報発信の具体策として、本市でも平成21年6月より運用しております。現在まで5世帯10人が移住しておられます。このほか、田舎暮らしを応援しているNPO法人と協力協定を締結し、空き家調査や移住者支援を実施していただいております。16世帯、48名の方がNPOを通じて移住されております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○18番（坂井正次君） 今、総務企画部長がお答えになられましたけれども、もちろんごもっともな意見だと思います。ただ、現実としては、やはり菊池市は相当減少しているというような現実でございます。内からやはり外に出ている人がいる。よければ、外から内へ呼び込みたいというような気持ちも私にはございます。

そこで、玉東町のオレンジタウンに私は非常に興味を持ちまして行ってまいりました。玉東町役場の総務課の・・・・・・に説明を受けまして、実際、オレンジ

ジタウンを見てまいりました。玉東町のＪＲ熊本本線駅前に位置し、熊本・玉名への通勤通学は非常に便利だなと思いました。街なみルールというのがありまして、塀をあまり高くしてはいけないとか、景観をよくしようとかいうルールがそうです。大変雰囲気もよく、一見イタリアの住宅街のようでした。１１８区画ございまして、現在はもう９２％予約してあるそうでございます。事業費１４億９，０００万円、補助金３億７，０００万円、まちづくり交付金だそうでございます。起債４億４，０００万円、単独費は６億８，０００万円、その中には、一応町民皆さんが使う道路、橋もその中に入っているということでした。分譲住宅の売上げが８億円だそうでございます。残りの７億円のうち３億円が一般車両やその橋を架けた経費だと言っておられました。残りのその４億円がまちづくり交付金と言っておられました。土地の３．６ｈａが公共施設、住宅部分は３．４ｈａ、合計７ｈａだそうです。住宅奨励金制度があるとも言っておられました。オレンジタウンに定住するための家を建設する場合５０万円を助成、町外から定住者で中学生以下の世帯員がある場合、１人につき２０万円を助成。また、玉東町建設組合加入の住宅建築会社により家を新築する場合、１坪１万円を助成、これは上限５０万円と言っておられました。なかなか市としてはこういった分譲住宅を市で行う場合、果たして売れるかというようなことを大変心配されると思いますけれども、このオレンジタウンもできて３年ぐらいいは、年間１５件とか１２件しか売れなかったそうです。・・・
・・・その後どんどん件数が増えてですね、今では市職員が入るのはもったいないと町民の方が言っているくらい大変人気があると言っておられました。

このオレンジタウンの坪単価は、大体平均７万円だそうでございます。菊池市の方とかいろいろ話しましたが、菊池は５万円ぐらいいでできはいいかということちょっと聞きました。

このように、成功例もございます。市営住宅は、私が思いますには一時的に若者が住みますが、年を取り給料が上がれば、他の市町村の分譲住宅へ移り住むことが大変多うございます。ただ、菊池市には市営住宅が多いわけですが、一端市営住宅に住めば、自分の子どもがその地域の保育園とか小学校に通いますので、よければそこに住みたいと思う方が多いそうです。そういうこともありますので、やはりそういった人たちの受け皿といいますか、分譲住宅は私は必要だと思います。私は、市としてもっと積極的に分譲住宅をつくるとか、民間とタイアップ、協力、連携してでも民間分譲住宅地を促進するとか、若者の定住増施策が必要だと思いますけれども、執行部はいかがお考えですか。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

若い人が住む住宅政策というようなお話でございますが、分譲住宅につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、新築住宅の伸びが順調であることや民間住宅業者の事業展開も活発であることから、現在の施策としては場所を問わず造成につきましては考えておりません。

それとオレンジタウンのお話でいろいろご提案ございまして、ほかの自治体でも全国でもいろんな他市町からお見えになる方に土地の提供をするようなところもございましたし、助成をされるような自治体もございますが、人口減少する中で、今の現在の菊池市に税を納めておられる市民の皆様が不公平感を持たれるようなことであってはいけないと思いますので、そういうことも十分考えながら、当然のことながら増対策はいろんな施策の下に進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○18番（坂井正次君） やがて市長の努力によって川辺工業団地が企業が来ると思います。近くにたくさんの工場もございます。答弁としては今までとあまり変わらなかった答弁だとは思いますが、私たちもこういった分譲住宅などはもっと勉強をして、そして市としても積極的にになれるように働きかけをしていきたいと思っています。

続きまして、主要道路の整備について質問をしたいと思います。将来構想といいますか、ランドデザインといいますか、欠かすことができないのが、やはり道路網の整備でございます。人間でいえば、血液の循環にあたるものだと思います。私は養豚業をやっておりますけれども、以前は道が小さくて10tのフルトレとか来ていませんでした。今は、その10tが来ます。道が広くなっただけで、tの2,000円、3,000円は違います。私が月間280tぐらいえさを使いますので、もう70万円ぐらいすぐ一月に道路が広くなっただけで違うわけです。そういうことで、工場・企業の方が進出される場合、やはり道路が広い、通りやすい道路、そしてまた高速道路に近いというのが条件になってくると思います。また、発展している地域、人口が増えている地域のほとんどが4車線道路が通っております。また、計画的に整備をされております。大津・菊陽・益城などが良い例だと思います。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

.....私も二度、三度、３２５号線の４車線化実現のために早期の対処対応をと質問してきましたが、執行部におかれましては、どのように対処されたのか、進んでいるのか、お伺いをいたします。

第２点、県道植木インター菊池線のことについて質問いたします。現在、物流また観光客の流れの中心は九州自動車道だと思います。そして、また国道３号線であります。特に高速道路からの人と物の流れ、時間的に最短道路と申しますか、表玄関は、その名のとおり、植木インター菊池線であります。また、３号線から本市の各工業団地への物流の流れも植木インター菊池線で本市の工業団地をつなぐグリーンロードへとつながっております。

そんな中、３号線豊田から植木温泉までは歩道付き路幅も広い立派な道路が整備されました。しかし、本市境界線に入った途端、歩道もなく、路幅も狭くなっている。こんなにも変わらなくてもいいのと思うのは私だけでしょうか。菊池市の表玄関道路であります。企業誘致のためにも、産業振興上のためにも、観光振興上のためにも、トラックもバスももっと通りやすくなるよう早期に整備すべきだと思いますがいかがですか、お伺いをいたします。

次に３点目、田島工業団地のアクセス道路でございます。人と物の流れが全てを変えます。３つ目は物の流れであります。ある大きな会社の社長さんが言っておられました。田島の工業団地から高速、３号線へ行く道路、大きい車だとすれ違おうとき路幅が狭くなり、ちょっと立ち止まらなければならないそうです。企業としては、大変進出しにくいと言っておられました。そこで、昨年要望書が出されました。田島工業団地と七城工業団地を通るグリーン道路にアクセス道路をというお願いだったと思います。このアクセス道路、合併時、もともと新市建設計画にも上がっていた案件だと思っております。なぜ今まで進めなかったのか不思議でなりませんが、今日アベノミクス等で円安、株高、中国の政治不安等、また景気も大変よくなりつつあります。企業誘致もチャンス到来のこのときに、即刻早い対応でアクセス道路をつくるべきだと思いますがいかがですか、質問します。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 議員のご質問にお答えいたします。

国道３２５号４車線化の事業につきましては、１２月の定例会におきましても答弁をいたしておりますが、市街地区間においてのルート選定をする上におきましては、本市の中心市街地の方向性、また地域の活性化やまちづくり、都市計画等、密接に関連すると考えられます。今後は、県の動向を見据えるとともに、協議を行い

ながら進めるという考え方を基本といたしまして、新年度において市内の検討委員会を設置し、今までの経緯や条件整理、資料収集等の調査・検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、県道植木インター菊池線の七城区間につきましては、県に確認いたしましたところ、熊本市の北区植木町との市境界付近にあります野間橋の架け替え等、その前後の道路整備が検討され事業化が進められておりました。しかし、橋梁架け替えに必要でございます仮設道路のルート選定等におきまして難航いたし、事業の進捗が図られなかったということでございました。県では、市街地と植木インターを連絡する重要な幹線道路であり、観光振興のためにも整備が必要な路線であることから、地元要望を踏まえ事業の進展を図るために準備を再度進められていると聞いております。市といたしましても、今後引き続き県に対しまして事業の推進について要望を行っていくとともに、地元との調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、田島工業団地から市道小野崎花房線を結びます道路につきましては、田島工業団地と林原・蘇崎工業団地との間を結ぶとともに、主要地方道植木インター菊池線、国道３号線に通じる道路といたしまして、現在整備に向けた検討を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○１８番（坂井正次君） 植木インター菊池線、やはり植木町ですか、熊本市までは立派に整備されております。菊池に入った途端、歩道ありませんし、雰囲気がごろっと変わります。その点に関しましては、副市長も県のほう、大変詳しくございますので、ぜひこれご尽力をお願いしたいと思います。副市長、よろしくお願いします。

また、アクセス道路に関しましては、七城も積極的にやる、泗水も多分やってくれると思いますので、ぜひ早急なる対応をお願いしたいと思います。

国道３２５号線の４車線化について２回目の質問をいたします。私以外の議員さんも再三質問をされておりました。検討委員会をつくろうと思っていますというような答弁でございました。何も進んでいない。検討委員会というのは、どれだけ早くつくってもいいわけですね。進む、進まないは別として、これを立ち上げなければ一步が踏み出せないわけです。ほとんど前進していないと私は認識をしました。国道３２５号線は、市民の誰もが中心基幹道路と認識していますし、３２５号線の４車線化は本市の将来構想のためにも絶対に必要であります。さっきも言いました

ように、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・早く立ち上げてお願いといいますか、要望をしなければならぬと思うのは私だけでしょうか。何でやらないのかと私は不思議でなりません。早急に路線を決定し、計画を一刻も早くまとめなければ、なぜ前に進まないのか、本当に不思議でなりません。本市にとってこれができるとできないのでは大きな差です。大きな損失になります。なぜ一步を踏み出せないのか、あえてもう一回質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 質問のお答えをいたします。

県によります市街地区間の国道３２５号線の４車線化につきましては、以前、県より住民参加型の道づくりを進めるためにＰＩ方式、パブリックインボルブメント方式を採用しておるところでございます。これは、地域住民の皆さんや学識経験者及び行政関係者からなります国道３２５号検討委員会を設置いたしまして検討が進められているところでございます。また、議員ご存じのその件につきましては、議員もご存じのとおりだろうというところでございます。また、県の道路管理者でございます県におきましては、現在進めております旭志拡幅や今後進められると思われまゝ菊池拡幅の事業整備を優先し、これに伴います自動車交通量の変化等を見極めながら検討していくというところで聞いているところでございますので、本市といたしましては県の動向を見据えまして、先ほど答弁いたしましたように、内部検討委員会を立ち上げて調査検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○１８番（坂井正次君） どうも今の状況では、なかなかこの市街地を通り抜けるといいますか、ほかのバイパスといいますか、道路もなかなか見通しが付かないような感じがしました。今こそやるべきですよ。・・・・・・・・・・・・・・・・この地元がそれに計画を立ててやらなくてどうしますか。ぜひ、一步も二歩も前進していただいたと思います。

続きまして、合併して８年の市政運営について質問をいたします。市長は、今までこの市政運営についての答弁はもう何人も質問がありまして答弁されておりますので飛ばしまして、２回目の質問でまいりたいと思います。この８年で福村市長の功績、これもたくさんございました。問題点もございましたけれども。乗合タクシーの成功、これは日本でも初めての試みだったそうでございます。そして行政改革として、２つの老人福祉施設と３つの保育園を民営化された。また、学校の耐震を

ほとんどやり遂げられた。私の一般質問でお願いをしておりましたが、光ブロードバンドの全市接続ができた。また先ほども言いましたように、川辺工業団地の県の指定も受けた。本当によく頑張られたと思います。これからは、非でございますけれども、問題点です。全国でも珍しい泗水の問題が発生しました。これは何か原因があったはずでございます。また、九州産廃の問題、39万立方メートルの廃棄物並びに汚染土壌の埋め立て残余量が残った。また先ほども言いましたように、足湯等、費用対効果に対する問題もございました。それとあと一つ、私が思いますに、まちづくり交付金、そして合併特例債等の有利な補助金交付金措置がありましたが、私が思うに今一つ活力のある菊池、元気な菊池、魅力ある菊池になれなかったのではないかと私は思っております。

以上のことを申してきましたけれども、8年間の成功、また問題点を踏まえ、今後の市政に市長として望まれることはなんでしょうか。よければお答えください。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 坂井議員の質問に答えたいと思います。

早いもので就任をいたしまして8年が経過しようとしています。旧菊池市、そして泗水町、七城町、旭志村と、4つの自治体が大同団結して合併をしたわけではありますが、本当に月日の経過を早いなと思っております。私のこれまでの8年間とこれからの市政に期待するものということでのご質問でございますが、市民の皆様の民意を受け止めまして、議会の皆様方とともに行ってまいりました、それぞれ各種の事業につきましては、国の内外の動きに触れながら紹介をさせていただきたいと思っております。国内の社会情勢に目を向けて振り返りますと、市政の舵取りを任されました平成17年の国政はどういう状況だったか。第2次の小泉内閣におきまして、郵政民営化を三位一体の改革が進められておりました。その後、平成19年7月の参議院選挙におきまして、はじめて民主党が第一党となりまして、与野党の逆転が生じました。平成21年8月には衆議院選挙で民主党が過半数をはるかに上回る議席を獲得して民主党政権が21年8月に誕生をいたしました。参議院選では、平成22年にふたたび自民党が勝利をして、国政はいわゆるねじれ減少ということで混迷を極めていたところであります。その影響というのは、全国のそれぞれの各自治体にも少なからず波及したのではないかと、このように思っております。衆議院選挙においては、昨年ご案内のとおり、自民党が大勝いたしまして、連立政権におきまして自公連立の中にアベノミクスと呼ばれる大胆な金融政策、また機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を3本の矢として経済政策が進められております。これまでの間、国民の生活面では、社会保険庁の年金記録のずさんな

管理に関します年金問題や、あるいはリーマンブラザーズの経営破綻に端を発するリーマンショックが世界の経済に大きな影響を与えまして、国民の生活に影響を与えたところであります。

また、平成19年には北海道の夕張市が財政再建団体となったことも忘れてはならないことでございます。本市におきましては、行政改革大綱に基づいて簡素で効率的な行政運営と行政サービスの充実に取り組んでまいりましたが、アベノミクスに基づき進められる各種の経済対策には、迅速な対応が求められるものだと、このように考えております。さらに、生活や環境面におきましては、北京オリンピック、バンクーバーの冬期オリンピック、そして昨年のロンドンオリンピックが開催をされましたが、いずれも女性の活躍が際だって目立ったところであります。身近なことでは、平成23年3月に九州新幹線の全線開業を迎えまして、熊本県ではくまモンがゆるキャラ日本一となり、本県にとっても大変明るい話題となりました。本市におきましては、おしゃべりくまモンをメロンドームと共に企画政策しまして、昨年10月に2,000個を販売しましたが、約2週間ほどで完売となりました。その後、追加して5,000個を発注し、この5,000個も現在、ほぼ品切れ状態となっておりまして、非常に好調な売れ行きを示しております。今後またさらに3,000個を通過注文する予定となっておりますが、合計1万個の販売となります。全国の放送などでもたびたび取り上げられまして、当初の目的である福祉や教育分野への活用に加えまして、本市のPRにも大きく貢献できたものと、このように考えております。

菊池ブランドの推進につきましては、えこめ牛として菊池産牛肉のブランド化を確立するためには、飼料米のプロジェクト事業に参加する畜産農家に対しまして、飼料米の安定供給を図ることを目的に、平成21年度から3年間飼料米の購入費用に補助金を交付してまいりました。飼料米の作付け面積の拡大は、米の生産調整とも関連をいたしておりまして、耕畜連携事業の一つの取り組みとなっております。また、菊池市から生み出される豊かな農林畜産物や加工品等の付加価値を高めまして、消費者に受け入れられるようなブランドづくりを目指して、首都圏、関西圏、福岡都市圏における積極的なイベント活動や各種のメディアを活用した情報発信活動を展開して、菊池市の知名度のアップを図っております。

その一環としまして、本市が有します豊かな水資源をこの豊富な農産物に結びつけるために、非加熱処理によりますところの菊池溪谷の天然水というものを1万2,000本製造いたしました。長年の念願でもあったわけではありますが、市内外の各イベントで配付を行いまして、知名度アップということで販路開拓等にも活用してきたところでございます。

次に、企業誘致推進事業につきましては、企業誘致のための優遇措置を独自に定めまして、熊本県大阪事務所へ平成19年度から職員を配置し、東海から関西地域の優良企業本社に積極的に訪問して、各、いわゆる業界の情報収集と菊池市内の工業団地のPRを積極的に行うなど誘致活動は行っております。企業の進出が非常に厳しい中に、工場新設、移設、増設に伴う優遇制度というものを導入して、大阪派遣職員とトップセールスによりまして、平成20年度には蘇崎工業団地へ1社、平成24年度には森北工業団地へ1社の企業を誘致いたしました。今後の課題といたしましては、県営工業団地の早期完成と完成後の優良企業誘致を早急に行わなければならないと考えております。この企業誘致に関しましては、坂井議員にはたびたびこれまでご提案をいただいております。誠にありがとうございました。観光面につきましては、極めてすそ野の広い産業であり、これに伴う消費活動は、関連産業に多くの波及効果をもたらして、地域経済の活性化に大きく貢献するものであると、このように考えております。しかし、観光消費額は年々減少しております、このことが関連産業はもとよりといたしまして、地域経済の低迷の要因の一つにつながっております。今後は、新たな顧客として観光客長期滞在につながり、一般の観光客と比較しても消費額の大きい、いわゆるコンベンションの誘致を促進しまして、地域経済の浮揚を図らなければなりません。

次に、九州新幹線の開業と同時期に未曾有の災害をもたらした東日本大震災が発生しまして、福島原発事故へとつながりましたが、本市からも現地に対しまして議会の皆様方のご賛同のもとに、いち早く5,000万円、一人1,000円という単位を目標にいたしまして5,000万円の寄附金や支援物資を届けるとともに、復旧にあたり多くの職員を長期間派遣をいたしました。この大災害につきましては、全国に防災面や環境面に関して再興を促し、本市におきまして平成24年度からデジタル方式による防災行政無線構築のための基本的設計、実施設計に着手をしているところでございます。災害時に双方向で通信可能な地域防災無線として本庁、総合支所、避難所、医療機関などの防災関係施設や機関を結びまして、新市全域における地域防災無線設備のデジタル化を進めるものでございます。

また、万が一の災害時には、自治体としての責務を確実に果たすための備えといたしまして、被災後24時間以内に必要とされる最低限の食料品などの生活関連物資及び防災活動に必要な資機材の備蓄をいたしております。

防火面では、65歳以上の高齢者世帯に火災報知器の配付を行い、就寝用の部屋に設置していただきました。このことによりまして、火災の早期発見につなげ、人命と財産を守ることにつながるものと、このように考えております。

環境面におきましては、従来から実施しておりました住宅用の太陽光発電システ

ムの補助が予想を上回るものとなっておりまして、平成２３年度は補正をして対応をいたしました。平成２３年には、地上波のアナログ放送が終了をいたしまして、情報社会の変化に対応するために光ブロードバンドの整備など、情報基盤の整備を進めさせていただきました。宇宙に目を向けますと、小惑星イトカワを探索した小惑星探査機はやぶさが地球に帰還し、世界的にも注目を浴びまして、日本中に大きな感動を与えたところでもあります。このはやぶさの実物カプセル展示につきましては貴重なものでございますので、温度の管理まで厳しい基準がありまして、本市においては冷暖房を完備した総合体育館が会場として受入の条件に合致したことから、展示事業を実施することができまして、多くの子どもたち、市民の皆様に大変喜んでいただいたところでもあります。

このほか、日本では沖縄以来２５年ぶりに、これほど広範囲で起きたのは９３２年ぶりになる金環日食がみられたことであります。国際的には中国や韓国との領有権問題や中国の大気汚染に伴います有害物質の飛来などの問題が起こっておりますが、本市では早くからこれらの国々と国際交流を続けておりまして、友好都市を通じ継続して交流を深め、自治体から友好関係を支えていかなければならないと考えております。

これからの市政に期待するものという点におきましては、今後も国内外においてただいま申し上げましたようなもののほかに、思いもよらないような様々なできごとが起こってくるものだと、このように思います。私はこれまでの市政を推進していく上で、課題に対し着実な前進という言葉を前にいたしまして、心掛けて進めてまいりましたが、そこには市民の目線に基づく民意というものを強く常に意識をしてまいりました。次の市政を担う新市長におかれましては、やはり市民の皆さん方の思い、民意というものを受け止めて、リーダーシップを発揮していただきたいとこのように期待をするものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○１８番（坂井正次君） 福村市長におかれましては、８年間本当にお疲れさまでございました。ゆっくりと心と体を休ませていただきたいと思います。

終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食のため休憩します。

午後の会議は、午後１時から開きます。

○

休憩 午後零時０１分



○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで発言の申し出がっておりますので、これを許します。

坂井正次君。

[登壇]

○18番（坂井正次君） 先ほどの私の一般質問の中で、他人の固有名詞を出すなど一部不適切な発言がありましたので、議長におかれましては取り消しをしていただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（山瀬義也君） ただいま坂井正次君から一般質問の中で一部不穏当発言があるので取り消しの申し出がありました。坂井正次君の発言につきましては、後日会議録を調査し、不適切発言等があった場合には善処したいと思います。

ここで議長より申し上げます。発言にあたっては、無礼な言葉、誤解した発言、他人の私生活にわたるような発言はしないようお願いいたします。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○17番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。いよいよ今定例会が最後となられる市長におかれましては、合併前から3期12年間、大変お疲れさまでございました。一般質問もいよいよ私で最後となりますが、市民の代弁者としての質問でございますので、少し厳しいことを申し上げるかもしれませんが、市民の声としての質問に真摯にお答えをいただきたいと思います。

それでは、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、県道原立門線の整備の状況についてですが、この路線につきましてはこれまで何度も質問、要望させていただきました。市としても整備の必要性を十分認識され、県に対して要望を続けていただいております。お陰様で原味橋の架け替えは終了し、原味橋付近の道路幅員も改善され、地元住民はもちろん、菊池高原ゴルフ場、オートポリス等の観光施設の来場者の方々も大変喜んでおられると思います。これまで何年も手つかずだった県道原立門線が、原味橋架け替えの部分からスタートできたのも、その当時の区長会の熱意、そして地元県議の県に対しての要望のお陰であります。改めて感謝申し上げます。しかしながら、この原立門線はまだまだ未整備な部分が多く、継続して整備をしていかなければなりません。特に原味橋から伊野橋までの部分は道路幅員が狭く、対向車との離合も困難な状態であり、早急な整備が必要であります。市としても県に対して引き続き熱心に要望していただいていると思いますが、原味橋完成後、原立門線、特に伊野橋までの道路改良の進捗

状況はどうなっているのか、詳しくお示しをいただきたいと思います。

次に、国道３８７号線の整備についてですが、これまでに重味地区篠倉集落部分の改良も完了しており整備が進んでおります。重味地区の改良の終了後は、豊間地区、戸豊水の交差点から北中学校までの区間の整備の要望をお願いしてまいりました。以前、地元県議とともに県・市も一緒に同行していただいて危険箇所の確認をし、市としても整備の必要性は十分認識していただいていると思われませんが、いずれにしても国道ですので、市としては県に対しての要望になると思いますが、現在の整備の計画の状況がわかればお示しいただきたいと思います。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、木下議員のご質問にお答えいたします。

県道原立門線につきましては、国道３８７号線の入口付近にございます原味橋が一昨年架け替え工事が完了しているところでございます。ご質問の伊野橋までの区間におきましては、幅員も狭く、見通しも悪い道路となっているところは市としても認識しているところでございます。県のほうの状況を確認いたしましたところ、既に原味橋から伊野橋までの４００ｍ区間を事業対象といたしまして、基礎調査及び測量設計を終了しており、今年度用地測量のための立ち会い等の作業が実施されております。今後は、用地交渉を経まして工事着手の予定であると聞いております。市といたしましても、引き続き単県要望を行うとともに、事業推進に向けました県との連携を図ってもらいたいと考えているところでございます。

続きまして、国道３８７号線の音町交差点から市道戸豊水大柿線の交差点までの区間につきましては、緩やかなカーブが連続いたします２車線の道路となっております。県では、当面喫緊の課題といたしまして交通量の増加に伴います朝夕の渋滞が慢性化している国道３２５号線の４車線化の事業に取り組んでいると聞いております。今後も市といたしましては、県と十分協議を実施いたしまして、引き続きご質問の区間の道路整備の要望を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○１７番（木下雄二君） ありがとうございます。伊野橋までの区間については、県のほうも十分認識をしていただいて、もう測量設計といいますか、用地交渉のほうに入っていくということでございます。ちょっと安心したところでございます。

それと、もう一つの戸豊水のところから北中までの部分についてでございますけ

れども、何度か車が谷のほうに落ちたりとか、そういう事例もございますので、その部分については非常に蛇行しておりますので、今後ですね、また強く要望をしていっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いしておきます。

それでは、次にたばこ税についてお尋ねします。私自身はたばこは吸いませんが、議員の中にも菊池市の税収増のためにたばこの値段を上がっております中に喫煙をしていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。たばこは市内で買いましょとありますように、入湯税、ゴルフ利用税とともにたばこ税は市の大切な財源であります。特に入湯税は、たしか使途目的が決まっております、収入増によって観光施設の整備や消防施設等の整備に対応ができるのであります。国際交流によって外国人のお客が増えて観光振興に貢献したように言われておりますが、菊池市の特に宿泊客の入湯税から見ますと、税収が最も多かったときに比べ3分の1以下の約1,000万円に激減をしております。宿泊客も最高の44万人から入湯税の人数では7万人台となっております。大変な状況であり、先ほど申し上げましたように、使途目的が決まっておりますので、観光施設の整備等にも影響が出ていられると思います。今回は、たばこ税についてですが、合併後、たばこ税の推移と入湯税のように使途目的があるのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 木下議員のご質問にお答えいたします。

たばこ税につきまして、過去5年間の収入実績を申し上げます。平成19年度が約3億2,200万円、平成20年度が約3億2,500万円、平成21年度が約2億8,100万円、平成22年度が約2億5,900万円、平成23年度が約3億3,200万円となっております。健康志向で喫煙者が減少傾向にありますが、たばこ税の値上げ等により、5年前と現在はあまり変わらない実績でございます。また使用目的でございますけれども、たばこ税は目的税ではございませんので、現在は市の全体の一般財源として活用しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○17番（木下雄二君） ありがとうございます。答弁によりますと、大変な金額であります。改めて喫煙者の方々には感謝申し上げたいと思います。

今回、たばこ税について質問させていただきましたのは、現在菊池市だけがたばこ販売組合に対して行政からの助成金が支出されていないということでありました。その点を含め、改めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 現在のたばこ税は、先ほど申しましたように目的税ではなく貴重な一般財源となる市民の公共のために使われるべきであると判断しており、禁煙への取り組みが推進されている昨今の背景からも、特定の人として団体等への助成を行うのはそぐわないのではないかなという判断をしているところでございます。確かに関係団体でたばこ販売関係の団体におかれましては、クリーン活動やマナー向上啓発活動等を行われていることは承知しているところでございますけれども、先ほど申しましたようにたばこ税の使途につきましては地方自治体の基本理念であります住民の福祉増進を図るなど、市全体の一般財源として活用させていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○17番（木下雄二君） ありがとうございます。今、部長の答弁によりますと、一般財源ということでございますけれども、今回こういった形で質問させていただいたのは、ほかの近隣の山鹿市、また大津町、それに熊本市、その地区においては助成金が出されていると。菊池市だけがそういった形でいろいろ考えもございますけれども、ほかの近隣が出しているということで平等性にも欠けるんじゃないかということで質問させていただきました。これはですね、今後のまた新しい市長のほうでもまた検討していただくように、執行部としてもしっかり把握をしていただきたいと思います。

それでは、次に進みたいと思います。次に老人センターについてお尋ねをいたします。これまでに場所の問題、送水管方式等の問題で議会でも紛糾した老人福祉センターもオープン後1年を迎えようとしております。今回の質問は、利用者の方々から、設計、設備等に対する不満がたくさん出ておりますので、改めて老人福祉センターのこれまでの経緯と予算、現在の対応を詳しくお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。

平成24年3月に竣工しました菊池老人福祉センターの総事業費は約5億5,000万円です。主な内訳としまして、用地費が1億1,593万2,000円、温泉掘削関係工事費が約4,262万9,000円となっております。設計及び管理委託

につきましては、設計委託料が1,116万4,000円で、落札率は83.7%、管理委託料が698万2,500円で、落札率は96.7%、共に株式会社桜樹会・古川建築事務所、本体工事としまして建築工事費が1億7,839万5,000円、落札率は97%で、生田・吉安建設工事共同企業体、電気工事費は5,040万円、落札率は97.6%で、株式会社昭電社がそれぞれ落札しております。管工事費は8,851万5,000円、落札率は96.5%で、熊本設備株式会社菊池営業所が落札、その後変更契約し239万5,062円を増額、合計9,091万62円となっております。付帯工事としまして、外溝及び植栽工事費が約2,941万円となっております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○17番（木下雄二君） 今、これまでの経緯というか、予算はいただきましたけれども、対応については何も答弁がなかったと思いますけれども、今回こういった形で質問させていただいたのもですね、現場のほうでいろんな苦情が出ております。今年、地元の初寄りにご挨拶にまいったときに、マイクロバスの運転をされている方が、木下議員、老人センターはマイクロバスが玄関のところ通らんとですよ。もう雨の日ですね、対象者、利用者の方々が濡れてしまうと。何でそういう設計になっとったのでしょうかと、そういう基本的な設計ミスとも思われるようなことができていない。それで、私も現場のほうにちょっと出向きまして、いろんな話を聞きましたら、もういろんなことがですね、不満が出ておりました。利用者の方もちょうどおられましたので、いろいろ案内もされて、とにかく駐輪場がないよ、たばこを吸う喫煙所に屋根がないから、そこはもう雨が降っているときは全然たばこ吸う場所もないと。それと風呂場に行けばですね、風呂場ではタイルが最初からもう本当に汚れが目立つような色でもあるし、また浴場であればやっぱり鉄分なんかが多いですから、私も元ホテル業ですから、そういうのに適応したやっぱりタイル、またそういうトイレについても床とか、そういうのについてはやっぱり高齢者が利用されるということであれば、そういうのに対応したやっぱり設計でなければいけないというのは、もうわかっていることであります。本当にですね、とにかく玄関をマイクロバスが通れないような設計であってはどうしようもないということでございますので、そういう苦情といいますか、そういうことに対する対応についてはどのように考えていらっしゃるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。

老人福祉センターは、オープン以来、多くの市民の皆様が利用されており、様々なご意見をいただいております。その中に、廊下に手すりがほしいとの要望もあり、これにつきましては昨年9月の補正予算で対応させていただきました。また、駐輪場の屋根につきましては、利用者の方の利便性を考慮して設置する計画としております。

次に、玄関のひさしにつきましては、現在、雨の日にはマイクロバスの昇降口になるべくひさしの下に入れるようにして、利用者の方が雨に濡れないように対応しております。喫煙所につきましては、現在、雨の日には玄関の外の屋根のあるスペースでご利用いただいているところです。今後も改修できるところは早急に改修していきたいと考えておりますが、老人福祉センターは補助事業により建設しておりますので、国・県への協議が必要となるような改修につきましては慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○17番（木下雄二君） ありがとうございます。

ここにですね、私も老人センター関係の資料を持っておりますけれども、一回送水管方式に対して否決したときにですね、私どもが浴場が狭いとか、そういうことについてもそれぞれの議員が意見を申し述べたところでございますけれども、なかなかそういうところも改善されていない。それと、やっぱりその設計に基本的にこういう老人福祉センターなどを建設した経験があったのか。そういう設計の会社にその指名を出してしまっているということが、やっぱり問題だと思うんですね。だから今後はですね、もう本当にやっぱり立派な、ある面ではその計画の時点ですね、やっぱりきちんとした整備をする施設をつくってあげないと莫大な経費がかかってきます。そして、入札率も決して低くはございません。ですから、きちんとしたやっぱり仕事ができているはずだと思いますので、今後はですね、私も所管の委員会ですから、やっぱりその老人センターについてはですね、委員会としても協議会等でやっぱり利用者が本当に喜んでいただけるような改修・改善も含めてですね、今後はやっていきたいと思っております。

それでは、次に地域づくり人育成塾についてお尋ねをいたします。この件につきましては、隈部議員より昨日質問がございましたが、この事業が私の地元迫間地区を対象として行われたこと、また今回この菊池地域づくり人育成塾は、実行委員会が立ち上げられ、私もその実行委員として委嘱を受けて取り組ませていただきまし

たので、改めて質問をさせていただきます。この事業は、総務省が開催している地域づくり人育成講座を各地域が主体となって地域の大学等と連携しながら、地域における地域づくり人育成のモデルを構築し、全国に取り組みを広げることが重要ということで、全国に募集が行われ、今回は菊池市のほかに沖縄県名護市、つくば市、滋賀県、山形県最上町の全部で5団体が採択されており、予算は100万円を上限として補助されております。菊池市としては、菊池地域づくり人育成塾実行委員会が社会福祉協議会を中心に福祉課、九州看護福祉大学、きくもん福祉ネットワーク、菊池寄り合い集のメンバーに委嘱が行われ、平成24年11月16日より事業がスタートいたしました。まず、カリキュラムを決め、地域づくりに関心を持つ人々を募集し、大学の専門的な知識や一流の講師陣を集めた人づくり塾で学んでもらうことにより、地域づくりの核となるリーダーを育成することが目的で、高校生4名を含む25名が塾生となり、3回の公開講座を含め8回のカリキュラムを受講されました。特に12月16日に行われた地域フィールドワークでは、迫間地区の宝探しをしていただき、九州看護福祉大学のゼミの学生たちや地域外の塾生によって私たちが気付かなかった地域の素晴らしさを発見していただき、迫間地区の区長さんたちも大変喜んでおられました。私も地域を改めて客観的に見ることができ、特に若い人の感覚の必要性を痛感させられました。それぞれの公開講座も回を重ねるごとに参加者も増え、大盛況で、アンケートからも講座の内容に対する評価も高く、私も全講座に参加させていただきましたが、とても勉強になりました。そして、2月11日の8回目の最終日、迫間地区への報告会では、地域の方々にも参加してもらい、意見交換ができました。その後の閉校式では、塾生が地域づくり人育成塾の感想や今後の決意を述べられ、とても感動的な閉校式でした。

このように、今回の取り組みでは大変素晴らしいものであったと私も実行委員として参加させていただき感じておりますが、市としては今回の菊池地域づくり人育成塾の成果をどのように捉えておられるのか。また、今後の取り組みの考えがあればお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。

限部議員のご質問にもお答えしましたので重複する部分があるかと思いますが、ご了承をお願いいたします。また、質問にもありましたように、社会福祉協議会が事務局となり、総務省のモデル事業として菊池地域づくり人育成塾を開催し、九州看護福祉大学へも連携をお願いしました。その中で、大学生9名も塾生25名とともに迫間地区に赴き、住民インタビューや実際に地域を周り、地域の

宝、特産品などを調べ、地域の特色ある斬新なアイデアも生まれております。これが起爆剤となり、迫間地区の活性化につながればと地元区長さんたちをはじめ地域の方々も期待しておられます。塾生の中には、今後とも迫間地区の活性化に向け、自分も関わり続けたいとの希望を持っておられる方もいらっしゃいます。また、この塾で学んだことについて地元を持ち帰り、地域のために何か行動を起こしたいと考えている塾生が多くおられます。今後、この育成塾を卒業された塾生については、地域のリーダーとして活躍を期待しますとともに、行政としましても広く地域活性化、地域興しの観点から関係各課と連携を取りながら塾生の活躍の場を広げることができればと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○17番（木下雄二君） ありがとうございます。域学連携、地域づくり人育成支援事業は、総務省の事業であります。全国で5カ所が採択されておりますが、今回も塾生のまちおこし実践事例、やねだんの視察研修、また菊池市での公開講座でも大変お世話になりました。鹿児島はやねだんのふるさと創生塾の塾長の豊重哲郎様にご尽力をいただいたものだと思っております。豊重様が総務省の人材力活性化研究会のメンバーとして活躍をされており、菊池市に対して今回の事業の情報をいただき、申請、採択となったのであります。急な申請で担当となった、特に社会福祉協議会は大変だったと思われます。8回のカリキュラムも社会福祉協議会のスタッフの協力がなかったら到底達成できなかったことであります。また、先日3月の1日には、総務省で行われた域学連携地域づくり人育成支援事業最終報告会に菊池地域づくり人育成塾実行委員会委員長、九州看護福祉大学准教授の村田様、専任講師川谷様と共に、社会福祉協議会の高木次長が参加され、全国に菊池市のこの事業のPRができたものだと思っております。市としてもですね、今後はこういう事業を、今回は総務省のほうから事業費をいただきましたけれども、市独自としてもですね、こういった事業を今後は立ち上げていただいて、今回は迫間地区でしたけれども、隈部議員おっしゃっていましたように、こういう事業が市全体に広がるような取り組みをしていただきたいと思います。

今回私もずっと実行委員で参加させていただいて、総務省から来た経費は100万円で、いずれにしても飲食関係には使えませんけれども、それぞれの文科省の課長が来られたときにも囲む会をやりましたし、豊重塾長たちが来られたときも地元のホテルで歓迎会をやりました。多いときには60名、少ないときでも30名近くがですね、それぞれにやっぱり遠いところから、福岡からも参加された方もいらっ

しゃったし、それぞれに経済波及効果も大変なものがあったと思います。そういうのも検証の材料にさせていただいてですね、今後はしっかりとこういう事業をどんどん進めていただきたいと思います。要望をしておきます。

それでは、次に環境問題についてお尋ねをいたします。

まず、環境整備基金の現状と対応についてお示しをいただきたいと思います。

次、旧市営牧場跡地の現状については、先日城議員よりお尋ねがありましたので、私からは現在は土地開発基金で先行取得してありますが、買い戻しには環境整備基金を財源に充てることになっておりましたので、その時期はいつになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） それでは、私のほうから環境整備基金についてご答弁させていただきます。

環境整備基金につきましては、現在財源の内訳別に通帳を分けて管理しております。一つは、市外からの一般廃棄物に係る環境保全協力金及び県から交付されます熊本県管理型最終処分場立地交付金と同額の一般財源を積み立てているもの、2つ目は産業廃棄物九州産廃株式会社からの寄附金を積み立てているもの、3つ目は熊本県管理型最終処分場立地交付金を一時的に積み立て、5年以内に市が行う事業に充てるもの、この以上3つの通帳で保管しているところでございます。積立金の状況といたしましては、一つ目の通帳が平成16年から平成23年度までの環境保全協力金の積立金額で2億616万円でございます。平成22年度と平成23年度の熊本県管理型最終処分場立地交付金相当額の一般財源の積立金額が1億8,400万円でございます。利息を含め3億9,219万円となっております。2つ目の通帳は九州産廃株式会社からの寄附金を積み立てており、利息を含め7,532万円でございます。3つ目の通帳には、現在利息のみ1,000円残っている状況でございます。総額で4億6,751万円となっております。ただし、これには24年度分の環境保全協力金、立地交付金等は含まれておりません。本環境整備基金の活用につきましては、環境整備基金条例及び同運営要綱をつくっておりますので、それに基づきまして地域の環境整備のための財源に充てるということにしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 木下議員のご質問にお答えします。

旧市営牧場跡地の利活用につきましては、市基本条例に則り、地域環境に配慮するような考え方に基つきまして、現在、関係部署による庁内検討委員会で今後の土地の具体的な利活用について協議を重ねているところでございます。

なお、当該土地は昭和43年に第一次農業構造改善事業も施工されております。そういったことで、今後当該土地の利活用の策定につきましては、法的な手続きと照らし合わせながら、区長会や水迫地区、地元の皆様のご意見を伺いながら、地域環境に配慮した地域にとって有益となるような方向性を第一に考え、早い時期に土地開発基金より買い戻しができるようなことで取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○17番（木下雄二君） ありがとうございます。この環境整備基金での買い戻しについては、これまで何回か質問をさせていただいておりますけど、なかなか時期的なものですね、確定できないようでございます。何でこれを申し上げるかと申しますとですね、今までこの環境整備基金というのは、こういった形で地元に使われた経緯がございません。ですから、環境整備基金というのは、対象地は市営牧場跡地というのは、その地元で言えば伊野地区の地元の方々からの要望が一番あって、そういう形で取得をしたという経緯がございます。この環境整備基金についてはですね、後で市長のほうにもお尋ねをしたいと思いますけれども、協力金によってある程度の、今聞きましたらもう2億円以上貯まっているということでございます。地域ですね、非常にこれまでの産廃問題に苦勞された地元の方々に私も少しでも還元をしていただきたいという思いの中で、その環境整備基金を使用することによって、平成16年だったと思いますけど、福村市長のほうで地元区長会に対して何か地元のほうにできることはないでしょうかという、その地元の答えは水道、インフラ整備的なものをやっていただきたいと、そういうお願いがあって、それから幹線的なものは水道工事、戸城地区とか、立門とか、そういうところも全部終わっておりますけれども、その支線であります個人の引き込み部分について、そういう環境整備基金を活用していただけないだろうかということで、これまで何度も私も質問してまいりました。ところが、平成21年のその当時の地区長さんのほうに環境整備基金の運用については、とにかく白紙に戻したいと。市のほうからの提案は地域にある程度の経費を使うようにということで提案がありましたけれども、辺地債のその間違った情報が流れましたものですから、地域が混乱してしまいました。そういった経緯を持ってですね、今回、市営牧場跡地については、最終的には環境整

備基金で買い戻すということでございますので、それがきっかけになってですね、今後はその地域の活性化に少しでも環境整備基金を活用していただきたい、そういう思いで、早くその時期を確認をした上で、またその戸城地区なんかは幹線は通っておりますけれども、ずっとそのままで、支線のほうは引いてございません。そういうのもありますので、問題提起をしたところでございます。市長にちょっとお尋ねをいたしますが、市長としてはずっと前から地元に使いたいということで答弁を何回もいただいております。今回は最後でございまして、あと少しでございましてけれども、そういう気持ちも執行部のほうに引き継いでいただきたい旨をお尋ねして、そのことについて確認を含めてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） これまで答弁の中で環境整備基金については、地元のほうにというふうなことを私が述べてきたことを今述べられましたが、全くそのとおりでございます。ただ、やはり地元におけますそれぞれの区の意味が統一できなかったというのが背景にあって使用されておりますが、このことについてはまた新しい新市政の中で為政者としてなれた方が政策的な判断をされることではなかろうかなと思いますので、これまでの経過というのを十分見ていただいて、その経過を踏まえながら方向性というのを出されるのではないかなと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○17番（木下雄二君） ありがとうございます。市長におかれましてはですね、もうこの産廃問題については、もう本当に一生懸命取り組んでいただいて、この環境整備基金については、本当に地元に使っていただきたいということで執行部からも提案がありました。先ほど述べましたように、ちょっと間違った情報が流れたものですから、地元が混乱しておりますけれども、そこですね、ある程度きちんとした情報が今はちゃんと通っておりますので、今後はそういった形も含めて、次の執行部に対しての引き継ぎをしていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、次にポケットパーク足湯についてお尋ねをいたします。このポケットパークにつきましては、昨年12月定例会において森清孝議員より行政の立場ばかりでなく、市民の視線に立った熟慮された事業を展開されるようにと指摘されております。また、先ほど坂本議員、また坂井議員からも指摘されましたが、私も同感であります。平成23年9月定例会の最終日には、私は経済建設常任委員会にお

いて留保した少数意見を会議規則第101条第2項の規定により反対の報告をいたしました。その内容が熊日の市政記者席に議事録に残す反対意見列举と、足湯付きポケットパーク工事費の件が掲載され、市民の方々から私にも問い合わせがたくさんございました。完成後の評価は、森議員、坂本議員、坂井議員が申されたとおりであります。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、土地代も含め、これまでの総工費、維持管理費をお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、木下議員のご質問にお答えいたします。

ポケットパークの整備につきましては、限府中央地区土地再生整備計画におけます事業の一つとして進めてまいったところでございます。ご質問のポケットパークの建設関連の事業費の金額でございますが、工事名ごとにご説明申し上げますと、既設の泉源井戸の改修と泉源ピット築造を主とした足場泉源井戸改修工事が682万5,000円、次に切明ポケットパーク整備工事が3,398万9,275円、横町ポケットパーク整備工事が3,268万6,305円、また温泉管の敷設と操作室築造を主とした足場温泉管施設整備工事が1,659万円、続きまして用地補償委託料等のその他の事業費でございますが、実施設計額が379万7,459円、切明ポケットパーク用地購入費が1,176万4,370円、横町ポケットパーク用地購入費が822万4,465円でございます。ほかに、監理委託料といたしまして217万2,250円、配管工事費45万7,356円でございます。

以上、総事業費といたしまして1億1,650万6,480円となっているところでございます。財源の内訳としましては、総額事業費の約40%が国庫支出金でございます。それ以外の95%につきましては、合併特例債の対象となっているところでございます。この時点での一般財源の充当は残りの5%となっているところでございます。

また、二重工事を省くために道路工事と平行いたしまして温泉管の敷設につきましては、平成22年度までに延長1,003m、総費用889万2,738円を要しているところでございます。

次に、維持管理費の内訳でございますが、消耗品と清掃管理委託となっております。平成24年度予算といたしまして、トイレトペーパー等の消耗品代が13万円、光熱水費といたしまして1年間の見込額でございますけれども、電気料といたしまして35万円、水道料7万5,000円、下水道使用料32万円、清掃管理業務委託料が146万7,900円、合計いたしますと235万円程度の費用がかか

る見通しでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○17番（木下雄二君） ありがとうございます。何度聞きましても大変な財源であります。維持管理費もですね、当初は500万円ぐらいかかるということでしたけれども、今回235万円ということでございます。このポケットパークについては、それぞれほかの議員からもご指摘がありましたように、私もその地域の、特に私どもの地元は中山間地でございますので、やっぱり街部との比較になってしまいます。街部にああいう施設ができて本当に後の維持管理、必要経費はどれだけかかっているんだろうかということで、非常に市民の方もですね、苦情が多うございます。本当に、今、菊池市も将来的にも非常に厳しくなってくると思いますけれども、こういう状況の中であれをそのままやっぱり存続させていいのか。先ほど市長は答弁の中には、もうトイレをつくったと。ポケットパークが表現的にはもうトイレになってしまっているような感じもしますけれども、本当に今後の経費を心配するところでございます。地元のほうもですね、後からは掃除とかそういうのについても相談をしていくということでございますけれども、その点も含めてですね、その後どういうようになっていくのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 何か無駄なものをつくったのではないかなというような苦言ではなかったかと思いますが、それもこれも市民の皆様方がそれぞれご不満を持っておられるということであろうかなと思います。私のほうにも足湯のこと、ポケットパークのこと、老人福祉センターのこと、いろいろよくお尋ねがあったりなんかする場合があります。そういった場合に、巨額のお金を投じてということですが、今、部長が答弁いたしましたけれども、約1億1,000万円の事業にあって、菊池市の一般財源の持ち出しは350万円であるということからして、これだけの費用対効果を求めるための事業というのはそこそこないんじゃないのかなと思います。それで、350万円という一般財源を持ち出した中で、果たしてトイレがつくれるかいったらトイレもつukれないという例え話を申し上げたんですが、足湯、ポケットパークというのは、湯煙の立つ、そういったロマンティックな菊池市の温泉街を回遊してみたいという、そういうところで視点を置かれてワークショップ等で提言がありまして、それを受けて事業に着手したということで、事の事業というのはいつの時点で評価するかということであろうと思います。このことについては、23年

度の県のアートポリス事業で地域住民の皆さん方と検討・計画してまいったわけですが、菊池市街地のポケットパークが完成しまして、訪れる人が菊池市の歴史とか文化とかということを散策しながら、交流・滞留の場になったらということでございます。アートポリスというのは前にも申し上げましたけれども、細川前知事がこれから次の世代、次の時代に歴史が変わっていく中において伝えていくものがあるすれば、やっぱりまさしく文化ではないのかということをおっしゃっておいりました。その文化の表現として、構造物、それがアートポリスということで将来残し得るものということで、ヨーロッパ等にありますが古代建築物等々と同じような、そういったものを熊本でつくっていかうということで全国に先駆けて発信をされているということで、世界の建築学に志す、あるいはまた建築学の権威者などなどがアートポリスには非常に高い関心を持っているという、その事業を併用してこの事業をやらせていただいたということでもあります。1年に中には四季折々ありますけれども、多分もう温かい気温になっておりますから、今日ぐらいは日差しの中で手湯と足湯とかいうものにつかっている人たちがいるんじゃないかなと思います。また、一度上がれば、二度上がれば水温が少し上がってまいりますので、よく家族連れで切明のほうについては水に浸っている親子連れがたくさんおられたりもします。これから先は、先刻坂本議員のほうからもありましたけれども、利用効果をどう高めていくかというのは今からの課題ではないのかなというふうに思っております。1年が過ぎようとしておりますので、市民の皆様方にどういうふうに映っているのか、そして苦言・提言というのがあった場合にそれを謙虚に聞いて、そしてつくったものを壊すわけにはいかないわけでありまして、つくったばかり、稼働したばかりでありますので、これを有効的に活用するためにいろんな意見を聞かせていただきたいなと思っております。横町、切明2カ所でありますけれども、切明のほうには水がありますので水遊び等を含めて温泉につかっているという姿があります。また、プール代わりにちっちゃな子どもが水辺に入っているのをよく見かけられるところでありますが、夜間時にはライトアップされまして、非常に今、街灯が少ないと、灯りが菊池市は少ないと言われておりますけれども、横町・切明等についても、その灯りというのが一つの心の灯りになっているんじゃないかなと思っております。苦言・提言がありましたことについては、ぜひひとつ率直にまたお伝えいただきまして、そのことに解決できるものは速やかに解決に向かってやっていって、利用効果をたくさん上げていきたいとこのように思っております。よろしくご指導のほどをお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○17番（木下雄二君） ありがとうございます。市長としてはですね、提案者でありましたので、最終的には議会を通ったから施設ができたわけでございますので、市長だけの責任ではないと思っております。しかしながらですね、先般の東議員の答弁の中にも市長が、後世に負担を残さないことが大事ということで答弁をされております。今後はですね、その市民がどういう形で判断をしていくか、また次の市長がどういった形であれを管理していくか、そのことも見極めていかなければいけないと思っております。本当にですね、市長におかれましては、これまで私もいろんな意見を申し上げましたけれども、大変お疲れだったと思います。いずれにしても、これまで合併後の市政を支えていただいたことに感謝と敬意を申し上げます。一般質問を終わりたいと思います。大変お疲れさまでございました。

○

日程第2 議案第50号及び議案第51号一括上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、議案第50号及び議案第51号を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第50号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第10号）及び議案第51号、平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

日本経済再生に向けた緊急経済対策を盛り込んだ国の平成24年度補正予算が2月26日に成立し、臨時閣議においても関係閣僚に対し補正予算案の成立後、可能な限り早期に執行するよう要請されたところでございます。これを受けまして、本市におきましても機動的な政策を追加議案として提案させていただくものでございます。

内容の詳細につきましては、総務企画部長の説明をいたさせますので、議員各位におかれましては慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） それでは、議案第50号、議案第51号を一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第50号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第10号）の内容についてご説明をいたします。議案書の3ページをお願いいたします。今回の追加

議案による補正は、歳入歳出それぞれ２億８,１２２万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２億７,５８１万１,０００円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますが、主なものとして、国の経済対策に伴う地方の資金調達に配慮した今回限りの特別措置として、地域の元気臨時交付金が創設されており、その交付金を活用した小・中学校の空調設備整備事業や泗水地区の都市再生整備事業並びに学校給食の拠点化施設整備などを実施するものでございます。なお、今回の補正予算に計上されない地域の元気臨時交付金対象事業につきましては、平成２５年度の補正予算に計上する予定としております。

それでは、１６ページをお願いいたします。歳出でございます。款７土木費、項２道路橋梁費、目３道路橋梁費維持費の２億８,７２０万円は、市道６路線の道路舗装補修事業で、社会資本整備総合交付金１億３,３４０万７,０００円を充当し実施する事業でございます。

次に、款７土木費、項６住宅費、目２住宅建設費の２億１,４００万円は、継続費を設定しております朝日東団地建て替え事業の前倒しによるものでございます。

次に、款９教育費、項２小学校及び項３中学校費の合計２億８,７８７万３,０００円の主なものは、近年の温暖化や微小粒子状物質ＰＭ２．５問題及び学習環境の充実を図るため、小・中学校における空調を整備するもので、国庫補助のほか地域の元気臨時交付金１億４,００４万８,０００円を充当し実施する事業でございます。

次に、１８ページをお願いいたします。款９教育費、項５社会教育費、目３公民館費の４億７,９５２万円は、泗水地区都市再生整備事業にかかる事業であります。泗水地区の地域交流センター整備事業で、社会資本整備総合交付金１億６,２９２万１,０００円を充当し実施する事業であります。

次に、款９教育費、項７学校給食費、目１学校給食費７億９,７３５万円は、学校給食拠点化施設として限府小学校内に給食施設を整備するための設計・工事・備品等を含めた事業を国の予備費を財源として前倒しし実施するもので、学校施設環境改善交付金１億３,２０２万９,０００円を充当し実施する事業でございます。

戻りまして、１２ページをお願いいたします。歳入でございます。款１４国庫支出金から款２１市債までの歳入につきましては、先ほど歳出で申し上げました事業に対する補正財源を計上しているものです。補助金名や地方債名につきましては、説明欄に記載をしているとおりでございます。なお、不足する財源につきましては、款１８繰入金、項３基金繰入金、目１財政調整基金繰入金６,７１７万円を繰り入れるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。第2表の継続費の変更でございます。今回予算の補正をお願いいたします朝日東団地建て替え事業につきましては、2カ年の総額を4億6,350万円として計画しておりましたが、太陽光発電設備設置を含め平成25年度の事業の前倒しにより900万円を増額し、総額を4億7,250万円とするものでございます。また、年割額につきましては、国の経済対策により平成25年度に実施予定の一部2億1,400万円を前倒しで実施するもので、平成24年度の年割額を2億3,000万円から4億4,400万円へ、平成25年度の年割額を2億3,350万円から2億8,500万円へ変更するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。第3表の繰越明許費補正です。事業名、団体営基盤整備促進事業、菊池堰から給食施設整備事業の10事業につきましては、関係機関との調整等不測の日数を要するため、年度内に事業を完了することが困難であるため繰り越すものでございます。

次ページの8ページをお願いいたします。第4表地方債補正でございます。上段の追加でございますが、今回の補正により起債の目的に一般事業1,020万円を追加するものです。また、下段の変更でございますが、限度額の変更としまして、公営住宅建設事業の限度額を2億2,350万円に、合併特例事業の限度額を30億7,060万円に変更するものです。これにより起債発行限度額の総額は、上段の追加分1,020万円と下段の補正後の限度額46億1,181万円を合わせました46億2,201万円となります。

以上、議案第55号の説明とさせていただきます。

次に、23ページをお願いいたします。議案第51号、平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）の内容についてご説明をいたします。

25ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億7,794万6,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、国の補正予算に伴う経済対策により実施する事業でございます。

まず、歳入を事項別明細にてご説明いたします。30ページをご覧ください。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1公共下水道事業費補助金、1,150万円及び款8市債、項1市債、目1市債1,150万円は、それぞれ今回の補正財源として充当する社会資本整備総合交付金と下水道事業債でございます。

下段の歳出をご覧ください。款1事業費、項1事業費、目1事業費2,300万円は、七城中央浄化センターとマンホールポンプ場の通報装置の更新にかかる工事

請負費でございます。

続きまして、２７ページにお戻りください。上段の第２表繰越明許費補正でございます。事業名、七城中央浄化センター等通報装置更新事業につきましては、関係機関との調整等不測の日数要するため、年度内に事業完了することが困難であるため繰り越すものでございます。

次に、下段の第３表地方債補正でございます。起債の目的の下水道事業債を変更し、地方債発行限度額を総額２億６，１６０万円とするものでございます。

以上、議案第５１号の説明とさせていただきます。

申し訳ございません。６ページをお願いいたします。継続費の補正で、平成２５年度分を２，８５０万円を、先ほど２億８，５００万円と申し上げましたので、２，８５０万円に訂正をさせていただきます。大変失礼をいたしました。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。議案第５０号及び議案第５１号については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管委員会に付託します。各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成２５年 第１回菊池市議会定例会追加議案付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第５０号	平成２４年度菊池市一般会計補正予算（第１０号）
経済建設 常任委員会	議案第５０号	平成２４年度菊池市一般会計補正予算（第１０号）
	議案第５１号	平成２４年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、３月１５日の午前１０時から開き、議案等の採決を行います。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○

散会 午後2時05分

第 5 号

3 月 1 5 日

平成25年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成25年3月15日（金曜日）午前10時開議

第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○

追加議事日程（第5号の追加1）

第1 意見書案第1号 国民健康保険制度の改善を求める意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

○

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

日程第3 意見書案第1号 国民健康保険制度の改善を求める意見書

○

出席議員（20名）

1番	工藤圭一郎	君
2番	城典臣	君
3番	大賀慶一	君
4番	岡崎俊裕	君
5番	水上彰澄	君
6番	東英俊	君
7番	東裕人	君
8番	泉田栄一朗	君
10番	中原繁	君
11番	樋口正博	君
12番	中山繁雄	君
13番	怒留湯健蓉	さん
14番	坂本昭信	君
15番	隈部忠宗	君
16番	葛原勇次郎	君

17番	木下雄二君
18番	坂井正次君
19番	森隆博君
20番	山瀬義也君
21番	境和則君

欠席議員（1名）

9番	森清孝君
----	------

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務企画部長	野口祐成君
市民環境部長	下田俊一君
健康福祉部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	松野浩一君
総務企画部統括審議員	西浦一義君
七城総合支所長	岩下利昭君
旭志総合支所長	水上菊也君
泗水総合支所長	松岡千利君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	藤本辰広君
市長公室長	今坂康雄君
教育長	倉原久義君
教育部長	原誠也君
農業委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	原和徳君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
議事課長	宮川啓子さん
議事課課長補佐	徳永裕治君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00 開議

○議長（山瀬義也君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） それでは、日程に従いまして、日程第1、去る3月4日及び6日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第2号から議案第47号まで、及び議案第50号、議案第51号、並びに請願第1号、請願第2号の50案件について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） おはようございます。ただいまより、総務文教常任委員長の報告をさせていただきます。

本定例会で、総務文教常任委員会に付託されました議案は、条例案2件、予算案件3件、請願2件の7案件でございます。4日間にわたり慎重に審議をいたしましたので、その事議の経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第10号、菊池市議会等に出席した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、議会による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るために、上位法である地方自治法の一部改正が平成24年9月5日に交布されており、その内容は議会が調査を行うための選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができる場合など、特に必要があると認める場合に限るということで、このことを受け地方自治法の条文を引用している本条例を改正するものであります。

内容的な部分で申し上げますと、地方自治法第100条第1項は、これまでは普通地方公共団体の議会は当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができると規定をされてお

りました。が、今回この場合において当該調査を行うために、特に必要があると認めるときは、ということで限定規定を設けてあり、特に必要と認める場合に限って選挙人、その他関係人の出頭、証言、記録の提出を請求することができるということで縛りの規定が強くなったとなっております。とはしたものの、115条の2については、新しく設けられた規定であり、その第1項では、普通地方公共団体の議会は会議において予算、その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者または学識経験を有する者から意見を聞くことができる。第2項では、普通地方公共団体の議会は、会議において当該普通地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要があると認めるときは参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができるということで追加されております。このことが追加されたので、地方自治法を引用している本条例を改正するものであります。

委員より、参考人として呼べる場合、呼べない場合の具体的な例はとの質疑に対し、執行部より、県に確認したところ、議会の調査権について国は特別な明示はしていない。地方分権、地域主権が基本ということで、各自治体に決めていただきたいとのことでした。考えられるのは、得られる公益と出頭、証言を要請されるものが被る影響を比較考慮したうえで判断していただき、出頭を要請する必要性が乏しい場合、出頭を要請すると関係人に不当な負担を強いるおそれがあるので、特に必要と認められるときということで明記したということでありました。

別段、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号、菊池市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。これは旧菊池市においては、独自に退職手当に関する条例を制定しており、他の2町1村は熊本市町村総合事務組合に加入をしていた。合併協議で熊本市町村総合事務組合に加入することで現在に至っているが、双方、掛金において金額的にほとんど差がないこと、来年度以降退職手当の減額が生じる場合、本条例の改正も必要となってくことを鑑み、熊本市町村総合事務組合の方で一本化し、加入を継続していくことで事務手続きも省く事ができ有利になるため本条例を廃止するものでありますと説明がありました。

別段、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第9号）についてありますが、ほとんどが、事業実績また見込みによる減額補正であります。

その中に主な質疑として、委員より、人事管理費で職員の研修負担金が減額になっていることについて、職員の資質の向上とか意識改革等のための経費であると思

うが、減額の理由はとの質疑に対して、執行部より、自治大学は3カ月、アカデミーも1週間から10日くらいの研修期間があり、職場によっては業務の都合上、参加できないケースなどがあり、当初の計画人数に満たなかったためである。今後もできるだけ参加できるように努力したいとの答弁でありました。

また、委員より、国際交流費で中学生ホームステイ派遣事業が減額になったことについて参加者が減少したということだが、学校の理解、協力は得られているのかとの質疑に、学校側は非常に協力的である。しかし国家間の問題や相互交流であるため、ホームステイを受け入れなければならないことなどの理由により、参加人数の減少、減額になったと説明がありました。人事管理について、育児休暇取得職員の配置についての質疑もあり、執行部より、合併後の職員採用率は女性が上回っており、今後、育児休暇取得職員は増えてくるものと考えられる。配置する場合に、女性職員が多い課などあるが、管理職の登用も含めて職員の配置には充分配慮していきたいとの答弁でありました。

討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第32号、平成25年度菊池市一般会計予算について申し上げます。

まず執行部より、歳入で地方譲与税、利子割交付金、地方消費税、ゴルフ場利用税等は、地方財政計画と現在までの実績に基づいて計上をした。地方交付税については、対前年比1億円の減の79億円と見込んでおり、内訳は、普通交付税が75億円、特別交付税4億円を計上しているとの説明がありました。また給与費明細書で一般職は426名と2名減となるが、給料は919万7,000円増額となっていることについて、本市のラスパイレス指数は95.4であり、県下14市のうち下から2番目であり、昇給ラインの見直しを行い、特に若手職員の給料を見直したことによって増額になっているとの説明がありました。

委員より、職員の給料は抑えるべきではないかとの質疑に、執行部より、職員数は合併時から110名以上減となっている。業務量は増え、ラスパイレス指数は低い。その中で若い職員に意欲を持たせることなどからも、昇給ラインの見直しを行ったとの説明がありました。

また、委員より、歳入の諸収入の中で、住宅新築資金貸付金元利収入の滞納の状況についての対応はとの質疑に対し、執行部より、催促の文書送付や個別訪問等により納付の促進に努めているとの説明がありました。

また、委員より、教育費の中で特別支援学級の臨時職員が増員になることと、特別支援を必要とする児童・生徒の現状について質疑がありました。執行部より、特別支援を要する子どもは平成25年度で103名を見込んでいる。合併当初は43名であり、倍以上となっている。特別学級支援員については、20名体制から26

名体制になる。補助教員についても28名から31名とし、子どもたちの人的環境を整備して対応していきたい。また、特別支援を要する子どもが増えた原因については、知的学級や自閉、情緒障害、病弱、難聴などいろいろな場合があるが、特別支援に対する保護者や市民の理解も深まり、また地域でも受け入れられてくるようになったためではないかとの説明がありました。

また、委員より、文化施設費の中で隈府一番地複合施設指定管理委託料515万円について、過去に不適切な会計処理が行われたことがあると聞いたが、その内容とその後の処理は。また、委託料は適切かとの質疑に、執行部より、平成21年度の事業報告が平成22年4月13日に教育委員会に出された。4月13日に生涯学習課が監査を実施、6月9日運営協議会に改善命令を出し、7月12日に前会長が辞任願いを提出したが不受理。平成23年3月、22年度の企画展が協定書では3回になっていたが2回しか実施していなかったために1回分の21万2,000円を返納してもらった。また、平成23年11月12日に菊池市御所通り景観形成協議会に対する菊池市監査委員の監査が行われ、収支決算書の作成に関すること、経理事務に関すること、企画展の人件費の取扱いに関すること、販売行為に関すること、23年度の決算においての注意ということで指摘があっている。現在は適正に運営が行われていると説明がありました。

その後、指定管理委託料の515万円の詳細な説明が行われました。

別段、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第10号）について、当委員会付託分について申し上げますと、今回の補正は国の経済対策を利用した補正で、国の補正予算、地域活性化補助金、地域の元気雇用創出臨時交付金、並びに経済危機対応の地域活性化予備費対応等の各国庫補助金交付金の内示、見込みにより計上したものであるとの説明がありました。

事業の内容として、1点目は、平成23年度の小学校、平成24年度の中学校における新学習指導要領の導入に伴い、理科の授業が拡充され、とりわけ観察や実験が重要視をされている。国においては、このことを受け、理科、算数、数学の備品導入により理科等教育の充実を目的として今回補助金が予算化をされたので、本市においても教材の整備を進めるため計上とした。2点目として、普通教室の空調整備により、生徒の健康管理並びに学習環境を整えてきたが、同様に小学校における空調導入も検討してほしいという菊池市PTA連合会からの要望もあり、小学校の暑さ対策と最近社会問題化しているPM2.5と光化学スモッグにも対応する空調を整備することで、児童生徒の健康面と学習環境を充実するため計上した。3点目

に、限府小学校敷地内に計画をしている学校給食共同調理場の本体工事にかかる施設整備を有利な財源確保の補助事業として取り組むものである。小学校の学校管理費 2 億 3,807 万 9,000 円は、小学校の空調整備を行うための実施設計委託料、小学校 10 校分の 130 教室、特別教室 39 教室に空調を整備するための工事請負費、小学校 10 校に対し理科算数の教材を整備するための計上。学校給食費の工事請負費 5 億 6,758 万 1,000 円は、学校給食共同調理場の本体工事、電気工事、機械設備工事、外溝付帯工事等を計上したもので、備品購入費 2 億 2,163 万 4,000 円は、炊飯機器、洗浄機器、保管機器、調理機器などの厨房備品を計上したものの説明を受け質疑を行いました。

委員より、空調費は保護者から取っていたことは見直すとなっていたと思うが、どうなるか。また、学校給食共同調理場について、学童保育の観点から遊び場に影がかかるなど疑問があるがとの質疑に対して、執行部より、空調の光熱費については、教育委員会としては予算計上していくつもりで、市の PTA 連絡協議会にも寄付金となるので考えていただきたいとお願いをしてくれている。また、学校給食共同調理場の整備は、経済対策に併せた工事が前倒しになったものである。隣接に学童保育クラブがあるのは承知しているし、ある程度の平面図ができないと説明しにくい面もあった。設計のうえでは日照の問題、風通し等には充分配慮して設計を行ってきた。学童クラブを運営されている方、学童クラブの会長、現場で働いている方々からも意見を聞いてきたところで、安全安心な給食を提供するためには必要な面積を確保する必要がある。遊び場の確保については、渡り廊下を付け替えることによって、それを確保しようという話しは伺った。連携は保ちながら進めていきたいとありました。

また、生涯学習課より、公民館費の工事請負費 4 億 7,300 万円は、泗水地区の地域交流センターの工事請負費で、小川会館建設予定地となっていたところに建設するものの説明がありました。

委員より、脊髄損傷の方などトイレ、駐車場の要望などなされていると思うが反映されているかとの質疑に、UD化について 23 年度にワークショップを 3 回、今年に住民説明会を 2 回実施をしていて、トイレと駐車場については菊池市の身障者協議会と全国脊椎損傷者協会の代表者、車いすの利用者の方の意見などを聞き、充分反映できる施設になると考えていると説明がありました。

討論を行いました結果、反対討論として、学校給食共同調理場の工事請負費等の経費については経済対策によるものということだが、学童保育との関わりとか整理すべきものが残されていると思う。急ぐことなく慎重に肉付け予算のときに協議するほうがより望ましいと思うので反対であるとの反対討論がありました。賛成討論

としては、小中学生は人間形成上最も重要な時期である。その子どもたちに安全で安心な、栄養価の高い給食を届けることは我々の責務であるとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第1号、新図書館建設への市民参加に関する請願についてですが、採択・不採択の審議を進める上において、委員会としては、非常に丁寧に書かれた文書であることの認識のもと、議会への要望書として捉え、慎重に一言一句をみんなで議論し審議をいたしました。

まず、請願書に書かれた内容によるところから執行部の見解もお聞きをしました。その前に委員より出た意見として、利用する市民の立場に立って計画してほしいということだろうと思う。パブリックコメントの中にも一人当たりの広さと冊数しか書いてなく、レイアウトはほとんど白紙の状態ではないのか。パブリックコメントは一方的なものであり、お互いに意見を述べ合う場は必要ではないかと思う。また、この内容の要望書は、執行部への提出のように感じるが、執行部への提出はされているのかなどの意見がありました。執行部より、一般質問等でも述べたように、利用されるのは市民であり、また、いろいろな機能を持った図書館として進めていく。できないところもあれば、できるところもちろんある。また、他の自治体では、単独の建物としての図書館であるが、当市で計画中の図書館は建物のワンフロアに図書館という計画であり、請願の内容から見て各々に考えの相違があるように感じられる。また、その当市の計画の中で、いかに市民の方に親しまれる図書館にするかが課題と捉えている。実施設計を進める中で、その期間が1年間しかないので、仮に協議する組織をつくって設計の工程に入れ込んだ場合、かなりの困難が見込まれる。ただ市民の意見は大事なので、そこをどう調整していくかが重要と考えている。また、これまでの計画を進めるにあたっては市民の意見を取り入れると言ってきた。市民の意見をどう聞くかが今後の検討になる。パブリックコメントになるのか、アンケートになるのか、またワークショップになるのか、請願に書いてある協議会を立ち上げるのか、今後の検討になる。パブリックコメントを実施し意見の集約を行ったが、確かに図書館については多くの意見が寄せられおり、基本設計に取り入れていくつもりであるとありました。

討論を行った結果、反対討論として、請願の内容に執行権を侵害するような言葉もある。請願は慎重に正確を期しながらやらなければならない。また、内容は執行部に要望すべきものであるように感じられる。2点目の反対討論として、請願にあるように図書館建設について、協議会なるものの存在を認め、立ち上げて参加することになると、執行部としても事業を進めにくくなるのではないか。図書館建設に

については執行部に任せて素晴らしいをつくっていただき、多くの市民が利用できるような、そういった環境をつくるべきだ。３点目に、請願として議会に提出することがなじまないのではないか。執行権者である執行部に要望されるということであれば理解はできるが、議会への請願はなじまないため反対討論とする。以上の３点の反対討論があり、賛成討論として、市民の方々が図書館に非常に関心を持ってもらえるし、参加しながら市民の声を伝えたいということで捉えた。市民の声を生かしていただくべく賛成をいたしたい。図書館建設について、パブリックコメントでも多くの声が寄せられているし、市民の意見を聞いて、市民参加のうえで図書館をつくっていただきたく賛同をする。

採決の結果、賛成少数で、本請願は不採択にすべきものと決定をいたしました。

次に、請願第２号、菊池温泉を含む市民広場一帯の活性化に関する請願についてであります。委員より、請願の文の中に、「市民広場・菊池温泉」の部分があり、これを中心とした周辺の活性化を図る関連施設の整備とあるが、特定の施設の整備かとの質疑に対して、紹介議員であられた議員より、なるべく市内を回遊してもらうように今後計画される施設がもしあった場合には、集約するより分散して建設したほうがいいのかというもので、特定の施設を想定しているものではないとの答弁がありました。

別段、討論もなく、採決の結果、採択すべきものであると決定をいたしました。

また、最後に委員会から執行部への意見として３点意見の集約を行いました。平成２５年度予算の中で、款２総務費、目）企画費の中の非常勤職員報酬で、地域審議会委員の人選については公募でどうなのか。また、地域審議会の運営にも問題があるように感じられる。その目的も定められていると思うが、審議会を拒否したりできないはずであり、審議会が機能するように執行部としては努めてほしい。款）教育費、目）文化振興費で、限府一番地複合施設指定管理委託料については、施設の指定管理に係る条例を履行していただき、不正等があった場合には年度途中でも契約の打ち切りなど、はじめから指定管理ありきではなく、直営も含め厳格にしていいただくことが肝要である。３点目に、議案第５０号で、小・中学校にも空調が整備されるが、その費用について、再度市Ｐ連を通じて保護者にも周知していただき、徴収することはないようにしてもらいたいでした。

以上、本委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長の報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） おはようございます。福祉厚生常任委員会委員長報告をいたします。

本定例会において福祉厚生常任委員会に付託された議案は、条例7件、予算案件10件、議決案件1件の18件であります。現地調査を踏まえ、4日間に慎重審議いたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

議案第2号、菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第3号、菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてについては関連がありましたので、一括して審議を行いました。この条例の制定にあたっては、国の基準が項目により分類されており、市町村はこれに応じながら地域の実情に基づいた内容の条例を制定するとの説明でありました。

委員より、指定地域密着型介護福祉施設の設備の基準は、居室の定員は今まで2人となっていたが4人に緩和されているが、他市町の状況はどうかとの質疑に、山鹿市、熊本市については、その部分は記載されていない。八代市、人吉市、荒尾市、合志市、玉名市については4人以下と記載されているとの答弁がありました。また、居室の定員はプライバシーが確保されれば4人以下となっているが、何をもってプライバシーが確保されたというのかとの質疑に、カーテンやついたてがあり、ある程度プライバシーが確保されればと考えるとの答弁でした。

議案第4号、菊池市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、当該災害発生時における災害対策本部の設置に関し条例を定めるとの説明がありました。

特に質疑はありませんでした。

議案第9号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、市が提供するサービスに関わる苦情等に対応するため苦情処理専門員を、また防災組織体制の確立等のため防災等危機管理に関する有識者として危機管理専門員を新たに設置するため、本条例に別表を加える条例の一部を改正する条例の制定との説明がありました。

委員より、福祉事務所に配置予定の苦情処理専門員は、社会福祉法及生活保護法の規定を満たしていなくてもいいと考えるのかとの質疑に、通常は住宅確保就労支援を行う業務である。生活保護のケースワーカー業務は行わないので、よって社会福祉法及び生活保護法には抵触しないとの答弁がありました。また、苦情処理専門員を配置しなければならないほど苦情が多いのかとの質疑に、生活保護受給者との

トラブルが発生しており、警察を呼ぶ事態も発生している。職員だけでは対応ができないこともあるとの答弁がありました。

議案第 11 号、菊池市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、題名の改正がなされたため、本条例の整備をするために条例の一部を改正ものであるとの説明を受けました。質疑はありませんでした。

議案第 12 号、菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この条例改正についても障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、題名の改正がなされたため、本条例の整備をするために条例の一部を改正ものであるとの説明で、特に質疑はありませんでした。

議案第 20 号、菊池市市民交通災害共済条例を廃止する条例の制定については、交通事故による災害に対する共済金を給付する制度として広く市民に利用されてきたが、社会情勢にそぐわない、また、市民も幅広く選ぶことができるようになったため条例を廃止するものであります。

委員より、市民サービスの低下につながらないようにしてほしいとの質疑に、市としては扱わないが、制度そのものはあるので、市民には周知していきたいとの答弁がありました。

議案第 21 号、平成 24 年度菊池市一般会計補正予算（第 9 号）は、そのほとんどが事業確定に伴うものです。付託分について、主な質疑について申し上げます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 5 災害対策費の委託料の 180 万円の減について、これは自主防災組織設立促進補助金で、予定していた団体より設立ができなかったために返還するものであります。委員より、昨年も災害があり、市内全域で自主防災組織設立を推進してほしいとの意見がありました。

款 3 民生費、項 2 高齢者福祉費、目 1 高齢者福祉費の負担金補助及び交付金のうち、単位老人クラブへの補助金であります。委員より、近年、単位老人クラブの減少が見られるが状況はどうなっているのかとの質疑に、会員の高齢化やクラブ員の減少で連合会に参加できないクラブがでてきているとの答弁がありました。委員より、市独自の単位老人クラブに対する人数の緩和等をお願いしたいとの要望がありました。

款 3 民生費、項 3 児童福祉費、目 5 児童福祉総務費の委託料のうち、保育園収納業務委託料があるが、保育園の保育料に未納があるのかとの質疑に、保育料収納アップのために組んだ予算である。保育園から直接保護者に声をかけて収納をお願いしている。実績も上がっているとの答弁がありました。

議案第 22 号、平成 24 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については、特に質疑はありませんでした。

議案第 23 号、平成 24 年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についても質疑はありませんでした。

議案第 24 号、平成 24 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）については、委員より、今後の介護給付費の見通しはどうなっていくかとの質疑に、毎年 4% 伸びている。今後も高齢者の人口は伸びるとみているので、介護保険料も高くなっていくと思われるとの答弁がありました。また、委員より、家族介護慰労事業についての基準はどうなっているのかとの質疑に、要介護 4 と 5 に該当する方で、住民税非課税世帯の高齢者で過去 1 年間に介護サービスを受けなかった方を在宅で介護している方であるとの答弁がありました。

議案第 30 号、平成 24 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 3 号）について、委員より、非常勤職員は何らかの資格を持っているのかとの質疑に、介護職員は今のところ、必ずしも資格は必要でないが、正職員 33 名のうち 27 名が介護福祉士の資格を持っている。また、嘱託職員は 3 名が介護福祉士の資格を持っているとの答弁がありました。

議案第 32 号、平成 25 年度菊池市一般会計予算中付託分について、その主な質疑について申し上げます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費の消防施設整備補助金について、委員より、消防詰所等がかなり老朽化した施設が多く、地元の負担が大きく、その補助率を引き上げてほしいとの質疑に。現在、班の統合も検討している。その中で消防詰所整備については今後検討したいとの答弁がありました。また、自主防災組織活動で出動した場合の保険はどうなっているのかとの質疑に、市町村から命令が出た場合は、消防団員と同様に公務災害補償の対象となるとの答弁がありました。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 4 環境衛生費の雨水浸透枘設置補助金について、委員より、地下水が増えるよう菊池市全域を対象区域に広げてほしいとの質疑に、くまもと地下水財団が熊本水域で関係地域を対象としてきたが、市全体で検討したいとの答弁がありました。

款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 3 塵芥処理施設費の修繕料 1 億 1,152 万 8,000 円について、委員より、この修繕料の内容は何かとの質疑に、この経費はエコビレッジの設備等に係る修繕料である。定期的に修繕計画を立てて行っている。主なものは乾燥機、脱臭装置、破碎機である。突発的な事故に備えて購入するものであるとの答弁でありました。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費のうち地域福祉計画策定委託

料について、委員より、地域福祉計画策定委員のメンバーに現場がわかるような方を人選してほしいとの質疑に、委員の中に地域づくり人育成塾で学ばれた方もメンバーとして入れたいとの答弁がありました。

款３民生費、項４生活保護費、目２扶助費のうち生活保護費について、委員より、かなり昨年より増額となっているが、見込みや傾向はどうかとの質疑に、全体的な傾向として、母子世帯やリストラなどで若い世帯の増加が目立っているとの答弁がありました。

歳入の款１２分担金及び負担金、項２の負担金、目３民生費負担金のうち児童福祉費負担金について、委員より、公立保育園と私立保育園の保育料の収納率はどれくらいかとの質疑に、平成２３年度決算は、公立が９５．３９％、私立が９９．１７％であるとの答弁がありました。委員より、公立保育園の収納率アップのため努力をしてほしいとの意見がありました。

款３民生費、項３児童福祉費、目１児童福祉総務費のうち未熟児療育医療費について、委員より、これは医療費の補助をするものですかと質疑に、未熟児の入院分の自己負担分をこの事業で助成するものであるとの答弁がありました。

議案第３３号、平成２５年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算、主な質疑について申し上げます。

委員より、所得の低い世帯が多くを占める国保について、市民の担税力に対する行政の認識が反映されているかとの質疑に、所得２００万円以下の世帯が半分を占めている。所得のラインをどこに持っていくかを分析しなければならない。所得平均で見た課税となっているとの答弁がありました。また、負担には限界があると執行部は言っているが、税負担の重さをどう考えるかとの質疑に、一般会計から繰り入れして国保会計を補って税負担を軽くしているとの答弁がありました。国民健康保険の負担については、市町村には限界があるので、国に財政支援を要望してほしいとの意見がありました。

委員より、レセプト点検を行う目的はなにかとの質疑に、医療費の節約のため、専門の方が診療報酬明細の点検を行っている。毎月１２０万円程度の効果が上がっているとの説明を受けました。

議案第３４号、平成２５年度菊池市後期高齢医療事業特別会計予算について、委員より、後期高齢者医療制度を県に移管して、今までと何が変わったのかとの質疑に、市町村単独で事業を行うのか、県全体で事業を行って補っていくのかの違いですとの答弁でした。

議案第３５号、平成２５年度菊池市介護保険事業特別会計予算について、委員より、家族介護慰労事業の内容はどうなっているのかとの質疑に、在宅で要介護４と

5に該当する世帯で、1年間に介護保険サービスを1回も受けていない世帯に補助するもので、この1年間申請はあつていないとの答弁がありました。

委員より、このサービスを受けていない世帯を把握しているのかとの質疑に、実態は把握していない。今後、検討を要する部分と考えているとの答弁でした。

議案第41号、平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算について、委員より、非常勤医師の勤務内容はどうなっているのかとの質疑に、菊池郡市医師会立病院から週2回、2時間程度来ていただいているとの答弁がありました。

議案第43号、公の施設の指定管理者の指定について、(菊池市菊池老人福祉センター)については、菊池市社会福祉協議会に1年間指定管理を指定する条例であります。委員より、新しい施設であっても使い勝手がよくないという意見がでてるので、指定管理者と協議して改善してほしいとの質疑に、利用者の声を聞いて、改修しなければならないところは対応したいとの答弁がありました。

次に、反対討論がありました議案について申し上げます。

議案第33号、平成25年度国民健康保健事業特別会計予算については、市民の税負担は限界、国保税は高すぎると執行部も認識しているが、今回の予算は市民の担税力に対する認識が反映されたものとなっていないとの理由で、また、重税が解消されていない、賦課される直前の6月議会まで検討を求めるとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第34号、平成25年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算について、75歳以上の高齢者が亡くなるまで、少ない年金から保険料が天引きされ、受ける医療さえ制限される。保険料も値上げされ高齢者の負担は増えている。制度上の問題がある。また、高齢者の声が県に対しても自治体に対しても届きにくいという問題があり、解消されないままであり、この制度は直ちに廃止すべきとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

その他の議案については、討論もなく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会に付託された案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。議員各位におかれましては、速やかにご賛同たまわりますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(山瀬義也君) 次に、経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長(泉田栄一郎君) 皆さん、こんにちは。経済建設常任委員会委

員長の泉田でございます。報告をさせていただきます。

経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例１０件、予算案１６件、議決案件４件でございます。現地調査も踏まえ慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第５号、単県基幹水利施設応急対策事業分担金徴収条例の制定について、この事業は、ダムからのパイプライン等の県営の基幹水利施設を計画的に点検することにより、突発事故を防ぎ、施設の長寿命化を図り、事故の際は専門技術者が早急に対応し、措置を講ずることにより農業被害の最小限化を図るもので、４０万円以上の工事費に対しての補助で、県が２分の１、地元が２分の１の負担割合の地元分の分担金を徴収するため条例制定するものとの説明がありました。

議案第６号、菊池市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、地方分権一括法により、今まで一律に定められていたものを条例で定めるものであるとの説明を受け、質疑を行いました。市道認定の基準は幅員４ｍだと思うが、合併時の市道認定には幅員２．５ｍのものもあったと記憶している。この条例制定により、それが認定から外れるということはないかという質疑に対し、この基準は新たに道路を新設・改良する場合の基準であり、既存の道路は従来どおりであるとの答弁がありました。

議案第７号、菊池市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定については、地方分権一括法により、今まで一律に定められていたものを条例で定めるものであるとの説明を受け、質疑はありませんでした。

議案第８号、菊池市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、地方分権一括法により、今まで一律に定められていたものを条例で定めるものであるとの説明を受け、質疑を行いました。この条例制定により、施設改修が必要になるところはあるかとの質疑に対し、現時点では具体的な計画はないが、バリアフリーに関しては今後計画的に進めていく必要がある。例えば、菊池公園の観月楼やトイレへのアプローチ部分は十分な状況ではないと把握しているとの答弁がありました。

議案第１３号、菊池市水迫里山の家条例の一部を改正する条例の制定については、水迫里山を家の洗濯室の使用料等は、今まで合併前の内規で徴収していたものを条例化するものとの説明がありました。

議案第１４号、菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行により条例改正するものとの説明を受け、質疑はありませんでした。

議案第１５号、菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、地

方分権一括法により、今まで一律に定められていたものを条例で定めるものであるが、現在の公園を定義される公園として位置づけるため、一部菊池独自の面積を基準としているとの説明を受け、質疑を行いました。国の基準より面積を小さくしてあるが、そのメリットは何かとの質疑に対し、都市計画マスタープランについても今後小規模の公園をつくっていく必要があるという記述もあり、緑と防災を兼ね備えた公園についても大規模な公園よりも小規模な公園のほうがより多くつくれるためとの答弁がありました。

議案第16号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、地方分権一括法により、今まで一律に定められていたものを条例で定めるものであるとの説明を受け、質疑を行いました。中山間地の対策として空家等を活用する方法もあるが、住宅を建てようとする場合、ここまで条例で細かく定められると建てにくくなったりはしないかとの質疑に対し、条件を書いているが、できる限りという表現もあるので、努力義務と解釈できる部分もあり、これに全く縛られることもないとの答弁がありました。

議案第17号、菊池市単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、迫田団地、岩本住宅は公営住宅法に則った住宅ではなかったが、合併後、公営住宅法に則り運用してきた。これに不具合な部分が出てきたため整理をし、単独住宅とはいえ公営住宅法に則った運用をするため条例改正するものとの説明を受け、質疑はありませんでした。

議案第18号、菊池市水道事業の設置等に関する条例及び菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、上水道事業が花房地区簡易水道事業及び木柑子地区簡易水道事業を譲り受けることに伴い条例改正するものとの説明がありました。

議案第21号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第9号）、議案第25号、平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）、議案第26号、平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第27号、平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第28号、平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）、議案第29号、平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）、議案第31号、平成24年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）ですが、そのほとんどが事業費確定によるものであります。

次に、議案第32号、平成25年度菊池市一般会計予算中付託分について、その主なものを申し上げます。

農業費において、農業振興費の農地・水保全管理支払事業補助金2,039万2,

000円については、老朽化が進む農業用排水路の長寿命化のため、補修等を行う組織に対して国・県・市が負担し支援する事業であるとの説明を受け、質疑を行いました。

平成24年から補助割合が減っているようだが、組織が高齢化する中、この補助によって水路等の管理ができているところもある。しかし、監査もあるため経理の面で大変と聞くが経理関係の指導はできないかとの意見に対し、経理が煩雑ということであるが、七城については全地区がこの共同活動に加入され、各地区から負担金を出し合い職員を1人雇われている。その方が事務経理については全部チェックされている。他の地区でも共同的にそういうことができないか、今後検討していくとの答弁がありました。

商工費において、商工業振興費の地域経済活力創出事業補助金1,050万円は昨年9月に創設した事業で、住宅の新築や増改築、リフォーム工事の需要を喚起することで、建築業種をはじめ幅広い業種へ経済効果を波及させ地域経済の活性化を図るものとの説明を受け、質疑を行いました。

平成24年度での結果があまり出ていないようだが、平成25年度も予算を上げてあるが取り組みはどうするのかとの質疑に対し、4つの項目のリフォームの条件を付けていたことや周知期間が短かったことによるもので、さらに啓発に努めていく。新年度については国からの補助金も見込めるため、活用していきたいとの答弁がありました。また、バリアフリーや耐震関係にも利用できるように検討してほしいとの要望もありました。

住宅費では、住宅建設費の工事請負費1億6,591万8,000円は、北宮・葉山住宅のストック改善事業と朝日西団地の下水道接続が主なものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

住宅のストック改善事業とはどういうものかとの質疑があり、既存の施設に手を加えることによって耐用年数を延ばし、すでに投資したものを有効に使うという事業であるとの答弁がありました。さらに、建て替えは検討されたのかとの質疑があり、建て替えの場合は、家賃が3倍から5倍に跳ね上がるので、入居者の負担を軽減させて住環境を上げるには何が一番いいかということで、今回のストック改善事業に至ったとの答弁がありました。

議案第36号、平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第37号、平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計予算については、事業費の浄水センター等運転業務委託料はここ3年間、平成22年度から比較してみると増加しているがその理由はとの質疑に対し、本年度より3本の池を運転

するようになったため、積算基準により委託料が上がっているとの答弁がありました。また、基準はあるかもしれないが、以前から言うように企業努力をしてもらうための交渉はしているのか。外部からの意見を入れての会議も必要ではないかとの質疑に対し、会議も以前よりかなりの回数を開催し、お互いに協議しながら、改革も少しずつ進んでいると考えるとの答弁がありました。

議案第38号、平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、議案第39号、平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算については、特に質疑はありませんでした。

議案第40号、平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算について、汚泥のコンポスト化については、さばき先がないということをよく聞くので、その辺のところもよく考えてやってほしいとの意見に対し、さばき先の問題、堆肥化の認定、汚泥処理問題の解決等、十分検討して進めていくとの答弁がありました。

次に、議案第42号、平成25年度菊池市水道事業会計予算については、過年度分の未収金はどれくらいかとの質疑に対し、未収金は、水道料金としては概算で1,000万円であるとの答弁がありました。

次に、議案第44号、市道路線の廃止について及び議案第45号、市道路線の認定については、現在、路線については合併前の旧市町村で認定されたままで、路線が旧市町村の行政界で分断していたり、つながっていても等級が違ったり、複雑に枝分かれしているところ等があり、それらを見直し、統一したわかりやすい路線網にするために、23年度から路線網の再編を行っているが、24年度でその事務手続きが完了したので、一度全路線を廃止し再編後の路線を認定するものとの説明がありました。

次に、議案第46号、市道路線の認定については、国道325号線の拡幅工事及び県道旭志鹿本線の改良工事に伴い、引継ぎ道路を市道路線として認定するものとの説明がありました。

議案第47号、菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結については、平成20年から24年までの5カ年を終了し、金額が14億4,421万2,000円となり10億5,468万8,000円減額となったため、基本協定の一部を変更するものとの説明を受け、質疑を行いました。

元々この債務負担行為のときは、計画では10年で50億円かかると言われていたが、結局10年トータルでいくらになると予測しているのかとの質疑に対し、事業前は全体額を53億110万円と説明しているが、今回前期の5年が終わって、10年分のトータルを出したところ46億9,200万円で、差し引くと6億80

0万円ほどの減額になるとの答弁がありました。

次に、議案第50号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第10号）中付託分について、その主なものを申し上げます。

都市計画費において、公園費の工事請負費5,607万7,000円は桜山の公園整備にかかる工事費で、平成25年度で計画していたものを経済対策ということで前倒して施工するための補正であるとの説明を受け、質疑を行いました。桜山公園の計画がある周辺の排水は桜山6区に流れているが、桜山公園の雨水はどちらに流す計画かとの質疑に対し、公園敷地内で調整池を造って浸透式で処理するとの答弁がありました。桜山6区の公民館付近は梅雨時には水に浸かっており、工事前に水路を広めるなどの改修計画を示すべきとの意見がありました。

議案第51号、平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）については、事業費の工事請負費2,300万円は七城処理区のマンホールポンプ17カ所の通報装置のシステム交換を25年、26年で計画していた分を今回の景気対策で採択されたため補正するものとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第37号及び議案第50号を除く議案第5号から議案第8号、議案第13号から議案第18号、議案第21号、議案第25号から議案第29号、議案第31号、議案第32号、議案第36号、議案第38号から議案第40号、議案第42号及び議案第44号から議案第47号並びに議案第51号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、討論のあった議案第37号及び議案第50号について申し上げます。

議案第37号、平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計予算については、事業費の浄水センター等運転業務委託料について、泗水が特定環境保全公共下水道1カ所、農業集落排水が今は3カ所だが平成23年度は5カ所で、合計した委託料が4,700万円に対して人口もさほど差はないと思うが、浄水センターは1カ所で6,400万円ということで、以前から見直しの交渉に取り組んでほしいと要望していたが、改善の見込みがないとの反対討論がありました。また、この件について、執行部からは現在も協議を続けており、努力しているとの答弁があっている。浄水センターは、特定環境保全公共下水道や農業集落排水ができる前の公共下水道の仕組みでつくられた施設であり、一概に比較することは難しいとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第50号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第10号）につい

ては、都市計画費の中の桜山公園及び住宅費の朝日東団地の関係予算において、平面図からの説明があり、現地調査も行ったが、隣接地の雨水等の整備計画が全く示されておらず、このような状況で工事をすると梅雨時には大きな問題が発生すると考えられるので賛成できないとの反対討論がありました。また、特例債で用地取得をして、近辺に住む方の憩いの場となるべく公園を造るということで、雨水対策については議論もあるだろうが、万全を期す中で工事に取り掛かって1日も早い完成によって、近辺の方々が大いに利用していただけるようになることがあるべき姿であるとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員長の報告を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。
工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 総務文教常任委員長にお尋ねします。

議案第50号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第10号）の中で、小・中学校のエアコン設置ということがありましたけど、その議論の中で、今まさに閉校がずっと行われましたけど、これから先、そういう閉校というようなことがないだろうと私は当然思いますけど、そういうご意見なり、執行部からの回答なりがあったのであれば、それをお聞かせ願いたいと思います。

もう1点、泗水町の地域交流センターの建設について、委員長報告ではバリアフリー化だとかそういうお話はありましたけど、ほかに何かご意見なりが出ておれば、それをお聞かせ願いたいと思います。

次に、請願第1号、新図書館建設への市民参加に関する請願、請願第2号、菊池温泉を含む市民広場一体の活性化に関する請願、ここで委員長報告ありましたけれども、請願者からの意見の聴取というのがあったのか、なかったのか。もしなかったとするならば、理由をお聞かせ願いたいと思います。第2号については紹介議員のお話をちょっと聞かれたという説明があったかと思いますが、そのあたりを含めてお願いします。

それともう1点、最後のほうに言われました地域審議会のことについて委員長報告がありましたけど、もしよかったらもう少し詳しく、地域がはっきりしているのであれば、その地域を教えてくださいなと思いますし、中身についてももう少しお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） 工藤議員の質疑にお答えをしたいと思います。

議案第50号の平成24年度菊池市一般会計補正予算（第10号）の中の小学校における空調設備の整備についてというところで、閉校の学校にも将来的にあるのか、ないのかというところだったと思いますが、将来的に閉校はないというところでの整備という形で答弁を受けております。

次に、2点目の泗水に建設を今回予定しているというところの地域交流センターがUD化のほかに何か意見はあったのかということだったかと思いますが、UD化のほかに歴史資料館から出た文化財を保管しておく場所というところでの質疑はあったかと思いますが。

次に、請願第1号の新図書館建設への市民参加に関する請願についてということ、で、請願者を呼ばなかった理由はこの形であったかと思いますが、この委員長報告でも最初申し上げたとおり、採択・不採択の審議を進める上で委員会として請願書を事務局のほうに朗読をさせてみたところ、非常に丁寧に書かれた文書であったと。その認識の下で議会の要望書と捉えて、慎重に一言一句をみんなで議論したというのは委員長報告で申し上げたとおりでございます。

次に、請願第2号の菊池温泉を含む市民広場一帯の活性化に関する請願についての中での紹介議員の答弁の中で、ほかに何かあったかという内容だったかと思いますが、請願者は呼んでおりません、第2号は。紹介議員がおりましたので、委員会の中に。

委員会の最後のところで、地域審議会というものについて意見がありました。その地域審議会の、先ほど委員長の報告でも申し上げたとおりでございます。審議会の運営、要するに審議会というのは市長の諮問機関であるというところの中で運営に問題があったのではないかなと。そして、どこという地域の場所での断定ではございませんでしたけれども、審議会を拒否したりできないはずであるのではないかなというような意見があったというところは、あとは工藤議員のご想像にお任せをするというところでございます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 再質問したいと思います。

請願第1号の新図書館建設への市民参加に関する請願のお答えのところを聞いておりまして、どうもその請願の文章を大分捉え方というようなところがあったかと

思いますけど、そうやって捉え方人それぞれにありますので、それこそきちっと請願者をお話をして聞いてから判断されたほうがよかったかと思いますので、そこをもう1点お尋ねしたいのと、地域審議会の、今開催拒否というようなお話だったかと思いますが、私の想像するところの地域審議会としても、きちっとしたり理由があつてされていたかと思いますので、その捉え方がどうだったのかというのをもう一度お尋ねしたいなというふうに思います。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） 工藤議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

まず、請願のこの新図書館建設の請願についてというところで、工藤議員も議員であられるならば、議案書の中で請願書そのものも読まれたかと思います。確かに文章の捉え方は人それぞれかもしれませんが、この文体において、SVOC、いわゆる主語、述語、目的、そういったことがすべて含まれているというところだけでいけば、人それぞれ違うというようなことはないんじゃないかなというふうに私は考えておりますし、また委員の皆さん方の読解力には私は掛けたいと思います。

それと、地域審議会そのものの会員といいますと、要するに市長から委嘱をされた市の非常勤の職員でございますし、そういったところを踏まえての意見だったかというふうに私は認識をしております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） ほかに。

中山繁雄君。

[登壇]

○12番（中山繁雄君） 福祉厚生常任委員長にちょっとお尋ねいたします。

議案第32号、平成25年度菊池市一般会計予算の中で、民生費の生活保護費についてご質問いたします。現在、国会でも問題になっておりますけれども、今日の報告をお伺いしまして、母子世帯、若い世代がこの生活保護が増えているというお話でございましたけれども、これに対して私はやっぱり若い人の労働力に対して関心をもっておりますので、その中でどんなことを協議されたかだけ質疑させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） 32号の若い人が、要するに増えたということでしょう。その金額が増えたというようなことの中というのは、答弁したとき、その中で、説明の中では年齢層がどんどん若くなってきたというような説明を受け

ました。それはリストラをされたりというようなことの中で、そのデータあたりは受け取りまして、まさしく40代から50代まで下がり、また30代の方も大分多くなったというようなことの説明は受けておりますが、どうこうというようなことのお話はなかったような感じがいたします。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○17番（木下雄二君） 東総務文教常任委員長にお尋ねをしたいと思います。

請願第1号、新図書館建設への市民参加に関する請願について、1点だけ質疑をしたいと思います。請願者であるまちづくりボランティア菊池養生詩塾は、平成20年度熊本県主催まち育て塾の卒塾者による菊池市のまちづくりのために活動されている団体でありますけれども、委員会の中でですね、先ほど工藤議員からもありましたけれども、この請願者であるまちづくりボランティア菊池養生詩塾についての質疑があったのか、なかったのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） 木下議員の質疑にお答えをしたいと思います。

まちづくりボランティア菊池養生詩塾という団体に関しまして、当委員会の中でこの団体の方々を2名の委員さん方が大変よく知っているというような報告があったという中での審議でありました。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 次に、中原繁君

[登壇]

○10番（中原 繁君） 葛原委員長にお尋ねいたします。

先ほどおたくの説明の報告の中で、今、中山議員が言ったように生活保護についてですね、執行部が対応できないほど、警察ば呼ばにゃんごたるトラブルがあったということでございます。そのトラブルというのは、具体的にどんなトラブルなのか、そういったものもちょっとお聞かせ願いたいと思いますがですね。この生活保護について、私が知る限りですね、こういう人もおるんですよ。朝から焼酎ばかり飲んでですよ、カラオケどん歌つとる。おら、仕事するといかんもと。なしやというたですね、生活保護ば打ち切られるというわけですね。その人は身体障害者でも何でもいない人。だから、こういった、今、国でも問題になっておりますがですね、やっぱりこういった実態をやはり執行部は徹底した実態調査を行ってですね、このような人には徹底した、適切な指導が大事じゃないかというふうに思うわけで

すよ。その辺のところはおたくの委員会ではどのように結論を出されたのか。

それと、今いう警察ば呼ばにゃんごたるそのトラブルというのは、具体的にどういった内容か、詳しくお願いします。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） 前回もそういうふうなことのお話も聞いたような感じがいたしましたけれども、その生活保護でトラブルの云々というようなことの内容的なことは議論はあっておりません。ただ、警察を呼ばにゃごたるその事件があったことは助かっておるといような説明だけでございまして、ほかにどうこうということはあっておりません。

それと、生活保護家庭がだんだん低年齢になってきたということは、先ほど中山議員の答弁と同じでございしますが、リストラをされれば、即仕事がないもんですから生活保護世帯になっていくというような傾向で、それから先、ならどうするかというようなことの内容に対しての話し合いというか、そういうようなことはしませんでしたけれども、その中で、30代の方、40代の方、一番いいけれども、今の生活、今の社会状況の中でリストラに遭いますね。そうすると、もう何もなくなりますもんですから、そういう人はすぐ生活保護になりかねる可能性はあるたいなというようなお話はありましたけれども、それをどうこうというその中には討論はないような感じでございました。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 中原繁君

[登壇]

○10番（中原 繁君） ありがとうございます。

ならばですね、担当部長にお聞きします。今の件について。

○議長（山瀬義也君） 中原議員、部長に対しての質問はできません。

ほかに質疑はありませんか。

東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 議案第50号について、50号の平成24年度一般会計補正予算の款9教育費、項7学校給食費について、総務委員長にお聞きしたいと思います。

いわゆる給食センターの問題で、この給食センターの問題については、その建設について賛成・反対、賛否大きく分かれて議論もされてきたとは思いますが、まずこの問題についての給食センター建設について合意形成の問題で議論があったのかどうか。あったのであれば、どういう議論だったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） 東裕人議員の質疑にお答えをいたします。

学校共同調理場については、昨年度より議論されてきておりまして、合意形成という部分での議論は今回の委員会の中ではされておられません。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 合意形成についての議論はなかったということです、じゃ次にお尋ねしますが、このセンター建設予定地に隣接をする学童保育、育成クラブですね、これに対する影響について、今、保護者の中にいろんな不安とか、批判の声が上がっていますが、報告でも少しはあったと思いますけれども、その学童保育に関わる影響の問題で、もう少し詳細にその議論の中身についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） 東裕人議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

今回、この共同調理場建設における設計、平面図を提出をいただき議論した中で、一部の議員さんからですね、設計の上での日照問題、風通し、先ほど委員長報告で申し上げたとおりでございますが、十分配慮した設計を行ってきたのかというような質疑がありました。学童クラブを運営されている方の学童クラブの会長さんであり、その学童クラブの保護者の方々との意見交換というものを教育委員会そのものが十二分に連携をして進めてきておるといような答弁を受けたものであるということです。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 一つの敷地内で教育委員会と子育て支援課にまたがるこの問題について、議論としてですね、その渡り廊下の付け替えとか、そういう話もありましたが、そういう問題でなくて、教育委員会、子育て支援課、そういったものにまたがる問題について、今後どういう調整とか、議論をしていくのかという議論があったのかどうか。先ほど、日照問題、風通し、その他については質疑があつて、教育委員会としていろいろ調査もして審議もされているということでしたが、学童保

育は福祉厚生委員会の所管であります。福祉厚生委員会で全くこういう話もないまま進んできているわけで、じゃその今後、今回予算が上がっていて建設をする方向で議論は進められると思うんだけど、片方の教育委員会では進める、福祉厚生委員会、その給食センターの影響を受ける学童保育に関する議論は福祉厚生委員会では全くわからないと。そういうのはいけないので、今後どう調整をするのか。そこらの議論とか、執行部の考えとして、何か議論があったのであれば言っていればと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） 東裕人議員の再々質疑にお答えをしたいと思います。

十二分な審議はされたというところで、私は理解をしております。確かに学童クラブの部分というものは、所管が福祉厚生常任委員会の部分だというふうに理解をしておりますし、総務文教常任委員会の委員の皆様方も全員そこは十分認識した上での議論であったというふうに私は委員長の立場でそういうふうに感じております。また、教育委員会側も非常にそのところは慎重に連携を保ちながら、子育て支援課を含めて進めていきたいというような強いお答えがありました。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○13番（怒留湯健蓉さん） 福祉厚生委員長にお伺いします。

一般会計、32号で款3の民生費の目2の扶助費ですね、先ほどからお二人の質問がございましたが、若者の生活保護世帯が増えているというのは非常に深刻な問題だと思うんですね。十分な対応がちょっと聞けなかったので確認をさせていただきたいんですが、本市ではワンストップサービスが取り組まれていて、生活保護の相談は窓口に来ればハローワーク等と連携しながら職業指導とか、それから住宅の斡旋とか、多方面で連携して行われているはずですが、そういうところでの取り組みの内容とか、それで救済された人がいるとか、そういう方向を押し進めていきたいというようなご論議があったのか、またご答弁があったのかどうかをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） 大変申し訳ございませんけれどもですね、そういうような論議はいたしておりません。しかし、質問がなかったも、先ほどのお

二人の方々にここで答弁しようかと思いましたが、生活保護受給者の推移だけは出させてもらいました。これが、１９年度とそれと平成２５年度の１月までの推移はどうかという資料だけは提出させていただきましたので、この資料の説明をしましょうか。数字は結構ですね。質問ではありませんけれども、ただ現在その１９年度は２５２名だったのが４７６名になったというような推移でございまして、その中で年齢がずっと下がっていったということだけは受けましたけれども、今のお答えの論はしておりませんので、申し訳ございません。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○１３番（怒留湯健蓉さん） ありがとうございます。

リストラのみではなく、その背景にはいろんなことが考えられると思うんですね。例えば、身体的に病む人とか、それから精神疾患などが非常に私が出会ったケースも多かったんですが、そういう例とかですね、その背景についていろいろその調査を加えている、実態を把握したいというようなご答弁はあったでしょうか。そういうご論議はあったでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） 嘘を言うわけにはいきませんで、しておりません。

以上です。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員長報告が不採択であります請願第１号を除き、議案第２号から議案第４７号まで及び議案第５０号、議案第５１号並びに請願２号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

○７番（東 裕人君） 議案第３３号と３４号に反対討論を行います。

まず、議案第３３号、平成２５年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。高すぎる国保税について、これまで執行部は市民の税負担は限界との認識は示してきました。そして、高すぎる国保税が住民を苦しめている問題を解決するために、税務課、徴税課、健康推進課の３者で何らかの方策がないか協議を

続けるとこれまで答弁し続けてきました。ところが、今回の予算は、市民の担税力、すなわち税負担は限界という行政の認識が反映されたものになってはいません。このことが委員会質疑で明らかになりました。これでは、当然賛成できません。また、重税解消の問題は、今後誰が市長になろうが、行政自身に問われる問題であります。限界にきている国保税の負担を一体どうするのか、下げるのか、税負担は限界と言いながら、結局そのままにするのか、課税する直前の6月議会までに急いで検討することを求めて反対討論とします。

次に、議案第34号、平成25年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。75歳以上の高齢者が亡くなるまで少ない年金から保険料を天引きされ、受ける医療さえ制限をされる。保険料は、これまで2回にわたる値上げにより、高齢者の負担は増え続けています。また、本市8,000人を超える高齢者が加入する広域連合の運営がどうなっているのか。高齢者がどういう状況にあるのか、姿や実態が見えにくく、高齢者の声が広域連合にも自治体にも届きにくい、この制度上の問題も解消されないままです。こういう制度は、直ちに廃止すべきであると訴えて、討論としたいと思います。

○議長（山瀬義也君） ただいま議案第33号、議案第34号に対する反対討論がありましたので、まず議案第33号に対する討論を行います。議案第33号に対する賛成者の発言を許します。議案第33号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで、議案第33号に対する討論を終わります。

次に、議案第34号について反対討論がありましたので、議案第34号に対する討論を行います。議案第34号に対する賛成者の発言を許します。議案第34号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで、議案第34号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

怒留湯健蓉さん。

〔登壇〕

○13番（怒留湯健蓉さん） 私は、議案第50号に反対の立場で討論をいたします。

理由は、款9教育費、項7学校給食費、目1学校給食費に係る7億9,735万円について問題があると思うからです。そもそも学校給食における自校方式を全廃して限府小の敷地内に2,000食をつくるというセンター化については、たびたび様々な角度から問題提起をしてきたところです。その後における12月議会で現地調査をいたしましたが、その折り、給食センターの立地の概要が明らかになり、

それによれば、ただいま質疑にもありましたように、学童保育施設の南側と東側に近々と隣接して建設されることがわかりました。そうなれば、学童保育の日照権の問題であるとか、遊び場等々、著しく制限・阻害されることになります。私は大変驚いて、学童保育の方々や子育て支援を所管する市民部にそうなることを知っているか、知らされているかを聞いてみましたが、どちらも知らないということでした。大変びっくりして、当然私は保育教育といった子育てに関わる案件については、横断的に関係部署が連携をして進めていくものと思っておりましてけれども、教育委員会サイドで一方的に計画がなされているということに大変、二度驚いたわけです。したがって、学童保育をはじめ関係機関や関係者へ説明をし、合意形成を努めるように促して求めてきたところです。その後、それらの協議が始まったようですが、聞くところによれば、まだまだ協議は現在進行形であると判断せざるを得ません。そうであれば、今般思いがけないスタイルで経済対策の交付金が下りることになりましたけれども、今、その一端を述べたように、課題の整理ができていない段階においては、急遽追加補正で上程し、前倒しを急ぐのではなく、より厳格な検討を加え、慎重を期すべく肉付け予算で対応するのが望ましいし、本来的であると思われる。よって、私は反対でございます。

○議長（山瀬義也君） ただいま議案第50号について反対討論がありましたので、議案第50号に対する討論を行います。議案第50号に対する賛成者の発言を許します。

議案第50号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで、議案第50号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

森隆博君。

〔登壇〕

○19番（森 隆博君） 議案第37号、菊池市公共下水道事業特別会計予算でございますが、その中におきまして、委員長報告の中にもありましたが、浄化センター等の委託業務、随契ということですが、こういった中におきまして、事業費の中におきましても燃料費、修繕費等についても、やはり入札であればいいと思いますけれども、随契でいく以上は、やはり燃料費等の価格、修繕費等の部品等については、やはりその建物を所有する側が一回購入をして業者側に渡すというのが妥当なやり方であろうというふうに思いますし、委託料につきましても、泗水の特環、農集関係が5カ所、特環が1カ所、合計6カ所の委託料金が約4,700万円ですが、この場合、1カ所で6,400万円ということと、やはり5年間の前期

工事も終わりました、中身につきましても機械等の整備も大方できてまいりました。やはりそれだけ中の設備もよくなっていく中において、委託料が上がっていくというのに対しましては、これは随契の契約の中ではどうにも納得いくようなことではないということで、私は反対をさせていただきます。

次に、議案第50号の中におきまして、桜山の公園というようなことで、本当にありがたい予算というふうに思っておりますけれども、地元としましてやはり現地も調査をした中におきまして、今、南側に走っております市道、そこにも排水関係が全くないということと、下面側につきましては住宅地がありまして、やはり高さがあるところで1.8mほどあります。そういった中に擁壁、そういったものも全く示さないで公園を整備し、そして中に貯水池を設けて一滴も雨水は流さないという説明を受けましたけれども、今の現状で実際に排水関係が本当に流れて6区といいますか、区の中で公民館とか浸かるような状況であります。そういった中において、そういった都市公園の姿としてはやはり好ましくないような公園整備であろうというふうに思います。やはりできますならば、そういった地域の方々の地域隣接地の方々の理解も得ながら、やはりぴしとした雨水計画を示しながら都市公園というものはつくっていただきたい。畑の中にぽつとつくるような公園でないということでありますので、やはりそういったものを示しながらやるべき問題であろうということで、反対をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） ただいま議案第37号について反対討論がありましたので、議案第37号に対する討論を行います。議案第37号に対する賛成者の発言を許します。

議案第37号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで、議案第37号に対する討論を終わります。

なお、議案第50号に対する討論は終わっております。

ほかに討論はありませんか。

工藤圭一郎君。

〔登壇〕

○1番（工藤圭一郎君） 請願第2号、菊池温泉を含む市民広場一帯の活性化に関する請願について、反対の立場で討論したいと思います。

私が考えるにですね、請願者、商工会長、観光協会長、温泉組合、旅館協同組合、代表理事、商店会連合会長、社交飲食業生活衛生同業組合菊池市支部長と隈府地区区長代表ですね、この方々というのがやっぱりもうこの旧菊池の中心人物だろうと思います。市民広場の再整備、思われるのは大いに結構なんですけれども、私、す

みませんけど将来の菊池市のあり方、この旧菊池市の向かう先というのを、10年先、30年先というのをしっかりこの方々から示していただきたい。それがこの市民広場の再整備にどうつながるということを示していただいて、はじめて議会で採択できることかなというふうに考えますので、それをもって反対というふうにしたいと思います。

以上です。

○議長（山瀬義也君） ただいま請願第2号について反対討論がありましたので、請願第2号に対する討論を行います。請願第2号に対する賛成者の発言を許します。

樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） 請願第2号について賛成の討論をさせていただきます。

今、工藤議員さんからあるべき将来の姿を示してほしいというお話でありました。先日の協議会でも市民広場再整備に対していくつかの案が示されたと思います。数々のワークショップを踏まえた上で、その中においてあの場を市民の憩いの場として使うのか、それとも将来的に人口減少の中で交流人口を増やしていったら、それによって経済効果を得るものかと、様々な議論がなされたと聞いております。その中で、あの3案が出たわけですが、それらの思いを執行部にも重く受け止めていただいて、共に将来の菊池市を築いていきたいという形の請願であります。そのことを踏まえながら、私は前に進むべきだと思い、賛成とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 請願第2号について、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで、請願第2号について討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後零時04分

開議 午後零時15分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより採決します。ただいま討論がありました議案第33号、議案第34号、

議案第３７号、議案第５０号、請願第２号を除き、一括採決します。議案第２号から議案第３２号まで、議案第３５号、議案第３６号、議案第３８号から議案第４７号まで、議案第５１号、以上４４案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、以上の４４案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第３３号、議案第３４号、議案第３７号、議案第５０号、請願第２号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第３３号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第３３号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第３４号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第３４号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第３７号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第３７号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第５０号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第５０号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、請願第２号について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、請願第２号は、原案のとおり採択する

ことに決定しました。

ここで、議長より議案の整理を行います。ただいま議案第32号、平成25年度菊池市一般会計予算及び議案第50号、平成24年度菊池市一般会計補正予算（第10号）が可決されたことに伴い、議案第32号の216ページの継続費についての調書の土木費の各欄に所定の計数整理が生じました。なお、計数整理後の資料については、閉会后配付いたします。

次に、総務文教常任委員長報告は不採択の請願第1号、新図書館建設への市民参加に関する請願について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

工藤圭一郎君。

[登壇]

○1番（工藤圭一郎君） 請願第1号、新図書館建設への市民参加に関する請願ですね、委員長報告ではありましたが、私はやっぱり市民の声を聞く議会として、こういう請願は真摯に取り上げて、それが強制力があるものではないと私は思いますので、あとは執行部と市民の皆さんとの話を持っていただくということを願うという意味で採択したいと思いますので、賛成とします。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかにありませんか。

次に、賛成者の発言を許します。

木下雄二君。

[登壇]

○17番（木下雄二君） 私は、請願第1号、新図書館建設への市民参加に関する請願に、紹介議員として賛成の立場で討論をさせていただきます。

この請願の趣旨は、市民参画で開かれた庁舎及び関連施設の中で、特に図書館については市民の関心も高いので、まちづくりボランティア菊池養生詩塾より新図書館については主体的に利用することとなる市民団体、市民グループ等に広く呼び掛け、市民参加による検討協議会を設置してほしいというものであります。市民の声を取り入れることが大事ということは、先ほど総務文教常任委員会の委員長報告の中でも十分認識をしていただいているようでございます。執行部としても、時間的な制約もあると思われますが、これまでの市の施設については、完成後に利用者が不満がたくさん出ているものもございます。特に老人福祉センターにつきましては、私も今回一般質問をさせていただきましたけれども、玄関の屋根、マイクロバスが通らないとか、やはり設計的なミスとか、そういうのも出てくる可能性もございます。やはり、利用者の方々のしっかりとした意見を十分時間を掛けて確認をし、ま

たきちんとした設計をしていただきたく思い、以上の理由から賛成をさせていただきたいと思います。

議員各位におかれましても、請願第1号、新図書館建設への市民参加に関する請願を採択していただきますようよろしくお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

坂井正次君。

[登壇]

○18番（坂井正次君） 私も、請願第1号、新図書館建設への市民参加に関する請願、賛成討論をしたいと思います。

特にこの図書館を主体に利用することとなる市民団体、市民グループ等に広く呼び掛け、その計画の策定、またその後の運営に市民が参画する機会を与えてくださいというような趣旨でございます。今回の庁舎建設に関して、庁舎等整備の基本理念として、市民参画で開かれた庁舎及び関連施設とありますが、合併期間中10年以内ということで、市民がどれだけ参加できているのか大変疑問でもございます。この庁舎と一緒に、40年から50年利用する新しい別館庁舎、庁舎位置の問題もなくなった今日、市民の意見を十分取り入れ反映すべきでございます。市民の税金で建てる庁舎、まさしく市民のものです。こうした市民の声を大切にし、図書館に関しては一番利用する学生や市民を、また関心を持つ市民団体、市民グループ等が十分に参画し、意見が言える機会を与えるべきであります。特例債が5年延長になった今、拙速に急がず、しっかり市民の意見を聞き協議することが大事であり、市民も納得し、後で公開しない理想の庁舎図書館をつくるべきとの思いで、賛成討論といたします。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

城典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 請願第1号、新図書館建設への市民参加に関する請願に対して、賛成の立場から討論します。

図書館の充実は、私たち公明党としましても長年周知してきた望むところである事項でございます。また、パブリックコメント等も行われているところでございますが、図書館ができあがってしまってからでは間に合わないのではないかと思います。そこで、今一度立ち止まり、広く市民の皆様の声を聞くべきと考えます。様々な意見を交えながら、未来ある子どもたち、市民の皆様から納得してもらえようような図書館できればと考えております。執行部の進め方が悪いとかそういう話ではご

ざいませぬ。市民の皆さんと共に考える市政が大切であると考えます。このことから、賛成討論としたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

境和則君。

[登壇]

○21番（境 和則君） 私は、反対の立場でお話をさせていただきます。

どなたかおっしゃったように、強制力がないとか、市民の声とおっしゃいますけれども、請願は国民に与えられた権利でありますから、請願の趣旨に関しては尊重いたします。しかし、この請願の内容をよく読んでいただきますと、大変な問題が書いてあります。よくお読みください。

それから、もう一つは、やはり議会に請願を出すと同時に執行部にやはりお願いをすべきものだと。執行部にお願いがなく、議会に請願を上げてくるということ自体が大変懸念をいたしております。例えば、請願の第1号、市民参加に検討協議会を設置し、特に図書館を主体的に利用することとなる市民団体、住民グループ等に呼び掛け、その策定について市民が参画するというような明言をされております。図書館は、今から実際始まるわけでごさいます、そしてパブリックコメントということで1カ月間の有余を持ち、市民の皆様方の広く意見を執行部はまとめて月例会には当然説明をされたというようなことも踏まえましてですね、これから始まる問題でありますし、執行部の月例会、その他については市民の皆さんの声は十分反映させて今後検討していくというお答えももらっております。そういうようなことで、私どもはこの請願についてはもう少し待つか、継続をするかというようなお話だと思ひますし、始まる前にこの設置をするとかしないとかいう問題ではなくて、不採択としたということでございます。

以上、反対討論といたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○15番（隈部忠宗君） 請願第1号について賛成の立場から発言をさせていただきます。

請願者はまちづくりボランティア菊池養生詩塾の方々でして、今年度の目標が新しい図書館に対する研究を一つは課題とされております。そのために、熊本の新都心ビルの図書館、あるいは伊万里の市民図書館、今改装中の武雄の、T S U T A Y Aが指定管理者になるそうですけれども、を見たいとおっしゃっております。非常に関心を持って図書館の研究をされております。

また、パブリックコメントについても、多くの市民の方々の意見が寄せてござい

まして、市民の関心が高いところでございます。そこで、パブリックコメントが1月4日から2月4日まで意見が寄せられております。この請願が出されたのが2月議運の前で20日でございます。私たちにパブリックコメントの説明がされたのが28日でございます、この請願が出された当時は、まだ公表されておりました。多分、この請願が公表されて、市の考え方が示されたならば、こういう、今、境議員のお話にありました市民参加による検討協議会とか、それから運営面についての協議会に参加させていただきたいとか、そういう文言はなかったと思います。市の考え方についても、これから検討する、図書館の具体的な運営については今後検討させていただきますという考え方が示されておりますし、規模・配置等についても、関係者や市民の方々の意見を踏まえながら進めたいと考えておりますという内容がパブリックコメントの中で示されておりますので、そういう文言を踏まえた場合、これからの新しい図書館につきましては、図書館の機能も随時変わっておりますし、市民のご意見を尊重しながら、意見を聞きながら進めることがまちの活性化につながると思ひまして、賛成の立場から発言をさせていただきました。

○議長（山瀬義也君） 次に、中原繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 私は、この請願第1号については、先ほど東委員長の報告がありましたように、不採択に賛成の立場で討論をしたいと思ひます。

まず、議会にだいたい出してくる自体が相手先が間違っていると思ひます、この種の請願は。議会には執行権、権限はありません。この種の請願というのは、要望というのは、やっぱり福村市長あてに出すのが筋じゃないでしょうか。まずですね、市民参加による検討協議会を立ち上げてください、運営に市民を参加させてください、機能統合及び分化等、十分な検討の自由度を与えてください。こんなことの権限は議会にありますか。ありませんよ。だから、これは不採択にして、もう一回・・・・出直しなさいと私は言いたいですよ。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 今の討論の中で、一部不穏当発言がありましたので、後日精査しながら取り消させていただきたいと思ひます。

ほかに討論はありませんか。

東裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 請願第1号に賛成討論を行います。

あまり難しいことは言いません。この図書館整備の問題は、庁舎等整備基本構想基本計画案に対するパブリックコメントでいくつか寄せられていましたが、それで

終わりとするのではなく、今後も利用する市民の声を反映するのは、私は当然であると考えています。その点で、今回の請願の中身については、今もありましたが様々な問題点が上げられていましたが、拙速に結論を出すのではなく、十分に検討することが必要であり、議論はこれからだと思います。この問題と庁舎整備と混同して庁舎整備、立ち止まるという話も少しありましたが、この庁舎整備は立ち止まる必要はないわけで、その問題では走りながら図書館充実の議論は当然できるはずであります。この請願については、先ほど境和則議員からも継続の話も少し触れられましたが、私もこれから議論することありますから継続審議が妥当であると考えていました。しかし、委員会が討論採決を行って不採択の結論を出されたので、私は今後の議論をこれで終わりとするのではなくて、今後の議論を保障するという立場から、この請願については賛成をしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで、請願第1号に対する討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。請願第1号、新図書館建設への市民参加に関する請願について、委員長の報告は不採択であります。よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。請願第1号については、採択することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、請願第1号は原案のとおり採択することに決定しました。

—————○—————

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、防災、健康管理等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会改革検討特別委員会

- 1 議会改革に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。



追加日程第1 意見書案第1号 国民健康保険制度の改善を求める意見書

○議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第1、意見書案第1号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

葛原勇次郎君。

[登壇]

○16番（葛原勇次郎君） 意見書案第1号、国民健康保険制度の改善を求める意見書の提出について申し述べます。意見書提案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第

14条第2項の規定によって、福祉厚生常任委員会より提出いたします。

提案理由といたしましては、国民健康保険の世帯が8割以上が所得の低い層で多くを占めているのが現状であります。独立採算性といって、これ以上、住民負担を求めることは困難であります。

一方、国保事業の財政運営の厳しさを自治体独自で対処することも限界であります。よって、国民健康保険制度の改善、とりわけ財政への支援拡充を国に求めるものであります。

提出先及び意見書については、お手元の資料に記載しております。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、平成25年第1回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○
閉会 午後零時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 山 瀬 義 也

菊池市議会議員 大 賀 慶 一

菊池市議会議員 岡 崎 俊 裕

付 録

平成25年第1回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(2月28日・3月15日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第2号	菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第3号	菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第4号	菊池市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	原案可決
議案第5号	単県基幹水利施設応急対策事業分担金徴収条例の制定について	原案可決
議案第6号	菊池市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について	原案可決
議案第7号	菊池市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第8号	菊池市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第9号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第10号	菊池市議会等に出席した選挙人等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第11号	菊池市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第12号	菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第13号	菊池市水迫里山の家条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第14号	菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第15号	菊池市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第16号	菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第17号	菊池市単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第18号	菊池市水道事業の設置等に関する条例及び菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第19号	菊池市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第20号	菊池市市民交通災害共済条例を廃止する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第21号	平成24年度菊池市一般会計補正予算（第9号）	原案可決
議案第22号	平成24年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第23号	平成24年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第24号	平成24年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第25号	平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第26号	平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第27号	平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第28号	平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第29号	平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第30号	平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第31号	平成24年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第32号	平成25年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第33号	平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第34号	平成25年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第35号	平成25年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第36号	平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算	原案可決
議案第37号	平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第38号	平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第39号	平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算	原案可決
議案第40号	平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第41号	平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算	原案可決
議案第42号	平成25年度菊池市水道事業会計予算	原案可決

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第４３号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市菊池老人福祉センター）	原案可決
議案第４４号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第４５号	市道路線の認定について	原案可決
議案第４６号	市道路線の認定について	原案可決
議案第４７号	菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について	原案可決
議案第４８号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	原案可決
議案第４９号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第５０号	平成２４年度菊池市一般会計補正予算（第１０号）	原案可決
議案第５１号	平成２４年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）	原案可決
意 見 書 案		
意見書案第１号	国民健康保険制度の改善を求める意見書	原案可決
請 願		
請願第１号	新図書館建設への市民参加に関する請願	採 択
請願第２号	菊池温泉を含む市民広場一帯の活性化に関する請願	採 択
報 告		
報告第３号	平成２４年度菊池市教育委員会の事務に関する点検評価報告について	原案報告

菊池市議会会議録
平成25年第1回2月臨時会
平成25年第1回3月定例会

平成25年5月発行

発行人 菊池市議会議長 山瀬 義也

編集人 菊池市議会事務局長 城 主一

作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1010

~~~~~  
菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888  
電話 (0968) 25-2325